

平成24年 宮崎県定例県議会会議録
11 月

平成24年11月21日開会

平成24年12月10日閉会

平成24年11月宮崎県定例県議会会議録 目 次

11月21日（水曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 議長挨拶	4
1. 開 会	4
1. 議席の一部変更	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
宮原義久議会運営委員長	4
1. 会期決定	5
1. 議案第1号から第31号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5
1. 議案第31号委員会付託	8
1. 常任委員長審査結果報告	8
黒木正一総務政策常任委員長	8
1. 議案第31号採決	8

自11月22日（木曜日）

至11月26日（月曜日） 休 会

11月27日（火曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第32号追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 一般質問	12
黒木正一議員質問	12
・ 記紀編さん1300年記念事業について	
・ 防災対策について	
・ 林業政策について	
・ 水産業政策について	
・ 農業政策について	
・ エネルギー対策について	
高橋 透議員質問	24
・ 知事の政治姿勢について	

- ・自殺対策について
- ・地域医療対策について
- ・農林水産業振興について
- ・日南農林高校の跡地利用について

新見昌安議員質問 ----- 38

- ・知事の政治姿勢について
- ・防災対策の強化について
- ・子育て環境の整備について
- ・住宅弱者対策について
- ・図書館・図書室の充実について
- ・文化芸術の振興について

山下博三議員質問 ----- 49

- ・知事の政治姿勢について
- ・獣医師確保対策について
- ・中小企業金融円滑化法について
- ・本県の物流対策について
- ・障がい者雇用について
- ・薬物乱用防止の取り組みについて

11月28日（水曜日）

- 1. 出席議員 ----- 67
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 67
- 1. 一般質問 ----- 68

松村悟郎議員質問 ----- 68

- ・知事の政治姿勢について
- ・再生エネルギーの活用について
- ・鳥獣害対策について
- ・教育行政について
- ・沿道修景について

河野哲也議員質問 ----- 79

- ・知事の政治姿勢について
- ・若年者雇用対策について
- ・国道10号冠水対策について
- ・災害ボランティアについて
- ・エネルギー政策について
- ・自殺対策について

内村仁子議員質問	90
・がん対策の取り組みについて	
・医療対策について	
・スポーツランドみやぎについて	
・県内スポーツ愛好者支援について	
・プロスポーツ支援について	
・東日本大震災の支援策について	
・本県防災の取り組みについて	
・環境行政について	
押川修一郎議員質問	103
・知事の政治姿勢について	
・フードビジネスの推進について	
・精神疾患と自殺対策について	
・少子化対策について	
・記紀編さん1300年の取り組みについて	
・農政問題について	
11月29日（木曜日）	
1. 出席議員	121
1. 地方自治法第121条による出席者	121
1. 一般質問	122
前屋敷恵美議員質問	122
・知事の政治姿勢について	
・防災対策について	
・公契約条例、入札について	
・ヒアリンググループ（磁気グループ）の設置について	
中村幸一議員質問	132
・知事の政治姿勢について	
・障害者虐待防止法について	
・教育行政について	
・神武天皇の生誕地について	
太田清海議員質問	142
・平成25年度当初予算編成及び知事の政治姿勢について	
・県立病院問題について	
・生活保護行政について	
・オスプレイの配備について	

・ 県体育施設の利用について	
井上紀代子議員質問 -----	155
・ 県政のあり方について	
・ 地籍調査について	
・ 福祉対策について	
・ 観光振興について	
・ 埋却地対策について	
・ 教育問題について	
11月30日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	171
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	171
1. 一般質問 -----	172
二見康之議員質問 -----	172
・ 知事の政治姿勢について	
・ 教育行政について	
・ 林業問題について	
横田照夫議員質問 -----	183
・ 県の本気度（再生可能エネルギー、県産材販路拡大、チョウザメ、 記紀編さん1300年記念事業等）について	
・ 防災対策について	
・ いじめ問題について	
・ B S E 検査について	
有岡浩一議員質問 -----	197
・ 知事の政治姿勢について	
・ 新エネルギー対策について	
・ セイタカアワダチソウ等の駆除について	
・ 地域観光支援について	
・ 0.5次救急医療について	
・ 生涯スポーツの推進について	
・ 人材育成について	
井本英雄議員質問 -----	208
・ 宮崎県知事としての基本姿勢（根性）について	
・ 政策における基本戦略（コンセプト）について	
・ 口蹄疫慰霊祭とまちおこしについて	
・ 林業活性化のためのバイオマス発電所建設について	

- ・ 犬の殺処分について
- ・ 携帯電話中継基地局と人的障害について
- ・ 国道10号粟野名交差点の渋滞対策について

自12月1日（土曜日）

至12月2日（日曜日）

休 会

12月3日（月曜日）

1. 出席議員 ----- 225

1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 225

1. 一般質問 ----- 226

田口雄二議員質問 ----- 226

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 医療福祉行政について
- ・ 県産材の活用について
- ・ 商工観光行政について
- ・ 道路行政について
- ・ 教育行政について

坂口博美議員質問 ----- 239

- ・ 知事の政治姿勢（行財政問題）について
- ・ 税制について
- ・ 水産行政について
- ・ 自然災害と道路問題について

渡辺 創議員質問 ----- 254

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 県の広報戦略について
- ・ 人材の登用活用のあり方について
- ・ スポーツ振興のあり方について
- ・ 河川管理のあり方について
- ・ 新エネルギーに関する取り組みについて
- ・ 記紀編さん1300年記念事業について

1. 議案第32号採決 ----- 271

1. 議案第1号から第30号まで及び請願委員会付託 ----- 271

自12月4日（火曜日）

至12月5日（水曜日）

常任委員会

12月6日（木曜日）

特別委員会

自12月7日（金曜日）

休 会

至12月9日（日曜日） 休 会

12月10日（月曜日）

1. 出席議員	275
1. 地方自治法第121条による出席者	275
1. 議員の辞職許可（外山 衛議員）	276
1. 常任委員長審査結果報告	276
黒木正一総務政策常任委員長	276
高橋 透厚生常任委員長	277
山下博三商工建設常任委員長	279
松村悟郎環境農林水産常任委員長	281
西村 賢文教警察企業常任委員長	282
1. 討 論	283
前屋敷恵美議員（議案第7号及び第30号に反対、請願第24号、第25号及び第28号不採択に反対）	284
1. 議案第7号及び第30号採決	285
1. 議案第1号から第6号まで、及び第8号から第29号まで採決	285
1. 請願第24号採決	286
1. 請願第25号採決	286
1. 請願第28号採決	286
1. 請願第29号採決	286
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	286
1. 議員発議案送付の通知	287
1. 議員発議案第1号から第6号まで追加上程	287
1. 討 論	288
前屋敷恵美議員（議員発議案第5号に賛成）	288
1. 議員発議案第1号から第6号まで採決	288
1. 選挙管理委員及び同補充員の選挙	288
1. 閉 会	289
<hr/>	
1. 資 料	291
平成24年11月定例県議会日程	293
議案送付文書	294
一般質問時間割	297
議案委員会審査結果表	299
議案・請願委員会審査結果表	300

閉会中の継続審査・調査申出一覧	303
1. 議案議決件名一覧表	305
1. 議員発議条例、意見書、その他	309
宮崎県議会委員会条例等の一部を改正する条例	311
宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	323
指定廃棄物の最終処分場建設候補地の選定手順の改善等を求める意見書	327
患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ) の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書	328
メタンハイドレートの実用化を求める意見書	329
地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める 意見書	330
1. 請願一覧表	331
1. 議事経過	349

11月21日（水）

平成 24 年 11 月 21 日 (水曜日)

午前 10 時 1 分開会

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 凶 師 博 規 (日日新)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 6 番 松 村 悟 郎 (同)
- 7 番 内 村 仁 子 (同)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 西 村 賢 (同)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 横 田 照 夫 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 25 番 外 山 衛 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 十 屋 幸 平 (同)
- 34 番 中 野 廣 明 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 中 野 一 則 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| 知 事
副 知 事
総 合 政 策 部 長
総 務 部 長
危 機 管 理 統 括 監
福 祉 保 健 部 長
環 境 森 林 部 長
商 工 観 光 労 働 部 長
農 政 水 産 部 長
県 土 整 備 部 長
会 計 管 理 者
企 業 局 長
病 院 局 長
財 政 課 長
教 育 委 員 長
教 育 長
公 安 委 員 長
警 察 本 部 長
人 事 委 員 長
代 表 監 査 委 員 | 河 野 俊 嗣
牧 元 幸 司
稲 用 博 美
四 本 孝
橋 本 憲 次 郎
土 持 正 弘
堀 野 誠
米 原 隆 夫
岡 村 巖
濱 田 良 和
豊 島 美 敏
濱 砂 公 一
渡 邊 亮 一
福 田 直 子
近 藤 好 子
飛 田 洋 章
山 崎 殖 章
加 藤 達 也
村 社 秀
宮 本 尊 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| 事 務 局 長
事 務 局 次 長
総 務 課 長
議 事 課 長
政 策 調 査 課 長
議 事 課 長 補 佐
議 事 担 当 主 幹
議 事 課 主 査
議 事 課 主 任 主 事 | 田 原 新 一
小 八 重 英
山 之 内 稔
福 嶋 幸 徳
佐 野 詔 藏
谷 口 浩 太 郎
伊 豆 雅 広
関 谷 幸 二
川 崎 一 臣 |
|---|---|

◎ 議長挨拶

○外山三博議長 おはようございます。開会前に一言お礼を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、現在、本県におきましては、記紀編さん1300年記念事業に官民挙げて取り組んでいるところであります。そこで、議会としても何かできることはないかと考え、古代衣装を着用して本会議を開催することを御提案いたしましたところでございます。議員の皆様を初め、知事以下執行部の皆様など、出席者全員の御賛同をいただき、本日このように実現したところであります。

この試みが、記紀編さん1300年の機運の盛り上げ、ひいては本県の振興につながることを祈念いたしますとともに、御協力いただきました関係者及び関係団体の方々に厚くお礼を申し上げます。

◎ 開 会

○外山三博議長 これより平成24年11月定例県議会を開会いたします。

出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○外山三博議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○外山三博議長 会議録署名議員に、宮原義久議員、太田清海議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山三博議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 御報告いたします。

閉会中の去る11月14日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました平成24年11月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計31件、その内訳は、補正予算3件、条例23件、予算・条例以外5件であります。このほか2件の報告があります。また、さらに人事案件が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から12月10日までの20日間とすることに決定をいたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、まず、提案されます議案のうち、衆議院議員総選挙関連の補正予算議案を総務政策常任委員会に付託し、本日中に採決を行います。

次に、11月27日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計19名以内とし、質問順序は、22日が締め切りとなっております通告書の提出を待って決定をいたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。12月4日、5日の2日間で各常任委員会を開催していただき、12月10日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますよう、お願いをいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山三博議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月10日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第31号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第31号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成24年11月定例県議会の開会に当た

りまして、まず冒頭に一言御礼を申し上げます。

記紀編さん1300年を盛り上げるため、県議会からの御提案によりまして、本日このように古代衣装を身にまとっての本会議となりました。いにしえより伝えられておりますさまざまな知恵や力が、今、我々の体によみがえり、未来へと突き進む大きな力になる、そのような思いがいたしておるところでございます。「神話のふるさとみやぎき」をアピールする上で、またとない機会を設けていただきましたことに対しまして、外山議長を初め県議会の皆様へ厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、全国和牛能力共進会についてであります。

先月25日から29日までに長崎県で開催されました「第10回全国和牛能力共進会」において、本県は、口蹄疫により多くの優秀な牛を失うという大変厳しい状況にもかかわらず、9部門中5部門での優等首席受賞に加え、第7区の総合評価群における、はえある内閣総理大臣賞を受賞、さらには、各部門の総合得点で道府県の順位を決める団体賞で見事1位を獲得し、前回大会に引き続き、宮崎牛が連続日本一になるという輝かしい成績をおさめることができました。これもひとえに、出品者の皆様を初め、多くの関係者の方々のたゆみない御努力のたまものと、厚く感謝をしております。

県といたしましても、口蹄疫の終息宣言から2年の節目を契機としまして、「忘れない そして 前へ」を合い言葉に、新しいステージに向かって、より強く前進していくとともに、日

本一の連覇を機に、本県の畜産全体を一層盛り上げ、県内経済全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、明後日の23日には、今回の連続日本一の成果を受け、出品農家の栄誉をたたえとともに、これまで多くの支援をいただいた県民の皆様への感謝の気持ちをあらわすため、県内の関係機関が一丸となった実行委員会の主催による「日本一『宮崎牛』県民感謝祭」が開催されますので、ぜひ、多くの県民の方々にも参加いただき、一緒に喜びを分かち合いたいと考えております。この中で、今回の栄誉をたたえ、生産者団体等が挙県一致の体制で取り組むために組織された「第10回全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会」に対しまして、県民栄誉賞を授与することとしております。県議会議員の皆様におかれましても、感謝祭に御参加いただきますとともに、本県畜産の振興に、これまで以上の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

2点目は、東九州自動車道についてであります。

東九州自動車道須美江―北川―延岡間が12月15日に、さらに、都農―高鍋間が12月22日に開通する運びとなりました。これは、当初予定されていた平成25年3月から約3カ月前倒しの開通であります。

今回の開通は、災害時の救援物資や患者の搬送など、「命の道」としての防災・医療面はもとより、企業立地の推進、広域観光ルートの形成といった産業面においても大きな意義があり、大変喜ばしいことでもあります。

本県の高速道路の整備促進につきましては、これまでも私自身が、その必要性を強く国や関係機関に訴えてきたところでありまして、今月

9日には、外山議長とともに、東京での東九州自動車道建設促進中央大会へ参加し、早期全線開通へ向けて地元自治体の熱意を結集し、強くアピールしてきたところであります。

今後とも、本県の高速道路ネットワークの一日も早い全線開通に向けて、必要な予算の確保や未事業化区間の早期事業化について、引き続き、国や関係機関に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

3点目は、国の予備費等を活用した経済対策についてであります。

10月26日に閣議決定された「経済危機対応・地域活性化予備費等の活用」により、約19億円の国庫補助金等の追加措置が行われる見込みであり、これらを受け、公共事業を中心に経済対策事業を行うことといたしました。

これらの事業につきましては、当初予算の範囲内であるため、予算の補正は必要となりませんが、総額約32億円の事業を追加して行い、県内経済の活性化に、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第1号宮崎県一般会計補正予算についてであります。

補正額は、4億992万1,000円であります。歳入財源は、国庫支出金2億5,481万1,000円、繰入金8,360万3,000円、諸収入4,690万7,000円、県債2,460万円であります。

以下、その主なものについて御説明いたします。

まず、「みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業」についてであります。この事業は、東日本大震災の被災地及び被災者を支援するため、学校給食用食品としての農産物の

提供や、被災地の子供たちを宮崎に招いての交流事業など、市町村が取り組む事業に対し助成するものであり、今回の補正により、県内26市町村全てがこの事業に取り組むこととなります。

次に、プロ野球キャンプ環境充実強化事業についてであります。既存球団のキャンプ継続や新規球団の誘致を促進するために、プロ野球4球団によるプレシーズンゲーム開催に対し支援を行うものであります。

次に、産地再生関連施設緊急整備事業についてであります。省エネルギー技術等を導入したモデル的な大規模経営体を育成し、生産性の高い産地づくりを図るため、農業生産法人が行う低コスト耐候性ハウスの整備に対し助成するものであります。

次に、埋却地再生活用対策準備事業についてであります。口蹄疫に係る埋却地について、来年4月以降の発掘禁止期間終了後、農地等として再生活用を図るため、早期に整備着手が必要な埋却地を対象に実施設計を行うものであります。

最後に、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業についてであります。同基金を活用し、今年度から来年度にわたる1年間で、東日本大震災の影響により職を失った方など41名を新規に雇用し、雇用の創出や地域経済の活性化を図るものであります。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、「都市の低炭素化の促進に関する法律」の制定に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第5号、第6号、第8号から第16号まで、第18号から第23号まで及び第25号は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる一括法により、施設・公物の設置管理基準が条例委任されたことに伴い、条例の制定等を行うものであります。

議案第26号及び第27号は、工事請負契約の締結及び変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第29号「宮崎県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について」は、来年5月に予定している小倉ヶ浜有料道路の無料化に向けた定款変更の認可申請について、地方道路公社法の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」外6件であります。説明は省略をさせていただきます。

続きまして、追加提案させていただきました議案第31号宮崎県一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は、9億4,614万5,000円であります。歳入財源は、国庫支出金9億4,614万5,000円であります。この結果、議案第1号の補正と合わせ、一般会計の歳入歳出予算規模は、5,799億1,891万9,000円となります。

補正内容につきましては、去る11月16日の解散を受け、12月16日に行われる第46回衆議院議員総選挙の執行等に係る経費について措置するものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[降壇]

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議案第31号委員会付託

○外山三博議長 ただいま提案されました議案のうち、議案第31号については、お手元に配付の付託表のとおり、総務政策常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時50分開議

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号を議題といたします。

ここで、総務政策常任委員長の審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第31号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」について、慎重に審査をいたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

議案第31号について当局より、「今回の補正は、衆議院が解散されたことに伴う、第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査の執行に係るものであり、9億4,600万余の増額補正である。全額、国庫支出金として国から交付され、このうち5億7,500万円余は、投

開票経費やポスター掲示場費などとして、市町村へ交付するものである」との説明がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 総務政策常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第31号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

議案第31号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす22日から26日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時53分散会

11月27日（火）

平成 24 年 11 月 27 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 25 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 昭 藏 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 一 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 議案第32号追加日程

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名、全員でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第32号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案第32号について御説明申し上げます。

議案第32号は、収用委員会委員齊藤晃一氏が平成24年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく齊藤晃一氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、県議会の同意を求めます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○外山三博議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。1番バッターを務めさせていただきます。23日、ちょうど勤労感謝の日でありましたが、宮崎牛連続日本一の県民感謝祭があり、参加させていただきました。生産者、関係者の努力に敬意を表したいと思います。パレードをする中で、沿道から「おめでとう、おめでとう」という多くの声援を聞いて、多くの方々に応援していただいたんだと改めて思いました。「気づいたおかげより、気づかぬおかげのほうがはるかに大きい」と言った人がいますが、口蹄疫では、畜産農家以外の多くの人に影響が及びました。単なるお祝いだけでなく、県民のおかげへの感謝を込めたイベントは、大変意義があったと思います。こういうパレードに参加できたことは本当にうれしいことでした。企画した関係者にお礼を申し上げます。

それでは、主として、来年度予算重点施策について質問をいたします。まず、記紀編さん1300年記念事業についてお尋ねします。

議会初日、議長の提案により、古代衣装で本会議に臨みましたが、議会もみんなでこの事業に取り組もうという決意を内外にアピールすることになったのではないかと思います。10月に部会の調査で、島根、奈良、両県の取り組みについて調査に行きました。島根は平成25年の「平成の大遷宮」に至る3年間の「神々の国しまね」プロジェクト、奈良は本県と同じ9年間の「記紀・万葉プロジェクト」。島根は出雲大社という拠点があり、奈良は県内各地に国宝級の神社・仏閣があるなど、本県とは条件が異なり、宮崎独自の取り組みが必要というふうに感じました。話を聞いて、両県に共通していると

思ったのは、知事の強力な推進力、そして議会が一致して積極的に取り組んでいるということでした。奈良県で現地を案内してもらいましたが、乗せていただいた2台の車のナンバーはどちらも1300でこだわり、意気込みを感じました。そして、どちらの県庁職員ももてなしの心にあふれていました。奈良においては、職員に少しでも「記紀・万葉」に興味を持ってもらい、それを活用した施策を推進するために、職員のための「記紀・万葉プロジェクト」基礎知識集を作成しておりました。まず職員が「記紀・万葉」を理解し、歴史を活用した施策に役立てていこうという取り組みは、プロジェクトを県民挙げて進めるためには大切なことではないかと思いました。本県においては、庁内推進本部や庁内若手ワーキングチームを設置するなど、部局横断的に取り組むことになっておりますが、全庁挙げての取り組みについて、知事の考えをお伺いいたします。

次に、学校教育での取り組みについてお尋ねします。島根県、奈良県とも副読本等を活用したり、積極的に取り組んでいると感じました。本県においても取り組んでいるということですが、次年度の重点施策に「本県の神話・伝承等を次世代へつなぐ取組の強化」とあります。現状と今後の取り組みについてお伺いします。本県の場合、広範囲に神話・伝承があり、子供たちがそれぞれのふるさとの歴史への理解を深めることで自信や誇りを持つようになることは、大変意義のあることではないかと思えます。子供が話題にすることで、親も興味を持つようになることにもつながるのではないかと思います。学校教育における取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍

手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

記紀編さん1300年記念事業についてであります。この記念事業を盛り上げていくためには、県庁内の各部局におきまして、「古事記」や「神話」をそれぞれの事業に関連づけ、いわばスパイスとして、その一つの味つけとして活用していくことが大変重要だと考えており、私をトップといたします庁内推進本部や庁内若手ワーキングチームを設置して、部局を超えた自由な発想で取り組んできたところでもあります。また、職員向けに有識者を招いての勉強会などにも取り組んできたところでございます。ことしは、総合政策部や商工観光労働部、教育委員会を中心に、古事記編さん1300年を記念した関連事業やイベントを実施してきたところでもあります。それに加えまして、例えば、農政水産部においても、総合農業試験場の研究成果を生かしまして、県立高原高校での古代米アートに種を提供したり、教育委員会主催のシンポジウムにおきまして、本県の神話や伝説にちなんだ「神話シリーズスイートピー」のPRを行ったりもしております。さらに、県土整備部におきましても、「全国なぎさシンポジウム in みやざき」において、古事記をコンセプトに据えたパネルディスカッションを行うなど——これは大変おもしろいと思ったんですが、津波等の防災というものを中心に据えながらも、古事記という要素、さらにはサーフィンなどの波旅という要素も絡めた、非常にクロスオーバーな形でのディスカッションが行われたところでもあります。こうした部局横断的な取り組みを展開してきたところでありまして、今後とも、部局間の情報共有・連携を図りながら、全庁を挙げて推

進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

小中学校におきましては、県内各地にある数多くの神話や伝承を活用して、例えば、総合的な学習の時間などに、地域に伝わる神話や神楽について調べたり、学んだことをもとに、そのことを踊りや劇にして披露したりするなどのふるさと学習に取り組んでいるところであります。高等学校におきましても、来週になりますが、実は、東京有楽町の駅前にあるイベント広場で、高千穂高校生が修学旅行を利用して、高千穂神楽を東京の方々に3回披露するというようなことなどを予定しているところであります。さらに、県教育委員会におきましては、本年度新たに、小学校社会科副読本の中に神話や伝承に関する紹介ページを設けるとともに、郷土宮崎について学ぶ県の教育用ホームページ「ひむか学」の充実を図っているところでございます。また、宮崎ゆかりの神話や伝承を集めて作成しました冊子「みやざき言の葉」の活用なども進めております。今後とも、子供たちが神話や伝承に親しみながら、郷土に対する誇りや愛着を育むことができるよう、学習の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○黒木正一議員 奈良県に行きましたときに、観光行政のあり方について、担当の職員の方から熱心な思いを聞かせていただきました。普通考えられがちな行政のプロセスというのは、まず1番目に誘客の促進を図る、それが来訪者の増加になりまして、2番目に経済効果となつて、3番目に郷土の誇りにつながるということであるけれども、一方、本当はこうありたいと

思う観光行政というのは、1番目に住民の方々が地域のすばらしさに気づく、2番目にそのことから郷土の誇りが醸成される、3番目に自分が愛する地域をみんなに見てほしいと感じる、4番目にそれを多くの人に伝えることで来訪者が増加する、その結果として5番目に経済効果が上がる、これが本当にいい観光行政のプロセスではないかという話をお聞きしました。有名な観光スポットの多い県だから言えることかもしれないかもしれませんが、自信たっぷりに説明していただいた担当職員は、長い間、観光行政に携わってきたということでありまして、関係する職員からも一目置かれているようで、話を聞きながら、スペシャリストを養成することも大切なことではないかというふうに思いました。一度話を聞いただけで人間を判断してはいけないと思いますし、また、本県の職員が劣っていると、そういうようなつもりもありませんけれども、特に、今回のプロジェクトのように9年に及ぶ事業に本気で取り組むには、次々に異動することなく、専門性を高めることも重要ではないかというふうに考えますが、人事の考え方について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今お話を伺っておりまして、観光なりのあり方というもの、まさに議員のおっしゃるとおりだと思っております。地域に対する愛着や自信や誇り、それに根差した観光PRというものが大事なのではないかというふうに感じるところでございます。そういった取り組みを進めていく上でも、人事のあり方、人材養成のあり方は、大変重要なものだというふうに考えております。一般的には、基礎的な知識や能力というものを身につけてもらうために、入庁から一定期間につきましては、幅広く複数の分野の業務を経験できるよ

うなジョブローテーションを行っているところではありますが、一方で、高い専門性や広い視野を持った職員を養成する必要もあるところでございます。例えば、研究部門でありますとか農政における普及部門、また税とか福祉、そういった部門などは、業務上の必要性や本人の適性、希望なども踏まえまして、在課期間、特定の組織に在籍する期間を長くするとか、また複数回そこに配置するなど、そういう専門性の高い職員の育成にも努めているところであります。業務の内容、また、その時々課題に応じて、そのような人材育成に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 現在の人事異動のあり方というものは、長い間ででき上がった一番合理的な仕組みなのかもしれません。今、知事が言われました農業の技術職の件でありますけれども、以前に、ある地域で、あと1年この職員がいてくれたら軌道に乗るので、何とかあと1年おってくれるわけにはいかんかということで、職員本人の方も1年おって何とか軌道に乗せたいという話がありました。こういう話があるがということで相談をいたしましたところ、「この職員を潰すんですか」と言われまして、そういうことを言われたら、こちら引き下がらざるを得ないということがありましたけれども、こういう人を潰すのではなくて、生かしていくような組織づくりが必要なのではないかなど、そのときに感じました。臨機応変な対応、それから、もう少しローテーションの期間を長くすることの検討など、県民のために職員が十分な能力を発揮できる仕組みづくりが必要ではないかということで質問をいたしました。

次に、重点施策にあります防災力強化・減災対策について、南海トラフ地震等の被害想定が

企業誘致に及ぼす影響についてお尋ねいたします。南海トラフ地震による津波等の被害想定、深層崩壊推定頻度マップが相次いで公表されました。両方の被害想定地図を重ね合わせますと、本県には安全地域はほとんどなく、自然災害が多い、人の住む場所ではない地域と思われるかねない県となります。東日本大震災を受け、想定外を想定したものと思われませんが、宮崎県にとっては大きなイメージダウンと言えるのではないかと思います。南海トラフ地震の想定公表以降、太平洋沿岸以外に拠点を分散させリスクを減らすなど、その対策を本格化する企業もあると聞きますが、本県への影響はないのか、また、次年度重点施策には「地域の特色を生かす戦略的企業立地」とありますけれども、今後の取り組みについても商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 南海トラフ巨大地震につきましては、本県において津波等による大きな被害が想定されておりますが、その被害想定が公表された8月29日以降、16件を立地企業として認定しており、今のところ、大きな影響は見られないところであります。また、昨年東日本大震災以降、4社がリスク分散も踏まえて本県へ進出を決定した例に見られますように、本県は、現時点において確認された活断層がほとんどなく、直下型地震が発生する可能性が低いと思われることや、航空路線が充実していることなど、リスク分散の適地としての評価も得ているところであります。今後とも、企業立地活動に当たりましては、恵まれた自然や住環境、豊富で良質な労働力など、本県の優位性をアピールするとともに、本県の地域資源や特性を生かして、食品関連産業や医療機器関連産業など4つの重点分野を中心に、戦略

的な立地活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 非常に心配しての質問だったんですけども、前向きに明るい答弁をいただきました。高速道も大きく前進しますし、これからは優位性をアピールし続けていくことは、非常に大事なことではないかというふうに思います。ただ、被害想定が出てからまだ余り期間がありませんので、やはりしっかりした防災対策に今後取り組む必要があるのではないかとこのように思います。

次に、深層崩壊対策についてお伺いいたします。深層崩壊推定頻度マップを見ますと、本県は危険度が最も高いとされる面積の割合が38%、これは全国で2番目、九州で1番、海だけでなく、山津波の危険が最も大きい県ということになります。ことし7月の九州北部豪雨では、阿蘇一の宮町で6名が死亡するなど、熊本、大分、福岡の3県で死者、行方不明者合わせて32名が出る大災害となりました。私も阿蘇に行ってみましたけれども、なぜここが壊れるのかというようなところがあちこちにありました。それが深層崩壊かどうかはわかりませんが、自然災害の恐ろしさを見てきました。昨年の台風12号では、奈良県で死者、行方不明者合わせて22名となる豪雨がありました。本県においては、平成17年の台風14号で何カ所も深層崩壊が起きるなど、これまで経験したことのない豪雨が多くなっております。避難所で被災する例もあり、避難地の再検討、また対策を見直す必要があると思われませんが、県の深層崩壊対策について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(濱田良和君) 深層崩壊につきましては、ことし9月に国土交通省から第2

回目の調査結果が発表され、この中で、平成22年8月の第1回発表におきまして、特に発生頻度が高いと推定された地域について、4段階に分けた危険度が示されたところであります。これを受けまして、九州地方整備局においては、このような地域を中心に、大規模な崩壊が発生した場所を震動センサーにより検知するためのシステムを整備するとともに、住民の避難を支援できる体制の構築を図るなど、ソフト対策の検討を行うと聞いております。県といたしましては、深層崩壊に係る調査結果等を広く県民に周知を図りますとともに、今後とも、国や関係市町村と連携を図りながら、深層崩壊を見据えた警戒避難体制のあり方についても協議を進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 このような被害想定が発表されますと、心配されることが幾つかあります。例えば、南海トラフ地震の被害想定では、津波から逃げおくれれば死者は最大4万2,000人、県全体で1万2,390ヘクタールが浸水すると想定されており、2メートル以上の浸水では、木造住宅の4割以上が倒壊すると報道されております。2メートル以上の浸水面積は、7,610ヘクタールにも及ぶとされております。「県産材を使いましょう」ということで、知事はテレビコマーシャルに出ておりますけれども、木材の需要拡大を目指す中で、影響が出るのではないかとこのように心配もされます。「正しく恐れる」ということを強調しておりますけれども、これは最悪の場合ですよということを理解してもらうような情報の出し方が必要じゃないかというふうに常々思います。いずれにいたしましても、本県は、全国一の自然災害の危険な県であり、防災対策の最も必要な県と言えらると思えます。市町村と連携し、徹底したハード・ソフト

合わせた防災対策を練るべきであると考えます。国もこのような被害想定を公表したからには対策をする責任があると思います。復興予算の使い方の問題で、防災予算の見直しの動きというようなこともあるようですけれども、防災予算の確保の取り組みについて、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 防災対策につきましては、私もかねがね常在危機という認識のもとに、その緊急性、重要性を訴え、取り組んできたところではありますが、来年度の予算編成方針の中でも特に重点的な施策として位置づけまして、先日も、従来の考え方の枠にとらわれずに、具体的な検討を進めるよう、改めて指示したところでもあります。特に、南海トラフ巨大地震につきましては、御指摘のような非常に大きな被害想定が示されているところでもあります。危機感を持って、先日も国に対しまして、特別措置法の制定や財政的な支援、社会資本の整備などにつきまして、直接防災担当大臣や国土交通大臣にお会いするなどして、強く要望を行ってきたところであり、沿岸の9県の知事での連携をしての要望というのでも取り組んでおります。また、本県におきましては、現在、九州ブロック協議会の幹事県といたしまして、九州各県や関係機関との調整役を果たしているところであり、12月には、県内の沿岸部全ての市・町との協議会を設置しまして、相互連携を強化しながら対策を推進することとしておるところでございます。今後とも、国に対しまして、九州各県や県内の意見も集約しながら、必要な予算の確保など、積極的に提案要望活動を進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 東日本大震災の津波で、ある町の防災対策庁舎にいた町の職員の方々が犠牲

になり、町長が高台に避難させなかったのが原因として、町長を業務上過失致死容疑で告訴し、受理されたという報道がありました。きのうは、その現場検証のニュースが流れておりましたけれども、被害想定が公表されれば、想定外では済まされない責任が出てくるのではないかというふうに思います。市町村と連携して、しっかり取り組んでいただくようお願いしておきたいというふうに思います。

次に、林業の問題についてお伺いします。

重点施策の中にも「持続可能な林業・木材産業の構築に向けた取組の強化」というふうにあります。木材価格の急落を受けて、木材価格対策特命チームが6月に設置されました。その取り組みとしては、現状把握や原因分析、今回の木材価格下落対策の検討とか対策の推進ということでありましたけれども、どのような検討がなされ、どのように取り組んできたのか、また、この特命チームはいつまで設置するのかを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 木材価格対策特命チームにつきましては、今回の価格下落の原因分析のほか、林業関係団体等との意見交換を行いながら、必要な対策を検討してきたところでもあります。これに基づき、当面の緊急的な対策として、国有林を初めとする関係団体とともに、立木伐採や販売時期の先送りなど、出材抑制に取り組んだところでもあります。さらに、9月補正予算におきまして、下刈りの2回刈りを補助対象として拡大し、素材生産に携わる作業員の雇用の場を確保したほか、乾燥柱材の提供等による県産材活用住宅の建設を促進するなど、当面必要な対策を取りまとめたところがございます。現在、木材価格は持ち直しておりますが、まだまだ予断を許さない状況にあります

ので、特命チームにつきましては、当分の間、存続し、関係団体等と連携を図りながら、木材価格の動向把握や安定化に向けた対策の検討を行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 財政状況が非常に厳しい中、前回は苦勞して補正予算を組んでいただいたのではないかというふうに思います。しかし、原木市場の話では、出荷調整が行われ、価格はやや持ち直したと、それに伴い出荷がふえて、また安くなりつつあるという話でありました。県森連の東郷センターによりますと、杉材の総平均は、11月5日に8,900円であったものが、11月20日には8,300円に落ちております。正月前後にかけて、また暴落といううわさも流れております。生産量よりも成長量のほうが多い構造の中で、需給バランス調整のための流通システムの見直しをしなければ、買い手市場は永遠に変わらないというふうに思います。特命チームが続くのであれば、そういうことにもぜひ取り組んでもらいたいというふうに思います。西米良村が行った「平成の江戸見物事業」として、高齢者が2泊3日で、皇居、スカイツリー、富士山、箱根を回ったというのが話題になりました。その必要経費は、2,300ヘクタールある村有林からの間伐材販売収入で賄った。そして、自己負担は旅費の約3分の1であったそうですが、木材価格が高ければ自己負担はもっと少なかったのかもしれませんが……。その中で、村長さんが「皆さんに木を植えておいてよかったと言ってもらえた。山がなかったらできなかった事業。一つ恩返しができる」と言ったことが報道されておりました。苦勞して山を育てた人に、少しでも恩返しができるような仕組みができることを願いたいというふうに思います。

次に、大径材の対策についてお尋ねいたします。大径材が今後次第に増加する、いわゆる木材の高齢化が問題となってくることが確実です。大径材の製品化に向けた研究開発や利用をどう拡大していくかは、今後の大きな課題と言えます。加工施設の整備にも取り組む必要があると考えますが、現在の取り組み状況と今後の対応について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 大径材は、柱・桁材等の構造材から板材まで多様な材が製材できることから、県では、木材業界と住宅業界が協働して行う大径材を活用した家づくりに対して、支援を行っているところであります。一方、大径材は、歩どまりの低下や均一な乾燥が難しいといった課題もあることから、木材利用技術センターでは、効率的な木取りや乾燥技術の開発のほか、民間事業者と連携して行う大径材を活用した集成材の開発などに取り組んでおります。さらに、国の事業を活用し、大径材に対応したプレカット施設や集成材加工施設の整備に取り組んでいるところであります。今後とも、大径材の製品化に向けた研究開発や利用拡大、大径材に対応した施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 記紀・万葉プロジェクトの調査のときに奈良に行きまして、そこで話を聞いたんですけれども、奈良の東大寺大仏殿の東側に樹齢200年を超す杉が一行に並んでいる、そこに子供を連れて行って、何でここに植わっているのかということを教えるんですよということでした。それは公慶杉という杉なんだそうです。江戸時代の初めに大仏殿の再建に尽力した公慶という僧侶——大仏殿が戦によって焼失した、大仏が雨ざらしになった、再建を決意し

て、全国を歩き回って、生涯をその復興に捧げた僧侶であり、亡くなってから4年後に大仏殿は再建されたということでもあります——が、自分のことだけでなく、200年、300年後の大仏様や大仏様を守る人たちのことを考えて植えたので、今、公慶杉と言われていると、それを子供たちに教えるんだという話をしておりました。現在、木材価格が非常に安くなっておりまして、将来の森林づくりへ向けた意欲というものが非常に乏しいものがあるというふうに思います。そこで、次のどういう森林をつくるかというのは、我々の世代に課せられた課題ではないかと思うんですけれども、苗木生産の振興についてお尋ねいたします。森林・林業長期計画によりますと、平成32年の造林面積目標は1,900ヘクタールとなっております。現在は1,500ヘクタール前後でありますから、苗木の増産が必要となります。苗木生産の状況を聞いてみますと、高齢化が進んでおり、本県の高い生産技術を継承する生産者の育成など、苗木生産の振興策が必要と考えますが、取り組みについて、また、林業技術センターにおいて、新たな苗木生産技術の研究を行ってきておりますが、その取り組み状況についても、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 県内の民有林においては、今後、森林資源の充実に伴い伐採面積の増加が見込まれることから、必要な苗木の安定供給が重要であります。このため、県では、苗木生産業者の登録に必要な講習会を開催するとともに、県が管理する母樹林の穂木を生産者へ供給し、新規の苗木生産者を育成するなど、苗木生産の振興に努めております。また、林業技術センターでは、小型挿し穂やコンテナ苗による省力化生産技術を開発したところであ

ります。特に、コンテナ苗は、生産者にとっては、苗木の管理がしやすくなることや年間を通じた出荷ができること、造林者にとっては、植林作業の効率化が図られることや苗木の活着がよくなることなどのメリットがありますので、その普及に努めるとともに、今後とも、生産技術の改良に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、水産業の振興についてお尋ねいたします。

浮き魚礁「うみさち3号」の再設置について、このことについては、前回の議会において後藤議員が質問いたしました。そのときに、原因究明委員会を設置し、事故の再発防止を図り、再設置に向け、国と具体的な協議を進めるという答弁でありました。海は山の鏡と思いますが、山が厳しければ海も厳しい。水産業は、資源の減少、魚価安、後継者難、魚食離れなど難問山積。漁業者の自助努力で解決できる部分もありますが、多くは複合的な要素が絡む構造的な問題と考えられます。この浮き魚礁「うみさち3号」の周りでは、かつてはキハダマグロなどもとれるなど、漁業者にとっては大変重要な魚礁であったと聞いております。再設置に向けてはどう進んでいるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 浮き魚礁「うみさち3号」の流出事故につきましては、現在、外部有識者を含む流出原因究明委員会を設置して、原因究明及び事故の再発防止策につきまして審議を進めているところであります。一方、地元の漁業者のことを考えますと、早急な再設置というものが必要でございます。今後は、この委員会における審議内容も踏まえ、事故の再発防止の徹底を図るとともに、早期の再設置に向け

まして、国と補助事業活用の協議というものを並行して進めているところでもあります。

○黒木正一議員 海面漁業も非常に厳しい状況にあります。国内の内水面漁業を見てみますと、非常に厳しいという状況にあるようです。漁業の生産量、それから生産額、いずれもピーク時からするとかなり減少しておりますし、また、養殖生産額も、最近はウナギ価格の上昇によって増加傾向にありますけれども、ピーク時からしたら半減しているという状況にあるようです。遊漁者数も、平成5年には1,343万人いたものが、平成20年には319万人と激減しております。内水面漁業の生産量というのは、統計のとり方が何度も変わって非常にわかりづらい面がありますけれども、本県における養殖の生産量はどうなっているのかをお伺いします。また、今後の振興策についても、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本県内水面養殖業の平成22年の生産量は4,265トン、生産額は推定で73億円となっておりますが、生産量につきましてはほぼ横ばい、生産額は年々増加傾向で推移しております。本県内水面養殖業の主体となっているウナギの振興につきましては、シラスウナギの採捕量の減少など深刻でございますので、稚魚や親ウナギの資源管理を推進しつつ、消費拡大のためのPRにもあわせて取り組んでいるところでございます。また、全国で唯一、稚魚の安定供給が可能となったチョウザメについては、日本一の産地確立、100億円産業の創出を目指しているところでございます。今後とも、養殖業者や関係機関との連携を図りながら、本県内水面養殖業の一層の振興に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 本県の内水面養殖において

は、生産額も増加しているということですが、ウナギの資源管理に取り組み、また、チョウザメの養殖など夢のある事業を進めるなど、振興に積極的であるというふうに思います。ただ、最近、内水面漁業の新たな問題として、カワウの捕食が指摘されています。私が通ります耳川流域でも見かけますし、椎葉のダム湖にも生息しております。鹿と同じように、40年前はほとんどいなかったようでもありますけれども、今や全国各地に広がり、1羽で1日に500グラムの魚を餌にしており、これは信じられないことでもありますけれども、全国の内水面漁獲量約4万トンの4分の1をカワウが捕食しているとも言われているようです。本県でも稚魚を放流しますが、放流直後は動きがよくないので、かなり捕食されるのではないかというふうに思います。魚の住む豊かな川づくりのためには、今後、注視していくことが必要ではないかというふうに思います。

次に、農業政策で、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の防疫対策についてお尋ねします。和牛能力共進会において本県が連続日本一と新聞に大きく報道された際に、小さく、台湾で口蹄疫発生の記事が載っておりました。10月16日には、口蹄疫の埋却地の再生支援を農水省に要望したときに、副大臣の「まだ菌は生きている」という発言が問題になりましたが、口蹄疫のあの惨状を忘れることが一番の敵ではないかと思いません。本県は、演習や研修会を行うなど、その対策に懸命であるというふうに思います。口蹄疫に加え、渡り鳥の飛来が本格化する中、鳥インフルエンザ対策も重要であると思えます。防疫日本一を目指す本県の取り組みについて、また、口蹄疫、鳥インフルエンザの近隣諸国における発生状況はどうなっているのか、農政水産

部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 家畜防疫につきましては、「二度と同じ事態を引き起こさない」を目標に、さまざまな取り組みを行っているところでございますが、今回の全共2連覇を踏まえ、「防疫も日本一」を目指して、さらに取り組みを強化していきたいと考えております。例えば、水際防疫につきましては、国際線ばかりでなく、国内線においても靴底消毒等のさらなる徹底を図っており、農場防疫では、家畜防疫員による巡回指導に加え、日ごろから農家を訪問する機会の多い獣医師等の協力も得て、農家の防疫意識の向上に努めております。また、迅速な防疫措置を徹底するため、防疫演習等を定期的実施しているところでございます。近隣諸国におきましても、口蹄疫については、台湾で9月と10月に、また中国で11月24日に豚で発生が確認されております。高病原性鳥インフルエンザについては、9月に中国で発生しており、リスクの高い状況が続いておりますので、今後も防疫体制の一層の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 本県におきましては、県境を越えた合同演習も行うなどしているというふうにも聞いておりますが、近隣諸国で発生しており、全く油断はできない状況にあると考えられます。近隣諸国との連携、情報交換により、より効果的な対策も必要であるというふうに思います。さすが口蹄疫を経験した宮崎県と言われるように、気を緩めることなく対策を続けていただくようお願いしたいというふうに思います。

次に、飼料価格対策についてお尋ねします。7月の初めに、アメリカの農業事情視察に行ってきました。シカゴの近くの畑作農場に行きま

したが、半世紀に一度の干ばつということで、トウモロコシも枯れ始めた畑がありましたし、大豆も例年の半分の成長しかないという状況で、これは大変なことになるという思いがいたしました。予感のとおり、大干ばつとなり、また、ヨーロッパの乾燥、凍害などによって穀物生産量が減少、トウモロコシ、大豆の国際価格は史上最高値を更新しました。日本の穀物自給率は26%で、輸入に依存しており、特にアメリカの作柄に大きく影響されることから価格高騰が懸念されます。日本一にはなったけれども、飼料・燃油高など、畜産を取り巻く環境は厳しいものがあります。日本一になってよかった、努力してよかったと言える対策が必要と思います。そのためには、生産費の多くを占める飼料価格対策も大事と思いますが、その対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 畜産経営に大きな影響を与える配合飼料価格は、昨今、大幅に上昇しており、農家に大きな不安を与えております。このような状況を受け、先般、知事と関係団体により、配合飼料価格安定制度の拡充と財源確保等について、国への緊急要請を行ったところであります。また、今後の畜産の持続的安定のためには、輸入飼料にできるだけ依存しない畜産経営の確立が極めて重要であり、現在、検討を進めております「畜産新生」においても、重要なテーマとして位置づけております。今後、配合飼料の原料として有望な飼料用米の利用を推進するとともに、食品残渣などを活用したエコフィード等にも取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 今言われましたように、確かに、飼料自給への取り組みが今後の畜産振興にとって極めて重要なことであると、これはアメ

リカの現場でつくづく思いました。中国が輸入国としてシェアを拡大しており、逆に日本の相対的地位が低くなっていました。アメリカからの大豆輸出量の55%が中国向けで、トウモロコシもふえており、今は日本が最大の輸出先でありますけれども、中国が加わって、メキシコ、韓国、エジプトとの5カ国で奪い合うおそれがあり、その上、バイオ燃料政策でトウモロコシ生産量の約4割がエタノール用に回っており、穀物争奪戦が国の内外で始まっているということでした。シカゴ郊外の畑作農場で大豆畑に案内されましたが、広大な畑に一本の雑草も生えていない、除草剤耐性遺伝子組み換え大豆、いわゆるGM大豆は、アメリカの大豆生産量の94%を占め、トウモロコシは、害虫抵抗性GM品種が88%を占めているという現実を目の当たりにしました。私は、30数年前、農業研修生としてアメリカ中西部に行きましたが、そのころからしますと、トウモロコシの単位収量は、品種改良が進み、約2倍になっておりました。また、当時、将来的に世界の人口が爆発的に増加するとして、畜産用の作物から人間のための食料生産に人道的に変えざるを得ないという考えから、のこくずを肉用牛の飼料にする研究などが行われており、人間的なところも少しはある国かなと思ったものでしたが、ますますビジネス化しているというふうに思いました。そして、最も気になったのは、GM作物を開発している種子会社が寡占化していることでした。

「種子を制する者は世界を制する」と言われるんだそうですけれども、ほんの一握りの種子会社が世界の食料供給全体を握ることにならないか心配されます。GM作物種子メーカーの寡占化の結果として、種子価格の急上昇、農薬使用量の増加が指摘されています。

さて、TPPのことが総選挙の争点になろうとしています。参加することによるデメリットの一つとして、食品安全基準の緩和やGM食品の表示ルール撤廃が言われています。どういう影響が日本に考えられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 国内の食品安全に関する基準は、科学的知見を基礎に、安全な食品を求める消費者の思いにこたえる形で確立されたものでありますので、農産物に対する消費者の信頼感のベースとなっております。このため、仮に、残留農薬基準の内容が拙速に他国のものと平準化されたり、遺伝子組み換え食品の表示の義務づけが不要となったりすれば、消費者がこれまで日本産の農産物に対して抱いていた安心・信頼感のイメージが揺らぎ、生産現場を含めて大きな影響を受けることが懸念されると考えております。

○黒木正一議員 詳しいことはよくわからないけれども、大きな影響が心配されるということであったと思います。アメリカでは、3カ所の農場を視察しました。そこで「TPPについてどう思いますか」と聞きましたが、どこも関心を持っていませんでした。「それは何の略ですか」と聞き返されたところもありました。世界戦略を狙うグローバル企業のためではないかというふうに思いました。知事は、TPP参加表明は拙速として、国に対して反対の要請を行ったと聞いておりますが、十分な情報を知らせないまま、重要な問題を選挙の争点にするというのは、許されないことだというふうに思います。

それでは次に、地域在来野菜の特産化についてお尋ねいたします。現在、出回っている野菜の種のほとんどはF1であり、均一でそろいが

よく、秀品率が高いので、普及するのは当然と言えば当然と言えます。F1は、本来持っている生殖能力に制限をかけていく技術でもあり、そういう意味からも、昔からあった在来野菜、固定種を地域野菜として育てていくことは、将来に向けて意味のあることではないかと思えます。本県においては、薬草・地域作物センターで特産化に向けて取り組んでおりますけれども、研究成果などについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 薬草・地域作物センターにおきましては、地域に在来する遺伝資源の収集・保存に加えて、形や色などで優良な系統を選抜し、固定化するといった、地域における伝統野菜の特産化につながる研究にも取り組んでおります。例えば、西米良村の糸巻き大根や旧佐土原町の佐土原ナスで商品化が期待できるような形質を持つ個体群の選抜を行っており、既に成果の一部を普及に移しているものもございます。今後も、地域における伝統野菜という資源が、販路開拓や加工品開発などを通じた産地の形成に結びつくよう、積極的な研究・普及に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 今、佐土原ナスの試験研究をしているということをお聞きしましたが、佐土原ナスは——私、この前、聞いたんですけども、新潟県はナスの作付面積が全国1位、そして新潟市が日本で一番ナスを食べる都市なんだそうですが、そこに10種以上の地方品種があると。その中で「やきナス」と名づけられた品種があるそうなんですけれども、そのルーツが佐土原ナスであって、新潟で地域野菜として活躍しているということのようです。どうか新潟に負けずに頑張っていたいただきたいというふ

うに思います。

この前、知事には平家まつりで椎葉村に来ていただきまして、武者行列にも参加、源氏方の先頭の馬に乗って行進いただきましたけれども、地元の評判では、よく似合っていたなということでありました。あそこにはいろんな地元の人が店を出してございまして、その中の一つに——食べられたかどうかわかりませんが——黒大豆を出している店がありました。非常にコクのあるおいしい大豆なんですけれども、「これはおいしいですね」と、その家に行っただけで言いましたところ、「種を持って帰って植えてみなさい」ということでした。そして、「これはいつまたいいんでしょうかね」と聞きましたら、「うちの裏山のあのネムノキに花が咲くときに種をまくんだ」という話でして、自然と一体となって野菜を栽培している、自然の前に非常に謙虚な人たちでした。先ほど話しましたように、今、種子会社が寡占状態になって、世界の食料供給を担おうとしているような大きなうねりの中で、本当にこれは小さなことかもしれませんが、しかし、在来の今まであった野菜を大事に種をとってまいていく、そういうことも非常に大事ではないかというふうに思いますし、そういう人に限って、喜んでもらうならお金は要らないというような人たちなんです。そういう人たちに宮崎県にもいつまでも住み続けてもらいたいし、日本にもそういう人たちが住み続けるということがすばらしいことじゃないかなというふうに、常々そういう人たちに話をして思っております。

余談が長くなって申しわけありませんが、次に、環境・新エネルギー先進地づくりは特別重点施策になっておりますけれども、新エネルギービジョンの策定についてお伺いします。こと

しの夏は全国的に暑い夏でしたけれども、福井県大飯原発の再稼働を契機として、国会議事堂が半世紀ぶりにデモ隊に取り囲まれるなど、エネルギー問題をめぐっても、殊のほか暑い夏でありました。こうした中、政府は討論型世論調査とかいうのも実施いたしましたし、原発依存度ゼロシナリオ支持が全体の約5割を占めたということで、「国民は省エネをもっと行い、またライフスタイルも変えて、コストが高くなっても再生エネルギーを推進し、国民も発想の転換をするということを引き受けると読むべき」ということで、国民の覚悟を求める結論を出しましたが、エネルギー基本計画の基本方針となる革新的エネルギー・環境戦略に2030年代に原発稼働ゼロを盛り込むことは、閣議決定は見送られて、曖昧なものになりました。ただ、そういう中であっても、本県においては、今年度中のビジョン策定を進めるというふうに聞きますけれども、今年度策定する理由と、新エネルギービジョン策定に当たっての知事の基本的な考え方をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 昨年の東日本大震災などを契機としまして、エネルギーを取り巻く情勢は、大きく変化しておるところであります。そういったことに加え、現在の県の新エネルギービジョンに掲げております太陽光発電やバイオマス発電などの目標値が既に達成されているという状況などを踏まえまして、現状を踏まえた新エネルギー施策を推進するために、その指針となるビジョンというものを今年度中に策定することが必要ではないかと考えておるところでございます。新たなビジョンでは、低炭素社会の実現など、現ビジョンの基本的方向性に加えまして、災害に強いエネルギーシステムの構築を図っていくことを施策の柱として盛り込む

とともに、本県の恵まれた地域資源であります太陽光やバイオマス、小水力を重点的に取り組む新エネルギーとして位置づけたところであります。こうした3つの新エネルギーの導入を具体的に進めるための戦略的プロジェクトに取り組ましまして、県民との協働によります環境・エネルギー先進地づくりの実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先ほどの質問でございますが、議員の御指摘がありました地域在来作物の普及は、大変重要なことだというふうに考えております。椎葉に参ったところでございますが、実は平家大根とか平家カブ、先日、これもいただいたところでありまして、非常においしいものであります。実は、牧元副知事の指示で、県内各地にそのような西米良の糸巻き大根も含めて在来作物があると、それをもっといろいろPRしていくべきではないかということで、今、一覧表をつくりまして、県外からのお客様にそれを説明できるような資料も整えておるところでございます。今後とも、そういった普及等に積極的に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○黒木正一議員 以上で質問を終わります。
(拍手)

○外山三博議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 9月議会が終わった先月、友人から私の携帯に電話がありました。体調不良で仕事に復帰できないから、福祉への相談がしたいとのことでございました。細かな調査があるから身内には事前に相談しておいたほうがいいと、私が知り得ている範囲で手続の要領を伝えました。電話の向こうの声は意外に元気だったことを記憶しています。数日後、その友人が亡くなったと突然の連絡で

あります。自殺でございました。突然の訃報に、しかも自殺という連絡に一時茫然となりました。電話をもらったときに、直接会って話を聞けばよかった、福祉事務所へ一緒に行けばよかったと後悔しました。私は、友人のひつぎの前で、ただただ濟まない、助けてあげられずにごめんなと手を合わせるしかありませんでした。生前見舞いに行くと、仕事に戻るんだと元気に話していました。でも、今思えば、気丈に振る舞っていたように思えてなりません。自立しようにも自立できない人がいます。経済的・社会的に追い詰められている人には、公助が必要です。芸能人の親が生活保護を受けていたことをきっかけに、生活保護行政が批判され出しました。最近では、生活保護世帯よりも最低賃金で働く人のほうが生活水準が低いからと、保護費の減額が検討されています。本末転倒ではないでしょうか。不正受給は許されるべきではありません。でも、なぜ最低賃金が低過ぎると論じられないのか、不思議に思います。衆議院総選挙を目前に控え、ある政党のマニフェストに、自分の生活は自分自身や家族による助け合いで支える自助・自立を基本とした改革が掲げられました。しかし、自立・自助をしたくても、その基盤が失われています。ひところ前までは、正社員で終身雇用は当たり前でした。親戚や近隣住民による支え合いもありました。一方、最後のセーフティーネットである生活保護は、申請したくてもしにくい空気がつくられています。孤立して生活にあえいでいる人を優しく包む自立のための基盤強化こそが、来る総選挙で求められる政策の一つではないでしょうか。議員の、議員による、議員のための政治とは決別すべきです。グローバル化により、勝ち残るための行き過ぎた競争は、もうそろそろや

めにすべきだと思います。新自由主義との決別です。一億総中流であった古きよき時代のいいところは取り戻すべきです。もとに戻すべきことは戻す勇気を政治が判断するときだと思います。そこで、生活保護のあり方と雇用問題に絞って、今回の総選挙に期待する知事の考えの一端をお聞かせいただきたいと思います。

後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

生活保護のあり方と雇用の仕組みについてであります。この生活保護制度は、生活に困窮する全ての国民に対しまして、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度でありまして、我が国の社会保障制度における最後のセーフティネットとして、重要な役割を果たしているものと認識しております。現在、国におきまして、扶助の適正化と自立の助長を一層促進する観点などから、生活保護の見直しにつきまして検討が行われているところでございますが、雇用制度のあり方なども踏まえながら、また、議員御指摘の点が多々あったわけでございますが、十分な議論がなされる必要があると考えておるところでございます。雇用につきましては、東日本大震災や円高の影響などもあり、依然として情勢は厳しく、不透明な中にある一方で、増加する非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた課題も指摘されているところであります。安定した雇用の維持確保というものは、企業の生産活動や経済社会全体の発展にとりまして大変重要な課題でありますので、それらを踏まえた十分な検討をいただきたいと考えておるところであります。以上であります。

〔降壇〕

○高橋 透議員 生活保護というのは、憲法第25条の理念に基づいて、最低限度の生活、ここを保障する制度であります。最低限度の生活というのは、健康で文化的なところを指しているわけですね。つまり、これ以下はないという保障なんですけど、底を引き上げることが大事なのに、今の政治というのは、低いところに全体を合わせる、押し下げる、何かそんな動きというのがあって非常に心配するんですね。公務員バッシング、公務員の賃金を引き下げる、それも同じような動きだと私は思っているんです。成長戦略がいろいろと今、総選挙を前にして語られていますが、御存じのように、GNPの6割は個人消費ですね。500兆円の6割、300兆円ですよ。人がお金をいかに使ってくれるか、そういう仕組みにすることが今求められている。つまり、サラリーマンなど国民の懐を温かくすること、そのことだと思うんですね。ところが、この10年以上は、人件費カット、賃下げの連続であったと思います。これで個人消費が伸びるはずがありません。そしてまた、金融緩和を言ってお札を印刷したところで、そのお札が国民の懐に行かないと、これまた消費は伸びないんですね。そのことを、私たちは当たり前のことを申し上げるわけで、そういうことでは成長はなかなか期待できないというふうに思っております。我が会派の太田議員も9月議会で言うておりましたが、本県が提唱しています地域経済循環システム、ここをしっかりと国も実行する。そのことが景気をよくして税収も上がる、そういうことになっていくと思います。まず、このことを知事もしっかりと認識した上で、いろんな県政運営には取り組んでいただきたいと思っております。そこで、知事にお尋ねするといいますか、あたりまえ体操という

のを御存じでしょうか。わかりませんね。COWCOWという2人組の漫才師がやっているんですけども、本当にこれはつまらないんですよ。右足出して左足を出すと歩ける、当然なことなんですけれども。これは何が言いたいかといいますと、当たり前のことも自然と社会に溶け込む、そういう環境整備、基盤整備をつくるべきだということです。いま一度、そのことを政治に求めるものであります。当たり前の社会をもう一度つくる必要があるではないか。そして、既得権益打破ということはある新党もかなり言っていますけれども、当たり前の既得権益もあるんですよ。そのことをしっかり間違わないように理解していきたいというふうに思っています。

質問通告の順番が入れかわりますけれども、自殺対策についてお尋ねいたします。

自殺対策行動計画改定の基本的な考え方なんですけれども、今策定中でありますが、そのことについて、まず知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成21年2月に策定しました宮崎県自殺対策行動計画は、実施期間が今年度までとなっておりますことから、現在、新たな計画の策定に向けて、民間団体等から成る宮崎県自殺対策推進協議会において協議いただいております。改定に当たりましては、8月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえますとともに、これまでの総合的な対策に加えまして、市町村や民間団体による地域の実情に応じたきめ細かな対策を実施することなど、方向性を定めたところであります。自殺対策の一層の推進を図るためには、県民一人一人が自殺者を一人でも多く減らすという思いを共有しまして、行動していくことが重要であり、そのような考え方を具体的な行動計

画に反映させてまいりたいと考えております。今後とも、市町村や関係団体等と連携を図りながら、一人でも多くの県民のとうとい命を救うために、積極的に対策を展開してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 一人でも多くの県民の命を救う、そのことを共有することを基本に盛り込んでいくんだということで御説明いただきました。そこで、私、先ほども友人の自殺について申し上げましたけれども、ことしに入ってから、本県の自殺者数は昨年と比べてどういった状況なのか。あるいは、保健所ごとに何か特別な事象とかがあれば御答弁いただけないでしょうか。関係部長、お願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 厚生労働省の統計でございますけれども、ことし1月から6月までの本県の自殺者数は139人となっております。昨年同期に比べて17人、10.9%の減となっております。市町村ごとの数値は公表されておられませんけれども、各保健所の聞き取りによりますと、前年同期に比べて、宮崎市保健所管内においては増加傾向、その他の保健所管内では、減少または横ばいの傾向にあるというふうに聞いております。

○高橋 透議員 まだ現時点で断定できる数字でもないし、そういう時期のタイミングもあるんですよね。この統計は1月から12月の統計ですから、年の瀬、あと1カ月そこそこなんですけれども、いろいろと注意深くその数字は見守っていききたいというふうに思っています。

ことしの7月22日だったんですが、全日本断酒連盟というのがあります、この九州ブロック大会が清武であったんですが、私も参加してきました。アルコール飲料というのは、どうも日本では寛容なところがあって、百薬の長だとか

飲みニケーションだとか、社会の潤滑油だとかいろいろと言われていまして、本当に寛容な国だというふうに言われています。一方で、本当に問題になっていますが、飲酒運転による重大な事故、こういったこととかDVとか児童虐待とか、さまざまなアルコールの害によって悲劇を生んでいるのも事実であります。アルコール依存症の合併による精神疾患としては、鬱病が圧倒的に多いらしいんです。そしてまた、自殺リスクを高めると言われております。このアルコール依存症と自殺、非常に関係があると思うんですが、本県のアルコール依存症に対する取り組み、対策について、関係部長に答弁を求めます。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおりでございますが、アルコール依存症は、鬱病と併発することなどによりまして、自殺の危険性を増す要因の一つと言われております。県では、アルコール依存症の正しい知識の普及を図りますとともに、医療機関等のスタッフに対する専門研修を実施いたしておりまして、県内における人材育成を図っているところでございます。また、精神保健福祉センターにおいては、専門の精神科医がアルコール問題等の相談に応じる薬物関連診療相談を実施しておりますほか、保健所等で随時相談に応じているところでございます。

○高橋 透議員 今、部長の答弁で、人材育成や保健所ごとに相談などに取り組んでいるということでありましたが、アルコール依存症の断酒会、この組織との連携や支援などはどのようになっているのか、御答弁ください。

○福祉保健部長（土持正弘君） アルコール依存症は「否認の病」と呼ばれ、適切な医療につなげることが難しく、医療機関における治療だ

けでなく、自助グループへの参加が有効とされているところがございます。県内では、お話にございましたように、「断酒友の会」を初めとする自助グループが、その当事者や家族への支援を行うために活動を行っておりますが、アルコール依存症を治療する過程で大変重要な役割を担っているものと考えております。県では、精神保健福祉センターや保健所等において、自助グループの活動についてチラシやハンドブックに掲載するなど、県民への普及を図りますとともに、活動の場として会場を提供するなどの支援を行っているところであります。アルコール依存症の早期発見・早期治療は、自殺予防の面からも有効な対策の一つでございますので、今後とも、関係団体等と連携を図りながら、アルコール依存症対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 いろいろと支援されているという御答弁でありましたが、断酒会組織はまだ少ないんですよね。調べてみたら、県内15団体——15団体といっても、宮崎市には清武とか高岡とかに支部があって、5つぐらいあるらしいんですよね。ということは、県内に10市町村あるのかなと、まだそういうレベルなんです。だから、自殺対策もまだまだ手だてはあるんだということを、私もこの自殺対策を調査した段階で思ったところであります。今後も行政の御尽力をぜひお願いしたいと思っています。

次に移ります。知事の政治姿勢というところで、九州広域行政機構、こここのところからお尋ねしてまいります。この機構の目的というのは、この間の議会の質問でたびたび出てきましたから、申し上げるまでもないと思うんですが、いわゆる二重行政の解消ということが一つ大きな特徴であると思うんです。ただ、前回、

道州制の部分で鳥飼議員がおっしゃっていましたが、結局、国の出先機関の事務・権限は完全に移譲されないで、国の関与が残るところとも言われているわけですね。だから、現在の国、県、市町村の3層制から、国、広域行政機構、県、市町村という4層制になるんじゃないですかということなんですかけれども、その辺は知事はどうお考えですか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国の出先機関改革につきましては、御指摘がありましたように、もともと、現在の出先機関の事務・権限・人員・財源等を丸ごと地方移管することというところでの議論がスタートしたわけございまして、そういった理念どおりに設計がなされれば、必ずしも屋上屋を架すことにはならず、国の出先機関の役割を地方が担うことで、より地域・住民ニーズを反映した行政展開が可能になるものというふうに考えるところでございます。しかしながら、今御指摘がありましたように、また、これまでもこの議会で多々議論がございましたように、これまでの議論の到達点として、今月15日に閣議決定された関連法案等におきましては、移譲される事務・権限の範囲や財源、国の関与のあり方など、改革の根幹にかかわる重要課題について、今後の検討に委ねられているというところでございます。今後、出先機関のあり方、その検討に当たりましては、改革の本来の目的・趣旨を踏まえまして、真に地方分権の確立に資するものとするのが不可欠であろうというふうに考えております。

○高橋 透議員 私が尋ねているのは、私が申し上げている説明ですと、3層制が4層制になりはしないですかということなんです。知事のお考えを教えてください。

○知事（河野俊嗣君） 必ずしも制度の上で4層制というところはございませんが、本来考えておりました丸ごと移管ではない形での議論なり検討が現在進められているということについて、国の関与等が残るといふ御指摘につきまして、それは本来の地方分権の改革の趣旨からすると、いろいろ問題があるのではないかとということをお知らせしたところでございまして、本来の趣旨の真の分権に資するものという内容にしていくことが大変重要だろうというふうにお考えしております。

○高橋 透議員 はっきりおっしゃいませんでしたが、関西広域連合、あそこに奈良県が参加しなかったというのは、私が今申し上げたところを主張していますよね。知事もおっしゃいました屋上屋を重ねるよということ、奈良県は参加しなかったというふうにお聞きしております。過日、都道府県議会の研究交流大会が東京でございまして、私も参加してきましたが、私は大都市制度改革と広域自治体議会の分科会に出席しました。そこで、京都府議の説明を詳しくお聞きさせていただきましたが、その京都府議会の附帯決議の中に次の一文があります。「関西広域連合は、いわゆる道州制に転化するものではないことを改めて確認するとともに、道州制をめざすための運動等に資することのないように留意すること」とあります。つまり京都府議会は、現時点では道州制を否定されていると私は理解しました。兵庫県も道州制に否定的だということにお聞きしております。関西広域連合と違って、私どもの九州広域行政機構の首長は、いわゆる道州制への足がかりにするんだよという首長が結構多いというふうにお聞きしております。そこで、道州制に対する知事のスタンスを改めてまたお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、九州広域行政機構の位置づけや将来の展望につきましては、九州知事会の中でも、それぞれの知事の捉え方に温度差があるところでもあります。足がかりという表現がございましたが、道州制に向けた予行練習ではないかというような考え方、また意見を述べられる知事もおられるところがございます。ただ、九州知事会全体の整理としては、あくまでこれは国の出先機関のあり方の議論として提案してきたものであって、道州制に直結するものではないよう整理しておるところでございます。道州制についての考え方ということではありますが、これまでも申し上げましたように、あくまで地方分権を進めるその運動論として、そのための道州制というものを捉まえて、前向きに議論することは重要ではないかというふうにお考えしております。しかし、今この道州制をめぐることは、必ずしもその議論がなされる時に具体的なイメージを共有しないまま、それぞれがいろんなイメージの道州制を想定しながら、すなわち議論のよって立つところを共有できていないのが非常に問題ではないかというふうにお考えしております。また、大変重要なことは、特に地方制度だけの問題ではなしに、霞が関などに代表されるような国と地方のあり方を考える議論に及ぶということございまして、そういう意味におきまして、今後、国のあり方、それから地方のあり方をどう考えるのか、そのような根本的な議論というものを進めていく必要があるかと考えております。

○高橋 透議員 隣の分府県も実は前向きなんですよね。この広域行政機構の議論が始まったときに、私も不思議だったんですよ。いろいろと執行部に聞くと、九州知事会の会長だから、

そういう役目柄じゃないですかというお答えもいただいたときがありました。ところが、その後、大分県は道州制の州都に手を挙げましたよね。やっぱりそこだったんだなと私は思ったんです。そこで、仮に、あり得ないと思うんですが、宮崎県に州都が来るときには道州制に賛成されるのでしょうか。知事にお聞きします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど言いましたように、道州制、よって立つ、どのようなイメージにあるのか、制度の良否というものは、どのような制度設計がなされるか、運営がなされるか、そこが大変重要であろうかというふうに思っております。州都の位置づけというものは、制度設計のあり方によって大きく変わってくるものだというふうに考えておるところでございます。州都のあり方、州都の具体的なイメージというものは、いろんなあり方があるかというふうに思っております。例えば、オーストラリアの首都のキャンベラのような形で州都をつくるというのものもあるのかもしれません。ただ、いずれにいたしましても、道州制というものの制度設計なり、具体的なイメージを共有することが大事であろうかというふうに思っております。

○高橋 透議員 深くは聞きませんが、道州制は、私がイメージするのは、特に本県にとってどんなメリットがあるのかなというところなんですよね。いわゆる地域間格差の拡大、ここが非常に不安で、懸念されるわけですよね。だから、メリットがあるのかなと、そういう具体的なメリットがもしあるのであれば、知事、教えてください。

○知事（河野俊嗣君） これは制度設計のあり方にかかわってくる問題でございまして、もし道州制の制度のあり方というものを議論すると

いうことになれば、今御指摘がありましたような地域間格差が出ないような制度設計が大変重要であろうかと思えます。そういう地域の声を吸い上げて、道州全体で調整するシステムというものをつくっていくというのが、非常に重要なポイントになろうかというふうに思っております。道州制だからそういうメリットがある・ないというよりも、どういう制度の設計をするか、そこにかかわってくるかというふうに考えております。また、道州制というものが今にわかには地方分権の中で課題として浮上しつつあるところでごさいます、今後、宮崎としてどのようなスタンスをとって臨むのか、大変重要な課題ということで、今後とも、検討また議論してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今、知事がおっしゃったことは、本当に大事なことなんです。どういう制度設計がなされるかでいろいろと判断されるだろうということなんですけれども、もっと突っ込んで、制度設計がどのようになるか、市町村の運命がかかっていますよね、いわゆる市町村のあり方。結局、制度設計がどのようになされるかというのが大事で、宮崎県というところは交通インフラがおくれている、これはみんな承知していますよね。そういうおくれがあるところに優先して予算づけをすとか、あるいは宮崎のここだけは譲れないよというところが盛り込まれるかどうかだというふうに思うんです。そういう知事の決意はあるのでしょうか。そういうところの議論まで押し込んでやれるかどうかなんです。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎を預かっている知事の立場としまして、宮崎の振興につながるような制度であるべきだというふうに考えておりますので、そのような議論がなされるときに

は、宮崎に軸足を置いたそういう主張をしてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 軸足を置いたという答弁は何回も聞かせていただいているわけです。だから、制度設計にこういうものが盛り込まれないと参加できない、そういう知事の哲学、そこをお持ちかどうかを私はお尋ねするわけです。いま一度、答弁ください。

○知事(河野俊嗣君) 具体的にこういうものがというところまで、そもそも議論の素材というものが今ないわけでありまして。そういうものに対して、こういう意見を言うというところがないわけですが、これまでずっと議員の御指摘がありましたように、本県がおくれをとらない、例えば、インフラ整備などのおくれしている本県にとって手厚い配慮もなされる、そのような制度設計というのは大変重要であろうかというふうに思っております。また、そのような制度というものの実現を目指して議論していくことになろうかというふうに思います。私としては、そのような意見を届けてまいりたいというふうに思っております。

○高橋 透議員 それでいいと思うんですよね。そういう意見をしっかり盛り込んでもらうようなことを、知事は知事会なりで発言すべきです。しかし、その後が大事なんですよ。宮崎県の主張が取り入れられなければ、ここには参加できないという御決意を、いつかは判断する 때가来るということだけは、きょうのところは申し上げておきたいと思っております。

次に移りたいと思っております。地方交付税一本算定の件でありますけれども、合併をいたしまして、あのときには10年間、特例がありました。合併しても10年間は合併市町村の交付税を算定して合算したお金で交付しますよと、そして、

その後に段階的に激変緩和するのが5年、つまり16年後には一本の自治体として算定するということになるわけです。この一本算定によって、24年度をベースにしたときに、どのくらい減額になるのか、総務部長、御答弁ください。

○総務部長(四本 孝君) 平成24年度におきまして、合併算定替えにより加算されている金額は、県内の7団体を合計した数値で、普通交付税と臨時財政対策債を合わせまして、約131億円となっております。この金額は、7団体に係る平成24年度普通交付税等の金額の約11.9%に相当するものでございます。

○高橋 透議員 総額131億円ということでありまして。これは宮崎県としての経済に対する影響は大きいですね。たしか串間市とかえびの市は、100億円ぐらいの一般会計の予算だというふうに記憶しておりますが、新聞にこのことも出ましたよね。これは臨財債を除く数字で出ていたようですけども、最大で16%減額される自治体もあります。大変な事態を招くというふうに思います。自治体によっては、交付税が歳入の半分を占めるところもあるわけですね。非常にこれは大きいなと思っております。本当に一本算定後に自治体の運営ができるのかなと、そういう危惧もされているわけでありまして、それなりの覚悟を持って合併されたわけですから、この間の合併後の自治体、財政改革、こういったところも言われてきていると思っております。ただ、現状が追いつかないというところも実際あるわけですよ。合併して役場が遠くなった。そのことによって新たな住民サービスが生まれる。コミュニティバスを走らせる。新たな行政サービスが生まれたところもありまして、非常に苦慮しております。そこで、今、市町村合併の検証を県もされているようですが、一方で、

合併しなかったところも不満はあるんですよ。生き残りのために、行政サービスを大幅にカットしているわけですよ。そういったところで不満もある。非常に一長一短あるわけでありませう。合併時にわかっていた交付税減額に備えた行財政改革がどこまで行われたかが問われてくると思いますが、いわゆる今行われている市町村合併の検証をしっかりと踏まえた上で一本算定化には対応されていくのか、知事に見解を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 合併算定替えの終了等の影響、大変地域に重要な影響を与えるのではないかと、御指摘のとおりであろうかというふうに思っております。10年間保障する特例措置、それから段階的ということソフトランディングが目指されておるところでございますが、その影響というものは、その後のいろんな状況の変化もあるわけございまして、総合的に見ていく必要があるかというふうに考えております。現在、県におきましては、合併の検証などにも取り組んでおるところでございますが、市町村というものが、合併の有無にかかわらず、住民の身近なサービスの担い手として健全に機能していくことは大変重要であるという観点から、現在、商工会や住民自治組織に対してのアンケートやヒアリング等を行っておるところございまして、この結果を踏まえて、コミュニティの活性化が図られるような取り組みというものを、市町村と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 先ほど申し上げましたように、現状が追いついていない。それぞれ合併市町村では、行財政改革をやってはきていらっしやと思うんです。単純な足し算、引き算での算定で、結果、対応が難しくなるのは、これ

は本当に想定されると思うんですよ。今後もしろいろと議論されて、交付税の総額をそのままそっくり減らすのか、できたら、そうじゃない方向で議論してほしいなという思いもありますから、また今後、推移を見守りながら対応していただきたいというふうに思います。

次に移ります。地域医療対策についてお伺いしてまいります。

新たな医療計画を今策定中ではありますが、過日、県の医療審議会において、次期医療計画の素案が示されて、その方向性が明らかになりました。その中で、本当にありがたいことで、二次医療圏については、現行の7医療圏に、そしてこども医療圏については、3つだった医療圏を4つの医療圏に戻すということで、本当に交通網が未整備である宮崎県にとっては、高く評価されるものであります。特にこども医療圏が4つになったということで、私の地元では、特にお母さん方が大変喜ばれております。本当にお礼を申し上げたいと思います。まだ確定ではありませんが、その段階で盛り込まれたことは、本当に喜ばしいことであります。ところで、厚生常任委員会の県外調査で、私どもは静岡県立こども病院に行きましたが、小児救急の患者は、重篤であればあるほど搬送先が本当に見つかりにくいと言われております。医療器材も複雑でありまして、例えば、気道確保のための呼吸チューブですけれども、成人なら大小2つでいいんですよ。ところが、小児は、ゼロ歳から14歳まで15種類あるらしいんですよ。県立日南病院にもお尋ねしましたら、2種類でそれぞれ7つのサイズがそろえてあるようであります。小児救急をどうするか、本当に問題になってくると思います。本県の交通インフラ、あるいは保護者の負担、ドクターヘリは夜間は

運航できない、そういうことを考えると、私は、こども医療圏はもっと細かく広げていくべきじゃないかなと思ったりします。確かに、医師の絶対数が足りませんから、今、私が申し上げていることは理想論かもしれませんが、でも、将来的に、できれば二次医療圏レベルまで、こども医療圏を拡大、細分化していくべきじゃないかなということを、今回の素案の報告を聞いたときに思ったところでございます。地域医療対策特別委員会で、「いつでも、どこでも、誰でもよい医療を」ということの議論がなされているようですから、その辺をいろいろとまた議論を起こしていただければというふうに思います。医療計画にはさまざまな数値目標が掲げられていまして、44あるようですが、その達成状況と成果をお伺いいたします。知事、よろしくをお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 現行の医療計画は、県民の医療に対する需要に的確に対応するために、今年度を最終年度として施策を展開しております。その達成状況と成果につきましては、救命救急センターの整備やドクターヘリの導入、災害拠点病院の耐震化や災害派遣医療チーム（DMAT）の整備など、救急医療や災害医療の分野では、着実に進捗しておるところであります。一方、がん対策や脳卒中对策などでは、検診受診率がなかなか向上しないなど、まだまだ計画達成に向けた取り組みというものが必要な分野もございます。特に検診の受診率、ここがさまざまな数値目標の中でも達成できていない分野が多くございます。県民の皆さんの意識を啓発していく取り組みが、今後とも重要であろうかというふうに考えております。現在、地域医療再生基金等を活用して、全ての分野に共通する課題であります医師確保対策と

いうものを柱に据えながら、僻地医療対策、小児医療対策、急性心筋梗塞対策などを進めておりまして、引き続き、計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 9月の代表質問で、我が会派の鳥飼議員が質問されたときには、まだ御答弁は明確になかったんですが、救急要請から医療機関収容までに要する目標平均時間は、次期計画に具体的な数値が盛り込まれるのか、関係部長に答弁を求めます。

○福祉保健部長（土持正弘君） 救急搬送につきましては、出動件数及び搬送人員数ともに増加傾向にございまして、それに伴って、救急隊の現場到着及び医療機関への収容に要した平均時間も年々延びている状況にございます。このため、次期医療計画では、救急患者の搬送時間につきましても、目標としたいというふうに考えております。県民の安心・安全の確保のため、救急医療体制の充実・強化は大変重要でございますので、今後とも、大学、医師会、消防等関係機関と十分連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 今、答弁いただきました目標を盛り込むということですが、その具体的な数値目標という書き方になるんですか。

○福祉保健部長（土持正弘君） これはいずれも、救急要請から現場到着までの時間とか、救急要請から医療機関等への収容までにかかった時間、これはずっと過去、右肩上がりで来ておりますので、その具体的な目標の立て方というのは難しいんですけども、少なくともこの数値を、かかった時間を短縮の方向に持っていくというような目標の設定になろうかというふうに思っております。

○高橋 透議員 短縮に向けるような、いわゆ

る文言で書くということですね、部長。

○福祉保健部長（土持正弘君） 現状よりも減少させるという目標になろうかというふうに思っております。

○高橋 透議員 それは当然そういう数値で書かないと、目標ですから、数値目標だから、やっぱり数値で、今30分かかっているところを25分にしますよとか、そういう数値目標にしないと私はわかりづらいと思うんですね。まだ素案の段階ですから、何とか具体的な数値で書けるように、いろいろと検討いただきたいと思っております。

次に、県内における地域医療の重要な担い手となっている有床診療所数の推移などの現状はどうなっているのか、部長に答弁をお願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 有床診療所数でございます。ピーク時の平成6年に402施設であったものが、平成22年には226施設に減少いたしております。なお、無床診療所を含めました診療所の総数でございますけれども、平成6年の772施設から897施設と、全体では125施設増加しているという状況でございます。

○高橋 透議員 非常に有床診療所の経営・運営は厳しいと聞いておりますが、次期医療計画において、どう位置づけして対応されていくのか、関係部長に答弁を求めます。

○福祉保健部長（土持正弘君） 有床診療所を含む診療所につきましては、御承知のとおり、地域のかかりつけ医として、住民の日常の健康管理や健康相談、一般に見られる疾病や外傷等に対する診断、治療などのプライマリーケアを担っているところでございます。県といたしましては、地域のかかりつけ医とそれを支援する地域医療支援病院との連携、また手術等の急性

期を担う病院とリハビリなどの回復期治療を行う診療所との連携、さらには初期から三次までの救急医療施設の役割分担と連携など、地域医療における役割分担と連携を推進することによりまして、地域で完結する医療提供体制の構築を目指してまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 役割分担と連携、そして地域で完結するような仕組みで、また次期医療計画ではやっていきたいということでもありますから、御尽力いただきたいと思っております。

次に、仮称でありますけれども、総合医育成サテライトセンターについて、9月に発表があったわけですが、総合医を育成する、そういう機関を県立日南病院に設置すると。本当に喜ばしいことではありますが、具体的な人員配置、あるいはサテライトセンターの機能について明らかになっている点について、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 地域総合医育成サテライトセンターでございますけれども、25年、来年の4月1日から指導医3名の体制でスタートする予定で、現在、総合医を目指す後期研修医を募集している段階でございます。サテライトセンターでは、指導医のコーディネートのもと、県立日南病院の各診療科や地域の医療機関の協力をいただきながら、2年間の実践的な研修を行いまして、総合医として育成し、その後、地域医療支援機構の調整によりまして、地域の医療機関に配置することといたしているところでございます。

○高橋 透議員 よろしく申し上げます。

そこで、県立日南病院の関係に来るわけですが、いろいろと収支改善が問われております。そのことはもとよりですけれども、いわゆる病

院全体の活性化になるというふうに私は期待するんですよ。そういうところをどう見られているのか、病院局長、よろしくお願ひします。

○病院局長（渡邊亮一君） 今回のサテライトセンターの設置について、日南病院側から見ますと、まず第1に、日南病院では、近年、内科医などが不足している状況にあります。そのような中で、医師が3名増員予定でございまして、病院自体の診療機能の充実が図られるということでございます。また、それによりまして、患者数の増と収支改善も期待されるのではないかと考えております。また2つ目に、今年度の初期臨床研修のマッチングにおいて3名が内定しておりまして、後期研修医を含め、若手医師がふえることで、病院内の活性化が期待できるというふうに考えております。そして3つ目でございますが、日南病院が県内の地域医療に寄与する総合医を育成する役割を持つということから、病院内の職員の士気も上がるのではないかと考えております。以上でございます。

○高橋 透議員 ありがとうございます。非常に期待しております。

それともう1点は、県南には2つの公立病院があるんですが、中部病院と串間の市民病院では、非常に医師不足対策に苦慮している状況にあります。県南地域の医療の質向上につながっていくと思うんですが、どのような影響をもたらすのか、福祉保健部長に御答弁を求めます。

○福祉保健部長（土持正弘君） まず、サテライトセンターでございますけれども、育成した総合医を県内各地の医療機関に配置することによりまして、県全体の医療提供体制を充実させることを目的としております。その中で、県南地域では、拠点となります県立日南病院の医師が増加すること、それから、お話のありました

日南市立中部病院、串間市民病院などでも、研修の一環として診療を行う予定でございまして、地域の医療の充実にもつながるものと考えております。

○高橋 透議員 よろしくお願ひいたします。

次に、農林水産業の振興についてお尋ねしてまいります。

まず、地産地消の関係です。1点だけお尋ねいたしますが、8月25日に開催されましたMRT感謝祭、ここで実は「日南一本釣りカツオ炙り重」が地元食材グランプリを受賞しております。このことについて、県はどう評価して、今後、どのように生かしていかれるのか、関係部長に答弁を求めます。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 「日南一本釣りカツオ炙り重」につきましましては、議員の御質問にもありましたように、本年8月に開催された県内各地の御当地グルメが集結したコンテストにおいて、見事優勝されました。また、平成22年5月の発売以来、約8万食を売り上げる人気メニューとなっており、JRの観光列車「海幸山幸」と組み合わせた旅行商品が造成されるなど、観光誘客に大きく貢献されているところであります。これは、カツオという日南が誇る素材の魅力はもちろんのこと、たれに漬けて込んであぶるという新しい食べ方を提案した関係者の方々の努力、チームワークの成果であり、本県を代表する御当地グルメの一つになったものと考えております。県としましては、今後とも、地域と連携しながら、炙り重のような本県ならではの食の魅力を生かした取り組みを支援し、県内外にPRするとともに、食を生かした観光誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今後とも、御支援をよろしく

お願いいたします。

次に、ことしは、特に県南でイセエビがとれないんですよ。昨年の2割から3割減だというふうに聞いております。理由はいろいろあるんですけども、県として考えられる、そういった不漁の原因、そして対策があれば、御答弁をお願いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） ことしのイセエビの不漁の原因といたしましては、漁の解禁当初の悪天候に加え、資源状況の悪化などが考えられております。イセエビの資源状況は、県全体で見ると、比較的良好な水準にあるものの、県南地域では低下傾向にあり、漁獲物が小型化するなど、とり過ぎの兆候も見られております。イセエビは、定着性の強い資源でありますので、今後は、さらに高い精度で地域ごとの資源の状況を把握し、小型エビの再放流や禁漁区の設定などを進め、より大きく成長させてから漁獲する資源管理を推進することにより、中長期的な漁獲量の回復を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今の部長の答弁を聞きますと、結局とり過ぎ、そこに一つの大きな要因があるような理解をしたわけですがけれども、9月議会で岩下議員が藻場の造成で質問されましたよね。結局この100年で海水温が1.2度上昇して、藻場が減少して砂漠化というふうに言われていますけれども、県南地域の海岸一帯が激しいかどうかというのはわかるのでしょうか。答弁してください。

○農政水産部長（岡村 巖君） 藻場につきましては、ウニなどの餌や魚類の産卵、また育成の場として、重要な役割を果たしております。しかし、近年、全国的にいそ焼けと言われる藻場の衰退が問題となっております、県南地域

におきましても、場所によっては、ホンダワラなどの大型海藻を中心に、藻場の消失や縮小が認められております。このような藻場の衰退の原因としては、魚類やウニによる食害の影響が大きいとされておりますので、県といたしましては、魚類の進入を防止する囲い網の設置やウニの密度調整など、食害を防ぐ対策を進めているところでございます。このような取り組みによりまして、県南地域におきましては、ホンダワラ類の藻場で、一定程度の回復が図られるなどの成果が見られる場所も出てきているところでございます。

○高橋 透議員 県北のほうはイセエビがとれているらしいんですよ。だから、いま一度聞きますけれども、北から南の藻場の関係は、極端に県南が減少しているということではないんですね。

○農政水産部長（岡村 巖君） 藻場の問題については、県南特有ということではございません。

○高橋 透議員 わかりました。ということは、やっぱり最初に答弁いただいた乱獲に、ひょっとしたら県南のイセエビ不漁の原因があるんじゃないかということでしょうか。一層の資源管理に努めていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、宮崎県産飫肥杉の関係で申し上げますが、飫肥杉というのは、皆さん御承知のとおり、確立された銘柄として、全国的に有名な杉だというふうには私は思っています。当然、出荷量も多いと思うんですね。しかし、今は、県産材を「みやざき杉」ということで県外に出荷されております。これは、私、22年の議会でも質問しておりますが、いわゆる「宮崎県産飫肥杉」として何とかPRできないものでしょう

か、ブランドとして。知事、御答弁ください。

○知事(河野俊嗣君) 飢肥杉であります、江戸時代、飢肥藩によりまして植林活動が進められて、樹脂分が多く、軽量で、弾力性があって折れにくいということで、造船用として国内外で広く使用され、お話にありましたように、知名度もあるものだというふうに考えております。本県産杉につきましては、「飢肥杉」「耳川スギ」など、複数の地域銘柄に分かれて県外に出荷されていたという状況を踏まえまして、県外への共同出荷を開始するに当たり、約30年前に、統一ブランドでより強烈にアピールをしていこうということで、「みやざきスギ」の名称を使用し始めたということでございます。昨年4月には、私が本部長を務めます「チームみやざきスギ」を立ち上げ、体制の強化を図ったところでもありまして、今後とも、県内に多いオビスギ品種の持つシロアリに強いなどの特徴をPRしながら——おとといも福岡市で「Let's Timberize! in 九州」という取り組みがございまして、木材の新しい使い方を提案しようというイベントとフェアがあり、そこで飢肥杉製品のPRなども行われたところでございますが、そんないろんな機会を捉えながら、官民一体となって県産材の販路拡大に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 唐突ですけれども、日本三大美林、御存じですよ。知事、お願いします。

○知事(河野俊嗣君) 林野庁のホームページによりまして、青森ヒバ、秋田杉、木曽ヒノキ、これを日本三大美林と称しているということでございます。

○高橋 透議員 実は吉野杉も入るときがあるんですよ。吉野杉と青森ヒバが入れかわったりするらしいんです。私もこれはホームページ

で見ました。では、九州の三大美林、御存じでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 九州の三大美林であります、飢肥杉、日田杉、屋久杉、それぞれ三大美林と言われているということでございます。

○高橋 透議員 正解でございます。実は、知事も通られているから御存じだと思うんですけども、日南高岡線、旧田野町と北郷町の境に展望台がありますね。南部森林管理署が設置した展望台、その下ったところには、北郷から来たところのほうしか看板には書いていませんが、実はあそこに——けさも見てきました——「日本一の美林」と書いてあるんですね。日本一ですよ。日本三大美林とか九州三大美林じゃないんですよ。日本一の美林、飢肥杉ですよ。やっぱりそこを生かさない手はないと。照葉樹林の綾があるように、ここも日本一、飢肥杉の美林日本一、何とかこれは観光にもつなげていけると思うんですね。ポテンシャルがあるんですよ。ぜひ生かしていただきたい。副知事、これは国のお墨つきですよ。南部森林管理署が立て看板と案内板をつくっているんですから、平成13年3月。きょう朝の間に見てきました。よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、日南農林高校の跡地利用について、また今議会でもお尋ねいたします。

6月議会で質問しておるんですけども、その後の進捗状況について、教育長に答弁を求めます。

○教育長(飛田 洋君) 平成23年3月に閉校いたしました日南農林高等学校の跡地につきましては、現在、地元日南市が、土地だけではなくて、既存建物も含めた利活用について検討されておりますので、その意向を伺うとともに、

関係部局とも連携を図りながら、協議を行っているところでございます。

○高橋 透議員 農林高校が閉校したのが平成23年3月、県として利活用せず処分する方針を出されたのが平成22年7月、同年8月から日南市が利活用の協議を始めたというふうに聞いております。丸2年協議を重ねて、まだ結論を見ていないわけですよね。6月議会で申し上げましたが、知事部局も一体となって方向性を見出すべきだということなんですよ。知事部局として、これまでどうかかわって、今後どのように考えているのか、総務部長にお尋ねします。

○総務部長(四本 孝君) 日南農林高等学校跡地につきましては、今、教育長の答弁にもあったように、現在、日南市のほうで利活用について検討しているということでございまして、知事部局としては、その検討状況等について、教育委員会と情報交換あるいは協議を行っているという段階でございまして。今後とも、この跡地の利活用の検討が円滑に進められるように、教育委員会と連携を密にして対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 私は、もっと知事部局がリーダーシップをとって、農林高校の跡地問題については利活用の方向性を見出してほしい。ぜひお願いしたいと思うんです。明治30年に創設された114年の歴史がある農林高校、1万700有余名の卒業生を県内外に輩出していますので、卒業生の思いを本当に酌んでいただいて、有効な利活用を心からお願い申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○中野一則副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の新見でございます。今回、最後に通告しておりました「県の節電対策等について」は割愛し、その他について順次一般質問を行ってまいります。知事を初めとして関係各部長、教育長に答弁をお願いいたします。

初めに、知事の政治姿勢について伺いたいと思います。

2012年ユーキャン新語・流行語大賞の候補語50が先般発表されたところであります。この中から12月3日に大賞・トップ10が発表されることですが、「タニタ食堂」「ジュリー」「これまでに経験したことのないような大雨」「イクジイ」など、なるほどどうなずけるものにまじって、「近いうちに解散」「決められない政治」「第3極」といった政治関連の用語も入っております。ちなみに3年前の大賞は「政権交代」だったそうで、「事業仕分け」「脱官僚」もトップ10に入っていたようであります。これらも別の意味で、なるほどと妙に納得をするところでもあります。隔世の感とはこのことかなと思ったりもしているところでもあります。特に「第3極」は本年終盤に目立ち初め、政党の合従連衡とも言うべき離合集散が活発化している中で、その乱立ぶりは、有権者を戸惑わせているとともに辟易させてもいるのではないかと危惧するところでもあります。もともと政党としての理念、政策が一致しないまま集まっても、いずれ瓦解し消えていく運命にある、このことは歴史が証明しているところであります。

そこで単刀直入に伺いますが、今回の衆院選、知事としては県民にどのような視点、基準で政党を選んでもらいたいと願うか。知事の答弁が投票率のアップにつながるよう、しっかりしたものを示していただきたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

今回の衆院選についてであります。今回の選挙は、社会・経済情勢が大変不透明な中にありまして、これから我が国がどういう方向に向かっていこうとしているのか、また、世界の中でどういう役割を果たしていくのかということが問われます大変重要な選挙であると考えております。特に、本県にとりましても大きな関心事でございますTPPへの参加の問題、インフラ整備などの公共事業のあり方、エネルギー問題のあり方、それから国、地方の財政の立て直しに加え、年金を含めた社会保障制度改革や外交など、幾つかの重要な争点があると考えております。有権者の皆様には、各政党がどのような公約を示しているのか、その中身と実効性というものをしっかりと見きわめていただき、自分自身の問題として捉え、そして大事なことは、それぞれの思いを国政に届けるためにぜひとも投票所に足を運んでいただきたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 ありがとうございます。熱い思い、聞かせていただきました。県民の皆さんにも十分伝わったのではないかと思います。

引き続き知事に伺っていききたいと思います。今回の衆院選における争点、たくさんありますがけれども、デフレ脱却は国民の関心が高いもの

の一つではないかと思っております。深刻な状況にあります日本経済を再生させるためには、民間部門を伸ばす成長戦略も欠かせないわけですが、同時に、景気回復を阻んでおりますデフレの主な原因が需要不足ということだそうですので、考え得るあらゆる対策を講じて需要を喚起し、さらに拡大させることが大きな問題になってくるのではないかと思います。そこで、知事としては次期政権にどのような経済対策を期待するか伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本県の経済は、長引く国内の景気の低迷というものもございまして、一昨年の口蹄疫以来、相次いで発生した災害などの影響によりまして、極めて厳しい状況が続いておるところであります。経済の活性化と雇用対策が重要な課題となっております。また、本年8月に内閣府から示されました南海トラフの巨大地震による被害想定では、本県の被害が全国でも最大規模とされるなど、県民生活の安全・安心の確保を図るための可能な限りの防災・減災対策を進めていくことが喫緊の課題であると考えております。国におきましては、こうした本県を初めとする地方の実情を十分に踏まえて、後退局面に入ったとされます我が国経済の早急な回復と安定した経済成長等を実現するための環境・エネルギーや健康・医療、農林水産業など成長産業への投資、また、雇用の確保や就業支援等の対策、さらには災害に強い国土づくりや、おくれた地方の社会資本整備等の充実など、実効性のある新たな経済対策を迅速に実行していただきたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。いずれにしても、選挙後に新しい政権のもとで来年度の予算編成がなされることは幸いであったと思います。今年度の補正予算にも速やかに取

り組んでいただいて、実効性のある経済対策に手を打っていただきたいと思うところであります。

知事の政治姿勢、最後になりますけれども、本年8月、「社会保障と税の一体改革関連法」が成立いたしました。新しい政権のもとで、消費税が8%になる2014年4月を迎えることは間違いないと思います。一体改革を完結させるためには、そのときまでに確実に対応すべきたくさん課題がありますけれども、その中の一つが低所得者対策だと私たちは思っております。消費税増税に際しましては、低所得者対策をしっかり講ずることが本当に大事だというふうに思っております。具体的な策として、8%段階で軽減税率か簡素な給付措置、10%段階で軽減税率か給付つき税額控除が選択肢となっておりますけれども、知事としては議論を進める上でどのような視点を重視すべきと考えるか、知事としての見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 消費税の増税に関しましては、経済の動向を見きわめるとともに、今御指摘のありました低所得者対策が大変重要な視点であろうかと考えております。今議論がなされております選択肢、まず給付つき税額控除につきましては、正確な所得をどのように把握し、対象者の範囲をどこまでにするのが重要なポイントになろうかと考えております。また、軽減税率につきましてはどのような品目を対象とするのか、さらには、簡素な給付措置については財源をどのように確保するかなど、さまざまな課題があるところでございます。今、私自身がそのうちのどれがいいという考えまで整理ができておるところではございませんが、今後の検討過程におきまして、今のさまざまな選択肢についてどのようなメリット、デメリット

トがあるのかを国民にしっかり明らかにしていただいた上で、低所得者ほど税負担が重くなる逆進性の解消に向けた具体的な施策を、十分に配慮して決定していただくことが重要であろうかと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。

今の答弁にもあったように、消費税には低所得者ほど負担感が増す逆進性の問題があります。3つの低所得者対策のうちの軽減税率については、食料品など一定品目の税率を標準税率よりも低くするというもので、これは3党合意の際に公明党が主張して選択肢に加えられたものであります。毎日の家計を必死にやりくりする人にとって、食料品などの買い物のたびに低い税率で支払いが済む、負担の軽減が実感できるという利点があると思います。わかりやすい制度だと思っております。この軽減税率をめぐるっては、ネット上でも結構悪辣な批判がなされているのはよく知っているところでございます。詳しい説明は省略しますが、消費税増税を主導している財務省の真の目的は、軽減税率を通じて各業界に天下り先をふやすこととか、新聞が軽減税率に賛成の意見を載せるのは、新聞を軽減税率の対象にしてもらいたからで、マスコミは既に財務官僚の軍門に下っている等々あります。しかし、庶民の生活をしっかり守るためにも、やはり軽減税率がすぐれていると思っております。私たちとしては、消費税率が8%段階から、食料品などの生活必需品への軽減税率導入を強く願うところであります。

次に、防災対策の強化について、危機管理統括監に何点か伺っていききたいと思います。

この問題につきましては、昨年の中日本大震災の発災以降、県議会においても大半の議員が

多くの時間を割いて質問を行っておりますけれども、問題意識を常に持ち続ける、そして対策の進捗状況を確認し続けることが大事だと思っております。そこでまず、本県における最近の自主防災組織の組織数、そして、以前は組織率と言っておりますけれども、活動カバー率の推移はどうなっているか、お伺いをいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 自主防災組織の組織数とその市町村の全世帯に占める割合を示す活動カバー率につきましては、近年の防災意識の高まりなどを背景に年々増加している状況でございます。具体的には、自主防災組織数は、平成19年度から平成23年度までの5年間で1,893から2,132と、239団体増加しているところでございます。また、活動カバー率につきましても、57.9%から74.8%と16.9ポイントの大幅な上昇となっているところでございます。

○新見昌安議員 地域住民の防災意識の高まり、そして県並びに市町村の取り組みの強化が今の数字にあらわれているのではないかと評価をしております。地震減災計画の27年度末の目標値が80%と設定してありますので、今後は前倒しで達成ができるように取り組んでいただきたいと思っております。

ところで、自治会長あるいは区長、こういった方々が自主防災組織の代表を兼務しているところもたくさんあるのではないかと感じているところであります。自治会の役員は大変忙しい立場です。そのため避難訓練などの基本的な活動が停滞するケースも出てくるのではないかと思います。そこで、自主防災組織がない地域に対する結成への働きかけはどのように行っておられるのか。また、今申したように、自主防災組織はあるけれども、活動が活発でない、停滞

している地域への活性化への取り組みはどのようにされているのか伺いたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 自主防災組織は、災害時における自助、共助の中核となる役割を果たすことが期待されていることから、組織率の向上や活性化を図っていく必要があると考えているところでございます。このため、各地域における防災リーダーとなり得る人材の育成が重要だと考えておりました。県では、自治会のリーダー等を対象とした防災士養成研修とか出前講座の開催等の取り組みを行っているところでございます。また、市町村との連携強化を図る観点から、従来から行われているところでございますけれども、危機管理局長が全市町村の首長または防災担当者を直接訪問して、防災対策について幅広く意見交換を行うというような取り組みも行っているところでございます。この中で自主防災組織の活性化等につきましてもその重要性を説明し、積極的な取り組みを行っていただくよう働きかけてお願いしている状況でございます。

○新見昌安議員 地道な活動ですけれども、継続して取り組んでいかれるよう要望しておきたいと思います。

9月議会でも述べましたけれども、私自身も受講した、県の危機管理課が主催した防災士養成研修には、本当にたくさんの方々が集っておられました。試験に合格すればの話ではありますけれども、今年度末、本県における防災士の数は何名ぐらいになりそうか伺いたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 本県におきましては、平成17年の台風14号災害を契機に防災士の育成に取り組んでいるところでございます。10月末現在で705名の方が防災士として登

録されている状況でございます。今年度は、東日本大震災後の防災意識の高まりや、新たな試みで教職員の方への研修も開始したところがございます。現時点での防災士資格取得希望者は例年の約5倍となる約550名となっているところがございます。このため、今年度末時点での防災士の数は、議員御指摘のとおり合格すればという前提になりますけれども、約1,200名となり、大幅にふえるの見込んでいます。

○新見昌安議員 私たち公明党県議団も3名そろって受講いたしました。この1,200名の中に入れるように、レポート提出がありますが、まずはレポートをしっかりと提出して、試験にも合格するように、それぞれプレッシャーをかけておきます。

ところで、今の答弁にあったように、今年度末で防災士は大幅にふえることとなりますけれども、隣県大分県では、今年度だけで防災士を3,000名増員するための取り組みを行っているという聞いております。本県では、最終的に県内の自治会数と同数の3,000名を養成する計画と聞いておりますけれども、この取り組み、加速させる必要はないのか、見解を伺いたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 本県では、防災士の資格取得者を平成26年度までに2,000人という目標を掲げておりまして、最終的には3,000人まで引き上げることを目標としているところがございます。今年度は、従来の自主防災組織リーダーに加えまして、教職員の防災士養成にも取り組むこととし、現在、所要の研修を行っているところがございます。今後、福祉関係施設や企業等にも防災士の資格取得を働きかけることによりまして、おおむね5年程

度でこの目標を達成できるように取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 将来的にはたくさんの防災士が誕生することになるわけですが、資格を持っていても活躍する場がない、これはまさしく宝の持ち腐れになってしまいます。防災士の活躍の場を広げ地域の防災力を高めるためにも、取り組みの弱い地域にベテランの防災士を派遣するシステムをつくることも有効じゃないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 本県では既に、経験豊富な防災士が中心となりまして、自主的に宮崎県防災士ネットワークという組織が結成されております。また、この組織では、県内8つの地域に支部組織を結成されておりまして、それぞれの地域で活動が開始され始めたという状況でございます。現在、県といたしましては、防災士養成への協力とか出前講座への講師派遣を依頼するなど、防災士ネットワークとの連携を図っているところがございます。今後とも、地域における自助、共助の取り組みを進める観点から、県の防災士ネットワークとの連携を強化し、経験豊富な防災士の派遣など、取り組みの弱い地域への防災活動の支援等も行なってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 本県は自然災害の発生が多い県であります。加えて、今後、地震・津波の発生も予測されておりますので、本当に大事な取り組みだと思っております。よろしく願いしておきます。

次に、子育て環境の整備について伺っていきたいと思います。

社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとして、さきの通常国会で子ども・子育て関連3法が成立をしております。この法律は、保育

所、幼稚園、認定こども園等々の拡充など、子育て環境の充実を図ることを目的としております。その財源には、消費税の引き上げによる約1兆円を充てることになっております。具体的な制度運用に当たっては、自治体、特にこれは市町村が重要な役割を担っていくわけですが、平成27年の運用前に、子ども・子育て会議の設置、あるいは子ども・子育て支援事業計画の策定といった、準備をしておかなければならない事柄がたくさんございます。そこで、県としては今後、市町村に対してどのような支援を行っていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおり、本年8月の子ども・子育て関連3法の成立により、市町村は、新たな制度の本格施行が想定されております平成27年4月までに、子ども・子育て支援事業計画の策定を初めとして、さまざまな業務を進めていく必要があります。このため県では、早速この10月に、国の担当者を講師に招き、市町村を対象にした説明会を開催いたしまして、新制度の概要や、今後実施する必要のある業務についての周知を図ったところであります。国によりますと、新たな制度の詳細につきましては、平成25年度から設置予定の国の子ども・子育て会議の議論を踏まえながら決定していくことになるとのことでありますので、県といたしましては、引き続き市町村に対し情報提供を行ってまいりますとともに、市町村から関係会議の設置や事業計画の内容等について個別具体的な相談が寄せられた場合には、国と連携を図りながら的確な助言を行うなど、積極的に対応してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 市町村を支援する一方で、県も準備を進めなければならないことがあります。

子ども・子育て支援事業支援計画の策定について、今後どのように取り組んでいかれるのか、同じく福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおり、子ども・子育て支援法では、県においても、市町村の計画を踏まえた子ども・子育て支援事業支援計画を策定することとされております。計画の策定に際しましては、子育て関係者の意見を反映することが重要であることから、現在、その仕組みの検討を行っているところでありますので、そこでの御意見等を十分に踏まえながら、平成26年度の計画策定を目指して作業を進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いをしておきます。

教育施設あるいは保育施設の認可はもとより、児童虐待対策、保育士の人材確保等々、市町村だけでは対応が困難な問題も今後出てくるのではないかと考えております。県として、これらにどのように対応していかれるのか、同じく福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおり、新たな制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設など制度が大きく見直されるとともに、市町村が主体となって実施いたします業務の増加が見込まれておりますことなどから、本格施行に向けて今後議論が深まっていく中で、市町村だけでは対応が困難な課題も発生するのではないかと考えております。このため県といたしましては、引き続き、市町村からの相談に積極的に対応するとともに、制度の円滑な実施を図るための必要な措置が講じられますよう、市町村や幼稚園、保育所など関係機関と連携を図りながら、全国知事

会等を通じ、国へ要望を行ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 県内でも地域によっては、子育て支援に関するニーズが相当違ってくるのではないかと思います。それぞれの市町村でどのような考え方に基つき子育て支援の充実に取り組んでいくのか、スケジュールあるいは予算はどうか等々、これから一つ一つ詰めていかなければならない問題もあります。県としては、国への要望とあわせて市町村への支援、後押しをぜひともよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、住宅弱者対策について伺いたと思います。

現下の長引く不況、また厳しい雇用状況のもとで、住宅の確保に困っている子育て世帯あるいは高齢者世帯がふえているという感じがいたします。我々議員のところにも、県住あるいは市住に入りたいんだがというような相談がございます。「今は抽せんですから」とお答えして、手続などについてお話をするしかないんですけれども、公営住宅に入りたいと強く希望している方々はたくさんおられると感じているところであります。あるデータによりますと、主に低所得者向けに供給されてきた公営住宅は、2003年以降戸数がふえていない、全国的には219万から217万戸と、ほぼ横ばい状態にあるということであります。また、これは国土交通省の全国調査結果でありますけれども、2010年度の公営住宅の応募倍率は全国平均で8.9倍だったそうです。特に大都市圏で倍率が高く、東京都で29.8倍、大阪府で17.6倍に上っていたということでもあります。公営住宅の絶対数は圧倒的に不足しているということになるわけですがけれども、まずは本県の状況について確認をしてお

きたいと思っております。本県の県営住宅の過去10年間の戸数及び応募倍率はどのように推移しているか、県土整備部長に伺いたしたいと思います。

○県土整備部長(濱田良和君) 県営住宅につきましては、計画的に建てかえを行っております。過去10年間の戸数は約9,000戸で横ばいの状況であります。また、応募倍率につきましては7倍前後で推移をしております。

○新見昌安議員 戸数については横ばいということでありました。応募倍率についても極端に大きく変化はしていないようではございますけれども、昨年、宮崎市内の小戸団地で1戸募集したときには53倍だったと聞いております。この倍率については、募集する団地の場所、あるいは募集戸数によってさまざまであると思っております。いずれにしても、公営住宅の需要は大きいにもかかわらず、県も市町村も同じでありますけれども、財政状況の悪化から、増設を望んでも詮ないことではないかと思っております。

そういった状況の中で、国においては民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業をことしの5月からスタートさせております。これは、既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに、空き家を有効に活用することにより——初めて聞きましたけど——住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害などには機動的な公的利用を可能とする環境を構築することを目的とするとなっております。要するに、増加傾向にある民間賃貸住宅の空き家を有効活用するということだと思っております。そこで伺いたと思いますが、本県におけるこの事業の実施状況はどのような感じか。また、これは先ほど言いましたように国の事業ですけれども、県としても、その周知等に積極的にかかわっていく必要があるのではないかと思いま

す。その取り組みについて、同じく県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（濱田良和君） 本県におきまして、この事業に基づき補助金の交付決定を受けた住宅は現在18戸ございまして、そのうち改修工事を終えて募集を開始したものが3戸となっております。県といたしましても、この事業の普及促進が重要と考えておりますので、県のホームページを初め、福祉や建築関係団体を対象とした研修会での事業紹介や、住宅及び不動産関連団体等で構成する宮崎県住生活協議会に情報を提供するなど、積極的に取り組んでいるところであります。

○新見昌安議員 空き家対策については、県議会でも何度か取り上げられているところでありますけれども、どちらかというと1戸建ての空き家に関しての質問が多かったと思います。この事業は賃貸住宅の空き家対策でありますけれども、これも普及促進が大事だと思っております。よろしく願いしておきたいと思っております。

ところで、住宅弱者対策からは少し外れますけれども、宮崎市内の生目台北団地にあります特定公共賃貸住宅について伺いたいと思います。この住宅については、過去何度か私も取り上げたところでありますけれども、空き部屋が多いのは、質問した当時、7万円という、公共という名がつく割には高い家賃が原因ではないか、引き下げて入居促進を図るべきではないかということを述べたところであります。その後、平成16年の4月から6万800円に引き下げて募集を開始しておられました。しかしながら、以後8年間、募集チラシによれば、常にこの金額で募集していた状況が続いていたこととなります。そこで、確認をしておきたいんですけれども、この生目台北団地の特定公共賃貸住宅に

ついて、これまで入居促進にどのように取り組んでこられたのか、同じく県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（濱田良和君） 中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅の入居促進につきましては、募集方法を定期募集から年間を通じての随時募集に切りかえるとともに、新聞広告や住宅の現地見学会を実施するなど、広報の強化を図ってまいりました。また、公営住宅の収入基準を超える入居者の住みかえ先として、紹介やあっせんを行ってきたところであります。さらに、家賃につきましては、平成16年4月に引き続き、本年5月に再度、家賃を引き下げて募集を行うなど、入居促進に努めているところであります。

○新見昌安議員 今の答弁にありましたけれども、ことし5月には再度、家賃を下げて募集が行われているようであります。1,500円引き下げられて5万9,300円になっております。しかし、その後、8月1日、11月1日入居予定とする2回の募集チラシがありましたけれども、その中でも引き続き募集をかけておられます。家賃引き下げの効果がなかったということじゃないかと思っております。小手先ではなくて、抜本的な対策を講じる必要があるのではないかと考えております。特定公共賃貸住宅は今後どのように有効活用を図っていかれるのか、同じく県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（濱田良和君） 特定公共賃貸住宅として建設した40戸につきましては、これまでに国の承認を得て、そのうち12戸を公営住宅と同様の低額所得者向けとして準特定優良賃貸住宅に用途変更を行い、有効活用しているところであります。現在空き家となっております7戸については、入居促進に努めてまいります。

が、それでもなお入居が見込めない場合においては、今後、同様の用途変更について国と協議を行い、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次は、図書館・図書室の充実について、何点か教育長に伺いたいと思います。

最近、新聞などで「デイジー」という言葉を時々目にすることがございます。これはDAISY、Digital Accessible Information Systemの頭文字をとったもので、デジタル録音図書の国際標準規格ということでもあります。音声及びテキストデータの構造化と音声、テキスト、画像データ等の同期再生を主な特徴とし、視覚障がい者のためのデジタル録音図書の作成及び識字障がい者、学習障がい者等のデジタルマルチメディア図書の作成に使われているというふうに、ウィキペディアにはありました。そして、この規格に基づいてつくられた録音図書が、「マルチメディアデイジー図書」などと呼ばれているようであります。読むことそのものが困難な方々がそれぞれの障がいに合った効果的な読書をするのができ、人に優しいものであります。そこで伺いますけれども、県立図書館における、視覚に障がいのある方、小さな文字を読むことが困難な高齢者のための録音図書の現状はどうなっているのか。また、先ほど紹介した「マルチメディアデイジー図書」の導入を本県でも進めるべきではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県立図書館では、視覚障がい者向けの録音図書として、音声CDやカセットテープ合わせて1,782本を所有しております。視覚障がい者の方だけではなく、一般

の利用者にも活用いただいているところでございます。御提案のあった「マルチメディアデイジー図書」につきましては、カラオケをイメージしていただくとよろしいんですが、画面の画像や文字が音声と同時に表示され、視力や視野に障がいがある方や、学習障がいなどの理由により本を読むことが難しい方など、通常読書に支障を来している方々にも利用しやすいと伺っております。「マルチメディアデイジー図書」につきましては、機器や資料の整備、あるいはどんな使い方が効果的なのか、他県の使用例も参考にしながら、調査研究を現在進めているところでございます。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次に、県立図書館への来館が困難な子育て世帯もたくさんあるのではないかと思います。そういった世帯に対する支援、現状はどうなっているのか。また、他県では例がありますけれども、子育て世帯への幼児書や育児本などの宅配サービスはできないか、あわせて伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 子育て世代の方にも読書に親しんでいただけるような環境整備は、大変重要であると認識いたしております。そこで現在、県立図書館内には、子供をお連れの方でも安心して読書が楽しめるよう、児童書や育児関係の本を集め、授乳室も備えた児童図書室を設けております。また、来館が困難な子育て世代の皆様につきましても、各市町村と連携し、各地の子育て支援センターに移動図書館車「やまびこ」を派遣し、本の貸し出し、読み聞かせ講座、読書推進のための講座などをいたしております。御提案の子育て世代への宅配サービスにつきましては、宅配システムの構築、本の種

類によっては冊数に限りがあることから、宅配用の新たな本の確保、発送経費の負担など、調査すべき事項もございますので、検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく申し上げます。

次に、県立図書館にはマイラインという仕組みがあります。これは、県立図書館と市町村立図書館あるいは図書室とを結ぶコンピューターネットワークのことですけれども、県立図書館から遠隔地に住んでおられる方々には、わざわざ出向かなくても、自分が住んでいる市町村立図書館で県立図書館の本の検索あるいは貸し借りができるということで、重宝なシステムではないかと思えます。ここでちょっと提案したいんですけれども、このマイラインを活用して、県立図書館と県立学校を結んで本の貸し借りができるシステムを構築できないかと考えています。もちろん、各県立学校の蔵書のデータベース化が前提とはなるわけですけれども、教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県立図書館のマイラインシステムは、遠方にお住まいの利用者が、最寄りの市町村立図書館で県立図書館の本を受け取り返却できるサービスでありまして、年間4,000冊を超える実績がございます。現在、県立学校とのマイラインシステムはございませんが、特別支援学校13校と五ヶ瀬中等教育学校については、県立図書館の移動図書館車「やまびこ」がそれぞれ年3回巡回貸し出しを行っております。また、マイラインシステムにつきましては、現在、高校生も含め全ての県民の皆さんに、近くの公共図書館で御利用いただいているところであります。高校生など児童生徒が読書活動に取り組むことは大変意義深いことですので、県立図書館の蔵書を高校生が利用す

ることについても、マイラインシステムを含めてどのような方法が最も適切なのか、検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。これも前向きというふうに受けとめました。

教育長にもう1点伺いたいと思います。「子ども司書」についてであります。ちょうど3年前の11月議会で、この子ども司書について質問いたしました。この本県での導入、検討状況はどうか伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 子ども司書は、図書館司書のような業務を子供たちに学ばせ、読書振興につなげようと、平成21年に福島県で始められた取り組みでございます。県内におきましては、昨年度から小林市が子ども司書の養成に取り組んでおり、県立図書館や他の市でも図書館祭りなどにおいて司書の体験イベントを実施しているところであり、県内に広まりつつある状況でございます。このような取り組みや、さらには、各学校で図書の貸し出しの世話をする図書委員活動の充実を図りながら、子供たち自身が読書の楽しさ、読書の大切さを友達に伝え、読書活動の輪が広がることは、非常に大切なことであると考えております。

○新見昌安議員 これは、県がしっかり音頭をとって推進していただきたいと思います。

次に、文化芸術の振興について伺っていきたいと思います。

本年6月24日に、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」、いわゆる劇場法が施行されております。その前文には、国民生活の公共財ともいふべき文化施設のさらなる活性化を図ることで、心豊かな国民生活及び活力ある地域生活の実現等を目指すとあります。また、劇場や音楽ホールなどを、文化を継承し、創造し、及び

発信する場と位置づけ、自主公演に積極的に取り組むよう明記もされております。また、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であるということを国民に認識されるよう、劇場の運営者、活動団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関などが相互に連携協力して取り組んでいくことも明記されております。今回の質問で私も初めて知ったところですが、図書館には図書館法、博物館には博物館法という根拠法がもともとあるそうでありまして。ところが、劇場や音楽ホールにはそのような根拠法がなかったと。今回の劇場法の成立で、法的な裏づけができたこととなります。この法律は議員立法だったこともあって、調査のためのさまざまな資料がありますので、それに基づいて何点か伺いたいと思います。

固定席数が300席以上を有する劇場や音楽堂などの施設は、平成20年度の文科省の調査では全国で1,893だそうです。しかし、施設の稼働率は、全国公立文化施設協会の平成22年度調査によりますと、全国平均で約57.9%と半分強の割合で、文化施設としての機能が十分発揮されていないことが明らかになっています。また、施設の使い道も、企画から制作までを全て行う自主公演よりも、外部団体に場所を貸す貸し館公演が中心になっているということでもあります。ちなみに、本県の固定席数300席以上を有する施設は18施設の22ホールと聞きました。その中の一つがメディキット県民文化センターでありますけれども、まずは同センターの昨年度の稼働率はどうだったか、総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） メディキット県民文化センターの平成23年度の稼働率でありますけれども、アイザックスターンホールが80.7%、

演劇ホールが65.3%、イベントホールが77%で、3ホールの合計では74.7%となっております。また、練習室等がありますが、練習室等は91.7%となっております。稼働率はいずれも年々上昇の傾向でございます。

○新見昌安議員 ホールによってばらつきはありますけれども、合計は全国平均よりも高いと。文化施設として有効に活用されていると思います。少し安心をいたしました。

次に、メディキット県民文化センターにおける主催事業と貸し館事業の割合はどうなっているか、同じく総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（稲用博美君） 主催事業と貸し館事業の割合でありますけれども、平成23年度の3ホールの公演数は合計363件で、このうち主催事業は67件、貸し館事業は296件となっております。総公演数における主催事業の割合は18.5%となります。このうち音楽専用ホールでありますアイザックスターンホールでの主催事業の割合は35.7%となっております。

○新見昌安議員 こちらについては全国と似た状況のようであります。

今回、劇場法の成立を受けて、法の趣旨にのっとり、県としてもメディキット県民文化センターの活性化に取り組んでいくことが求められるわけですが、どのように取り組んでいけるのか。あわせて、市町村との連携を図りながら、市町村のホールの活性化も後押しすべきだと思いますけれども、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（稲用博美君） 劇場法では、地方公共団体が劇場や音楽ホールの積極的な活用に努めると定められております。このために県では、宮崎国際音楽祭や県民文化振興事業を通じて、メディキット県民文化センターの活性

化を図っておるところでございます。また、県内の公立文化施設が加盟しております公立文化施設協議会を通じまして、公演の共同開催や広報活動に関する情報交換等を行いながら、県と市町村との施設間の連携を深めているところでございます。さらに、みやざき芸術文化振興基金を活用し、市町村における芸術文化を支援することによりまして、市町村のホールの活性化を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 本県の18施設22ホールのうち、17施設19ホールは市町村が設置者であります。しっかりと後押しをお願いしたいと思いません。

最後になりますけれども、私は以前、いわゆる世論調査について疑問を呈する質問を2回ほどしたことがあります。その1つは、平成19年9月議会での代表質問のときでありました。当時の自公連立政権にとって大変厳しい結果となった参院選の後でありました。これは、幾ら世論調査に不満をぶつけても、結果が覆ることはありません。しかし、きょうは、日本の再建を託す政党を選んでもらう大事な衆院選の前であります。この重要なときに、いま一度世論調査に触れてみたいと思います。

ことしも世論調査の結果が新聞の1面に掲載され始めております。その方法は、依然としてコンピューターがランダムにつくり出した番号に機械的に電話をかけるRDD（ランダム・デジタル・ダイアリング）法によるものであります。かかるのは携帯電話ではなく固定電話のみであります。そして、回答を得られるのは、調査によって異なるとは思いますが、1,000人前後となっているケースが多いように感じております。そして、「全国の電話世論調査の結果」ということで1面を飾ることになります。

この報道に対する読者の反応には、アンダードッグ効果とバンドワゴン効果があるということも、そのときの質問で取り上げました。アンダードッグというのは、負け犬、負けている側、劣勢にある側を応援するという心理。バンドワゴンというのはその逆で、勝ち馬に乗るといふ心理が働いて、自分も同じ意見だということ、世論調査の結果と同じ投票行動をとるといふことであります。今回の衆院選にどちらの効果も働くのか、今は予見できませんけれども、マスコミの世論調査結果はあくまでも参考程度にとどめていただいて、しっかりと自分自身の目で候補者、政党を選んでいただきたいと思うところであります。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則副議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） それでは、通告に従い順次お伺いをしてまいります。

平成22年4月の口蹄疫発生にて、本県では30万頭近い牛、豚を殺処分しなければならない悲しい出来事がありましたが、終息宣言以来わずか2年数カ月で偉業をなし遂げることができました。それは、県内の畜産業界が口蹄疫からの復興を掲げて臨んだ第10回全国和牛能力共進会にて、本県勢が9部門のうち5部門で首席を獲得したことでもあります。種牛のグランドチャンピオン「内閣総理大臣賞」も受賞し、目標としていた日本一連覇を果たすことができ、県民の皆様へ感動を与えることができました。県勢は個別の審査項目で、特にすぐれている牛に贈られる特別賞についても、肉質賞など3つの賞にも選ばれ、また出品牛全体の総合評価で決める出品対策賞も受賞し、飼育技術にも高い評価を得られております。宮崎牛としての系統もさる

ことながら、農家や技術員などの県全体で取り組む態勢も整っていたことも大きな評価として考えられます。そこで知事に、今回の和牛オリンピック2連覇をどのように評価されるのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、この後、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

宮崎牛日本一連覇の評価についてでございます。第10回全国和牛能力共進会では、口蹄疫で50頭の種牛を含む7万頭の処分という多くの牛を失った厳しい条件にもかかわらず、9部門中5部門での優等賞首席に加え、第7区の総合評価群において内閣総理大臣賞、さらには団体賞も獲得し、史上初の2連覇という快挙を達成することができたわけでございます。このことは、今回出品された方々はもちろん、予選で競い合った方々、また長年、宮崎牛の改良に携わってこられた方々、さらには口蹄疫からの再生・復興に向けてお力添えをいただいた多くの県民の皆様など、本当に多くの関係の皆様の努力のたまもの、また御支援のたまものであると考えております。これまで挙県一致で取り組んできた成果がここにあらわれたものと考えておるところでございます。

今回の日本一の連覇は、口蹄疫からの再生・復興に大きな弾みとなりますし、全国から御支援をいただいた皆様に対する御恩返しにもなりました。また、県民の皆さんのふるさと宮崎に対する自信や誇りを醸成したもので、大きく効果があったと考えております。このような観点から先般、全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会に対し、県民栄誉賞を授与させていただきました。今後は、今回の連覇を契機といたしまし

て、宮崎牛のブランド確立はもとより、農畜産業、さらには県内経済全体の活性化が図られるよう、この日本一連覇ということを生かして、これも県民一致で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。今、非常に大事なところだという認識で、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

[降壇]

○山下博三議員 ありがとうございます。私も26日に、長崎の共進会会場に出席をいたしました。大変な会場の盛り上がりでありまして、特に宮崎県勢チームの方々のこの大会にかける熱い思いを感じることができました。牛との一体感、調教される姿というのに、本当に熱い思いを感じたところでありました。改めて感謝を申し上げたいと存じます。

次に、宮崎牛ブランド力について、同じく知事にお伺いをさせていただきます。2連覇の後、11月に都城、小林、児湯で子牛の競りが行われております。私も先日、都城の競り市に出席をいたしました。2連覇の影響もありまして多くの県外の購買者もおいでになっておりまして、価格も3~4万程度高い相場で取引がなされておりました。生産者の方は大変喜んでおられたんですが、その傍ら、肥育農家の皆さん方が大変厳しい声でお話をしておられました。それはどういうことかと申しますと、5年前にやはり日本一を勝ち取りました。その中で安定した子牛価格の取引もなされておりましたが、肥育農家の皆さん方は、やはりブランド力が出てこなかったという思いであります。

実は、東国原知事時代、4年前、平成20年ですが、東国原知事もどももトップセールスに参りました。名古屋の三越の、いわゆるセレブの集う星ヶ丘店に行ったんですが、そのときに本

当に松阪牛との価格差を感じたところでありました。当時、松阪牛は100グラム当たり3,400～3,500円、片や我々の宮崎牛は100グラム当たり1,700～1,800円という半分ぐらいの値段でしか取引がなされていなかったんです。今回2連覇したわけですから、少しは価格が上がったかなと、売り先である宮田精肉店の星ヶ丘店に先日、電話を入れてみました。まだいまだにこの価格だということでありましたから、なぜこの差が縮まらないのか聞いてみたんですが、その宮田精肉店の社長のお話では、「宮崎牛の品質は、ここ20年ぐらい大変すばらしい進歩があり、目をみはるものがある。しかし、和牛のブランドとして、神戸牛、松阪牛は歴史的知名度の違いがある。日本一2連覇をいかにアピールするかが今後の課題でしょうね。マンゴー、地鶏、たまたまきんかんなど、一過性のブームは起きたでしょう。しかし、ブランドまでできたかと言えば、それは確定ではなかったような気がする」ということでありました。このことを踏まえ、今後どのような取り組みで宮崎牛ブランド力を高めていこうとするお考えか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回の全国和牛能力共進会の結果でございますが、肉牛の部門で、新しい評価基準であるオレイン酸などの脂肪の質につきましても好成績をおさめ、9区で優等賞首席を獲得するなど、肉質のよさでも高い評価をいただいたところで、日本一の実力というものを確かに実感することができたわけであります。県といたしましても、この成果を、今御指摘がありましたように、宮崎牛のブランド力の強化につなげることで、そして宮崎牛のPRから流通・販売まで総合的なマーケティングの強化が必要と考えております。前回の日本一も、そ

の後の口蹄疫なり大震災、さまざまな向かい風の中で十分に生かし切ることができなかったのではないかと、そのような反省があるわけでございます。

この日本一連覇をマーケティングの強化に生かしていくという観点から、先般、県、経済連等の関係機関で構成いたします販売戦略会議を設置したところであります。具体的には、今後、首都圏を初めとした県外でのPRやフェアの実施などに加えて、商談会の開催などによる販路拡大、県内においては、新しい肉料理の創作などによる消費の拡大、さらには、メディアを活用したさまざまな場面での積極的なPRなどを行ってまいりたいと考えております。この日曜日には、大相撲の11月場所の千秋楽で白鵬関に、「5年に1度の和牛能力共進会で2連覇を達成した宮崎牛」ということを申し上げ、贈呈してきたところでございますが、会場の反応に、以前と比べてかなり手応えを感じておるところでございます。この知名度、発信力をより活用して、先ほど言いましたような体制を整えて、県全体で知恵を出すような形で、ブランド力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 確かに、5年前にかち取りましてから、全国で宮崎牛を扱ってくれる販売店舗数、レストラン数が非常にふえておりまして、433店舗にふえてきている状況であります。ぜひブランド力を高めていただくようお願いいたします。

次に、みやざき東アジア経済交流戦略における宮崎牛の輸出対策について、同じく知事にお伺いをいたします。

国内における消費動向が非常に変化をしてきております。団塊の世代が60代になり、牛肉の

消費が大変減ってきているという現実があります。A5の10番、11番、12番、いわゆるサシの入った最高の牛肉ですが、霜降り肉の脂が強くて余計にそういう最高の肉が食べられなくなった現実があります。市場調査してみますと、今日は健康志向の高まりで、A4の6番、7番、8番、やや赤身の入ったもの、100グラム1,200～1,300円のもの非常に人気であるという話です。肥育農家の皆さんの努力によって、A4～5等級という最高の肉、すなわち上物率として評価されるものの生産は65%に達しておりますが、最高の肉の売れ行きが非常に鈍化しているということで、東アジアにおける富裕層をターゲットにした売り込みを今、肥育農家それぞれが模索されております。

ことしの8月16日から20日まで、アジア最大級の食品展示会と評される香港フードエキスポが開催され、我々商工建設常任委員会を中心に視察をしてまいりました。世界26カ国から、食に関する約1,110企業、団体が出展し、本県からは、県や県物産貿易振興センター、宮崎銀行の呼びかけに応じた9つの企業が参加をされております。このうち6企業は初出展で、販路開拓のチャンスをつかもうと、自社商品をアピールされておりました。バイヤー約1万3,000人、来場者約38万人にも上るフードエキスポで、想像以上の手応えを感じておられたところであります。数社の企業が肉の販売に参加しておられ、特に東アジアの富裕層に着目されていたのが、A5等級の最高の牛肉であります。このことを踏まえ、今後の東アジア戦略における宮崎牛の輸出対策について、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 宮崎牛など食肉を含めた本県食材の販路拡大に当たりましては、国内の大消費地の対策に加え、今御指摘がありまし

たような、経済成長、また人口増加をしているアジアの、富裕層、中間層が急激に拡大をしているこの市場というのは、将来的にも大変重要になってくるものと考えております。昨年も香港、マカオに、私もプロモーションに行ったわけでございます。そのときに宮崎牛の取扱店も徐々にふやしていく取り組みを進めておるところでございます。みやざき東アジア経済交流戦略に基づき、香港、マカオなどにおきまして、今後とも積極的に取引拡大に努めてまいりたいと考えております。

今、御指摘がありました香港フードエキスポにおいても、去年知り合いましたバイヤーから、宮崎のセールスなり現場でのプロモーションは大変評判がよかったと、フェイスブックを通じてメッセージもいただいたところでありまして、いろんなコネクション等も通じながら、しっかり連携をとって売り込みを図ってまいりたいと考えております。今回の日本一2連覇を契機としまして、宮崎牛のすばらしさをより一層海外にも伝えてまいりたいということで、香港、マカオに続きまして、シンガポールなど新たな展開も視野に入れながら、積極的なプロモーションを行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしくお伺いいたします。

次に、種雄牛造成の取り組みについてお伺いいたします。宮崎県は、さきの長崎全共で2連覇を達成したところであります。この根幹にありますのは、これまで、生産者はもちろんであります。県や関係団体が一致協力してつくり上げた、県有種雄牛の存在であると考えております。ほとんどの種雄牛は平成22年の口蹄疫で殺処分されましたが、生き残った5頭のおかげで、全共後の競り価格も県外から高い評価を得

ています。今後、全共で本県が3連覇、4連覇を果たし、県産和牛がさらに高い評価を受けるためには、これら種雄牛をもとにした基礎牛、雌牛や後継種雄牛をいかに早く作出するかにかかっていると思います。今後の種雄牛造成に向けた取り組みについて、農政水産部長の御所見をお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 現在の県有種雄牛につきましては、今回の全共で高い評価をいただいたところでございますが、それに続く次世代の種雄牛に対する農家の期待も非常に大きいことから、県といたしましても、新たな種雄牛の造成が急務であると考えております。このため、平成23年3月に種畜再生対策基金を造成し、種雄牛造成に必要な財政的支援を集中的に行うとともに、種雄牛から生まれた子牛の肥育成績が比較的早期に判明する間接検定を積極的に活用するなど、新たな種雄牛の造成に向けて、鋭意取り組んでいるところでございます。現在、種雄牛そのものの能力を判定する直接検定の結果が判明した待機牛が31頭おり、来年4月以降、間接検定の結果も順次判明してまいりますので、次の全共も見据え、今後とも種雄牛造成を進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、獣医師確保対策についてお伺いをしてまいります。

獣医師確保対策については、前回の9月議会において、鳥飼議員、太田議員からも取り上げられ、宮崎県獣医師確保対策チームを設置され取り組んでおられるという報告がありました。本県の口蹄疫の発生に伴い、終息宣言がなされてから、平成22年11月24日に国の検証委員会から報告が提出されております。その中の指導事項で、宮崎県は、肉用牛の数は全国3位、養豚は全国2位の畜産県だが、家畜保健衛生所の数

は県内に3カ所、家畜防疫員も47人であり、このため家畜防疫員——家畜保健衛生所の獣医師のことでありますが——1人当たりで見た場合の管理頭数は1万5,342家畜衛生単位、これは牛、豚、鳥の飼育頭数を換算係数に基づき計算したものでありますが、全国平均は4,244家畜衛生単位であります。さらに、畜産農家戸数が246戸、全国平均は52戸でありまして、他の都道府県と比較して家畜防疫員の負担が格段に大きいことが指摘されております。伝染病発生に対する早期対応のためには、都道府県や家畜保健衛生所が日ごろから農場の所在地や畜種、頭数などについて把握していることが重要である。しかし、宮崎県では最新の情報を十分に把握していなかった。このため、初動対応がおくれ被害を広げたと考えられるとの報告がなされております。この指導を受けての、今日までにおける獣医師の確保対策と今後の対応について、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（四本 孝君） 本年度の獣医師採用試験につきましては、退職予定者あるいは増員等を踏まえた採用予定者数13名に対し、現在のところ11名を確保している状況でございます。本県の家畜防疫員の状況につきましては、口蹄疫対策検証委員会報告書において、他の都道府県と比較して管理頭数の面から数が少ないとの指摘がなされましたことから、家畜保健衛生所の獣医師を平成32年度までに20名程度増員し68名とすることで、他の畜産県と同レベルの体制としたいと考えておりますけれども、家畜防疫等の業務に従事する獣医師の負担が依然として大きいという現状は認識をしておるところでございます。一方で、全国的に公務員獣医師の需要が高まっている中で、十分な採用数を確保できない状況にございますことから、給与面

での処遇改善等による獣医師確保に努めるとともに、民間獣医師を含めた全県的な防疫体制の整備などにも取り組んでいるところであります。今後とも、議員御指摘の点も踏まえながら、全国有数の畜産県にふさわしい家畜防疫体制の確立に向けまして、業務に従事する職員の処遇改善など、人材確保に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○山下博三議員 ぜひ獣医師確保については万全を尽くしていただきたいと思っています。獣医師の過去8年間の平均採用率が79%であるようであります。また、ことしから5年後までには33名の方が定年満期を迎えるということで、大変確保が難しい状況でありますから、万全を尽くしてください。もし口蹄疫が発生した場合に、もう申し開きはできないと思うんです。万全の体制をとっていただくようお願い申し上げたいと存じます。

次に、本県は、獣医師職員の採用をいたしますと、福祉保健部と農政水産部に配属をされますが、採用後の人事交流の実施状況について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(四本 孝君) 獣医師の部局間人事交流につきましては、公衆衛生及び家畜衛生の双方を経験させることによって、多様な能力を有する獣医療のエキスパートを育成することを目的としまして、職員の希望あるいは所属の体制等を考慮しながら、毎年度2～3名程度を相互交流してきているところでございます。このような人事交流は、双方の業務の相互理解あるいは共通認識の醸成に大変有効でございまして、獣医師の資質向上あるいは職場の活性化、さらには有事の際の部局を超えた連携・協力体制の構築の面でも不可欠と考えておりますの

で、さらなる交流の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 農政サイドの獣医師職員も不足する中、鳥インフルエンザや口蹄疫の防疫の徹底、農家や施設の巡回指導等、大変な負担増になっているようであります。また、福祉保健部獣医師も、食肉という最も安全・安心を求められる食肉衛生検査獣医師として大きな責任を求められております。そこでお伺いいたしますが、福祉保健部と農政水産部の獣医師にはどれほどの給与格差があるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(四本 孝君) ただいまのお尋ねについて、食肉衛生検査所と家畜保健衛生所に勤務する獣医師の給与支給の違いということでお答えをさせていただきますと、昨年度の支給ベースで見ますと、月額平均で約2万円程度、食肉衛生検査所のほうが多いという結果になっております。その差の主な内訳としましては、これらの所属においては、業務の特殊性や困難性を考慮して、給料のほかに給料の調整額や特殊勤務手当が支給されておりました、それらが主な給与差となっているわけでございます。具体的には、給料の調整額については、食肉衛生検査所は調整数3、家畜保健衛生所は調整数2が措置をされておりました、月額平均で約9,000円程度の差が出ております。また、特殊勤務手当につきましては、食肉衛生検査所には屠畜や食鳥の検査に従事した場合は日額800円が支給されることから、月額平均で約1万4,000円程度の差が生じているということでございます。

○山下博三議員 福祉保健部と農政との給与差のことを今報告していただきました。口蹄疫や鳥インフルエンザの発生後、農政水産部の獣医師は、それまでの通常業務に加え、国の防疫指

針で定められた農家巡回が大きな負担となっているところであります。獣医師の増員に向けて努力されていることは評価したいと思うんですが、一方で、福祉保健部と農政水産部における獣医師の給与水準を見ると、調整数や、ただいまありました特殊手当など、同じ獣医師でありながら、かなりの差が見られると思います。両部の獣医師の人事交流も行われているようですが、待遇に差があれば、農政を希望する職員が減少し、ますます家畜保健衛生所職員の確保が困難になるのではないかと大変心配をいたしております。公務員獣医師の困難性、家保業務の重要性等を考慮し、家保獣医師の調整数引き上げや特殊勤務手当等について検討するなど、最大限の努力をしていただくよう要望いたしておきます。

次に、獣医師確保対策のために、奨学金や地域枠の創設などに取り組んでおられるようですが、今後どのような改善策をとっていかれるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 獣医師確保につきましては、これまで大学の就職説明会や特別講義への参加、また修学資金の給付等さまざまな取り組みを行ってまいりました。今年度からは、さらに確保対策を強化するため、庁内に獣医師確保対策チームを設置し、関係各部が密接に連携して取り組みを進めております。具体的には、地元大学との意見交換会等による連携の強化、県外大学の戸別訪問、修学資金の給付期間の拡大や対象者の増員、県内高校における生徒や進路指導教諭との意見交換会等による、より若い世代に対する獣医師への意識づけなどを行っております。今後とも、地元大学における地域枠の創設可能性の検討も含めまして、効

果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 きょうのうからけさにかけて、本県の医師不足の中、大変な改善策が見られたという評価のテレビ報道がなされておりました。知事、ごらんになっていないですか。かなりな取り組みの中でこれだけの研修医が確保——評価されておりました。ぜひ獣医師確保に向けても、医師確保に向けた取り組みと同等の取り組みをしていただくようお願い申し上げたいと思います。

次に、中小企業金融円滑化法についてお伺いをしてまいります。

この法律は、2008年秋のリーマンショックをきっかけに、中小企業への貸し渋りや貸し剥がしを防ぐために導入されたものでありますが、本県においては、2010年4月の口蹄疫発生以来、鳥インフルエンザの発生、新燃岳の噴火や県内各地での大雨災害など、立て続けに大きな災害に見舞われております。中小企業金融円滑化法の概要と今日における利用状況等はどうなっているのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 中小企業金融円滑化法は、先ほど議員の御質問にありましたように、平成20年9月に発生いたしましたリーマンショックによる世界経済の減速に伴い、我が国の経済も急速に悪化し、中小企業の業況や資金繰りが大幅に悪化したことなどを背景に、金融機関が中小企業者等から返済期間の延長など貸し付け条件の変更の申し込みを受けた場合、それに応じる努力義務を規定した法律であります。九州財務局が宮崎県分としてまとめた調査結果によりますと、条件変更が実行された件数は、法施行後の平成21年12月から24年

3月までの2年4カ月間で——1企業が複数回実行されているケースも多く含まれると伺っておりますが——延べで1万4,493件であります。

また、中小企業からの申し込みに対して条件変更が実行された割合は、みずから取り下げた場合を除きまして98.0%となっております。

○山下博三議員 次に、県内の中小企業等の信用を保証することにより、金融の円滑化を図る組織として県信用保証協会が設けられておりますが、この信用保証協会が承諾した中小企業金融円滑化法施行後の条件変更の状況やその業種別の状況について、同じく商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 県信用保証協会が信用保証を行った中小企業等のうち、中小企業金融円滑化法施行後に条件変更を承諾した実数は、平成21年12月から24年10月までの2年11カ月間で1,814社となっております。この内訳を業種別に見てみますと、建設業が511社で28.2%、小売業が303社で16.7%、サービス業が295社で16.3%、次いで飲食店、製造業などとなっております。

○山下博三議員 業種別では511社、28.2%の建設業が多いということですが、さらに公共投資の大幅削減等によって、建設産業は大変なダメージを受けておられると思います。私も自民党県議団におきまして、入札制度の改革に向けたプロジェクトチームを発足するなど、建設産業の振興に向けた取り組みも行ってありますが、中小企業金融円滑化法の現在までの効果と、来年3月末の期限到来後どのような事態が生じることが予想されるのか、同じく商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） まず、中小企業金融円滑化法の効果についてでありま

す。金融機関が条件変更を行いやすくなったことで、中小企業者等の債務の弁済に係る負担が一時的に軽減されたこと、また、同法が施行された平成21年度以降の県内企業の倒産件数は、先ほども議員の御質問にありました口蹄疫、新燃岳の噴火、東日本大震災の発生等の影響で厳しい経済状況にあった中ではありましたが、3年連続で100件を割り込むなど、一定の効果をもたらしたものと考えております。

次に、来年3月末の期限到来後についてであります。今月初めに発表されました金融担当大臣談話において、金融機関が貸し付け条件の変更や円滑な資金供給に努めるべきことは、同法の期限到来後も変わるものではないことや、国は金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を十分な時間をかけて実行支援するよう促すことなどの方針が示されております。また、県内の金融機関からも、同法の期限到来後においても条件変更に対する姿勢は変わらないと伺っているところであります。しかしながら、借り手側の課題といたしまして、条件変更を受けた中小企業等の中には、経営改善計画の策定や実行がおくれているケースがありますので、今後は、中小企業の一層の経営改善に向けた取り組みとともに、適切な経営支援体制の構築が必要であると考えております。

○山下博三議員 同じく商工観光労働部長にお伺いいたします。まだまだ本県の中小企業、約4万社ありますが、長引くデフレと観光客の減、なかなか物が売れない、大変厳しい状況が続いております。このような状況の中、中小企業金融円滑化法の期限が間近に迫っておりますが、県内の中小企業に対する支援策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） まず、国

の支援策についてであります。国においては、法の期限到来に向けた対応といたしまして、本年4月に政策パッケージを発表いたしまして、金融機関にコンサルティング機能の一層の発揮を求めるなどの取り組みを進めております。また、中小企業の経営課題が多様化、複雑化する中で、本年8月には中小企業経営力強化支援法が施行され、新たに財務や会計の専門家を経営革新等支援機関に認定し、経営の診断、事業計画策定や実施について、専門性の高い支援が進められつつあります。県といたしまして、まずは相談体制の充実が重要と考えており、中小企業等経営基盤強化支援事業による経営支援を引き続き進めるとともに、団体間の役割分担と連携による支援体制を整備するという面から、県が主導して締結されました金融支援と経営支援を一体的に推進する連携協定や、中小企業者に対し個別支援会議開催など具体的な支援を行う「みやざき経営アシスト」といった取り組みが進んでいるところであります。今後とも、県融資制度等を活用した金融支援を初め、中小企業再生支援協議会との連携強化による事業再生支援等について検討を進めるなど、同法の期限到来を見据えたセーフティーネット構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひ万全の体制で企業支援をしていただくように、お願い申し上げておきたいと思っております。

次に、本県の物流対策についてお伺いをしてまいります。特に、本県の貨物輸送の大半を担っているトラック輸送の抱える課題について申し述べてみたいと思っております。

現在、トラック輸送は国内物流の90%以上を占め、産業の振興や消費生活の安定、円滑化を

図る上で、輸送事業は大変重要な役割を果たしております。大都市圏への長距離輸送の多い本県のトラック業界にとりまして、ドライバーの労務管理が企業経営の生命線となっているようでありまして、ことしの4月に発生いたしました関越自動車道のツアーバス事故では、運転手、乗客合わせて45名もの負傷者が発生し、運転手に対する会社側の運行管理の不備を初めとする多くの法令違反が発覚し、社会的にも大きな問題となりました。福岡労働局がまとめた2011年の自動車運転者を使用する監督指導結果によりますと、一般貨物事業所113のうち80.5%に当たる91事業所が何らかの形で法令違反をしていたそうでありまして、そのうち改善基準告示違反関連では、7割に当たる80事業所が同じく違反を指摘されているそうでありまして、一般貨物改善基準告示違反の内容は、最も多かったのが最大拘束時間違反の71事業所、62.8%、次いで休息期間違反の51事業所の45.1%、また連続運転時間違反も49社、43.4%と目立っており、トラック業界の厳しい労働環境の実態が明らかになってまいりました。本県の長距離トラック輸送の現状を見ましても、フェリーの減船、スピードリミッター装着義務化、若年労働者の労働力不足などで厳しい輸送環境に置かれ、加えて、荷主先での待ち時間等、運転手の拘束時間も長時間に及び、労働環境の改善が喫緊の課題となっております。

そこで、まずは警察本部長に、本県におけるトラック輸送の中心的労働力である65歳以下の大型免許保有状況と、若齢者、いわゆる20代、30代の保有状況の過去5年の推移についてお伺いをいたします。

○警察本部長（加藤達也君） まず、65歳以下の大型運転免許保有者数を見ますと、平成19年

は6万5,610名、平成24年10月末時点では5万7,335名となっており、比較しますと8,275名減少しており、率で見ますと12.6%減となっています。次に20歳代では、平成19年は4,253名、平成24年は2,374名となっており、比較しますと1,879名減少しており、率で見ますと44.1%減となっています。さらに30歳代では、平成19年は1万57名、平成24年は8,449名となっており、比較しますと1,608名減少しており、率で見ますと15.9%減となっています。

○山下博三議員 若者の免許取得状況も大きく減少し、トラックドライバーの若年労働力が不足しているようであります。先ほども申し上げましたように、本県の物流にとって、トラック輸送は大変重要な役割を果たしておりますが、現状ではこのような厳しい輸送環境や若者の担い手不足など、今後が非常に心配な状況にあります。県は、こういった状況で本県の今後の貨物の輸送手段をどう考えておられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 貨物の輸送手段につきましては、輸送コスト、種類、出荷先、納品時間等の輸送条件に応じて選択をされておりますが、その中でもトラック輸送は貨物輸送の大半を占めており、本県の物流にとって大変重要な役割を担っていると認識しております。このため県としては、宮崎県トラック協会に対し、毎年度、運輸事業振興助成交付金を交付しまして、安全対策や労務管理などの取り組みを支援しているところであります。また、フェリーを初めとします海上輸送などの利用が、物流コストの削減や二酸化炭素の排出量の抑制のみならず、長距離トラック運転手の長時間労働、あるいは若年労働力不足への対策にもなりますことから、海上輸送などへのモデル

シフトを積極的に推進していく必要があると考えております。

○山下博三議員 ただいま、フェリーなど海上輸送の利用を推進していくとの答弁をいただきましたが、海上輸送は、大消費地から遠隔地にある本県にとりまして大変重要な輸送手段であります。細島港や宮崎港の開港に、黒木博元知事、松形元知事も取り組んでこられ、数千億もの投資がなされておるものと思っております。先日、宮崎一大阪間を毎日運航しておられます宮崎カーフェリーの社長、専務とお会いし、会社の現状と課題についてお伺いをいたしました。大変厳しい内容をお聞きしてきたところであります。平成18年、19年は営業利益を4億以上出しておられますが、燃油の高騰や貨物物資の減少等により、ここ数年マイナス決算になっております。特に昨年、23年決算では営業利益で2億を超えるマイナスになっております。先ほどから申し述べておりますが、トラック業界の抱える課題の中で、運転手の労働改善のためにもフェリーの利用は欠かせません。しかし、このままでは存続も非常に厳しい状況ではないでしょうか。平成18年に京浜航路も廃止となっておりますが、本県の長距離フェリー航路の抱える課題と県の取り組みについて、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 本県発着の長距離フェリーにつきましては、農畜産物あるいは工業製品などを大消費地に効率的に輸送するために極めて重要な輸送手段であるとともに、御指摘がありましたように、トラック業界にとっても安全対策や労務管理上重要であると考えております。しかしながら、燃油価格の高騰、景気の低迷、また高速道路の夜間・深夜割引などによります旅客、貨物の減少が大きな課

題となっております。現在、県としましては、県内発着のフェリーを利用した新規の貨物等に助成を行う物流効率化支援事業の活用によりまして、その利用を促進しているところであります。今後は、地元市町村や関係団体と連携しながら、さらなる長距離フェリーの利用促進に向けた支援を検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしく願いいたします。

次に入らせていただきます。障がい者雇用についてお伺いをしてまいります。

障がい者工賃向上に向けた取り組みや、障がい者の皆さんの抱える課題については、何回かお伺いしてまいりました。今日まで、障がい者の皆様方の就労に向けた取り組みや工賃向上の取り組み等に、多くの県内のNPO、社会福祉法人の皆さんが努力してこられました。来年4月より15年ぶりに法定雇用率の引き上げも決まり、障がい者の範囲は身体、知的に限られておりましたが、新たに躁鬱病や統合失調症を加えるなど、近年における社会情勢を反映したものとなっております。平成23年度までの工賃向上倍増5か年計画の未達を踏まえ、新たな工賃向上計画の目標達成のため、今後どのような取り組みをお考えか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、新たな工賃向上計画の目標達成のため、経営の専門家で構成いたします「工賃向上支援チーム」による新商品開発、販路開拓に関する個別指導や研修会の開催、またイベント等での共同販売など、これまでも成果のありました取り組みを引き続き実施することといたしております。また、地域において障がい者を支える仕組みを構築することは大変重要でありますことから、市

町村が行う企業向け広報の実施や地元商工団体等への協力呼びかけなど、地域における事業所への支援が充実するよう、市町村との連携の強化を図ってまいります。さらに、国、地方公共団体の障がい者就労施設等への官公需の発注拡大に関する責務を規定いたしました「障害者優先調達推進法」が来年4月から施行されることから、今後は、法の趣旨を踏まえまして、物品購入や役務の提供に係る優先発注の拡大にも積極的に取り組むことといたしております。県としましては、厳しい経済状況の中ではありますが、計画の目標達成に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 工賃倍増5か年計画が未達に終わったわけですが、今それぞれの事業体の皆さん方も精いっぱい頑張っておられますから、ぜひとも全面的な支援をお願いしておきたいと思えます。

同じく福祉保健部長にお伺いをいたしますが、本県の就労継続A型事業所の現況と、それぞれの事業所において、最低賃金や雇用保険など利用者を守る制度がしっかりと適用されているのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県内のA型12事業所の10月末現在の利用者258名について、状況を調査いたしております。最低賃金につきましては、全ての利用者に適用されております。また、雇用保険でございますが、週の労働時間が20時間以上の利用者が保険加入を必要といたしますけれども、その方々の全てが加入をしております。なお、保険加入が必要な利用者は全体の約7割でございますが、残りの約3割の方々については、本人の障がいの状況等により週の労働時間が20時間に満たないということがありまして、保険加入非該当となっているところ

でございます。

○山下博三議員 この質問を取り上げさせていただいたのも、今、A型事業、B型事業のさまざまな事業所が成り立ってきているんですが、高齢者の福祉事業もそうですけれども、安易に株式をやっておられる方が参入してこられるような状況もあります。ぜひしっかりと監視していくような形で、障がいを持っておられる方が少しでも安定した中で雇用が進むように目配りをお願いしておきたいと思えます。

次に、障がい者の皆さんの就労の機会を少しでもふやしてあげることが大事であると思えます。そして企業には法定雇用率が定めてありますが、来年4月より従業員50名以上の企業が義務を負うこととなります。現在、従業員200名以上の企業に適用される障害者雇用納付金制度、月額5万円が、平成27年度より従業員100名以上の企業に義務化されます。今後、ますます企業にも福祉事業への協力を求められる中、施設外就労への取り組みも必要ではないかと思っておりますが、そのためには何らかの形で評価制度などインセンティブを付与するような取り組みが考えられないのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 障害福祉サービス事業所が企業から請け負った作業を、その企業に出向き企業内で行う、いわゆる施設外就労につきましては、障がい者の一般就労への移行、工賃向上を図るために有効な取り組みでございます。各福祉事業所においても、協力企業の開拓に積極的に取り組んでいるところでございます。この取り組みを進めるためには、何よりも企業の事業所に対する理解と協力が不可欠でありますことから、企業向けセミナーの開催や、本年7月に新たな工賃向上計画を策定い

たしました際には、発注者としての商工団体等に協力依頼を行ったところでございます。また、本年9月補正で予算化したしました障がい者工賃向上情報発信強化事業において、各事業所の情報を取材収集し、インターネットサイトなどを活用した情報発信の強化に取り組むことといたしておりますが、発注企業や協力企業の情報についても、この中に盛り込んでPRをしたいと考えております。県といたしましては、これらの取り組みを通じまして、福祉事業所と企業との連携の強化を図り、施設外就労についても、拡大に向けた環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、薬物乱用防止の取り組みについてお伺いをしてまいります。

先月の10月13日、ライオンズクラブ国際協会337-B地区主催によります薬物乱用防止教育認定講師養成講座に参加をいたしました。4年前にも経験しておりますから、今回で2回目の参加であります。各クラブ会員から60名程度の参加があり、薬物乱用のない社会づくりに向けた取り組み等について熱心に講義を受けたところであります。最近の報道を見てみますと、何らかの薬物利用者が重大な交通事故を起こしたり、傷害事件や殺人等凶悪事件などを起こすケースが発生しているように思えてなりません。事件に巻き込まれた被害者や家族においては、十分な補償も得られていないのが現実ではないかと思っております。また、一度手を染めると、なかなか逃げられない実態であります。そこで、本県における薬物事犯の現状等について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（加藤達也君） 県内におきまし

では本年10月末現在で、覚醒剤事犯が75件、58人、大麻事犯が11件、10人の合計86件、68人を検挙しております。対前年同期比では、覚醒剤事犯が8件、8人の増加、大麻事犯が5件、2人の減少で、覚醒剤事犯につきましては、検挙件数、人員いずれも過去5年間で最高となっております。本年、薬物事犯で検挙された者を年代別で見ますと、少年の検挙はなく、30代から40代が約60%を占めております。また、検挙された者の薬物の入手方法としましては、密売人に直接面接して手に入れたり、宅配便で届けさせたりする方法が主ですが、インターネットを利用した事案もありました。警察としましては、今後とも、薬物事犯の取り締まりを徹底するとともに、関係機関との連携を図りながら、薬物乱用の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 事案が非常にふえている状況をお聞きして、私も大変不安に思ったところがあります。薬物乱用防止政策には2つの柱があります。1つは、行政による取り締まりの強化及び不正流通、密輸、密売の根絶、もう1つは、啓発活動による薬物乱用の未然防止であります。啓発活動の推進は、官民一体となった積極的な活動が必要であります。特に若年層への啓発活動が最も重要であると思っておりますが、学校における薬物乱用防止教室の取り組み状況等について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 学校における薬物乱用防止教室につきましては、警察職員や学校薬剤師等を講師として招き、専門的な立場から、心身の健康に深刻な影響を及ぼす薬物の種類や薬物依存の怖さなどについて、子供たちに実感させるような指導を進めているところであります。薬物乱用防止教室の平成23年度の公立学校

における実施状況は、小学校47%、中学校89%、高等学校97%であります。特に中学校とか高等学校では非常に危機感を持っておりまして、在学中必ず1回は実施するようにと強く指導しているところであります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

同じく学校現場での命の教育の取り組みについて、教育長にお伺いをいたします。今回の講座におきまして、薬物乱用防止教育の現状について、教育委員会の職員の報告がありました。その講座において、改めて命についての深い感動を覚えましたので、それを紹介させていただきたいと思っております。福岡県にある内田産婦人科医院の内田美智子助産師の手記であります。妊娠10カ月に入り、きょうかあしたにでも我が子の誕生を待っていた、あるお母さんのお話であります。

10カ月に入り、きょうにもあすにも生まれる日を待っていました。おかしい、いつもと違う、お母さんの勘は的中していました。胎児は母の体内で既に輝きを失っていました。亡くなった胎児でも母親は産まなければなりません。助産師さんは、陣痛に苦しむ母親に「頑張ろうね、もうすぐ元気な赤ちゃんに会えるよ」と言って励まします。死産の子を出産する母親には、何と言って励ませばいいのでしょうか。分娩室で付き添った看護師は、何も声をかけることができず、ただただ手を握っているだけでありました。それしかできないこともあるのです。言葉が出ないのです。その母親は、御褒美のない陣痛に耐え、輝くことのない胎児を出産いたしました。産声の上がない分娩室で母親の泣き声だけが悲しく響きます。この泣かない子を、母親は泣きながら抱き締めます。いつまでもいつまでも、ただ抱き締めるだけです。も

うそれしかできないのです。それ以上のことはできないのです。ところが、その母親は、その夜一晩抱いて寝たいと希望しました。その希望に沿い、母親と胎児を部屋で一緒に過ごさせました。夜中に看護師が見回りに行くと、母親は月明かりの中、ベッドの上に座り、子供を抱いていました。「大丈夫ですか」と声をかけると、母親は「今、お乳をあげていたんですよ」と言いました。看護師は一瞬驚きましたが、黙ってしばらく様子を見てみると、母親は1滴2滴とにじんでくる乳を指にとり、赤ん坊の口元に運んでいました。どんなにそのお乳を飲ませたかったことでしょうか。どんなに授乳する日を夢見たことでしょうか。こんな命と向き合う仕事を続けて思うこと、それは、人はそこにいるだけで価値がある。人が1人、人として生まれてくるためにどんなに多くの困難を乗り越えなければならないのか。生まれてきたこの瞬間に、ここにいることのすごさを知ってほしい。一人一人が奇跡のような命です。

静かに流れる曲のもと、この手記がDVDで流されました。この一節を教育長もお聞きになり、今、学校現場でも多くのいじめがあり、そして若い母親が育児に悩み苦勞されておられることも御案内のとおりであります。早いうちから子供たちに命の大切さを気づかせるために、学校で具体的な事例を活用してみてもどうか、教育長にお考えをお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 命を大切にすると生命尊重の精神は、何よりも教育の基盤をなすものだと思っております。私もその手記を読ませていただいて、今ももう一回読み直して、じんとくる思いでいっぱいです。

学校では、発達の段階に応じた教材を活用しながら、関連する教科の授業や道徳の時間な

ど、学校の教育活動全体を通して指導が行われているところでもあります。今、御紹介にありましたような実体験に基づく感動的な手記、体験記などを活用し、子供たちの心に本当に実感として響く指導をすることは、子供たちにしっかりと命の大切さを感じさせることができる尊重すべき取り組みであると考えております。

実は、このようなことから、現在、県教育委員会では、口蹄疫など県民の皆さんの体験、さまざまな思いを題材にした、「命や絆を大切に」宮崎県道徳教育読み物資料集を作成しております。私も原稿を読みました。小学校3年生だったと思いますが、「ありがとうボタン」という文章を読みながら、涙が流れてとまりませんでした。そういう教材の紹介など、学校への支援によって、今後も命の大切さを気づかせる教育の充実がさらに図られますよう、しっかりと努めていきたいと思っております。

○山下博三議員 参加された会員の多くが目頭を熱くされ、改めて命のとうとさを教えられたような気がいたしました。私も数年前、母を亡くしておりますが、この世に生を与えてくれたこと、改めてこの縁に深く感謝したところでもあります。ぜひいま一度、この世に生を受けたこと、悩み苦しきは考え方一つで変えられること、子供と大人にもこういった命の教育をさらに進めてほしいと思った次第であります。講座の講師を務めていただいた教育委員会の職員の方には深い感謝を申し上げ、さらに頑張ってくださいたくをお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

平成24年11月27日(火)

本日はこれにて散会いたします。

午後2時52分散会

11月28日（水）

平成 24 年 11 月 28 日 (水曜日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 25 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 詔 藏 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○中野一則副議長 ただいまの出席議員36名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。けさは、最初の祝詞を差しかえてまいりました。皆さん、けさの宮日新聞をごらんになりましたか。あの東京ガールズコレクションが、昨年引き続き、再び宮崎で開催されるという記事を大変驚いて拝見させていただきました。今、20代、30代の女性から圧倒的人気を獲得している日本最大級のファッションイベントが、来年3月30日に県北延岡で、しかも初の野外イベントとして開催が決まったという記事でした。昨年11月の議会で、私は、大変難しいとは思いましたが、東京ガールズコレクションが再び宮崎の地で開催されることを希望する質問をいたしました。まさかその願いがこんなに早くかなうとは……。みやざき観光コンベンション協会など商工観光関係の職員の皆さんの御努力に大きな拍手を送りたいと思います。この東京ガールズコレクションの開催が、東九州自動車道の開通を間近にした県北地域のさらなる追い風になるでしょう。また、神話にまつわる縁結び神社やスピリチュアルスポットをめぐって観光客誘致を図る「宮崎恋旅」とのコラボレーションが、古事記編さん1300年事業にも拍車をかけることと、大いに期待したいと思います。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

自民党会派農政部会の有志10名で、全国和牛能力共進会の会場である佐世保市へ、応援と連続日本一をこの目で見届けるために出かけてまいりました。生産者ばかりか、かかわった農業関係者を初め、県民挙げて受賞の喜びに浸ったのではないのでしょうか。翌日は、小水力発電の先進地調査のため、栃木県、埼玉県に出張しておりましたが、この結果を全国でどのように報道されているのかを楽しみにしながら、新聞やテレビのニュースを見てみました。宮日新聞では一面に大きく取り上げられていましたが、他の全国紙などにはほとんど取り上げられていません。テレビのニュースなどでも気づくことはありませんでした。全国での関心度に大きな差があることを改めて感じたところでありました。和牛日本一2連覇は、業界では大変な偉業として認知されていましたが、全国の消費者にどのように知らしめていくのか、これからが大事なのかなと痛感いたしました。

また、記紀編さん1300年記念事業についても言えることですが、県外に出かけたときの反応に驚かされます。ほとんど知られていないのです。この事業を通し、県外客を宮崎に誘致して、宮崎の観光振興の起爆剤になることが期待されているはずですが、和牛日本一も、古事記編さん1300年ゆかりの事業にしても、他県にない宮崎県の産業や観光の優位な資源であります。本県にとってのすばらしい財産、成果が県外に余り知られていない状況の中、このような本県ならではの素材をどのように県外にアピールしていくのか、販売戦略について知事にお伺いいたします。

次に、県内経済の底上げ、新たな成長についてであります。

第10回全共での2連覇は、まさに口蹄疫であ

れだけの被害を受け、再生・復興に向け、さまざまな課題に直面しながらも、関係機関・団体が一体となって、一步一步ではありますが、着実に進められている中での快挙でありました。見事復活を遂げた本県肉用牛の底力を強く全国の畜産関係者に印象づけることができたのではないのでしょうか。知事みずからも、10月30日に行われた全共2連覇の合同記者会見の席上、口蹄疫からの再生・復興は新たなステージに入ったと強調されたところであり、知事が呼びかけ、関係者が検討を進めている畜産の新生の具体化が求められます。

しかしながら、一方では、本県経済は、口蹄疫はもとより、その後の新燃岳噴火、鳥インフルエンザ、東日本大震災など、複合的に影響を受け、商工業者の疲弊、厳しさは畜産業以上であるという悲壮な意見が多くなってきています。また、世界経済の減速を受けた景気のさらなる後退や、さらに中小企業金融円滑化法の期限が切れ、今後、中小企業の倒産が相次ぐ懸念すらあると言われております。本県経済の再生・復興を図る上で対応すべき課題は、口蹄疫からの再生・復興、畜産の新生だけではなく、商工観光、さらには金融円滑化法問題、中小企業振興条例、元気プロジェクトなど、多岐にわたります。加えて、本県の将来の産業を牽引し、雇用を生み出す核となる産業の育成を進めていくことも重要になってくると思います。

このような中で、知事は、来年度の予算編成方針の中で、「復興から新たな成長へ」と打ち出されましたが、これらのさまざまな事象からの復興をいかに成長に結びつけ、確実なものとしていくつもりなのか、知事の考え方についてお伺いいたします。

以下、残りの質問は質問者席から行います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

まず、本県ならではの素材のアピールについてということであります。宮崎牛日本一2連覇につきましても、宮崎牛のブランド力をさらに強化する絶好の機会、また、宮崎牛を初めとする食肉のプロモーションの絶好の機会を得たというふうに考えておるところでございます。先般、県と経済連等の関係機関で構成をいたします「宮崎牛及び県産食肉販売戦略会議」を設置いたしまして、PRから流通・販売に至る総合的なマーケティングの強化などに向けて、一体的な取り組みを進めることとしたところであります。また、記紀編さん1300年につきましても、これを契機としまして、日向神話を初めとする本県ならではのオンリーワンの歴史的・文化的資源を活用して、観光誘客の促進、ひいては県内経済の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

本県にはこのほかにも、地鶏やマンゴー、カツオですとか、生産量日本一のみやざきスギといった豊かな農林水産物や、綾町を中心とするユネスコ・エコパーク、霧島ジオパークを初めとするすぐれた観光資源など、さまざまな宝というものが数多くあるわけでございます。今後予定しております大都市圏での「みやざきフェア」や、県外で行います本県のPRイベント、さらには、議員からお話ございました、来年の東京ガールズコレクションのような大規模イベントもでございます。WBCのキャンプということで、これも全国からのお客様が期待できるところございまして、こういった機会を活用しながら、さらにはマスメディアへの働きかけなど、「オールみやざき営業チーム」という官

民衆となった発想で、こういった宝というものを、こういう機会を積極的に活用してアピールしてまいりたいと考えております。

次に、復興から新たな成長へ向けての考え方についてであります。これまで本県は、口蹄疫など相次ぐ災害からの再生・復興モードにあったわけでございます。口蹄疫からの再生・復興につきましては、飼料価格の高騰など依然として厳しい状況はございますが、宮崎牛の日本一2連覇などを契機としまして、より生産性や付加価値の高い、新しい畜産を構築するという次のステージへと進んでいきたいと考えております。また、こうした災害により停滞した県内の経済や雇用の回復につきましては、みやざき元気プロジェクト等の展開を通じて対応してまいったところでございます。現在、県内の景気につきましては、長い目で見ると緩やかな持ち直しの段階にあるというふうと考えておりますが、その成果が実感として捉えにくい状況が続いている。さらには、国全体として景気が後退局面に入ったのではないかとこの状況にありまして、本県といたしましては、本格的な回復や将来の揺るぎない産業基盤の構築に向けた次のステップに移行する必要があると感じているところでございます。

このため、平成25年度当初予算編成上の重点施策におきまして、「復興から新たな成長へ」を基本的な考え方として掲げたところであります。平成25年度以降、新たな成長への取り組みを着実に進めることができますよう、フードビジネスや畜産の新生、環境・新エネルギーや医療機器関連産業など、本県の強みを生かした核となる成長産業の創出のための基本的な考え方というものを明確にした上で、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であ

ります。〔降壇〕

○松村悟郎議員 次に、再生エネルギーの活用について質問したいと思います。

再生エネルギーは、発電効率が低いことからコスト面の課題が大きく、これまでその導入の速度は上がりず、我が国の新エネルギーは、電力需給全体の約3%にとどまっています。新エネルギーの発電コストを比較してみますと、太陽光発電でキロワット当たり30円から46円、風力で10円から23円、バイオマスで17円から23円と統計に示されております。今回、7月1日からスタートした固定価格買い取り制度では、例えば太陽光10キロワット以上で42円、小水力200キロワット未満で35.7円と、非常に高目に設定されており、コスト面で十分に初期投資を回収できることが予想されることから、導入に大いに拍車がかかるということは言うまでもございません。特に、太陽光発電では多くの企業が参入するなど、全国での取り組みも一気に加速しております。本県において、豊かな日照資源、水資源、森林資源、自然エネルギーを活用して、他県に先んじて積極的に取り組む必要があると思っております。

そこで、まず、太陽光発電についてであります。家庭用については、これまで補助制度により一定の普及が進んでおります。今回は、特に家庭用以上の大規模発電の設置案件が県内でも目立ってきていることから、本県の状況はどのようなになっているのか、また、設置のための適地情報の提供や公共施設の活用など、本県の取り組みについて環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 太陽光発電につきましては、本県の恵まれた日照環境を生かすことができる新エネルギーとして、これまで

も、住宅や公共施設への導入支援、メガソーラーの立地の推進など、その普及拡大に取り組んできたところであります。このような中、固定価格買い取り制度がことし7月から開始され、本県では、10月までの4カ月間で、制度の認定を受けた10キロワット以上の太陽光発電設備が394件となり、事業者による設置が急速に伸びております。このため県では、今年度見直しを進めている新エネルギービジョンにおきましても、太陽光発電を重点的に取り組む新エネルギーの一つとして位置づけているところであります。今後とも、発電事業への参入を検討している事業者に対しまして、設置に適した場所や県の融資制度の情報提供を行うなど、太陽光発電の一層の導入促進に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、太陽光パネルの地産地消についてであります。家庭用パネルの設置については、本県の誘致企業で製造したパネルの使用に補助を行っており、地産地消が促進されております。一方、大規模発電については、海外からのパネルを導入されるケースもあると伺っております。県として、本県産のパネルの利用促進を推進する取り組みはないのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 県内産太陽光パネルの利用拡大につきましては、住宅の設置に対する補助事業におきまして、平成23年度から、県内産パネルを設置した場合、補助上限に2万円を加算しているところであります。対象件数は、加算する前の平成22年度が58件であったのに対し、23年度は200件、24年度は現時点で268件と、年々増加しているところであります。

○松村悟郎議員 ここ最近、太陽光パネルの製

造メーカーは、世界的な販売競争の激化により大変苦戦をしていると聞いております。本県においても、大規模な太陽光パネル工場が県の誘致企業として立地して、多くの雇用がなされております。地域への大きな貢献度を踏まえ、さらには県内経済への影響を考慮に入れて、地元産業の育成のため、地産地消の啓発をどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、小水力発電についてであります。豊かな水資源に恵まれた本県では、九州電力全体の水力発電の電力量の約55%を占めており、また、県営事業として企業局が直接、水力発電事業を担うなど、名実ともに水資源を活用した自然エネルギーの先進県であります。本年7月から固定価格買い取り制度が始まり、農政サイドにおいても、県内各地で農業用水を利用した水力発電施設設置の要望が出されています。事業実施に当たっては、水利権取得や施設設置申請など、さまざまな事務手続が必要となると聞いております。一方、国では、国土交通省が小水力発電の導入を加速するため、農業用水路に発電施設をつくる場合、国や都道府県からの許可を不要にして登録だけで済むようにし、設置までの事務手続の簡素化により新規参入を促すという河川法の改正を目指す方針を出しております。また、民間でも幾つかの企業体から、再生エネルギーの買い取り制度を追い風に、小水力発電機を初期投資ゼロで設置できるリース方式導入などの動きも起こっています。小水力発電の普及拡大の動きは確実に進んでいます。私も先月末に、小水力発電所先進地視察として、埼玉県や栃木県などに出向いてまいりました。全国に先駆けた買い取り制度を活用した本格的売電事業に取り組む、農業用水路に設置された30キロワットから360キロワットのさまざまな規模

の小水力発電所施設を調査いたしました。また、開水路のわずか1.8メートルの落差を利用した2.5キロワットの小さな発電所施設もありました。宮崎県での活用や地域への波及効果などを強く考えさせられる経験でありました。県では、導入のための調査を初め、施設整備を支援する県単事業や、国庫補助事業を活用した小水力発電の推進を図っていると伺っておりますが、その中で、特に、農業水利施設を管理している土地改良区が主体となった小水力発電を積極的に推進する必要があると思います。県の取り組みについて農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業水利施設を活用した小水力発電は、土地改良区が実施主体となることにより、売電収入による維持管理費の軽減などが期待される重要な取り組みであると考えております。このため、県といたしましては、本年度に土地改良区等を事業主体とした県単事業を創設し、発電適地の掘り起こしや導入に向けた具体的な調査を行うとともに、一部、発電施設の整備を進めているところもございます。また、推進に当たっては、関係者の意識啓発も大変重要でございますので、来月には、土地改良区や市町村なども含めた連絡会議を設立し、諸制度や最新技術などの情報の共有化を図っていく予定にしております。今後とも、国庫補助事業の活用も図りつつ、土地改良区や市町村等と連携しながら、積極的な導入に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、木質バイオマスについてであります。6月議会で、「県内の農業用ハウスで重油年間使用量を木質ペレットに全部移行した場合、約22万トンのペレット生産が必要になる」と述べ、「日本一の森林資源を再生エ

ネルギーとして活用することで、中山間地域の活性化につながることから、木質ペレットの普及について、数値目標を挙げて取り組みを期待しています」と述べさせていただきました。その後、都農町で県内の事業者が木質バイオマスを活用した発電所設置を発表し、既に地元では建設予定地の獲得や工業用水の探査などが進められています。また、県内では、このほか、数件の同様の計画が動いているとも聞いております。いずれも、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度や、カーボンニュートラルという木質バイオマス発電の環境面の評価が背景にあると考えられ、地域の活性化対策として大変喜ばしいことであると思います。

ただ、都農町の発電所の具体的な計画を見ますと、1年間に7万2,000トン、原木換算で10万立方メートルもの木質バイオマスを燃料として必要とするというものであります。宮崎県の年間素材生産量が約160万立方メートルである中で、この発電所だけで10万立方メートルが必要となるのです。前回の木質ペレットに加え、発電所向けに大量の木質バイオマスの確保ができるのか、心配なところもあります。木質バイオマスの継続的利用を可能にするためにも、資源量に応じた供給体制の構築を進めるべきだと思いますが、資源量や燃料需給に応じた施設の配置、供給者側と需要者側との連携など、県としてどのように取り組むのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 木質バイオマス発電や熱利用の円滑な推進のためには、バイオマスの資源量や燃料の需給に応じた適切な施設の配置とともに、供給者側と需要者側との連携が重要と考えております。県では、平成22年3月に策定しました「木質バイオマス活用普及

指針」の中で、林地残材等の年間発生量や将来の発生量予測、集荷距離から算定した輸送コストなどを調査・分析しております。さらに、原料の安定供給に向けた収集運搬コストなどの検証にも取り組み、これらの情報を事業者に対し、用地選定の参考となるよう提供しているところであり、今後とも、供給者である森林組合など関係者との意見交換を行ってまいりたいと考えております。また、供給者側と需要者側との連携につきましては、具体的な事業計画が明らかになった段階で、効率的な流通の仕組みづくりについて、コスト検証結果を踏まえた助言や情報提供などの支援をしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 木質バイオマスを利用する上で、発電所施設から大量の焼却灰が発生することが予想されます。その有効利用を図ることが必要だと思いますが、焼却灰のリサイクル体制の構築について、県の考え方を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 木質ボイラー等から発生する焼却灰につきましては、今後、木質バイオマス発電や熱利用施設の増加に伴いまして増大することが想定されます。そのことから、循環利用を行っていく必要があると考えております。現在、焼却灰の一部は、農業用の肥料や土壌改良材として再利用されているほか、土木用建築資材の原料として、コンクリート製品の製造時にまぜて活用されているところでもあります。県としましては、このような事例を含めた県内外の有効な活用事例や、リサイクル技術の開発支援制度などの情報を事業者提供し、焼却灰の利用促進を行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 前日も申し上げましたが、燃

油の高騰に伴い、代替となる木質ペレットを利用した加温機への期待も大変大きくなっています。導入に向けて、例えば都農町のペレット研究会でも、2種類の暖房機を使った実証が行われていると聞いております。施設園芸における木質ペレット暖房機導入に対する支援を強化すべきだと思いますが、推進に当たっての課題と対応策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 施設園芸部門における木質ペレット暖房機の導入推進に当たりますには、暖房機導入時の負担軽減、また、ペレットの安定確保が大きな課題となっております。このため、県といたしましては、国に対しまして、暖房機の導入支援に対する予算の確保や、暖房機の低廉化に向けた研究開発等の取り組み強化を要望しているところでございます。また、木質ペレットにつきましては、本年度に設置した「施設園芸バイオマス活用推進プロジェクト会議」において、メーカーにおける増産や新たな供給の可能性を打診するなど、安定確保に向けた取り組みを進めているところでございます。燃油価格が高どまりする中、施設園芸の脱石油化の推進は大変重要と考えておりますので、引き続き、農林業の関係機関・団体が一体となり、課題解決に向けた取り組みをスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 さて、太陽光、小水力、木質バイオマスと、再生可能エネルギーの活用について質問をしてまいりましたが、それぞれ本県の豊かな資源を活用した取り組みであり、地域経済の振興にも大いに期待できると思います。本県の再生可能エネルギーにおけるポテンシャル、優位性は非常に高く、また、固定価格買い

取り制度という追い風が吹いている中、まさに今、これを生かさない手はないと考えます。そこで、強力に再生可能エネルギー立県を目指していくための取り組みについて、その意気込み、決意のほどを知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) お話のとおり、本県はまさに太陽と緑の国でありまして、全国トップクラスの日照時間や豊かな森林、水資源などを活用して、これまでも新エネルギーの導入促進に取り組んできたところであります。東日本大震災以降のエネルギー情勢の変化等に対応するために、今年度、新エネルギー施策の指針となります新エネルギービジョンを1年前倒しで見直しをしまして、一層積極的に導入促進を図ってまいりたいと考えております。

その策定の考え方としましては、3つほどポイントがございます。1つ目としましては、従来の基本的な方向に加えまして、東日本大震災を踏まえた「災害に強いエネルギーシステムの構築」を施策の柱として盛り込むということ。2つ目としましては、本県の強みであります太陽光やバイオマス、小水力を重点的エネルギーとして位置づけまして、戦略的プロジェクトに取り組むということ。3つ目としましては、県民、事業者、市町村の連携を進めるとともに、それぞれ主体的に行う取り組みに一層の支援を行ってまいりたい、このような考え方でございます。私といたしましては、このビジョンに基づき、新エネルギーの積極的な導入を図りまして、環境と調和した持続可能な経済社会のモデルとなる、宮崎らしい「環境・エネルギー先進地づくり」に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 よろしくお願ひ申し上げます。

次に、鳥獣害対策について1点だけ質問をさせていただきます。

私は、ことしの6月議会において、最近の鳥獣被害の増加に対する質問を行いました。総合政策部長から、「地域からの相談にきめ細やかな対応をしながら、住民が一体となって行う取り組みを推進する」、農政水産部長から、「鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画に基づく円滑な被害防止対策への支援を図っていく」との答弁をいただきました。秋の収穫期を迎える中で、10月ごろから私の地区でも、露地園芸の振興作物であるカンショなどの被害が発生し、具体的な相談を受ける機会がふえてまいりました。ところが、肝心の対策の中心的支援事業となる鳥獣被害防止総合対策交付金の交付決定がおくれ、被害対策を進める地元は大変困ったという話も聞いております。この事業で想定している、鳥獣被害対策実施隊の設置や被害防止にかかわる地域リーダーの育成などのソフト面も、実際の農地や作物を守るための侵入防止柵などのハード面の整備についても、本来であれば、シーズンに入る前までに準備を済ませておくべきだと思います。前向きな対策を進めるといいながら、このような例を見ても、現実的に円滑に進まなかった部分も多くあるのではないかと感じております。このため、鳥獣被害防止計画の着実な推進を図るため、今後どのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 鳥獣被害防止計画に基づき、市町村が地域の実態に即した取り組みを主体的に進めていく上におきまして、正確な実態の把握や、被害防止対策と一体となった捕獲対策が不可欠であると考えております。このため、被害実態につきましては、今年

度、「地域で守る鳥獣被害みえる化事業」で全県的な被害状況の調査を行い、その結果を地図情報として見えるようにし、市町村や集落における今後の対策に活用していくこととしております。また、捕獲対策につきましても、支庁、振興局が中心となった地域特命チームが主体となり、鳥獣被害対策実施隊と有害鳥獣捕獲班等との連携など、体制の充実を図り、実効性のある対策を推進してまいります。今後とも、県といたしましては、広域的な視点に立った鳥獣被害防止計画の作成支援や、複数の市町村にまたがる取り組みに対する支援などを、着実に進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、特別支援教育について質問させていただきます。

まずは、来春開設に向けて新たな校舎の建設が順調に進んでいる、児湯るびなす支援学校高等部についてであります。これまで、県内それぞれの支援学校の学校関係者、特に保護者の皆さんが一体となって長年強く要望されたことが実を結び、西都・児湯地区にもようやく開設されることになりました。子供たちや保護者の皆さんには、待ちに待った高等部の開設だと思います。そこで、さきに開設された高等部設置の取り組みでの教訓などを生かし、どのような配慮をして準備を進めているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 現在、整備を進めております児湯るびなす支援学校高等部につきましては、対象とする障がい種が、知的障がい及び肢体不自由となっております。したがって、施設整備に当たっては、バリアフリー化に十分配慮するとともに、渡り廊下に風よけ用の腰壁をつけたり、雨天時に対応できるよう送迎用の車寄せの屋根を設置するなど、保護者

や関係者の皆様の御意見を参考にしながら、生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、さまざまな工夫を行っているところであります。

また、高等部卒業後の就労の実現に向けて、これまでの作業学習の種目に加えまして、ビルクリーニング作業や食品加工作業等の学習を計画するなど、指導体制の充実に向け取り組んでいるところでございます。

○松村悟郎議員 先日、私も、短い時間ではありましたが、児湯るびなす支援学校を訪問いたしました。また、保護者の方々ともお話をさせていただきましたが、大変大きな期待を改めて感じたところでございます。

次に、特別支援学校を障がい者の避難所として活用できないか、お伺いいたします。現在、小中学校の体育館など市町村の施設が避難所に指定されておりますが、障がい者にとっては、専門のスタッフや整備された施設の指定は大変ありがたいとのことでした。教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 特別支援学校は、バリアフリー等の環境が整っており、また、先ほどもお話がありましたが、専門の教職員もおりますことから、さきの東日本大震災におきまして障がい者の避難所として果たした役割が、高く評価されたところであります。このようなことから、現在策定を進めております「みやざき特別支援教育推進プラン」におきましても、障がい者の災害時の避難所としての機能の充実や、災害避難体制を強化するための研究の推進など、防災機能の強化に努めるところであります。障がい者の福祉避難所としての活用につきましては、食料や水、毛布等の備蓄や、避難期間中の教育活動への影響等、運営に当

たつての課題がありますので、避難所を指定する関係自治体に対して情報提供を行うとともに、意見交換等も実施してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、これまでも何度か要望が出ており、さらに一般質問でもたびたび取り上げられております、スクールバスの未整備校についてであります。児湯るびなす支援学校もその一つですが、スクールバスの早期導入が求められています。今後のスクールバス導入の考え方について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 特別支援学校におきましては、これまで、小学部から高等部までの地域就学を実現することを目的として、高等部の設置を最優先に進めてきたところでありまして、来年4月には全ての学校に高等部が設置されることとなりました。このようなことから、スクールバスについては、現在、13校中8校の整備であります。未整備校への導入については、保護者の皆様からも御要望いただいておりますことから、今後、障がい配慮した教育環境を整備していく上での重要な課題の一つとして、全県的な視野に立って、教育的効果や緊急性等も十分考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 来年度から、児湯るびなす支援学校高等部への新入生の受け入れが始まるわけですので、卒業後についてはまだ早いと思われるかもしれませんが、今から卒業後の就労などの自立への基盤づくりが必要だと思います。保護者の皆さんは、できるだけ身近な、親の目の届く地元で自立できることを望んでいらっしゃると思います。例えば、地元商工会や企業など支援をしていただく関係者にサポーターになっていただくなどの自立支援への体制づくり、これ

をどのように進めていかれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 子供たちにとりましては、学校における期間より卒業した後の期間のほうがずっと長いわけですから、どの学校においても、とりわけ特別支援学校の卒業後の就労等自立支援につきましても、大変重要な課題であると認識をいたしております。このため、現在、就労支援相談員を配置し、実習先や就職先の開拓等について、きめ細やかな就労支援体制の整備を進めるとともに、企業と連携した作業学習の見直しなど、キャリア教育の充実を図っているところであります。また、今年度より、地域の商工会議所や企業の御協力によりまして、サポート企業登録制度を先行的に導入し、企業の方に学校を見てもらう学校見学会の実施や、就労支援等の推進などを図っているところでございます。児湯るびなす支援学校におきましても、地域企業への積極的な情報提供や、学校と関係機関との連携を進めることによりまして、自立支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、学童保育についてであります。本県でも多くの要望があることから、各市町村とも児童館や放課後児童クラブの設置が進んでおります。年々、利用者の数も増加する中で、先日、NHKのニュースで、学童保育関連の事故の報告を目にいたしました。全国でこの1年間に、1人の子供が死亡したほか、大けがをする事故もあったとされるものであります。そこで、本県においてその状況はどうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 放課後児童クラブにおける事故についてでございますが、厚生労働省の発表によりますと、平成23年10月1

日から平成24年9月30日までの1年間において、全国の33都道府県から227件の事故報告があったとされておりますけれども、本県においては、事故の報告事例はございませんでした。放課後児童クラブは、共働き世帯の増加等により、放課後対策として重要な役割を担っておりますことから、今回の事故報告とあわせて公表されております事故の原因やその防止策について周知を図ることにより、引き続き、事故の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 地元の放課後児童クラブを時々訪問し、子供たちの様子を見たり、また、指導者の方の話を聞くこともあります。小学校1年生から3年生、体格も違います。もちろん、上の子が下の子の面倒を見るなど、子供たちのコミュニティーづくりに大変よい面もありますが、反面、体格の違いから大変危ない場面もあるとのことでした。また、発達障がいなど障がいのある児童がふえており、安心して安全に保育をするには現行の指導員配置では厳しいとの意見も聞いております。その対策として、県はどのような支援をしているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ状況でございますけれども、平成24年5月1日現在、203クラブ中98クラブにおいて203人の児童を受け入れておりまして、近年、増加傾向にございます。県におきましては、放課後児童クラブで障がい児の適切な受け入れができるように、御指摘のございました指導員を対象として、障がい児の行動についての理解やコミュニケーションのとり方等についての研修会の開催などの支援を行っているところでございます。

○松村悟郎議員 次に、特別支援教育のあり方

についてお伺いいたします。現在、障がいを持つ子供たちの通学先について、一定程度以上の障がいを持つ子供たちは、原則として特別支援学校に就学することとなっております。それぞれの障がいに合った、より専門性のある教育を行うことで、子供たちの個性や能力を引き出すことができるからだと思っております。文部科学省は、このようなこれまでの方針を転換し、本人や保護者の意向を尊重し、小中学校に通学しやすくするために、新たな仕組みづくりを目指しております。このようなことを踏まえ、今でも不足している特別支援学校教諭免許を持った専門教諭の配置や、学校施設のバリアフリー化などのハード整備の課題など、体制づくりが大事になると考えております。本県でも、特別支援学級に在籍したり、通級指導を受けたりしている子供たちが年々増加しており、特別支援教育のあり方について、「みやざき特別支援教育推進プラン」の策定が進められております。国の動向も踏まえ、本県の特別支援教育のあり方について教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 本県の障がいのある子供たちの状況というのは、その数が増加しておりますことに加え、障がいの重度・重複化、さらには多様化が進んでおりまして、一人一人の障がいの特性に応じた、きめ細やかな教育のさらなる充実が求められているところであります。また、お話にもありましたが、国におきましては、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ教育システムを構築するため、特別支援教育の一層の推進を図ることが示されたところであります。このような本県の現状、さらには国の動きを踏まえまして、現在、新たな特別支援教育プランを策定しているところでありますが、そのプランを推進していく中で、

障がいのある子供たちに対する乳幼児期から卒業後までの一貫性のある支援体制づくり、小・中・高等学校における校内支援の強化、教職員の専門性の一層の向上など、子供一人一人の学びのニーズに応じた特別支援教育のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 障がいのある子供たちや保護者の皆さんにとっては、新たなたくさんの選択肢がふえるということにもなります。ただ、これまで培ってきた特別支援教育の根本をしっかり守りながら、これまで以上に、それぞれの地域の特別支援学校との連携を充実していただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

次に、沿道修景についてであります。

私も何度か質問をさせていただきました。今の時期になりますと、至るところで道路の草刈りが行われています。以前はもっと整備されていたのではないのでしょうか。ここ最近の国県道は、年間を通じて草の生い茂ったところが多く、ガードレールからはみ出し、車道や歩道に覆いかぶさり、交通安全の観点からも問題のある期間や場所が目立ちます。市町村道など生活道路と言える場所では、住民参加型の整備が進んでおります。住民みずから、ごみ拾いや草刈り作業を行うなど、美化が大変進んでいる箇所が多くなってまいりました。ただ、交通量の多い地域を結ぶ国県道の整備は、住民参加型では危険であります。それは公が果たす役割であります。草の生い茂るところに、レジ袋や空き缶などの不法投棄も目立ちます。道路の草刈りにどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県が管理しております道路の草刈りにつきましては、以前は

年2回から3回程度行っておりました。現在は、厳しい財政状況もございまして、年1回を基本としておりますが、沿道修景植栽地区や交通量が多い路線、また、安全性を高める必要のある交差点部などについては、必要に応じて複数回実施しているところでもあります。また、作業に危険を伴わない箇所では草刈りをボランティアで行っていただく団体・企業に活動奨励金を支給する支援事業を実施し、県民協働による道路環境の保全を推進するなど、工夫をしながら、沿道の美化や道路利用者の安全確保に努めているところでもあります。

○松村悟郎議員 沿道の風景は、宮崎県観光の重要な資源であります。宮崎県観光入り込み客統計調査結果によりますと、宮崎への旅行の目的は、自然、風景、名所を楽しむ旅、これが圧倒的であります。宮崎空港におり立ったときから、ワシントンニアパーム、フェニックスなど道路沿線の風景も、宮崎のイメージ、観光資源になっているものと思います。青島に行くのも、記紀1300年の舞台の一つ、西都原に行くときの道路の沿道風景も、大事な観光資源です。より美しい道づくりが必要だと思っておりますが、今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 議員御指摘のとおり、沿道の風景は本県観光の重要な資産でございまして、宮崎らしい、潤いと安らぎのある道路環境の保全に努める必要があると考えております。しかしながら、植栽木のほとんどが、植えてから30年以上経過をしております。高齢化、高木化により、維持管理費が増加する傾向にあり、管理が十分に行き届いていない箇所も出てきたところでもあります。このため、例えば宮崎の玄関口であります宮崎空港線

におきまして、大きくなり過ぎた樹木を除去することで、本来強調すべき花の色彩が目立つようにし、また、維持管理費の安い樹種を導入するなど、植栽のリニューアルを行い、費用の増大を抑えるとともに、沿道修景の質の維持を図っているところであります。今後、他の県管理道路につきましても、沿道修景植栽地区を中心に、このような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 観光産業は、宮崎県を代表する産業です。各名所の場所だけではなくて宮崎県全体が、観光するお客様にとっては大事な風景になると思います。ただ道路を整備するだけではなくて、観光あるいはそこに住む住民の人たちの心ということを感じながら、道路整備、沿道修景を今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わるところでございますが、最後に、宮崎県の得意とするところが今、目の前にあります。豊かな自然を利用したエネルギー、そして記紀1300年、ほかの県にはない、本当に宮崎県にしかない特筆すべき財産であります。どうぞ、この機会に知恵を絞って推進していただきますようお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則副議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。公明党の河野哲也でございます。

まずは、全国和牛能力共進会2連覇、本当におめでとうございます。私は、会場に行くことはできませんでしたが、当日、逐次県のほうから入ってくる情報に鳥肌が立つ思いでございました。そして、昨日の東京ガールズコレクション、来年3月30日延岡開催決定。重ねておめで

とうございます。西階陸上競技場に若人2万人——若干、おばさま、おじさまもあるかもしれませんが……。市長によると、みやざき観光コンベンション協会に御尽力いただいたとのこと。感謝申し上げます。市制80周年を迎える延岡、地元にとって、ここまでホットなニュースは久しぶりでございます。本日は気持ちよく質問をしたいと思いますので、どうか明快な答弁をお願いします。

知事の政治姿勢について1点確認させていただきます。

今回の衆議院議員選挙の争点の一つである、持続可能な社会保障を築くための税の改革は、景気浮揚が大前提であることは合意済みでございます。その担い手である若者の雇用機会の拡大、雇用戦略が最重要であることは、皆様もうなずいていただけることと思います。つまり、一人一人を大切にする社会、貧困の拡大や格差の固定化を防ぐために、若者雇用対策を抜本的に強化していくことが喫緊の課題なわけです。

厚生労働省は、新しい試みとして、「平成25年3月卒業予定大学生等への中堅・中小企業の求人見込み」を発表いたしました。調査事業所の26.2%が「採用予定がある」とし、そのうち、「昨年より多い人数を採用する予定」と回答した事業所が40.5%に上ったという報告がありました。また、10月現在、大学新卒者の就職内定者63.1%、短大卒27.4%、高等専門学校96.2%、専修学校42.6%で、いずれも昨年に比べ増加しているようでございます。このように、雇用情勢は緩やかに改善の動きが見られますが、まだまだ、求人と求職のミスマッチというんでしょうか、相応の働く場がありながら、働く若者の行き場がないという現実があります。

宮崎におきましても、先日、高校の新卒内定者は、9月現在の状況でありましたが、35.5%で、残念ながら、昨年の同時期3.9ポイント減と発表されました。前年同期を下回っていて、本県にとっては非常に厳しい状況となっているようでございます。また、昨年ではございますが、新規高卒者に占める県外への就職の割合は高い水準で推移しているという報告を読みました。そこで、知事に、元気な宮崎の未来を担う若者の雇用戦略と県内中小企業の人材確保についてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

後は質問者席から行わせていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

雇用対策についてであります。私は、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦を基本目標として掲げまして、宮崎県の将来を担っていく若者が、安全・安心で心豊かに暮らせる社会、安心して働ける社会というものを築いてまいりたいと考えております。このため、働く場をつくるための各種施策としましては、地場産業の振興と企業立地を車の両輪のようにして展開してきたところでありまして、特に、地域の特色・資源を生かした産業の振興という観点から、食品産業の活性化や農商工連携の推進のほか、東九州メディカルバレー構想に基づく医療機器関連産業、新エネルギー関連産業の振興などを図っているところであります。このような中、若年者の県内中小企業への就職を支援するため、就職説明会の開催や相談窓口での情報提供などを実施しておりますほか、今年度からは、若年者等と県内企業の出会いの機会を提供するために、インターンシップや企業見学会などを

実施しているところであります。今後とも、こうした施策に取り組みまして、県内中小企業の人材確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○河野哲也議員 いずれも大事な視点であると思います。特別委員会で、高知県の産業振興計画について調査させていただきました。振興計画の10年後、目指す将来像「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」としてあります。その戦略として、「若者が志を持って打ち込める魅力ある仕事をつくる」にこだわり、多岐にわたる具体的な施策と事業を打っていました。非常にメッセージ性がある、そのように考えます。そこで、商工観光労働部長に2点、若年者雇用対策についてお伺いします。まず、新規高等学校卒業予定者の就職面接会の状況をお聞かせください。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 新規高等学校卒業予定者を対象とした就職面接会「MIYAZAKI ジュニアワークフェア」につきましては、宮崎労働局や県などの主催により、毎年、宮崎・延岡・都城の3カ所で実施しており、今年度は、この11月に実施し、合計で123の企業、643人の高校生に参加いただきました。これを昨年度と比べますと、参加企業が13社、参加者のうち約3割の高校生が、この面接会をきっかけとして就職決定に至っており、今年度も、一人でも多くの高校生の就職が決まるよう期待しているところであります。

○河野哲也議員 そういう場を設けることによって推進できるという一つのあかしではないかということで、積極的に推進をお願いしたいと、そのように考えます。

本県は、基金により、安定した雇用機会の創

出をするとして、人材派遣会社への委託により、職場実習を通じた就職の機会を提供する研修・雇用一体型事業を2年間継続してまいりました。この基金は本年度末をもって終了し、研修・雇用一体型事業も同時に終了することが予想されますが、若年者人材育成就職支援事業のこれまでの取り組み状況と、新たな雇用創出のための事業についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 若年者人材育成就職支援事業は、人材派遣会社におきまして若年者を雇用し、座学による研修と派遣先企業による職場実習を行い、安定的な就職の支援を行っているものであり、緊急雇用創出事業特例基金を活用して、昨年度から今年度にかけて実施しております。昨年度は、人材派遣会社5社において196名を雇用したところでありますが、約6割に当たる115名が派遣先で直接雇用されており、その約7割に当たる80名が正規雇用となっております。若年者の人材育成や県内企業とのマッチングは大変重要であると考えておりますので、今後も引き続き、ヤングJOBサポートみやぎきにおける就職相談や就職説明会の開催といった就職支援に加え、今年度から実施しております、先ほど知事もお答え申し上げましたが、県内企業へのインターンシップやバスツアーによる企業見学会等によりまして、若年者と企業が十分に理解し合い、雇用のミスマッチのない安定した雇用につながるよう努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今、答弁にありましたように、就職支援とともに、県内の中小企業の動向を一番知っている県が、中小企業の行う求人情報発信の裾野を広げて、県が持っているノウハウを有効に活用して、中小企業の人材ニーズの

発掘をあらゆる機会に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

高知県のことをまた申し上げたいと思いますが、全国一学びの機会が多い県を目指すとして、「土佐まるごとビジネスアカデミー」という人材育成を事業として持っていました。中小企業の人材力の強化のために、例えば中小企業の経営者や職業人を高校、大学など教育機関等に積極的に派遣し、中小企業の魅力を実感してもらう中小企業魅力PR支援などいかがでしょうか。そこで、まず知事が率先して若者の身近にあって宮崎の魅力を語り、就職などに励ましの声を発することが、中小企業の雇用促進のイメージアップにつながるのではないかと考えます。知事、宮崎の魅力を語り、県内中小企業への就職を促すため、若者に対して励ましのメッセージを発信してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） あすの宮崎県づくりの原動力となるのは、まさに人の力でありまして、子供と若者は、まさに地域の宝であるというふうに考えております。未来を担う若者に対するメッセージの発信に、これまでも心がけているところでございます。高原中学校や延岡高等学校におきまして、「知事の白熱教室」というタイトルで授業を行いましたり、県内の大学生を対象とした講義を行ったりもしております。今週の土曜日も、公立大学におきまして、高等教育コンソーシアムということで、単位互換の科目として授業を行わせていただくことにしております。また、宮崎大学医学部の学生に宮崎の魅力を語ったり、高原高校の生徒と一緒に稲刈りをしたり、さまざまな機会を通じて宮崎の魅力を伝えたり、本県の課題や将来について意見交換を行ってきたところであります。そ

それぞれの場面で、例えば医師不足など、本県のさまざまな課題に自分たちも貢献したいんだとか、地域の発展に何とかしたいというような子供たち、若者の声を聞くことができ、大変心強い思いもしたところでございます。今後とも、本県の若者が地域の課題に主体的にかかわり、本県の発展に貢献したい、何とか頑張りたいという思いに刺激を与えることができるように、そういう機会を設けてまいりたいというふうに思っておりますし、フェイスブックとかツイッター、ブログなども活用しながら、私の思い、また、宮崎の魅力というものを伝えてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、「知事の白熱教室」なんかは、ケーブルテレビ等を使って放映とか考えていただくと、他の大学生等の刺激になるかなというふうな考えを持ちます。また、ブログ等、私も読ませていただいています。先日、諸塚中の紹介があつて、そのときに、私が前回質問させていただいた資料を、子育てのしやすい環境で2回連続1位であるということ引用して載せていただいていたけれども、ぜひ、そういう発信を繰り返しおほいしたいというふうに思います。

続いて、宮崎は、今までしばしば集中豪雨や台風の脅威にさらされてきました。特に県北は、複数の川の氾濫により洪水や土砂災害が起こり、激甚化しております。県として、県民の命と財産を守り、持続可能な社会経済活動や生活を行っていくために、これら気候変化に対応する対応策をとり、安心と安全を保障せねばなりません。特に近年は、先日もありましたが、九州北部豪雨のような局地的な豪雨、またはいわゆるゲリラ豪雨が頻繁に発生しているようです。まず、局地的な豪雨の発生状況について、

危機管理統括監に県内の状況等をお伺いしたいと思ひます。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 平成21年に気象庁が発表した資料によりますと、1日の雨量が200ミリメートルを超えるような豪雨の発生状況は、過去100年間のデータで、全国的に長期的な増加傾向にあるとされています。具体的には、1900年代初頭の30年間と最近の30年間を比較しますと、豪雨の日数は約1.5倍となっているところでございます。また、本県における最近のデータでは、1日の雨量が200ミリを超えた日数は、平成22年には7日、23年には8日という状況になっています。

○河野哲也議員 実を言うと、ことしに入つて、日向一門川間の高速道が豪雨で3回通行止めになっています。ということは、頻繁に本年も起こっているのではないかというふうにも実感しているところでございます。

ところで、局地的な豪雨の発生は予測できるのでしょうか。同じく統括監に、予報対策の現状はどうなっているか、お伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 雨などの予報は気象台が提供しているところでございますけれども、宮崎地方気象台に確認したところ、雨の予報につきましては、通常の天気予報や警報、注意報に加え、降水短時間予報、または降水ナウキャストといった形で、降水量の分布予測が提供されているところでございます。しかしながら、現時点では、数十キロから数百キロ四方の範囲——これは宮崎県の面積程度をイメージしていただければと思いますが——その中のどこかで局地的な大雨が発生する可能性は予測できる。しかしながら、場所や時間を特定して、十分な時間的な余裕を持って予測することは難しいというところでございます。この

ような状況に対しまして、気象庁では、今年度から新たにスーパーコンピューターを使い、予測が難しかった局地的大雨など、小さな規模の現象に対する予測能力の向上を図るなど、改善に取り組まれるというように伺っているところでございます。

○河野哲也議員 実は、気象台から提供されるその情報を携帯で見ることができて、先日、17日に、私は助かったんですけども、県北において200ミリを超える集中的な大雨がありました。私は、宮崎に泊まっています、その日に帰らなきゃいけないということで、たまたま雨雲の状況を見て、これは朝のうちに帰らないとまずいなということで帰らせていただいたら、高速道を通った後、通行どめになったということで、本当にこの情報は、今の段階でも十分ありがたいというふうに思っております。

この集中豪雨は、幸い、人命にかかわる大きな土砂崩れや家屋等の浸水はほとんどなかったものの、幹線道路の冠水があつて交通機関に影響が出ました。特に、国道10号の延岡市と門川町の境に位置する船越交差点が冠水、それから東九州自動車学校前が冠水、そして日向一延岡間の高速道路も通行どめとなり、完全に交通麻痺となりました。調査したところ、船越交差点付近の事業所は、ほとんど営業停止状態だった。そういう実態でありました。聞き取り調査で、まず、付近の皆様が異口同音に口にしていたのが、緊急避難道となるはずの高速道がいつまでも通行どめだった、これはなぜかということ。県土整備部長に何点か冠水対策ということでお伺いする1問目として、異常降雨時の高速道路の通行どめ基準について確認をさせていただきます。

○県土整備部長（濱田良和君） 高速道路の異

常降雨時の通行どめ基準につきまして、管理者である西日本高速道路株式会社によりますと、例えば、延岡南道路では連続雨量350ミリ、東九州自動車道門川一日向間では250ミリに達した場合などに、安全確保のために通行どめを行うと伺っております。また、通行どめの解除につきましては、今後6時間は雨が降らないと予測された場合に、道路パトロールにより安全を確認した後、警察との協議に基づいて行っていると伺っております。

○河野哲也議員 高速道の多岐にわたる目的とか役目を考えると、この6時間——雨がやんで6時間ですね——の規制時間については改正していただきたいところですが、安全性の確保の観点からいたし方ない。そうであるならば、国道10号のほう、特に船越交差点における冠水対策というのが急務になると思います。国道10号の門川町船越交差点付近におけるこれまでの冠水対策について、お伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県におきましては、これまで、周辺の住宅や道路等の浸水対策として、県が管理しております丸バエ川の河川改修を平成11年度までに終了し、その後も堆積土砂の除去を行うなど、適切な維持管理に努めてきたところでございます。なお、議員お尋ねの船越交差点付近の路面冠水の主な発生原因につきましては、短時間の集中豪雨によるものと考えられますけれども、今後、この対応策につきましては、関係機関で検討を進めていくこととしております。

○河野哲也議員 今、検討ということですが、具体的に、やはり早急な対策が必要だというふうに思います。慢性化して、事業所の方々のお声を聞くと、営業が全く停止するというところで、対策が必要であると思いますが、どのよう

に検討していくか、お伺いしたいと思います。

○**県土整備部長（濱田良和君）** 国道10号の管理者でございます国土交通省において、本年度内に、路面冠水の原因調査や対策案につままして取りまとめる予定と伺っております。県といったしましても、この検討結果を踏まえ、適切な路面冠水対策が図られるよう、国や門川町とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○**河野哲也議員** ありがとうございます。本年度動くということで、積極的な取り組みをよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、災害ボランティアについてお伺いしたいと思います。

災害ボランティアについて、まず総合政策部長にお伺いいたします。福井県は災害ボランティア先進県でございます。どれだけ先進かということ、福井県災害ボランティアセンター連絡会が常設されているということ、それから、災害ボランティア活動条例が制定されているということ、そして、県の災害ボランティア活動基金が創設されているということでございます。今回、災害ボランティア活動について、福井県のほうで調査をさせていただきました。福井県の災害ボランティア活動の環境整備のきっかけというのは、1997年正月、真冬の日本海で発生した大事故でありました。ロシア船籍「ナホトカ号」の沈没、分離した船首部分の福井県坂井市三国町漂着、そして、島根から秋田の日本海側に大量のC重油流出。ボランティアの手で回収するという壮大な人海戦術が繰り広げられ、その数30万人と言われております。実はそのとき、青年会議所の福井ブロック協議会が声をかけ、重油災害ボランティアセンターを立ち上げ、全国に「よみがえれ日本海」を発信し、多

くのボランティアが結集した。そして、重油回収に当たったと言われております。重油回収という特殊な作業のため、資機材の調達や宿泊・食事など、平時では考えられないニーズが毎日、課題として発生したそうでございます。特に資機材の調達やボランティア輸送のためのバスチャーターなどにおいて、資金面の不安が一番大きいものだったとおっしゃっていました。ここから県がかかわってくるんですが、県において、災害ボランティア活動の環境整備のための懇話会が開かれて、災害発生時に、ボランティアの方々を受け入れ、調整する官民一体型コーディネート機関の重要性と、災害ボランティア活動の際に必要な資機材やボランティア輸送などの活動環境をすぐ整えられる基金を整備しておくことが議論され、常設のボランティアセンター連絡会——事務局は県の男女共同参画県民活動課と言っていました——と福井県災害ボランティア活動基金が創設されました。

2004年に発生した福井豪雨においても、発災時に災害ボランティア本部を立ち上げ、被災地域において現地ボランティアセンターを立ち上げ、約5万人のボランティアを受け入れ、コーディネートを行い、2週間余りで被災地をきれいに片づけたという実績があります。

東日本大震災でも、福井県災害ボランティアセンター連絡会は、1被災地に絞り込み、集中的に福井からのボランティア支援を決定し、実行に移してきたというふうに報告がされてきました。

福井県のように、国や自治体が主導してボランティアを募集して、多くの人を集団で派遣する制度を構築し、周知していく、参加のためのハードルを下げる取り組みも大切だというふう

に報告がありました。ボランティアに行きたいという気持ちとボランティアに来てほしいという気持ちをうまくマッチングさせて支援を続けていく制度づくり、これはどの県も必要ではないか、今求められることだというふうに感じております。

そこで、昨年、私は6月議会で災害ボランティアについて質問させていただきましたが、その後の災害ボランティア活動を行う県内のNPOの実態についてお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 県内には、平成24年10月末現在で、383のNPO法人がございます。そのうち約12%に当たります47法人が、活動の一つとしまして災害救援活動を定款に掲げております。具体的な活動としましては、例えば東日本大震災関係で、発生後の炊き出しや生活物資の提供等はもとより、現在も、被災地におけるコミュニティーづくりや本県に避難されている方々の心のケアなど、息の長い復興支援に取り組んでいるNPO法人がございます。

○河野哲也議員 拡大していることを非常に実感いたしますが、ネットワーク的なものを感じないわけです。ばらばらというんでしょうか。やはり福井県のように、核になる県の災害ボランティア連絡会という組織をつくっていただいて、例えば、毎年、ボランティアリーダー、コーディネーターの研修や、県の防災訓練に参加していただいて、ボランティアセンター開設訓練を行ったりして、災害時に備える環境整備が必要であると考えます。常設の一体型コーディネート機関としての宮崎県災害ボランティアセンター連絡会を設立して、災害ボランティア活動の環境整備を行うべきだと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） 本県の地域防

災計画におきまして、災害ボランティアセンターの設置・運営は、被災地の市町村社会福祉協議会が行いまして、被害が甚大で被災地のみでは対応できないと判断される場合には、県の社会福祉協議会が支援する体制となっております。また、県内で大規模な災害が発生した場合に備えまして、相互に災害ボランティアセンターの応援に当たる「災害時相互応援協定」を、県の社会福祉協議会と県内の市町村社会福祉協議会の間で締結するとともに、ブロックごとの応援協定の締結、設置運営マニュアルの策定、運営に関します研修・訓練など、災害ボランティア活動の環境整備のための取り組みを行っているところであります。今、御質問にありました、関係団体との連携・協力のあり方ということにつきましては、ノウハウと経験を持っている県社会福祉協議会と今後協議してまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 答弁の前半、考え方が逆なんです。福井県は県が市町村に寄り添っている。市町村があって、足りないから県じゃないんです。やはり、ここから福井県の取り組みは違うのかなというのを感じました。

それと、答弁の中にありましたけど、災害ボランティア活動の県と市町村の総合訓練は、私、見たことがないんですけど、やっているんですよね——やっているんです。積極的な行動というのは、教育もそうなんですけど、人とお金というか、物と場所なんです。これが保証されていれば、積極的にそういう活動は行われると思うんですけど、やはり、災害ボランティア活動の条例化を含め、災害ボランティア活動基金が必要であると考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） 本県におきま

しては、災害ボランティアセンターの設置・運営、あるいはボランティア活動に必要な資機材の調達など、災害発生時に緊急に必要な経費につきましては、共同募金会等の助成のほか、県の出捐により県社会福祉協議会に設置いたしました宮崎県ボランティア基金等の活用により、対応しているところであります。また、災害ボランティア活動の促進ということにつきましては、そのような活動を含めまして、広く県民の社会貢献活動の促進を図るために、今年度末を目途に、「みやざき社会貢献活動促進基本方針(仮称)」を策定することといたしております。

○河野哲也議員 実は福井県では、2004年に発生した福井豪雨においても、福井県災害ボランティア活動基金が、この時点で1億3,000万あったそうです。この災害によって使われた活動費は8,600万だったんです。発災と同時に、ちゅうちょすることなく資機材を購入。条例で決まっています。ボラバス——先ほど言いましたボランティアバスの輸送、これも素早くできる。災害ボランティア活動の大きな後押しになったという報告がありました。そして、議会も、条例化されていますから、結論もすぐ出たということをお伺いしています。宮崎のボランティア基金でここまでの対応ができるのかというのは、甚だ疑問だなというふうに思います。この件については、また今後議論させていただきたいと思っております。

福井豪雨のときのボランティアの試みとして、県の教育長のほうから、県内全域の中高生に対してボランティア活動を働きかけ、2万人に近い高校生のボランティアが参加したそうです。私の記憶では、延岡においても、2005年の台風では至るところで浸水しましたが、桜ヶ丘

というところ、田口議員がいらっしゃるところですけれども、私もそこに入れてもらったときに、延岡商業高校の生徒が、校区内の地区で後片づけ等を本当に積極的に——水を含んだ量なんかとてもじゃないけど少人数では運べないんですけど、高校生が積極的に活動していた姿を今も思い出すところがございます。よく防災訓練で赤十字の方々が炊き出し等の活動をされていますが、調べてみたら、青少年赤十字に加入して活動している高等学校があるということです。学校におけるボランティア活動はさまざまな形があると思いますが、災害ボランティアとして高校生の活動の充実というのを図っていくべきではないかと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長(飛田 洋君) 高校生のボランティアにつきましては、各学校において、生徒会が参加を募って自主的に行ったり、今お話がありましたように、青少年赤十字だとかあるいはユネスコ部等が募集を行うなど、さまざまな形で活動を推進しているところであります。災害ボランティアの実績につきましても、これまで、先ほどもお話がありましたが、平成17年に宮崎市、延岡市で大浸水被害があった際には、かなり多くの生徒諸君が後片づけ等に汗を流してくれました。新燃岳噴火の際にも多くの生徒が支援活動に参加いたしておりまして、迅速で積極的な対応に対する地域の方々の感謝の声もいただいたところであります。また、本県では、現在、全県立高校から東日本大震災の被災地に実際に生徒を派遣し、支援活動を行う取り組みを進めているところでありますが、このことは、被災地の方々を支え励ますことはもちろんであります。生徒にとっても、自分の住む地域で災害が発生したときの行動のあり方を学ぶ貴重

な機会でありまして、生徒自身の成長にもつながるものと考えております。今後、さらにそういうボランティア活動の意義等の啓発に努めてまいりまして、万が一災害が発生したときには、地域の力として力を発揮し、社会に貢献できるような子供たちを育成してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。もし許されれば、県の防災訓練の中で、例えば高校生が参加してボランティア活動の訓練をしてみるとか、そういうことも検討していただくとありがたいなと思います。

県の積極的な取り組みがあるから課題が見えるという部分があります。福井県も、実を言うと、ここまで十分に取り組んでいるといいながら、やっぱり諸課題が見えてきているというふうに報告がありました。どうか、県主体の災害ボランティア活動を検討していただきたいというふうに思います。

エネルギー政策についてお伺いしたいと思います。

これは先ほどもありましたし、9月議会でも非常に議論されたところでございます。再生可能エネルギー、新エネルギー等の振興について活発な議論があったと思いますが、宮崎のエネルギー政策が全国に発信できるか、きょうはただしていきたいというふうに思います。

福井調査のもう一つの目的でありました原子力災害について、私は、日本原子力発電敦賀発電所近傍の活断層の調査現場と、日本原子力研究開発機構「ふげん」の廃炉措置現場の視察を行いました。

まず初めに、浦底断層のトレンチ——トレンチというのは、山ののり面を10メートル掛ける10メートル削ってその断層を調査するという

ことです——調査現場では、実際に破碎帯——岩盤の中の割れ目で熱水等の影響によって周辺の岩盤よりも脆弱になっている部分のことを言うんですけど——を目で確認できました。そして、大深度立抗が45メートルまで掘削して調査もされていまして。実は説明の中で、これは前に報告があったかもしれないんですけど、琵琶湖方面から若狭湾方向に12カ所もの連続した合計100キロにわたる断層が表示された地図を提示されたんです。これを見たときは本当に、もう原発の新規設置というのはないなというふうに感じたところでございます。

そして、「ふげん」も視察させていただきました。「ふげん」のタービン建屋の解体現場にも入らせていただきました。「ふげん」は、平成15年から廃炉措置準備にかかって、平成20年に廃炉措置に入り、現在も廃炉措置の最中で、終了するのは平成45年ということです。気の遠くなるような作業を目の当たりにしました。今後訪れる各電力会社の原子炉廃炉のため、あらゆるデータの蓄積をしていかなければいけないと感じました。なぜなら、現在ここで勤務している職員の方々は、平成45年に現場で廃炉完了を見届けることはないからです。実は公明党のエネルギー政策なんですけど、原発の新規着工は認められない、そして、原発の40年運転制限を厳格に適用して、1年でも5年でも10年でも早く、可能な限り原発ゼロを目指していかないといけないというふうに感じました。

そこで、今回の調査で、では、宮崎県の役割は何かということを考えました。やはり再生可能エネルギーの自給率を高めて、日本一の再生可能エネルギー、先頭に立って行くべきだと考えます。まず、環境森林部長にお伺いしますが、本年から28年までの9億円の事業である宮

崎県再生可能エネルギー等導入推進基金事業において、平成24年度の民間事業の申し込み状況はどうなっているのでしょうか。

○環境森林部長（堀野 誠君） お尋ねの基金事業につきましては、補助対象となる避難施設等の民間施設に対しまして、9月から文書による案内を行うとともに、県庁ホームページでの広報などにより、きめ細かな周知を行ったところであります。その結果、10月に開催した説明会には20者の参加がありましたが、設備導入のための自己負担が大きいことなどにより、申し込みはありませんでした。この基金事業は、平成28年度まで実施する予定ですので、民間施設への募集を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 宮崎県環境計画において、平成27年度の新エネルギーの総出力目標は429メガワットとなっておりますが、現状はどうなっているかお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 本県の新エネルギー総出力電力の直近値は、平成22年度の実績で約220メガワットとなっており、その内訳は、太陽光発電が約75メガワット、バイオマス発電が約139メガワット、小水力発電が約6メガワットなどです。県におきましては、現在、宮崎県環境計画の目標達成に向けてさまざまな取り組みを行っておりますが、東日本大震災を契機にエネルギーを取り巻く情勢が大きく変化してきた状況等に対応するため、今年度、新エネルギービジョンの見直しを行い、宮崎県環境計画や現状を踏まえた新たな目標値を設定し、より一層の導入促進を図ることとしております。今後、新たなビジョンの目標を着実に達成できるよう、本県の豊富な地域資源である太陽光やバイオマス、小水力を重点的エネルギー

として位置づけ、戦略的プロジェクトに取り組むとともに、県民、事業者、市町村と連携しながら、新エネルギーの積極的な導入を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 再生可能エネルギーによるエネルギー供給が地域的エネルギーの需要を10%超える都道府県は、9県あるということです。トップが大分県で25.9%あるらしいです。宮崎は6.4%なんです。ところが、太陽光とバイオマスについては全国1位、2位の自給率がある。ということは、ここを宮崎ならではのエネルギーとしてアピールすべきだと思いますが、企業局のほうに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けてどう取り組んでいるか、確認をしたいと思います。

○企業局長（濱砂公一君） 企業局におきましては、低炭素社会の実現あるいはエネルギーの地産地消への貢献などの観点から、本県の恵まれた自然環境を生かした小水力発電、あるいは一ツ瀬川県民ゴルフ場などの企業局の施設への太陽光発電の導入に取り組んでいるところであります。特に小水力発電につきましては、これまで企業局が培ってきました技術やノウハウを生かせることから、重点的に取り組むこととしておりまして、これまで祝子ダムあるいは綾北ダムにおける河川維持放流水を活用した発電、あるいは治水ダムでは初めてとなりますけれども、日南ダムを利用した発電など、可能なところから順次取り組みを進めているところでございます。また、市町村や土地改良区が計画いたします小水力発電につきましても、関係部局と連携しながら、積極的に技術面での支援を行っているところでございます。企業局といたしましては、このような取り組みを通じまして、県内の再生可能エネルギーの導入拡大に寄与して

まいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 企業局は小水力ということなんですが、実は、我が会派で新潟に調査に行きました。新潟は、自治体設置の太陽光発電所で、増設に次ぐ増設をして、今、17メガワットまでの総出力を出せるメガソーラーの3カ所目を建設しているということで、ぜひ宮崎も、誇れるエネルギー政策の一つとして、太陽光の検討を今後もしていただきたいというふうに思います。

最後でございます。自殺対策で、自死遺族——自殺をされた方の家族——の相談で、「こんなつらい思いは他の方にはしていただきたくない。何か私に手伝えることはないか」ということで、関係機関に確認をされたそうです。だけど、納得いくものがなかったということで、私のところに相談がありました。私は、昨年、うつ病患者を対象としたサロン運営に関して、実施体制のあり方などについて検討を進めるといふ答弁をいただきましたが、その後の取り組みを確認したいと思います。福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御質問にありました「うつ病サロン」での治療でございますけれども、うつ病の有効な治療法の一つとされておりまして、集団での認知行動療法の実施を初め、うつ病患者へのさまざまな支援が行われております。県では、県医師会と共同で設置しております専門部会等において、うつ病医療体制に関する幅広い検討を行ってきたところでございまして、民間医療機関のスタッフ等に対して認知行動療法を中心とする研修を実施するなど、「うつ病サロン」を初めとするさまざまな取り組みに向けた人材育成に努めているところでございます。今後とも、うつ病の早期発見・

早期治療を推進するため、地域における連携体制の構築や人材育成に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 医療機関への広がりというのを非常に感じたところでございますが、これまでの取り組みに加えて、やはり相談があったということは、居場所等について県民が知らないということですから、そういう周知、それから人材育成が必要だと考えます。再度、見解をお願いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） これまでの市町村や民間団体等と一体となった取り組みにより、居場所づくりや声かけ活動など、地域において自主的な活動が行われるようになったところでございまして、その取り組み事例を広く県民の皆様を知っていただくよう、市町村と連携を図りながら、広報に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、自殺対策の一層の推進を図りますためには、地域に密着した市町村や民間団体等の取り組みが必要であり、地域においてリーダーとなる人材の育成が不可欠と考えております。このため、県では、今年度から「地域の絆づくり強化事業」を実施しておりまして、市町村や民間団体を実施する居場所づくりなどの取り組みへの支援を通じて、核となる人材の育成に努めているところでございます。今後とも、市町村等と連携を図りながら、自殺のない地域社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 宮崎自殺防止センターの工藤所長は、「ボランティアは、同じ目線に立てる人であれば専門家である必要はない。悩んでいる人を孤立させない手助けをお願いしたい」と話しています。まさに自死遺族が望んでいたこ

とでございます。県の積極的な支援を要望して、全てを終わります。(拍手)

○中野一則副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、内村仁子議員。

○内村仁子議員〔登壇〕(拍手) 自民党会派の内村仁子でございます。質問に先立ち、先般開催されました第10回全国和牛能力共進会で宮崎県は日本一の栄冠に輝きました。関係の方々の御苦労と御努力に心から感謝とお祝いを申し上げます。2回連続日本一の栄誉で、宮崎県が日本の畜産基地であるということを全国にアピールできたのではないのでしょうか。

私も10月25日、会場のハウステンボスに、車、飛行機、電車と乗り継いで行きました。会場では、日本中の各県からPRに参加され、それぞれの意気込みはすさまじいものでした。その日は牧元副知事も、宮崎牛の試食コーナーで「前回日本一の宮崎牛です」と一人一人に声をかけながら、振る舞っておられました。私はその場にずっとおりまして、皆さんの反応を聞いてみました。食べた方が全て「おいしいね」「やわらかいね」の声でした。この言葉を今後の宮崎の発展につなげてほしいと思います。また、23日の日本一感謝パレードでは、県議会からも多数参加しました。雨の中、沿道の多くの方が「万歳、おめでとう」と声をかけてくださり、この受賞を大変喜んでおられました。

そして、11月の都城北諸の子牛競り市ではい

い値がつき、「仁子さん、べぶが高かったが」と喜ぶ生産農家の声も聞かれ、早速日本一の相乗効果があらわれました。これまで、鳥インフルエンザ、口蹄疫など暗いことが発生し、気持ちの落ち込む中、久々に県民が喜びを感じる快挙だったのではないかと、私も喜びを享受しています。知事も言われる「復興から新たな成長へ」のスタートの一つとなるものと思います。そこで、今議会でも、私の定番、女性の立場から小さな声も届けるために質問してまいります。

まず、福祉保健部長に、がん対策の取り組みについてお尋ねします。ことしの3月24日、宮崎県がん対策推進条例が制定されました。私は、そのときの医療対策特別委員長を務め、委員会では多くの調査、聞き取り等を重ね、委員間の協議を重ねて、そして医師である清山議員のアドバイスも受けながらの条例となりました。その条例が、患者さんを初め県民のためになることを考えて、さきの6月議会でも質問しましたが、今議会ではその後の経過をお尋ねします。

まず1点目に、今年度、宮崎県がん対策推進計画の見直しのために開催された、第1回がん対策推進協議会の内容について伺います。

2点目に、第2回の協議会を、私と当時の医師副委員長が傍聴させてもらいました。その中で委員から、「他県では医療機関関係以外のさまざまな団体を協議会のメンバーに入れており、宮崎県でも入れてはどうか」との提案がありました。これについてどう考え、また、患者等の意見を計画にどのように反映させるのか伺います。

3点目に、長野県のがん検診について、住民ボランティアが各家庭を巡回し、受診を呼びか

け、効果を上げているということです。本県でも取り組む考えはないかお尋ねします。

壇上からの質問はこれで終わり、後は質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○福祉保健部長(土持正弘君) [登壇] 答えいたします。

まず、第1回宮崎県がん対策推進協議会の内容についてであります。8月9日に開催した第1回の協議会では、現行の県がん対策推進計画の数値目標の達成状況や、国のがん対策推進基本計画の見直しを受けて、全体目標として、これまでの「がんによる死亡者の減少」「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」の2つの柱に、新たに「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を加えた、県の改定計画の構成案などを示したところであります。その中で協議会の委員の皆様からは、予防の観点からのたばこの問題の重要性や、がんを専門とする医療従事者の育成、かかりつけ医との連携、緩和ケアの必要性、がん患者団体への活動支援など、貴重な御意見をいただいたところでございます。

次に、県がん対策推進協議会の委員構成等についてであります。この協議会は、がん医療に関する施策の推進を図るために設置されたものであり、がん医療に関してすぐれた識見を有する医療関係団体や、がん拠点病院、検診機関、がん患者など10名の方々に委員をお願いしているところであります。がん対策における予防及び検診につきましては、健康づくりに関連する団体などで構成する健康づくり推進協議会や、がん検診受診率向上委員会等で協議しておりますが、今後、総合的ながん対策の充実を図る観点から、委員構成のあり方につきましては検討してまいりたいと考えております。また、現在

策定中の計画につきましては、協議会の委員以外の関係団体等に対しましても意見聴取を予定しており、パブリックコメントを含めて、県民の皆様の幅広い御意見を反映するよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、がん検診受診の呼びかけについてあります。がん検診につきましては、健康増進法に基づき、市町村において実施されているところでありますが、受診率向上は、がん対策において重要な課題であり、対象者一人一人への受診勧奨が効果的であると言われております。そのため、県では今年度から、市町村と連携して、県内3カ所のモデル地域において、はがき・電話によるがん検診受診勧奨推進事業に取り組んでいるところであります。また、戸別訪問による受診勧奨につきましては、市町村に対し、健康づくり推進員等の住民ボランティアの活用を働きかけ、一層の受診率向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。[降壇]

○内村仁子議員 ただいまの答弁の中で、がん検診受診勧奨推進事業のモデル地区3カ所とありましたが、これはどちらの市町村ですか。また、健康づくり推進員等の人数と主な組織内容を教えてほしいと思います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 今年度のがん検診受診勧奨推進事業でございますが、都城市、延岡市、小林市の3カ所をモデル地区に選定し、合わせて約1万名を対象に実施しているところであります。また、市町村の健康づくり推進員等は、現在、14市町村で約2,500名となっており、その主な取り組みとしましては、健康教室や各種集会での検診受診の呼びかけや、戸別訪問等を通じた健康づくりの支援であります。

○内村仁子議員 続けて、福祉保健部長にお尋ねします。先般、NHKの九州版で、宮崎県のがん対策推進協議会の様子が放映されました。それから数日後、今度は全国放送の「おはよう日本」の中で、宮崎県の様子と、がん患者の方ががんの家族会を見舞われる姿や、長野県のがん対策の取り組みが放映されました。長野県では、平成16～22年度のがん検診受診率が、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がんともに、全国平均を大きく上回っております。そして悪性新生物、75歳未満年齢調整死亡率も、年次推移で全国平均を大きく下回っております。検診受診率のアップと死亡率の低下の因果関係が、確実に数字で示されています。このことから6月定例議会においても、私は、がんに特化した係（担当）設置のお願いをいたしました。昨日も黒木議員から、職員のスペシャリストという要望がありました。特に、がん患者にもっと寄り添った対策をするための課をつくる、係をつくるということについて、再度お尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） がん対策を所管している健康増進課の組織でありますけれども、平成23年度、昨年度の組織改正で、それまでの生涯健康担当を、がん対策などの健康増進分野を担う「健康づくり担当」と「母子・歯科保健担当」の2つに再編いたしまして、がん対策を担う専任の職員を配置し、体制の強化を図ったところでございますので、6月議会でも御質問がございましたが、御理解を賜ればと考えております。

○内村仁子議員 同じことを2度お尋ねしたわけですが、がんの死亡率が一番多いわけですから、何とか前進をお願いしたいと思いません。

続きまして、平成9年4月に、県内看護師のレベルアップと看護師の県内への定着ということで、看護大学が設置されました。看護師の不足が言われる中、県立看護大学入学者の県内出身者の割合及び卒業生の県内就職者の割合について、現状をお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 今年度の県立看護大学の入学者総数は102名であります。そのうち県内出身者は65名、63.7%となっております。また、ことし3月の卒業生で就職した者の総数が98名で、そのうち県内就職者数は45名、45.9%となっております。

○内村仁子議員 次に、県立看護大につきまして、卒業生の県内就職を促進するために、大学としてどのような手だて、取り組みをしておられるかお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県立看護大学での県内就職率向上の取り組みでございますが、まず、県内就職率が高い県内出身の学生を確保するため、25名の推薦枠を設けますとともに、県内の高校生等を対象にオープンキャンパスや進学説明会を開催しております。在学生に対する取り組みといたしましては、県内医療機関等の魅力を理解してもらいますために、県内に就職した卒業生による体験発表会等の開催や、県立病院等で行われるインターンシップやバスツアーへの積極的な参加を促しております。また、県内医療機関に対しましては、学長みずからが訪問して採用の働きかけを行うとともに、今年度からは、新たに県内医療機関による合同就職説明会を開催する予定としておりまして、県内就職の促進に努めているところであります。

○内村仁子議員 続きまして、看護大関係についてお尋ねします。県内の看護師確保につい

て、今、部長が言われましたように、病院局では6月30日と7月1日の2日間、3つの県立病院をめぐるバスツアーを実施され、県内51人の今年度、来年度卒業見込みの学生を案内されました。また、院内保育の充実、救急外来、I C U、看護師寮の見学会をされており。卒業時、一時は、都会やよそでの生活をしたいということで県外へ出られる方が多いと思いますが、民間を含めまして、今の県内の医療施設の充実、そして働く条件が昔からすると大分よくなっているということのPRがまだまだ必要だと思います。県内就職率を向上させるために、卒業生の追跡調査や、それを踏まえた指導等が必要だと思いますが、どう取り組んでいかれるのかお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県立看護大学では毎年度、就職先が決まった4年生を対象に、卒業後の進路を決めた理由や参考にした情報などについてアンケート調査を行い、県内就職率向上の取り組みに活用しているところであります。また、県外に就職した卒業生の状況や就職後の意識の変化などを踏まえた就職指導等を行うことも必要でありますので、今後、その手法等について検討してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 今後の追跡調査は大変大事なことだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。今、県病院の就職試験についても大分緩和されておりますので、経験者についても、ぜひUターンしていただくことを希望して、看護大学関係の質問を終わります。

続いて、スポーツランドみやざきに入らせていただきます。私は、議会一般質問のたびにスポーツランドみやざきについて質問させてもらっております。今回も質問いたします。

景気の冷え込んだ中、宮崎の観光活性化には、緑豊かな、明るいスポーツランドみやざきが最適とっております。広く県民の声を届けるために、今回もまた質問いたします。商工観光労働部長のスポーツランドみやざきへの基本的な考えをお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） スポーツランドみやざきは、本県の恵まれた気候や充実した競技施設等を生かして、行政と民間が連携・協力し、スポーツイベントやスポーツキャンプ・合宿の本県への誘致や受け入れなどに取り組んでいるものであります。その結果、毎年、プロ野球、Jリーグなど多くのチームにキャンプを実施いただいております。昨年度は、県外からプロとアマチュアを合わせて1,115団体を受け入れ、延べ参加人数は過去最高の16万6,000人となったところであります。また、本年12月には天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会が、地方開催としては初めて都城市で、来年2月にはWBC日本代表合宿が宮崎市で開催されることになっております。このように、スポーツランドみやざきの推進は、地域経済の活性化や情報発信等に大きな成果をもたらしており、本県観光の大きな柱の一つとなっております。また、一流選手のプレーを間近に見られることや、キャンプの合間に直接指導を受ける機会があることなどに加え、さまざまな形で県民がスポーツを楽しめる環境があることは、競技力向上や健康増進に大きく寄与しているものと存じます。県といたしましては、引き続き市町村や関係団体との連携を図りながら、受け入れ地域の全県化、受け入れ時期の通年化、受け入れ競技の多種目化など、スポーツランドみやざきのさらなる展開に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 スポーツランドみやぎの基本を今、部長から伺いました。スポーツには、見るスポーツ、参加するスポーツがあります。WBCのように全国へ発信できるもの、そしてありがたいことに、都城市で今回行われます天皇杯バレーボールは、亡くなられましたバレーボールの松平監督や、都城におられる、今、体育協会会長の日高先生、それと、日本バレーボール協会の理事として活躍しておられる岩満さん、そういう多くの方々の人脈、ネットワークによるものだと大変感謝して、御苦勞ですが、頑張っていたいただきたいと思っております。

スポーツランドとしての華々しいネームバリューはないんですが、障がい者のスポーツについて、県としてはどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 障がい者スポーツは、リハビリテーションの手段としてだけでなく、障がいのある方々の健康増進や社会参加の促進、さらには障がいや障がい者に対する理解の促進にも大きな役割を果たしております。このため県では、宮崎県障害者スポーツ協会と連携いたしまして、障がい者スポーツの普及促進に取り組んでいるところであります。特に、毎年5月に開催しております宮崎県障がい者スポーツ大会への参加者は年々増加しております。先月、岐阜県で開催された全国大会に出場した選手が大会新記録を樹立するなど、競技力も向上しております。また、日常生活の中で実践できるスポーツ・レクリエーションの普及を目的に開催しておりますスポーツ教室を、今年度は15の市町村で開催し、約800名の方々に、風船バレーや卓球バレーなど、障がいがあっても楽しく参加できるスポーツを体験していただきました。県といたしましては、今後と

も、障がい者スポーツの一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 今、障がい者スポーツについての紹介をいただきました。障がいがあってもなくても、みんなと一緒にスポーツができる、そして一歩外に出るといことは非常に大事なことだと思います。今、部長が言われたように、障がい者スポーツにもこれからどんどん取り組んでいただきたいと思っております。

ここで一つ御紹介をいたします。ある障がい者の方から手紙が届きました。毎年手紙をくださるんですが、ことしも、12月9日青島太平洋マラソンの翌日、12月10日、西都の自宅から左手だけで車椅子を動かしてこの県庁を目指して来られる障がい者がおられます。これまで青太に対して赤耐と言っておられましたが、今回からは私耐、自分が耐えるということで、そのマラソンとして県庁ゴール、12月10日の13時を予定しておられます。時間のある方、皆さんどうぞ拍手で出迎えていただきたいと思っております。この方は車椅子でのマラソン参加をずっと希望して、いろんなどころへ要望を出しておられるんだそうですが、なかなか実現していない。「私も走りたい、走りたい」と訴えておられます。この方が一日も早く自分の思いを遂げ、車椅子でマラソンに出られるように、こういう意向があるということをお聞き取って、これから先、障がい者スポーツとしての県の対応をお願いしたいと思います。一つ御紹介をしておきます。

続きまして、県内スポーツ愛好者の支援についてお尋ねします。まず、スポーツ・レクリエーションについて、教育長にお尋ねいたします。私は都城市レクリエーション協会の会長として、学校、福祉施設等で、会員と一緒にやってレクリエーションの普及指導をしております。

す。特に近年、ニュースポーツの要望が多く、県レクリエーション協会からの指導で研修を受けています。スポーツ基本法では——昭和36年にスポーツ振興法が制定されましたが、平成23年6月24日に、スポーツ基本法として全面改正されました。その中の第2節第24条に、「野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励」というのが明記されております。このことから、スポーツ・レクリエーションについてどのように認識しておられるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） スポーツ・レクリエーションは、誰でも気軽に取り組むことができ、心身ともに健康で活力ある生活を営む上で大変有意義な活動であると捉えております。このような認識のもとに、県民総合スポーツ祭においては、平成18年度から、ペタンクやグラウンド・ゴルフなどのスポーツ・レクリエーション種目13種目を取り入れるとともに、生涯スポーツの振興のために本年度から取り組んでおる「みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業」では、スポーツ・レクリエーションを取り入れたイベント等を県内各地で開催しているところであります。今後も、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、スポーツ・レクリエーションを含めた生涯スポーツの普及・振興に努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 続きまして、今答弁いただきました「みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業」は、今年度から始まったところですが、これまでの成果についてお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 「みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業」のタイトル「1130」ですが、最初の「1」は1週間の1、

次の「1」は1回以上、「30」は30分以上、すなわち1週間に少なくとも1回以上、30分以上運動をしようという県民運動を広げたいということで取り組んでいるものでございます。これまでに、ポスターやのぼり旗等を作成、専用ホームページや県広報番組による情報提供を行うとともに、各地域で事業推進の核となる推進員の方を委嘱するなど普及・啓発に努めているところであり、事業の認知度が高まってきていると捉えているところであります。また、推進員の方々を中心に、日ごろ、運動・スポーツをされない方々を対象としたスポーツイベント、運動教室等を県内各地で実施していただいているところでありますが、これまでの半年間に約1,000人の方が参加いただき、運動・スポーツに取り組むきっかけづくりができたのではないかと考えております。今後とも、県民の皆さんに気軽に継続して運動・スポーツに親しんでいただけるよう、事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 このスポーツ基本法の中の「野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励」というところに、「野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定されております。このことを踏まえ、私どもレクリエーション協会では、県レク協会のすばらしい指導者のもとで、県内の多くの場で健康な県民生活を送るための努力をしております。今後の県内スポーツ愛好者支援を含んで大切にしていきたいと要望いたしておきます。レクリエーション協会員はほとんどボランティアで物事を行っておりますので、そのことも踏まえ——福祉施設での元気

なお年寄り、元気な障がいのある方に、少しでも楽しく暮らしていただきたいという思いで取り組んでおります。そのことを踏まえて、これからもスポーツ・レクリエーションに対しての御理解をお願いいたします。

続きまして、プロスポーツ支援についてお尋ねいたします。県内で唯一のプロスポーツチームでありますバスケットのシャイニングサンズの支援について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 宮崎シャイニングサンズにつきましては、本県スポーツの振興はもとより、地元開催の公式戦に、対戦チームの関係者やブースターと呼ばれるファンが来県するなど、スポーツランドみやぎきの推進に寄与していただいておりますことから、県では、bjリーグ参入時からチームに対し、各種の支援を行ってきております。まず、特別な支援措置として、チーム立ち上げから3年の間、試合会場として使用する県体育館の使用料を全額免除いたしております。また、チームの活動を広く県民に周知するため、2つの県政テレビ番組におきまして、バスケットボールの魅力や、チームが地域貢献活動に積極的に取り組む様子を紹介したほか、本年9月には県立図書館におきまして、「宮崎のスポーツを応援しよう！」と題して、ホンダロックサッカー部とあわせて選手の紹介や写真の展示を行いました。加えて、毎年、知事が開幕セレモニーに出席し、挨拶と始球式を行い選手を激励するほか、県職員に対しましては、公式戦情報等を随時提供し観戦を呼びかけるなど、観客をふやすための支援を行っているところであります。

○内村仁子議員 再度、シャイニングサンズについてお尋ねします。このシャイニングサンズ

は、地元の保育園とか学校に行きまして、地元との密着といいますか、遊んだり、イベントに参加したり、バスケットを指導したり、いろいろな活動を行っております。県内で唯一のプロスポーツチームとして、3年間頑張ってきました。知事がセレモニーで挨拶、始球式を行っていただいておりますことは、本当にありがたいと思っております。ことしは、小林高校、延岡学園高校のバスケット部を日本一のチームにされた北郷純一郎さんに監督として就任していただきました。大変期待しているところです。私は北郷さんと泉ヶ丘の同窓です。余計、熱を入れたいと思っております。何とかリーグでの成績を上げてほしいと思っておりますが、県が、唯一のプロスポーツチーム、宮崎シャイニングサンズに対して補助金交付など経営面での支援はできないかお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 宮崎シャイニングサンズはプロスポーツチームであり、その経営は基本的に独立採算で行われることが望ましいと考えておりますが、本県に拠点を置く唯一のプロスポーツチームとして、スポーツランドみやぎきの推進に寄与いただいておりますことから、県として、先ほど答弁を申し上げたような支援を行ってきたところであります。今後、チームが安定的に維持されていくためには、ファンの獲得や支援企業の開拓・拡大など経営基盤の強化を図ることが何よりも重要でありますので、そうした観点からも、県としてどのような後押しができるかにつきまして、さらに検討してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。期待しております。

続きまして、東日本大震災の支援策についてお尋ねいたします。

私は9月に、震災から1年半後の東日本の復旧・復興がどうなったのか、状況を調査に行っ
てまいりました。復旧・復興はほど遠く、何も
進んでおりません。去年の6月に行きましてか
ら変わったのは、雑草が生えているということ
と、道路の瓦れきが処理されていることでし
た。しかし、瓦れきは山積みになっているだけ
であります。そして南三陸町では、地盤が沈下
したために——私が行った日は大潮でした——
大潮で海水が入ってきて、そのくぼ地では魚
がはねております。こういう状態でした。そし
て、都城市から4人が1年間の復旧支援のため
派遣されております。その激励を兼ねてマンゴ
ー10個を抱えて行きました。被災地に行きまし
たら、「わあ、マンゴーだ」ということで物す
ごく喜んでいただいて、私は「香りだけのお土
産になるかもしれません」と申し上げましたけ
れども、皆さん大変喜んでいただきました。こ
の東日本大震災に対する県の職員の派遣状況に
ついてお尋ねいたします。

○総務部長(四本 孝君) 東日本大震災被災
地への人的支援につきましては、本年11月1日
現在で、今までに延べ430名の職員を派遣して
おりますが、このうち1カ月未満の短期派遣が延
べ371名、1カ月以上の長期派遣が延べ59名と
なっており、長期派遣のうち5名については、
本年4月から1年間の派遣となっております。
また、派遣先の業務といたしまして、発生から
数カ月間は、防災ヘリコプターの派遣、あるい
は避難所の支援、被災者の心のケアなどの救助
業務などに当たっておりましたが、昨年6月か
らは、住民総合窓口や災害復旧といった市町村
業務の支援を行っているところでございます。
さらに本年度からは、被災3県の本庁や出先機
関におきまして、港湾や農業施設などの災害復

旧、被災者の税制優遇措置や震災廃棄物仮置き
場建設などの業務に従事しているところであり
ます。

○内村仁子議員 私が訪ねました自治体では、
「全国から職員の応援をお願いさせていただいて、大
変ありがたいと思っています」ということの次
に、「短期間での派遣ではどうにもならない」
という言葉もいただきました。それは、派遣さ
れた職員の方に、まず現地を案内して仕事の内
容を説明して、やれやれ仕事というときにはも
う帰っていかれるということだからです。でき
たら長期派遣をしてほしいとの向こうでの要望
でございました。長期派遣についてふやす考え
はないか、お尋ねいたします。

○総務部長(四本 孝君) 被災地及び全国知
事会からは、長期間の派遣要請が多く寄せられ
ておりまして、本年度は1年間の長期派遣、あ
るいは派遣先とも調整をした上で、数カ月交代
のローテーション方式での派遣を行っている
ところでございます。今後とも、被災県からの要
請に可能な限り応じてまいりたいと考えており
ます。

○内村仁子議員 残られた職員の方の仕事も大
変だと思いますけれども、そこは何とか皆さん
でカバーし合っていていただいて、ぜひ長期の派遣
をして、何とか東日本の復興・復旧に力を入れ
ていただきたいと思います。

私はことしの4月、全国自民党女性議員の大会、
研修会がありまして、そのときに福島県に行
きました。ガイガーカウンターを持参しまし
たが、カウンターを置いておきますと、風の向
き、そして自分の行った場所でカウンターの数
字が全然変わってきます。派遣職員の方の被曝
対策などの健康管理はどのようになっているの
か、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長(四本 孝君) 派遣職員につきましては、派遣先の県において適切な健康管理が行われているわけですが、このほかに、派遣終了後に疲労蓄積やストレスの状況について調査を行い、必要があれば保健師や医師の面談等を行っているところでございます。また、福島県に派遣された職員につきましては、放射線による影響が考えられる場合は、派遣先における安全衛生管理のガイドラインに沿った対応が行われておりまして、派遣終了後も、全員に対して健康相談を行っているところでございます。

○内村仁子議員 ケアを、これからもぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、派遣中の職員の住居についてお尋ねします。都城市から派遣されている4人のうち2人は、約40分離れたところから自分の車で通勤しております。ここは災害が最もひどいところで、とても住む家がないということで、離れたところの市に住居を構えて、これも自分たちで探してそこに住んで手伝ひをしております。雪の深いところで、これから雪による山道の通勤が大変じゃないかなと心配しておりますが、県のほうの派遣中の職員の住居はどのようになっているかお尋ねします。

○総務部長(四本 孝君) 派遣職員の住居についてでございますが、派遣先の自治体において、アパートやウイークリーマンションなどを用意していただいているところでございます。

○内村仁子議員 県の場合は向こうで準備してもらっているということで、まだ救われるかなと思ひますが、都城から行っている人は、自分で探すことが条件だったということで、それを乗り切つて頑張つております。受け入れ自治体では、来てもらったこの職員が高度な技術能力を

持った職員で、立案、移転交渉とすばらしい職員を派遣してもらつたと、大変喜んでおられました。今まで区画整理などをやったことがないために、そのノウハウがないものですから非常に助かっているということでした。その職員は、居住地でちゃんと公民館活動もしており、ごみの当番とかもちゃんとこなしながら、地元の人たちと一緒に行動をしており、本当に頭の下がる思いでした。派遣職員に対する知事の思いを伺いたいと思ひます。また、今後の人的支援についてどのように考えておられるのか、ばしつとお聞きしたいと思ひます。

○知事(河野俊嗣君) 東日本大震災の被災地に対する人的支援につきましては、先ほど総務部長がお答えしましたように、さまざまな業務について、県からも、また市町村からも職員を派遣しているところであります。それぞれの職員は、宮崎県の代表として、また宮崎県民の思いを背負つて、それぞれ立派な仕事をしていただいております。現地の皆さんからも大変感謝をされておるところで、私としましても誇りに思つているところでございます。また、こうした被災地における業務を通じて得たさまざまな経験は、それぞれの職員にとつても大変貴重でありますし、今後、本県が防災対策を講じていく上で生かしていかなくてはならないものであると考えております。職員の現地での仕事ぶりなどは、県庁のホームページの職員ブログなどでも随時報告をさせていただいているところであります。

このような人的支援につきましては、被災地の要望に応じて、救助から復旧・復興へ、また、短期派遣から長期派遣へと形を変えてきておるところであります。また、まだまだ復興は緒についたばかりであり、引き続き息の長い支援が

必要であろうかと考えております。被災県の知事からも、またそれぞれの町長さんも直接本県に足を運ばれて、そのような要望なり現地の実情を訴えておられるところがございます。今後とも、庁内の業務執行体制にも十分配慮し、お互いカバーをし合いながら、被災地の要望などに応じて、可能な限り人的支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 大変ありがたい言葉をいただいたと思っています。よろしく願いいたします。

続きまして、本県の防災の取り組みについて、東日本大震災を踏まえた地震・津波の想定見直し作業の中で、津波の浸水に対する検討の進捗状況はどうなっているのか。また、津波の検討に伴う避難場所の見直しはどのように進むのか、危機管理統括監にお尋ねいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 東日本大震災を踏まえた津波の浸水の想定につきましては、ことし8月に内閣府が公表しました南海トラフ巨大地震の想定をもとに、現在、県としての検討を進めているところがございます。具体的には、昨年度新たに制定された「津波防災地域づくり法」に基づきまして国土交通省との協議・調整を行いながら作業を進めている段階でありまして、年度内をめどに県としての津波浸水想定を公表できればと考えているところがございます。また、津波避難場所につきましては、既に見直しが進められているところでありまして、県が策定する津波浸水想定データ等を踏まえ、改めて沿岸市町において対応されることとなります。

○内村仁子議員 9月に南三陸町、気仙沼、女川、仙台と回ってきたわけですが、南三陸町では、防災センターにいた職員42名が犠牲となら

れ、たくさんの花が手向けられておりました。同じ南三陸町の志津川では、戸倉中学校の高台23メートルの高さまで津波により浸水して、犠牲者が出ております。きのうのニュースでは、避難させなかった南三陸町の町長が告訴されることが報道されました。県民が津波から適切に避難するために、どのようなことが重要なポイントとなるのか、危機管理統括監にお尋ねします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 津波からの避難に際しましては、迅速かつより高い場所へ避難することが重要であると考えております。そのためには、津波に関する情報を住民にいち早く伝達すること、より高い避難場所と安全な避難経路を確保すること、住民の適切な避難行動に向けた教育、啓発を行うことなどが必要であると考えております。県といたしましては、これらの観点を踏まえまして、防災行政無線やテレビ、ラジオなどの報道機関、メールサービスなどを活用した複数の情報提供手段の確保、また沿岸の市町による津波避難場所や避難経路等の見直しの促進、啓発イベント、防災士の養成を含む自主防災組織の活性化などに取り組んでいるところがございます。今後、本県としての津波浸水想定等を策定した上で、これらの対策について沿岸市町と連携しながら、さらに取り組みを強化したいと考えております。

○内村仁子議員 宮崎県は、沿岸部が非常に長くて広い土地ですので、高い建物が無いということで、これから先、大変な事態になると思いますが、ぜひまたよろしく願いいたします。

今年度、防災拠点施設整備に2,000万円が計上されています。今の進捗状況や執行状況はどうか、お尋ねいたします。

○総務部長（四本 孝君） 防災拠点施設整備

調査等事業費2,000万円を今年度計上しておりますが、このうち専門のコンサルタントへの各種調査の委託費が1,848万円であります。また、有識者による検討委員会を設置しておりますが、その運営経費が152万円であります。執行状況といたしましては、各種調査を実施するとともに、これらを資料として、検討委員会を今年度は2回開催しております。防災拠点庁舎の必要性や求められる機能等について検討を行っているところでございます。

○内村仁子議員 続きまして、防災拠点庁舎の整備検討について、その進捗状況を伺います。

○総務部長(四本 孝君) 防災拠点庁舎の整備につきましては、現在、専門のコンサルタントに調査を委託いたしますとともに、防災や建築の専門家を含む検討委員会において御意見をいただきながら検討を行っているところでございます。このような中で、先ほどの御質問の中にもあったわけでございますが、8月末に内閣府から、南海トラフの巨大地震による被害想定等が公表され、これによりますと、県庁域は浸水をしないということでもございましたけれども、この結果を踏まえて、現在、県でさらに詳細な検討を行っているところでございます。防災拠点庁舎の整備場所等の検討に際しましても、この影響がどのようなものであるか念頭に置きながら、引き続き、検討委員会で専門的な見地から御意見をいただくとともに、県議会を初め県民の皆様の御意見も十分お聞きしながら、慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 次に、危機管理統括監に再度お尋ねします。南海トラフによる津波被害について、都城は海岸部から離れておりますので安全だということで述べさせてもらいますが、南

三陸町でも拠点施設は分けておいたほうが良いと語られました。津波の影響を受けない都城市などに、何らかの防災機能を有する新たな施設を設置する考えは持っていないかお尋ねいたします。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 議員から御指摘がございましたように、大規模災害が発生した場合に、県の災害対策の機能を分けるなりして維持することは、大変重要な課題だと思っているところでございます。したがって、県といたしましては、業務継続計画(BCP)におきまして、本庁舎において業務を行うことができないと判断される場合には、代替施設において業務を行うこととしております。この代替施設につきましては、新たに、改めて施設を整備するという考えではなく、都城総合庁舎のように、宮崎市の外にある県有施設など既存の施設について、使用可能な面積や設備等を毎年度調査し、代替施設候補リストをつくって準備するという考え方に立っているところでございます。このほか、防災関係機関が集結する後方支援拠点を、内陸部を含め県内各地に確保することとしており、既存の運動公園などを年度内に指定できるよう関係市町村との協議を行っているところでございます。

○内村仁子議員 この代替施設の調査ですが、地震・津波災害はいつ起こるかわからない、早いほうが良いと思うんですが、この調査はいつごろ実施されるのか、再度お尋ねいたします。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 代替施設につきましては、BCPの規定に基づきまして、使用可能な面積、設備、費用等について毎年度調査を行い、代替施設候補リストをつくって準備することとされております。今年度につきましましては、概略について調査を開始したとこ

ろでございますけれども、詳細な内容調査は、来年度以降、早急に実施したいと考えております。

○内村仁子議員 続きまして、南海トラフ関係で、高速道路について、県土整備部長にお尋ねいたします。南海トラフなどいつ起こるかわからない災害に対して、宮崎県は高速道路の整備が非常におくれております。私たち道づくりを考える宮崎中央女性の会は、陸の孤島化している宮崎県の高速道路を、命の道として、国土交通省、財務省、九州地方整備局長への陳情を重ねてまいりました。東日本大震災でも高速道路が命の道として、「くしの歯作戦」という名前がつくぐらい活用されました。しかし、宮崎県には、くしの根元さえもまだ整備されておられません。宮崎県の高速道路について、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（濱田良和君） 大規模災害時における高速道路を初めとする緊急輸送道路の確保は、救助活動や救援物資の搬送はもとより、その後の復旧・復興におきましても大変重要でございます。県内高速道路の整備促進につきましては、知事が今議会冒頭に申し上げましたとおり、本県に残されたミッシングリンクの早期解消に向け、必要な予算の確保や未事業化区間の早期事業化について、県議会や市町村を初め、「みやぎきの道づくりを考える女性の会」など民間の皆様とも連携しながら、引き続き国や関係機関に対し強く訴えてまいります。

○内村仁子議員 展望のある御答弁をいただいたと思います。高速道路につきましては、私たち女性の会では、今回、12月15日、22日に開通いたします北川一須美江、そして都農一高鍋についても参加いたします。そしてこれまで、都城志布志道路の起工式、開通式にもずっと参加

してまいりました。前の国土交通大臣からは、私たちが国土交通省に陳情に行きましたときに、「皆さんのような民間からの声が大変大事です」と言葉をかけられました。都城志布志道路の早期実現もお願いしまして——都城志布志道路については直轄道路の部分が残されたままになっております。まだ途中になっておりますが、一日も早い全線開通を、県も一緒になって国のほうへ働きかけていただきたいと思います。そして全部が開通しますと、高速道路が九州を循環する形になります。今のところ、28年度の開通予定ということも出ておりますけれども、前倒しで、一年でも早く、一刻も早く開通することをお願いしていただきたいと思います。

続きまして、環境森林部長にお尋ねいたします。私たち都城盆地植物愛好会では、8月に諸塚村のキレンゲシヨウマの観察会に行きました。宮崎県版レッドデータブックに掲載されました希少植物を保護するために、今どのような取り組みを行っていらっしゃるか伺います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 本県では、平成17年に「野生動植物の保護に関する条例」を制定し、絶滅の危機に瀕している希少動植物の保護に取り組んでいるところであります。御質問にありましたレッドデータブックは、保護推進のための基礎資料として、本県の保護上重要な野生生物を取りまとめたものであります。このレッドデータブックに基づき、特にノカイドウなど42種を指定希少野生動植物に指定し、採取等を禁止するとともに、希少動植物が多数生息する高鍋湿原など7カ所を重要生息地に指定し、地域住民とともに保護活動を行っております。また、地域で保護活動に取り組まれる方々を野生動植物保護監視員に委嘱するとともに、

県民の方々に希少動植物への理解を深めていただくため、平成23年度にレッドデータブックの概要版を作成し、学校や図書館に配付したところでもあります。今後とも、これらの施策を通じて、県民と一体となった保護活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 レッドデータブック概要版ということで、今説明いただきましたが、この内容についてお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 概要版は、レッドデータブック掲載の約1,500種の中から、宮崎県の固有種や、より希少性の高い種など100種を選定し、動植物の特徴や生育状況を解説したもので、4,000部発行しております。編集に当たっては、野外観察などに携帯しやすいように小型化するとともに、動植物の種類を区別しやすいように色分けするなど工夫したところがあります。この活用によりまして、県民の皆様が自然に親しみ、自然保護活動が広がることを期待しております。

○内村仁子議員 これから先は要望になります。諸塚村のキレンゲショウマはユキノシタ科ですが、この取り組みについて少し紹介いたします。諸塚村では、キレンゲショウマを鹿の食害から守るために網を張って鍵をかけて、地域ぐるみで保護しておられました。また、植栽地に行く道端では、ヤマシャクヤク、ワタナベソウ、イケマの花、シコクママコナ、いろんなシダ類、見たこともないようなレッドデータブックに載っている花々が植生しておりました。自生しておりました。諸塚村の観光協会のツアーでしたが、黒ダキ湧水にはキュウリ、トマトが冷やしてあり、それをかじりながら帰りました。この観光協会の職員の方は東京から公募で見えた方だそうですが、山もきれいに整備して

あり、そして今、部長が答弁されました、地域住民とともに保護活動をされている実態をまざまざと見て、その姿に感激しました。せっかくレッドデータブックの概要版が今回つくられたわけですから、図書館、学校へ配付されたということですので、理科学習の学校教材として大いに利用して下さるよう、教育長にお願いをいたします。私どもは、これまでも毎年、学校に行き植物採集の標本づくりなどを行っておりますが、ぜひ理科学習に取り入れていただきたいと思っております。

そして、県がん対策推進協議会についてお願いを申し上げます。あと2回開かれる予定ということで、この前の2回目のときに話がありました。患者が要望しておられる人数の増加について、ぜひ聞き届けてほしい。テレビ番組では、ある大学教授が、「医師の参加も大変大事である。しかし、がん患者の声を入れることがまた大変大事である」と言われました。あと2回しかないと聞きましたが、この会は何回あってもいいんじゃないかと思っております。ぜひ患者の声に耳を傾けて、寄り添った協議会にしていきたいと思いますと思っております。

最後に、きょう、私で3人目になりますが、きのう、来年3月30日、延岡での東京ガールズコレクションの決定が発表されました。若者が夢を持ち、宮崎のよさをアピールでき、全国の若者からうらやましがられる東京ガールズの公演に努力して下さった、コンベンション協会の方々や関係者に感謝申し上げます。先ほど河野議員から、おばちゃん、おじちゃんも行くんじゃないかと言われましたが、ぜひ、ばあちゃんも行きたいと思っております。これは、観光振興の全国的なもう一つの起爆剤になるんじゃないかと思っております。1回目は県央で行われまし

た。今回は県北で行われます。次は、私のいる都城圏内でぜひ開催をお願いして、若者の輝く目をぜひ見たいと思っております。これが、これから先の宮崎県のすばらしいものになると期待をして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 次は、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

去る11月11日、日曜日、本年、第16回を迎えます都於郡城址まつりの中で、伊東マンショ没後400年記念式典が開催されました。御存じのとおり、伊東マンショは、西都市都於郡が生んだ郷土の偉人であり、天正遣欧少年使節の正使としてその主席を務め、ローマ法王に謁見する偉業をなし遂げた偉人であることは、皆様方も御存じのことだと思えます。その没後400年の節目を迎えるに当たり、マンショの功績をたたえとともに、その業績を後世に伝えることを目的とする事業に市民挙げて取り組んできたところでもあります。今回の没後400年記念式典は、河野知事を初め、地元選出国會議員、天正遣欧少年使節ゆかりの首長の皆さんなど、各方面から大勢の方々の御臨席を賜り、盛大に開催をされました。

また、その1週間前の11月3日、4日の西都原古墳まつりには、牧元副知事が前夜祭と式典に御出席いただきました。祭りも大変盛況に終わり、市民の方々も大変喜んでおられました。

話は変わりますけれども、11月15日に東京でTPP交渉参加断固阻止緊急全国集会が開催され、その大会に知事も参加しておられます。今回の反対の判断は早かったという県民の方々の喜ぶ声をいただいたところでもあります。トッパーリーダーには大切なことだと思えます。

ところで、現在、本県に対する、特に国土交通省からの補助公共事業量が激減しており、非常に厳しい状況が続いております。他県以上の落ち込みであり、ここ数年の状況は極めてひどいと言わざるを得ないと思えます。一度水準の引き上げを行わないと、とてもじゃないが、建設業を初め、県内経済は他県以上に厳しい状況が続くものと懸念しておるところであります。補助公共事業の箇所採択等については、確保してくるのは知事の責任であり、他県の知事も全力を挙げて取り組んでいるのではないかというふうに思います。坂口議員が6月議会でも指摘をされておりますが、松形知事のころは、市町村の首長や関係団体等を引き連れて、霞が関本省の各関係課を一つ一つ丁寧に回って、精力的な陳情要望活動を朝から夕方まで頑張っておられたというふう聞いておるところであります。

そこで、質問に入ります。知事就任以来、副知事2人制の質問に対して、県の厳しい財政状況にも十分配慮するとか、総合政策部長、総務部長を加えて四役体制で進めていくなどという答弁をいただいておりますが、私は、副知事2人制として、地元副知事を留守居役に、知事と国からの副知事の2人で目いっぱい陳情要望活動をし、国からの事業確保に向け、全力で当たるべきではないかと思うのであります。知事は今でも就任当時のように同じ考えでおられるのかを壇上からお伺いし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

副知事2人制につきまして、これまでもこの議場でも、たびたび議員の皆様から御指摘をい

ただいたところでございます。副知事というものは、知事の補佐や職員の監督のほか、重要なプロジェクトの総括や、さまざまな団体等との円滑な連絡調整に当たるなど、重要な役割を担っておるところでございます。また、今、議員からお話がありましたように、西都古墳まつりにずっと出るとか、例えば今回の日本一連覇に向けた宮崎牛の取り組みにつきましては、代表牛が決まった後、牧元副知事にはすべての農家のところに激励に回っていただき、底支えをしてもらったところでございます。

これまで、副知事のあり方につきまして、本県の厳しい財政状況にも配慮し、1人制をとっておりましたところ、一方では、今回の日本一連覇のような状況の中で、口蹄疫等からの再生・復興が新たな段階を迎えるに当たりまして、攻めの姿勢で新しい時代を切り開くためのフードビジネスの展開や東アジア経済交流戦略、また、さらなる交通インフラの整備促進など、より積極的に政策を推進する観点から、体制を強化する必要性も感じているところでございます。2人制の導入につきましては、これまでの御指摘も踏まえつつ、私なりに熟慮し、検討を深めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○押川修一郎議員 ただいまの答弁は、今までと違いまして、一步踏み込まれた答弁なのかなというふうに聞かせていただきました。熟慮して今後検討するということでもあります。今、県民の多くの方々から、副知事2人制の中で、1人は県出身の方で、組織の代表あるいは団体、県民の皆さん方が気軽にいろんなことが相談できる体制をぜひつくっていただきたいという御要望等も十分私たちは、お伺いしておりますから、そのような方向で英断していただきます

ようをお願いを申し上げさせていただきます、次の質問に移りたいと思います。

もう既に何名の方からも出ておりますが、全国和牛能力共進会についてであります。

5年前の鳥取全共につき、長崎全共においても、9部門中5部門で優等首席を獲得、種牛部門で内閣総理大臣賞、さらには団体賞など、史上初の大会2連覇を果たしました。2年前の口蹄疫の発生により約30万頭の家畜が処分され、一時は出場停止も危ぶまれた中の快挙であります。私たち自民党県議団も、出品者を激励し、口蹄疫からの再生・復興を果たす姿を直接体感するため、長崎に応援に行きました。会場では、各県ごとにのぼり旗やはっぴ姿の仲間の方々が大きな声で応援をされていました。知事は、全国の知事の中で唯一長崎に連泊され、出品者を激励されたとお聞きしていますが、この全共2年連続日本一の快挙の勝因は何だと思っておられますか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県では、今回の全国和牛能力共進会に向け、平成21年に推進協議会を設置しまして、「もう一度奪え 日本一」を合い言葉に、関係者一丸となって取り組んでまいりました。その後、口蹄疫により多くの牛を失うという大変厳しい状況に陥ったわけですが、この厳しい条件のもとで連覇という快挙をなし遂げた背景には、3つの要素があるかというふうに思っております。1つには、出品者の皆様を初め、関係者の皆さんが、日本一を勝ち取ることで口蹄疫からの再生・復興を確かなものにしていきたい、そして全国の皆さんに恩返しをしたい、復活の姿を見せて恩返しをしたい、そのような強い思いで取り組んできたということ。2つ目は、口蹄疫で多くの牛を失いましたが、生産者の方の高い技術と、これを

支える関係者のネットワーク、また地域全体で取り組む体制というものは失われていなかった、しっかり保たれていたということ。3つ目としましては、畜産、それから農業関係以外の多くの県民の皆様からも支援をいただいた、そして全国の皆さんから宮崎の口蹄疫からの再生・復興に向けた取り組みに支援をいただいて、それが関係者を後押ししたというようなことが挙げられるのではないかとというふうに考えております。まさに、生産者を中心とした多くの方々の力の結束、団結力というものが、今回の連覇を勝ち取った結果に結びついたものと考えております。

○押川修一郎議員 まさしく、私もそういうふうに思うところであります。関係者各位の口蹄疫から再生・復興に向けてのいろんな結束の中に、今回こういうすばらしい結果が出たのではないかなというふうに、本当にありがたく思っておるところであります。

次に、2年半前に口蹄疫が発生して、その後、生産を再開され、今回、内閣総理大臣賞を受賞されました黒木輝也さん御夫妻の祝賀会が昨夜開催されました。約230名の方が参加されたようであります。黒木さんは喜びをこのように言っておられました。「口蹄疫でゼロからの出発だったが、仲間の後押しや県民の応援でここまで来られた。口蹄疫からの復興を全国にアピールできた」と、目を潤ませ語っておられました。本当によかったなということで、たくさんの方々が祝福をしておられました。また、私もその会場の中にいたわけでありましてけれども、いろんな関係者の方々や生産者の方々と会話をしていく中で、特に、低迷する枝肉価格や飼料高騰で苦境に立たされているというような声を大分聞かせていただきました。そこで、今回の

全国和牛能力共進会2連覇の成果を生かし、宮崎県産牛肉の有利販売に向けて、マーケティングをどのように取り組むのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回の全共2連覇という快挙は、宮崎牛を初めとします本県食肉の取引拡大につなげることでできる大きなチャンスを提供いただいたものと考えております。このため、宮崎牛や県産豚肉を初めとしました、県産食肉の流通から販売までの総合的な取り組みを一体的に進めることを目的に、先般、県とJAグループや商工会議所連合会などで構成します「宮崎牛及び県産食肉販売戦略会議」を設置したところであります。また、各県外事務所におきましても、官民で構成する「宮崎牛等販売営業チーム」を立ち上げたところでありまして、大消費地でのフェアやトップセールスなどによる今後の取引量の拡大に結びつく商談会などを積極的に行うなど、マーケティング強化に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。また、宮崎牛の知名度のアップや価格の向上をさらに進めるという観点から、これまでのように宮崎で屠畜して枝肉を売るといった取引のあり方に加えて、東京の卸売市場に生体——生きたまま出荷をして、そこで直接、競りによる評価を受けるといったような新たな取り組みにも今、着手しておるところでございます。そういったさまざまなアイデア、さまざまな新たな取り組みというものを進めることによりまして、畜産農家の所得の確保、経営の安定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。まさしく、今までなかったような販売のやり方で、今後、宮崎牛を特に東京の大消費地あたり

で販売していくことが大事だろうというふう
思うところであります。

それから、昨夜、若い後継者の皆さん方が、
黒木さんの祝賀会の後で、3連覇に向かって気
勢を上げる、本当に勢いづく——今回の日本一
の成果というものがいろんなところに波及して
きて、県民全てがそういう方向で浮揚していけ
ばいいなというふうに、昨夜感じたところで
ありました。

それから、現在の輸出先として、香港とかシ
ンガポール、マカオ、東アジアあたりを中心
にされておるんですが、昨日、山下議員の方から
質問等もありましたから、質問はいたしません
けれども、この販路拡大で、連続日本一のすば
らしい牛肉を積極的に売っていただきますよう
にお願いをして、要望とさせていただきます。

次に、9月12日付でありましたけれども、新
聞によりますと、東日本大震災の影響で、戦闘
機パイロットの養成に支障が出ており、宮城県
の松島基地の第4航空団で行っていた飛行訓練
の一部を、新田原基地の飛行教育航空隊で実施
するとの報道がありました。防衛省では、隊員
約130人、F15戦闘機約10機を新田原基地に配備
する計画を進めております。既に、県や地元新
富町、周辺自治体に説明を始めたとのことであ
ります。そこで、県にはいつごろ、どのような
内容で説明があり、そして知事はどのように認
識をされておられるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新田原基地の改編につ
きましては、去る9月7日に、国の来年度予算
の概算要求の関連事項としまして、九州防衛局
から担当部局のほうに説明があったところであ
ります。内容としましては、去年の東日本大震
災による宮城県の松島基地の被災に伴いまし
て、訓練機が使えなくなってしまうというよ

うなことです。飛行教育体制の見直しが行われ
まして、松島基地で行われておりました飛行教
育の一部を、25年度末から新田原基地で実施す
る予定とのこととあります。具体的には、新田
原基地において、F15戦闘機が約10機、操縦
者、整備員等の人員が約130名増加する見込みで
あります。今回の見直しは大震災に端を発する
ものでありますが、本県では、訓練機の増加に
伴います騒音の増大など、周辺への影響という
ものが懸念されるところであります。このた
め、県といたしましては、今後、具体的な訓練
内容や対応策につきまして、国に十分な内容を
求めるとともに、地元の関係市町と連携をとり
ながら、対応してまいりたいと考えておりま
す。

○押川修一郎議員 私の住む西都市、それから
地元であります新富町は、このことについて反
対を議会等でもされておる状況であります。そ
ういう状況において、また私もお願いをしてお
きたいわけでありまして、まず地元並び
に基地周辺の安全性の確保をすること、そして
騒音区域内の住宅に対して完全な対策ができて
いません。特に、住宅防音工事の助成区域にあ
りながら、平成5年7月1日以降、新たに建設
された住宅は対象外となっております。まず、
平成15年8月29日の告示日まで助成対象とす
ることはもちろんのこと、新築、増改築された住
宅についても防音工事の対象としていただきた
いと、地元の方々からも頼まれております。私
も地域内を回ってみました、特に離発着する
周辺は騒音が激しく、会話もできない状況であ
ります。ぜひ、地元関係市町と連携をとって
いただき、地元の方々が安心して生活ができる環
境をつくっていただきたいと思います。知事
のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 新田原基地周辺の住宅に対する防音工事につきましては、防衛省が指定した一定の区域内で、かつ区域指定がなされた時点で既にあった住宅を対象として、国がその経費を助成するということになっております。一方で、地元の関係市町におきましては、対象住宅の拡大、いわゆる告示後住宅も対象とすることや、対象区域の拡大などの要望があるわけでございます。基地周辺住民の生活環境の改善は大変重要なことだというふうに考えておりますので、防衛省において地元の要望に適切に対応いただきますよう、県としましても、関係市町と連携を図って取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 特に、告示後関係でありますけれども、新しく建てた住宅はその対象にならない、そんなことはやはり困るということです。例えば、新しく住宅を西都市に建てようとしても、告示後に建った家は防音工事ができない。環境はそれだけ騒音が激しいわけでありまして。こういった条件あたりが整っていない中で、一方的にそういう形で新田原で訓練をするということに対する反対というものが地元の議会あたりでも出ているということで、私たちも認識しておりますから、十分そういうものが払拭できるような形の中で、知事も一緒になってお力添えをいただければありがたいというふうに要望しておきたいと思っております。

次に、フードビジネスの推進についてであります。

激化する地域間、国際間競争の中、対外的にも競争力のある基幹産業の担う大きな役割として、地域経済を循環させ、地域を活性化させることが大切だと思います。本県が高いポテンシャルを有する豊富な農水産物を核とすれば、地

域に根差した力強い基幹産業として、総合的な食関連産業、フードビジネスの発展が可能になると考えています。安全・安心で高品質な農水産物と地域の力を基礎として、産学官や多様な業種の英知の結果の融和により、フードビジネスを中核とした持続的な発展と構築を図るとともに、地域力を高め、新しい雇用の創出に取り組むことが大事だと思います。今や全国でもいろいろな取り組みを始めたところであるというふうに聞いております。このような中で、本県も他県におくれないようにしてほしいと考えております。そこでまず、食品加工の取り組み状況と課題について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 本県の食料品製造業は、製造品出荷額で見ますと、飲料等を含めると約3割と、大きなウエートを占めており、また本県農林水産物の付加価値を高める観点からも重要な産業であります。そのような中、県内食品加工の課題としましては、中小零細規模の企業が多いことから、マーケティング力や営業力、さらには加工技術などが全体として弱いということが挙げられます。また、商品開発においては、これまでは「いいものをつくれれば売れる」という発想が主流でしたが、これからは「市場から求められているものをつくる」、いわゆるマーケットインの商品づくりを目指すことが、ますます重要な課題になってくるものと考えております。

このため、県の取り組みとしましては、商品開発への支援として、農商工連携等による新商品・新技術開発を行う事業者への助成を行いますとともに、食品開発センターにおける相談対応や加工技術向上のための指導などに努めてまいりました。また、取引拡大のための支援とし

て、商談会の開催やバイヤーとの意見交換、さらには人材育成のための支援として、セミナーや研究会の開催などを実施しているところであります。

○押川修一郎議員 同じく、6次産業化の取り組み状況と課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 6次産業化に向けた取り組みにつきましては、農業振興公社にワンストップ窓口を設けて、農業者に対する総合的な支援を行うとともに、他産業との連携や参入による新たなビジネスモデルの創出にも努めてまいりました。この結果、本県では、六次産業化法に基づき、九州第1位の38件の計画認定を受けるとともに、ジェイエイフーズみやぎや日賀ファームなど、県内外の企業による積極的な取り組みが展開されているところであります。今後、さらに6次産業化を推進していく上では、意識の醸成や人材育成、食品関連企業と農業者等との効果的なマッチング機会の創出等の課題もございますが、商工サイドを初め、関係機関と十分連携を図り、着実に進めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、フードビジネス推進に係る今後の県の取り組み方針について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(稲用博美君) フードビジネスは、本県の強みであります豊富な農水産物を生かせる裾野の広い基幹産業であります。このことから、今後一層の振興を図る必要があるということで、関係部局が連携しまして、現状や課題の洗い出し等に努めてまいりました。その結果、フードビジネスを積極的に展開していく上では、生産・加工から販売に至る段階において市場ニーズを反映させること、そして1次産

業から3次産業までの多様な連携によって新たな価値を生み出すこと、コーディネーター等の人材育成や技術・経営面での支援体制を構築することの3つの視点が重要であると整理したところであります。

現在、それを踏まえまして、長期的な振興策の方向性として、産地や加工業者、また実需者等の情報集約や共有化の仕組みづくり、そして市場ニーズに応じました生産供給・食品加工体制の構築や国内外への販売戦略の展開、そして3番目として、他産業との連携や参入の促進、また産学官連携の推進といった観点、こういうことを踏まえまして、鋭意検討を進めているところであります。

今後は、これらの検討結果をもとにしまして、フードビジネスの成長産業化を目指す新たな構想を今年度内に取りまとめたいというふうに考えております。その上で、関係部局、産学官一体となりまして、地域産業や雇用を担います総合的な食品関連産業の構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

○押川修一郎議員 今年度内にこの構想を立ち上げられるということでありました。現在は、先ほど各部長からお話をいただきましたとおり、食品加工における課題と問題点、それから現状、同じように農業部門においてもそういったものが今、いろんな洗い出しをされている状況というふうに理解をしております。今後、農家や食品関連の方々がしっかり事業ができるようお願いをしますとともに、この事業は特別重点施策でもありますので、知事の意気込みについて、ここでお聞きをしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) これまで答弁がありましたとおり、本県の、例えば日本一の宮崎牛を

初めとするすばらしいさまざまな食材がある、また安全・安心な残留農薬検査体制は全国トップクラスのものがある、そういう強みもあるわけですし、農業生産額が全国第5位なり7位という、質、量ともにあるわけであります。これをフードビジネス、食関連産業ということで、幅広く6次産業化のもとに産業の裾野を広げていくことは大変重要な課題であり、本県のこれからの経済というものを占う大変重要な取り組みであろうという認識でございます。先ほど御指摘にもあったとおり、伸び行く東アジアの大市場の開拓、そういったところも視野に入れながら、本県の産業と雇用をリードする成長産業に発展させていく、そのような決意のもとに、25年度の特別重点施策の一つに掲げて、全庁挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○押川修一郎議員 予算のほうもよろしく願いをしておきたいというふうに思っておるところであります。

次に、精神疾患と自殺対策についてであります。

今や、鬱病が国民病であることに異論を挟む人はいないだろうと思います。そのことを裏づけるように、昨年、厚生労働省は、がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病の4大疾病に精神疾患を加え、5大疾病とする方針を決定いたしました。日本大学医学部精神医学系主任教授の内山先生が、鬱病をめぐる現状についてお話をされています。日本人の鬱病の生涯発生率は6.7%、100人いたら6～7人は一生のうちに一度は鬱病を発症することになるそうです。統合失調症の場合は約1%ですから、その発症率の高さがおわかりになるでしょう。そして、気分障がい患者の数は年々増加を続けているとのことで

す。中でも、鬱病の患者数は平成8年70万4,000人と、96年の20万7,000人から大幅にふえているとのことです。しかも、この数字はあくまでも心の不調で医療施設を利用した患者数、つまり潜在的な鬱病患者の数はこの数倍にも上ると言われているそうです。そこで、県庁内における過去5年間の鬱病を初めとする精神疾患を原因とした休職者数について、知事部局、教育委員会、警察本部の順でお伺いをいたします。

○総務部長(四本 孝君) 知事部局における過去5年間の精神疾患を原因とする休職者数につきましては、平成19年度が29名、平成20年度が32名、平成21年度が30名、平成22年度が36名、平成23年度が31名となっております。

○教育長(飛田 洋君) 県教育委員会関係職員につきましては、県教育委員会事務局職員に加え、県下約430校程度あります公立学校職員を合わせた中で、過去5年間の精神疾患を原因とした休職者数、これは実数でございますが、平成19年度が47名、平成20年度が52名、平成21年度が62名、平成22年度が67名、平成23年度が84名となっております。

○警察本部長(加藤達也君) 警察職員の過去5年間ににおける休職者数であります。平成19年度が2名、平成20年度が3名、平成21年度が6名、平成22年度が9名、平成23年度が8名となっております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。それぞれ5年間の数字を出していただいたところでもありますけれども、知事部局においても30名を上下する状況でありますし、教育委員会におきましては、年々増加傾向にあるというのがわかるわけであります。警察におきましても、同じような数字で、10名を割るぐらいの疾患患者数ということになっておるわけでもありますけれど

も、このことを受けて、それぞれどのような対策をされておられるのか、同じく知事部局のほうからお伺いをしたいと思います。

○総務部長（四本 孝君） 知事部局の職員に対するメンタルヘルス対策についてであります。まず、1次予防であります。全ての職員を対象として、鬱病等の精神疾患についての理解を深めるための啓発や、役職や年齢などに応じた研修を行っております。次に、2次予防として、精神疾患を早期に発見し、治療に結びつけるために、精神科医や臨床心理士による相談体制を整えているところでございます。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会といたしましては、精神疾患の予防対策として、公立学校共済組合と連携をいたしまして、一般職員や管理職を対象に、専門医等を講師とした研修会の開催や、各所属に保健指導員を派遣し、心身の健康増進のための保健指導などを実施いたしております。また、早期発見・早期対応のために、専門の相談員を配置したり、4つの専門医療機関を指定するなど、相談体制の充実を図っております。さらに、今年度から新たに、全ての職員に対してストレスチェックを実施し、みずからのストレスについての気づきを促すことにより、セルフケアに対する意識の向上も図っているところであります。

○警察本部長（加藤達也君） 警察職員に対する予防対策についてであります。まず、1次予防対策であります。全職員を対象としたメンタルヘルスハンドブックの配付や、ストレスチェック及びセルフケア研修会の実施、幹部等を対象としたメンタル相談対応研修会の実施等を行っております。次に、2次予防対策といたしまして、臨床心理士等による相談体制を整えるなどして、精神疾患の早期発見・早期対応に

努めているところであります。

○押川修一郎議員 それぞれ対応をとっていただいておりますけれども、早期発見・早期対応というのが何より大事だろうというふうに、私も見たところであります。そして、監査委員を今させていただいておりますけれども、各部課のところを回って、そういった方々の話を伺うときに、気づいたらすぐ話をしてあげるとか対応する、そういったことが大事ではないかなという話も今回、何度かお聞きをいたしました。そこで、本日のこの予防対策にありますように、早期発見・早期対応の中で、できるだけ職員の皆さん方が明るく仕事ができるような環境で今後も取り組んでいただきますように、お願いをしておきたいと思いません。

次に、ただいま県庁内における精神疾患の患者数と予防対策について聞いたところですが、同じく直近5年の県内における精神疾患の患者の推移はどのようになっているのか、また予防と対策について、あるいは市町村とはどのような取り組みがなされているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 厚生労働省の統計でございますが、国が3年に一度の患者調査というのをやっており、直近が、まだ平成23年が公表されておられませんので5年ということでしたけれども、平成20年と14年の比較で申し上げますと、精神疾患の患者数が、平成14年1万9,000人と推計されていたものが平成20年には2万7,000人と、大幅に増加をしております。精神疾患につきましても、早期発見・早期治療が大変重要でありますので、住民に身近な窓口である市町村においても、心の不調に早期に気づき、治療へとつなげる必要があります。このた

め県では、精神保健福祉センターにおいて、市町村職員等を対象とした研修を実施するなど、人材育成を支援いたしますとともに、未治療者等への個別訪問を行うアウトリーチ事業においては市町村と共同で対応するなど、連携を図っているところでございます。

○押川修一郎議員 いろんな取り組みをしていただいてありがたいなというふうに思うわけがありますけれども、そういった取り組みの中で、患者数なり、そういった傾向の方々が少なくなるような形で、さらに御指導なり御努力をお願い申し上げておきたいと思えます。

次に、本県の自殺者は、平成9年以降連続して300人を超えており、19年の394人をピークに3年連続で減少し、22年は307人となったが、23年にはまた312人と、前年と比べ、やや増加しているとのこととあります。全国的には、秋田県、岩手県、新潟県に次いで4番目に自殺死亡率が高いようですが、自殺の原因はどのような理由が多いのか、福祉保健部長にお伺いをしたいと思います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 自殺はさまざまな要因が複雑に関係して起こると言われておりまして、その要因を絞り込むことは難しいと言われておりますけれども、警察庁の統計でございますが、平成23年の本県における自殺の主な原因でございますが、健康問題が65.5%、経済・生活問題が27.0%、家庭問題が23.4%となっております。

○押川修一郎議員 同じく、福祉保健部長にお伺いいたします。本県の自殺対策はどのようなになっているのか、また市町村への支援はどのようなものがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 県ではこれま

で、「宮崎県自殺対策行動計画」に基づきまして、総合的な対策に取り組んできたところであります。取り組み内容といたしましては、県民への自殺対策に対する正しい認識の普及に努めるとともに、医療関係者などに対する研修の実施のほか、NPOが運営いたします自殺防止電話への支援や、県独自の自殺防止電話である「ライフネット宮崎」の開設等を行っているところであります。また、市町村に対しては、平成21年度に造成いたしました「宮崎県地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、自主的な取り組みを支援してまいりましたが、今年度からは、市町村や民間団体が実施する、人材養成や声かけ活動、居場所づくりなど、地域に密着した地域のきずなづくりを重点的に支援しているところであります。

○押川修一郎議員 実は、私の地域でも、子育て中の30代後半のお母さんが自殺をされました。子供さんのことや御家族の方々のことを考えると、とても心が痛んでならないわけですが、どうしても、どうして防ぐことができなかったのだろうかということ考えたときに、今、部長の答弁にありましたように、NPOとか「ライフネット宮崎」とか、こういうものが本当に末端までいっていたのかなど。やはり市町村、民間団体、こういった連携というものがいかに大事なかなということで、再度、部長にお伺いいたしますけれども、この関連についての市町村への周知徹底、いま一度お願いしたいと思います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 先ほど議員のほうからも御指摘がございましたとおり、本県の自殺者数といいますのが昨年は312人で、15年連続で300人を超えているということで、極めて厳しい状況であると認識しております。これま

での市町村、それから民間団体等と一体となった取り組みによりまして、例えば高原町の「一日30人と話そう会」など、その地域において自主的な活動が行われるようになってくるとともに、自殺対策や精神障がいに対する県民の意識が以前に比べて改善されつつあると考えておりますが、若年層に対する対策、それから自殺未遂者への支援など、課題もあるというふうに考えております。今後とも、市町村等と連携を十分に図りながら、地域のきずなづくりなど、地域に密着した取り組みを推進し、自殺のない地域社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 同様に、これまでのいろいろな取り組みをされた中で効果についてもお聞きしておきたいと思っております。

○福祉保健部長(土持正弘君) ただいま申し上げましたように、地域でのいろいろな取り組みがなされてきており、私どもといたしましては、そういう住民の皆さんの意識というものも、以前に比べては改善されつつある状況ではないかと思っております。地域みずからが取り組んでまいります居場所づくりみたいなものがどんどん展開されて、孤立しないような地域になっていくことを大いに期待しているところでございます。

○押川修一郎議員 次に、ハード面でありますけれども、自殺対策の関係でもう1点お伺いたします。西臼杵地区を回りますと、橋からの飛びおり自殺を防ごうと、県と地元自治体が橋の手すりにフェンスを設置する取り組みをなされておるようであります。高千穂警察署によると、平成17年から平成23年までに管内で36人が橋から飛びおり自殺をしているとのことあります。このことから、県と地元自治体で、100メ

ートル以上の主な5つの橋に、人が乗り越えないよう、高さ1メートル70センチの、周りの景観にも十分配慮した金網を張ったとのことあります。そこで、県土整備部長にお伺いたします。県単公共事業になると思いますが、西臼杵地区以外の地域においても、このような取り組みはできないものか、西臼杵地区をモデルとして、他の地域においても自殺対策として地元自治体と協力して取り組めないものか、お伺いをいたします。

○県土整備部長(濱田良和君) 橋梁につきましては、例えば立体交差の箇所などに落下物を防止するためのフェンス、こういったものを設置することはございますが、道路管理者としては、通常、自殺対策フェンスの設置までは行っておりません。お尋ねの西臼杵地区におきましては、橋からの飛びおり自殺が多く、福祉保健部を中心に自殺対策事業が実施されることとなったことから、施設の管理者として応分の負担をしたところでございますが、予算の厳しい中、道路管理者が単独でこのような事業を行うことは困難であると考えております。

○押川修一郎議員 実は、九州管内、他県では県単事業でこういう事業を実施しておられる県もあるということでもあります。部長、厳しいじゃなくて、県単予算もあるわけですから、こういう防止あたりについては今後、十分検討して、やるという方向でお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○県土整備部長(濱田良和君) 道路管理者としての本来の道路管理というのは、まず道路利用者の安全確保だと考えております。そのための事業、いろいろございまして、本来の道路予算というものは、そういった事業にやっぱり投資すべきであるというのが私どもの考えでござ

います。

○押川修一郎議員 熊本県あたりでは、県単事業でこの事業を実施しておられるようでありますから、また調べていただいて、御検討していただきたいと思います。

次に、少子化対策に移ります。

我が国の人口構造の推移と見通しによれば、2010年(平成22年)の1億2,806万人をピークとして、38年後の2048年(平成60年)には9,913万人で、2,893万人が減少するとされており、2060年には——平成72年になりますが——8,674万人だそうでありまして、さらに1,239万人が減少するという我が国の見通しです。本県においても、全国の流れと同じく、2030年(平成42年)には96万2,000人ということで、100万人を切る状況にあります。

そこで、本県を見てみますと、合計特殊出生率は1.68で、全国2位とはなっておりますが、それでも平成23年の出生数は1万152名で、ここ数年で1万人を割ることが予想されます。これは本当に危機的なことだと心配になります。そこで、本県における少子化対策はどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 少子化の急速な進行によりまして、労働人口の減少等による社会経済活力の低下や子供自身の健やかな成長への影響など、さまざまな影響が懸念されておりまして、少子化対策を社会全体で取り組んでいくことが重要となっております。このため、県では現在、「次世代育成支援宮崎県行動計画」に基づきまして、子育て支援サービスの充実や仕事と子育ての両立支援などの各種施策を総合的に推進しているところであります。また、県民一人一人が関心を持ち、社会全体で子

供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図りますため、県民、事業所、関係団体、行政等が連携しながら、「未来みやざき子育て県民運動」を展開しているところであります。本県は、合計特殊出生率が6年連続で全国第2位を維持するなど、恵まれた子育て環境を有しておりますので、今後とも、この財産を生かしながら、誰もが安心して子供を産み、子育てが楽しいと実感できる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 これは、経済的なものからいろいろなものがミックスしてこない、一県だけではなかなか解決する問題ではないというふうに思いますけれども、できるだけ少子化対策にさらに取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思います。

次に、現在、全国の30~34歳男性の未婚率は50%に近づき、男性の生涯未婚率も20%を超えると言われていたそうです。国立社会保障・人口問題研究所が行った独身者調査によると、結婚の障害のトップは、男女ともに結婚資金で、格差が広がれば、貧しい層はますます結婚できないということになりそうです。日本の経済力が低下すれば、当然、低所得者層もふえていきます。国立社会保障・人口問題研究所の日本の世帯数の将来推計によれば、2030年の男性の生涯未婚率は29.5%に達するそうです。この上昇傾向がその後も続くと仮定すると、2050年には何と4割以上が一度も結婚できないということになるそうです。少子化対策上も非常に憂慮すべき事態だと考えますが、このような状況を踏まえ、本県では結婚支援にどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 議員御指摘の

とおりでございますが、未婚化・晩婚化の進行は、少子化の大きな要因の一つでありますことから、県では平成20年度から、独身男女が出会うイベントの実施や、民間団体等が実施いたします出会いの機会の情報を電子メールで提供する事業など、社会全体で結婚を応援する機運づくりに努めてきたところであります。今年度は、「愛のキューピット支援事業」として、県内各地で結婚支援活動を行う7つの民間団体等に対して補助を行うとともに、これまで結婚支援活動に取り組んできた団体間の意見交換会を実施いたしまして、ネットワーク化を図ることとしているところであります。県といたしましては、結婚を応援する取り組みは未婚化・晩婚化対策として大変重要であると考えておりますので、今後とも、市町村や民間団体等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 たまたま私も、地元の河川のコスモスの花見に招待されて、その場に行っておりましたら、若い男女の方々のこの「愛のキューピット支援事業」の婚活行事がちょうど開催されていまして、男性が10名、女性が9名の参加だったというふうにお聞きしたところであります。会場の中にテントを張られて、その中でゲームをされたり、あるいは会話をされる中で、一通り終わられると、それぞれに話したい人あるいは歌を歌う人ということでカップルがつくられて、歌を歌ったりする和やかな中でその事業が進んでおる状況を見たところであります。今もメールあたりでおつき合いをされている方が何組かいらっしゃるということでありまして、今後、引き続き、追跡ではありませんけれども、調査もしてみたいということで、関係者の方々も大変喜んでいらっしゃいました。

特に農業者だけじゃなくて、今いろんな職種の方々も男女交流の場が少ないというふうに聞いておりますので、今後とも、こういった事業というものを引き続き行っていただきますようお願いしておきたいと思っております。

次に、記紀編さん1300年記念事業についてであります。

昨日、黒木議員のほうからもありましたが、私たちが常任委員会で島根県にも入ったところでありまして、かぶる質問は避けさせていただきます。今回、記紀編さん1300年記念事業で、本県は、古事記や日本書紀に描かれた日本発祥にまつわる日向神話の舞台であり、多くの伝説や伝統文化、史跡等が残されていますが、平成24年は古事記編さん1300年、また平成32年は日本書紀編さん1300年に当たります。こうした歴史の節目に当たり、本県の宝である日向神話や伝説、史跡などを再認識するとともに、県民の力を結集し、本県の未来を創造していく契機とするため、平成32年も視野に入れながら、記紀編さん1300年記念事業のスタートになったところです。本年、特に誘客対策事業に取り組んでおられますが、事業内容等の評価をどのようにされているのか、商工観光労働部長にお聞きいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） ことしは古事記編さん1300年の節目の年として、4日前に開催いたしました首都圏での関係3県の知事シンポジウムを初め、早稲田大学や丸の内朝大学——これは丸の内近辺に働く方々を対象に出勤前に開催している講座でございますが——こういった公開講座の実施、「みやざきweeeek」における九州国立博物館での特別展、「神話博しまね」へのブース出展など、さまざまな機会を捉えて日向神話のPRを行ってきており、ま

た、東京、大阪、福岡などの大都市圏におきまして、旅行会社向けのプロモーションなどを実施しているところでもあります。また、県内におきましては、神話ゆかりの地をめぐるバスツアーや、女優の浅野温子さんによる日向神話の読み語り、3週連続での宮崎神宮大祭、西都古墳まつり、古事記ゆかりのご当地グルメまつりなどに取り組むとともに、さらに、哲学者の梅原猛先生、漫画家の里中満智子先生による講演会なども開催したところでもあります。

このような中、大手旅行会社等により多くの旅行商品が造成され、新聞、テレビ、雑誌等のマスメディアに本県の神話に関する情報が取り上げられる頻度も高くなってきております。また、各種のシンポジウムや公開講座等に参加された多くの方々からは、「日向神話がよくわかった」「宮崎を訪れたい」などの感想をいただくとともに、例えば、先ほどの丸の内朝大学の受講者の多くが実際に本県を訪問されるといった事例も見られ、青島神社や高千穂神社等の関係者——宮司さんたちでございますが——こういった方々からは、特に若い女性を中心に観光客がふえているという声もいただいております。このように、本県の古事記ゆかりの地としての認知度は次第に高まってきているものと考えており、今後とも、ことしの取り組みで得ました成果等を生かしながら、本県の神話の魅力を全国に発信し、観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ただいま商工観光労働部長のほうから、取り組んだ事業の効果、あるいは誘客についての答弁をいただいたところでもあります。この事業というものは息の長い事業でありますから、全庁的に取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますけれど

も、初年度であることしの実績を踏まえて、来年度以降どのように取り組んでいかれるおつもりなのか、知事にお聞きしておきたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） ことしは、まさにキックオフの年、スタートの年と位置づけまして、古事記編さん1300年を記念したさまざまな事業、イベントを通じまして、「神話のふるさとみやざき」を県内外にアピールしてきたところではありますが、市町村や民間などの取り組みも活発化しており、県民みんなで盛り上げていこうという機運が徐々に広がってきているのではないかという手応えを感じておるところでございます。

今、部長が答弁しました東京で行ったシンポジウムは、奈良と島根の知事と3人でやってきたわけではありますが、非常に印象的なことが2点ございます。1点目に感じたことは、口蹄疫や新燃岳の噴火、さらには大震災等を経験した後のこの年に古事記編さん1300年を迎えたその状況の中で、古事記に込められたいろんなメッセージ、自然の圧倒的な力など、どうしようもないものに対してどのように向かい合うかというような、それがずっと頭に入ってくるような、そのようなタイミングで迎えることができたのではないかということ。それから2点目としましては、例えば奈良県であれば、国宝級の神社仏閣がたくさんあって、常日ごろから観光客がたくさん訪れるというような状況、島根では出雲大社だとか、スペクタクルな出雲神話という圧倒的な存在がある中で、本県の特徴としては、北から南まで県内各地に、身近なところで古事記ゆかりのさまざまな行事なり史跡なり、いろいろなものがあるということであろうかなというふうに考えておるところでございます。

す。

来年度以降も、この機運をさらに高めていきたいというふうに考えておまして、8年後の日本書紀編さん1300年を見据えながら、例えば出雲神話であれば日本書紀にはほぼ取り上げられていないわけですが、幸い、本県の日向神話というものはその中でも位置づけられておるところでございます。そういったところを見据えて、じっくりと腰を据えて、本県の宝というものを発見し磨いていくこと、これが大変重要であろうというふうに思っておりますし、県民の皆様が改めてそういう足元を見詰め直し、本県のよさに気づいていただくこと、そして本県への誇りや自信を持っていただく、そういったことに結びつけてまいりたいというふうに考えております。

また、時あたかも来年は、本県が鹿児島から分県をしまして置県130年という節目に当たるわけでありまして、まさに本県の来し方行く末を見詰め直す非常にいい機会をいただいたのではないかと考えております。

現在、今後の施策展開の方向性を示す基本構想の取りまとめを行っているところでありますが、官民挙げて、長期的な視点から、本県の歴史的・文化的資源の掘り起こしや、県民の理解促進といった基盤づくりを進めながら、観光誘客や多様な分野への広がりを持たせるような、また、きょういろいろ議論で出ております東京ガールズコレクションも、恋旅という取り組み、これは神話なりというものを別の視点からの魅力ということで仕立ててきたわけでございます。そういったところも活用しながら、新たな、さらなる展開というものを図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 よろしく願いをしておき

たいと思います。

次に、私は1年前の11月議会において、葉たばこ廃作に伴い、国庫補助事業等により整備された5施設の処分に関し、補助金返還を免除するなど、耕作者の負担軽減措置を図っていただきたいと質問いたしました。部長の答弁では、国庫補助事業を活用して整備した施設の処分については、耐用年数以内の場合は補助金返還が必要となることから、県では、葉たばこ廃作に伴う共同利用施設の処分に当たり、補助金の返還が免除される特例の適用について、国と事前協議を行い、国からは、特例の一つである「社会情勢の変化等に伴い、当初の目的に従った利用が困難な施設」に該当することの回答を得たところであり、今後とも、補助金返還が生じないよう、個別案件ごとに対応していく考えであるということでありましたが、その後どのような状況になっているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本県では、葉たばこ廃作に伴い、5カ所の施設で財産処分手続が必要となったところであり、補助金の返還が免除される特例の適用について、個別案件ごとに国との協議を行ってまいりました。その結果、4カ所につきましては、補助金の返還免除など、農家の負担金が生じない形で財産処分を行うことができたところでございます。残りの1カ所につきましても同様に、農家の負担が生じないよう、現在も国との協議を鋭意進めているところでございます。

○押川修一郎議員 この残りの1カ所につきましては、私の地元でありますので、どうぞよろしく願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、同じく葉たばこ生産農家は、昨年の795戸のうち436戸が廃作し359戸に、そして作付面

積も744ヘクタールに半減しました。そこで、県としては、本県の土地利用型農業の振興にとっても非常に重要な問題と認識しており、今後、葉たばこ後継農家、経営転換農家、双方に支援を行いながら、地域農業に多大な影響が出ないよう、関係機関・団体と一体になった取り組みを進めていくとのことでしたが、特に転換された農家に対してどのような支援をされたのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 葉たばこからの経営転換に向けましては、各地域に関係機関から成るプロジェクト会議を設置し、廃作農家に対する意向調査を踏まえて、転換品目を選定・推進し、栽培講習会や巡回指導を行ってまいりました。また、品目転換に係る経営改善計画の策定等についても支援し、無利子の農業近代化資金の貸し付けや、県及び国の補助事業の活用による農業用機械の整備などを進めてきたところであります。今後も、引き続き、加工・業務用で需要が見込まれる品目などの導入を支援するとともに、各地区の優良事例を検証し、さらなる農家所得の向上に向けた経営転換モデルの普及定着を図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、施設園芸燃料高騰対策についてであります。

ハウス暖房用のA重油の価格が現在92円ということで、高どまりをしているところであります。昨夜もいろんな方々と話をする中で、大変なコスト高になっておるということであります。私も、マンゴーやピーマンなどの栽培をする友達が多いわけでありましてけれども、そういう中で、この燃料高どまりのダブルパンチで、

燃油高騰対策に対する支援等はないのかということでありましたので、農政水産部長に、取り組み等があればお聞きをしたいと思っております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今後とも、本県が全国有数の施設園芸産地として存続していくためには、品目ごとの設定温度や生産コストなどを考慮しつつ、中長期的な経営の安定が図られますように、重油暖房機からの脱却を速やかに進めていくことが基本であると考えております。具体的には、ピーマンなどの重油使用量が多く暖房コストが高い高温性品目については木質ペレット暖房機の導入を、マンゴーなど冷房や除湿も効果的な品目についてはヒートポンプの導入を推進し、またトマトなど比較的重油使用量の少ない品目についても、当面、小型の木質ペレット暖房機と重油暖房機の併用によりコストの削減を図ることとしております。

県といたしましては、営農振興協議会とも連携し、生産者を含めた研修会の開催等により、このような推進の考え方を広く周知・普及するとともに、国庫事業や県単事業を活用し、重油暖房機からの切りかえに際しての経費なども支援しているところでございます。

○押川修一郎議員 よろしく願いをしておきます。

最後になりますけれども、埋却地再生整備事業であります。

家伝法では、埋却地は3年間は発掘が禁止されており、西都・児湯地域を中心に97.5ヘクタールある埋却地は、来年4月21日以降、順次、発掘禁止措置が解除されることとなっております。地域においては、稲作からの露地野菜や飼料作物の作付を予定している農家もあり、早期の再生整備を求める声が上がっています。国の予算措置がまだ明らかではありませんが、新年

度予算で整備事業の設計を行い、工事を行うというのでは、農家の求める早期の再生活用ができないことが懸念されます。そこで、県は、農家の求める埋却地の早期の再生活用に向けてどのような取り組みをされるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 口蹄疫の埋却地について早期に再生活用を図ることは、真の意味での再生・復興や地域農業基盤の維持・強化を進める上で、大変重要であると考えております。再生整備に要する経費については、現在、国における予算編成の中で検討されているところですが、必要な予算が確実に確保されるよう、議会の皆様の御協力もいただきながら、引き続き強く求めていく必要があると考えております。また、作付等の関係から早期に整備が必要な埋却地については、今年度中に実施設計を行うために必要な予算を本議会にお願いしているところであり、迅速な再生整備を進めてまいりたいと考えております。今後も、各市町や関係団体の協力を得ながら、埋却地の現状や農家の意向等を十分踏まえまして、円滑に再生整備が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 農家の皆さん方の混乱が起きないような形の中で、対応等をよろしくお願い申し上げさせていただきまして、一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時3分散会

11月29日（木）

平成 24 年 11 月 29 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 25 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 昭 藏 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 一 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今回は、まず壇上から一括質問を行わせていただきます。

選挙の公示が目前となりました。今回の選挙は、政治も経済も閉塞状況の中、消費税、社会保障と日本経済、原発、TPP、米軍基地、震災復興など、どの課題をとっても、日本の進路、国民の暮らし、平和と民主主義のかかった大問題が山積です。その解決のために有権者が明確な審判を下す、とりわけ重要な選挙となっております。国の政治のありようが地方の政治、県民の暮らしを左右します。そこで、国の政治がどうあるべきか、課題を絞って知事のお考えを伺いたいと思います。

まず、消費税問題です。

民主党が公約をほごにして、民・自・公で消費税の10%引き上げを決めました。しかし、デフレ不況が深刻化している現在、働く人の所得が減り、消費が落ち込み、内需が冷え込むという悪循環に陥っています。こんなときに国民から13.5兆円もの所得を奪う増税、これは政府の試算で、40歳以上の会社員で妻は専業主婦、子供2人という4人家族の世帯、年収300万の世帯で年間24万円に上る深刻な負担増が示されまし

た。この増税を実施したらデフレの悪循環をますますひどくし、国民生活や景気をどん底に突き落とすことは明らかです。このデフレ不況から抜け出すには、働く人の所得をふやし、内需を活発にする政策に転換することが求められています。しかも、景気の悪化が税収の落ち込みにつながることは既に経験してきたことです。消費税増税などとんでもありません。消費税大増税は中止する以外にないことが浮き彫りになっていると思いますが、知事の御見解を伺いたいと思います。

次に、TPP交渉参加問題です。

民主党の野田政権は、「守るべきものを守りながらTPPを推進する」としています。自民党の安倍総裁も、「守るべきものを守っていくという交渉はできる」と述べて、参加に踏み込んだ発言をされています。しかし、TPP参加問題は、これまでもその問題点が明らかにされてきたように、関税を例外なく撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化するもので、農林漁業と国民の食料に大打撃となり、宮崎の基幹産業である農林漁業が壊滅的打撃を受けることが懸念されてきました。さらに、非関税障壁撤廃の名のもとに、食の安全、医療、金融、保険、官公需(公共事業の発注)、労働など、国民生活のあらゆる分野での規制緩和が求められます。TPP推進の中心にいるアメリカが市場原理主義を国際ルールとして押しつけようとするものです。既に、交渉9カ国の指導者が発表したTPP大要には、あらゆる関税や障壁を撤廃することが明記され、後から交渉に参加する国は、既に決まった合意条文は黙って受け入れることが条件とされており、日本が特別扱いされることは考えられません。これがTPP交渉の実態で、守るべきものは守ることはもはや不可能で

す。それを守れるかのように言って交渉参加を進めることは、国民への背信行為です。

先日、JA中央会の萬歳章会長は、我が党の演説会に寄せられたメッセージの中で、「TPPに反対する国民の声を無視して参加表明することは断じて認められない」と述べておられますが、まさに一方的な参加表明は民主主義にもとる行為であり、日本の国のあり方そのものを変えてしまう亡国の政治以外の何物でもありません。改めてTPP交渉参加に対する知事の明確な御見解を伺いたいと思います。

次に、原発・エネルギー問題です。

電力不足が懸念されたこの夏、国民の節電努力とも相まって、猛暑の夏を乗り越え、電気は足りることが証明されました。福島原発の重大事故は、収束するどころか、その被害は拡大し、被災者の方々は先の見えない苦しみのもとに置かれています。今も16万人もの方々が避難を続けています。家族がばらばらにされての生活も余儀なくされ、その御苦労は察するに余りあります。事故の原因究明もできないままに再稼働を行うこと自体、許されないことです。原発事故はどんな事故とも違う異質の危険性を持ちます。事故が起きてもなすすべを持たず、しかも使用済み核燃料は処理する方法がないという原発を使い続けることは、もはや許されません。原発をなくしてほしいという声は、今や国民の過半数を占めています。毎週、数万人の人々が首相官邸を取り巻き、県内でも宮崎、都城、小林など、毎週、「原発なくせ」の行動が行われております。再生可能エネルギーへの転換は、安全性を担保するとともに、地域の産業や雇用に新しい成長の道を開くことができます。即時原発ゼロの立場に立って、再生可能エネルギーへの転換推進が早急に求められている

のではないのでしょうか。知事の見解を求めるものです。

次に、オスプレイ配備・訓練問題について伺います。

日米両政府が、民意を無視して、オスプレイの沖縄普天間基地配備を強行しました。このオスプレイ配備により、東北、四国、九州など、全国7つのルートで高度150メートルの低空飛行を含む訓練が強行されようとしており、その中に、阿蘇山の周辺を回るイエロールートと称される訓練ルートの一部に、本県北部上空での訓練が含まれていることが明らかになりました。影響が想定される自治体での懸念が広がっています。オスプレイは、開発段階から何度も墜落事故を繰り返し、これまでに少なくとも36名が死亡するという欠陥機そのものです。しかも、エンジンが停止した際に安全に着陸するオートローテーション機能を持っておらず、日本の航空法に照らしても、当然、飛行が禁止されるべきもので、沖縄県民と国民を危険にさらすオスプレイの配備と訓練を強行することは許されません。全国知事会は、懸念している安全性について確認できていない現状においては受け入れることはできないとする緊急決議を上げ、宮崎県町村議会も反対決議を行っております。知事として、郷土の平和を守り、県民の生命・財産、安全に責任を負う立場からも、政府に対してオスプレイの日本への配備に反対するとともに、本県上空での飛行訓練の中止を求めるべきと思いますが、知事の見解を求めるものです。

次に、南海トラフ大地震を踏まえた防災対策について伺います。

国が南海トラフ大地震による被害想定等を発表いたしました。宮崎県では最大で人的被害4万2,000人、建物被害8万3,000棟と想定され、

しかし、同時に、早期避難や必要な対策をとれば被害は大幅に軽減できることも示しています。津波対策とともに、耐震化対策等の強化促進が求められるところです。まず、現在見直しが行われている県の地域防災計画の進捗状況と対策について、その現状を危機管理統括監にお伺いします。

次に、津波対策として、まず逃げ切ることが重要ですが、自力で逃げられない方々がおられる高齢者や障がい者福祉施設で、海岸や堤防、ポンプ場近くは危険箇所とされておりますが、その数をどの程度把握し、対策をどのように考えているのか、福祉保健部長に伺います。

また、減災対策として、家庭でできる家具の固定や落下防止対策、ブロック塀の安全対策などの啓発を徹底することなどは、細かなことですが、重要です。県としての取り組みを伺いたいと思います。ちなみに、大震災後、和歌山県を視察調査させていただきましたが、和歌山県では、家具の固定率35.8%が県の集約で示されておりました。

次に、耐震化対策について、今年度、木造住宅耐震化リフォーム支援事業が取り込まれておりますが、これまでの事業の実績と今後の取り組みについて県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、公契約条例の制定について伺います。

長期化する不況で多くの業者とその労働者から、「仕事がない。あっても賃金が安くて生活ができない」との声が聞かれます。税金を使った公共工事や委託契約でありながら、とにかく仕事をとの思いから、低価格で入札し、その結果、官製ワーキングプアがつくられる構図が広がっています。このような社会的状況から、受

注する業者との間で結ぶ公契約の際、人間らしく働くことのできる労働条件確保の条項を定める公契約条例は、ますます重要になってきています。公契約条例は、自治体が行う公共工事や業務委託などの発注において、低入札、人件費の削減、指定管理者制度での有期雇用置きかえによる官製ワーキングプアなどの問題を解消するために、労働者の賃金の最低規制を行うものです。これは最低賃金法とは異なり、受託業者は法の規制はなく、みずから結んだ契約を守る立場で労働条件を確保し、自治体は発注者として現場の労働者の状態、状況をチェックできるようになります。公契約に人間らしい労働条件を保障することは国際条約が求めており、国際労働機関（ILO）が勧告をしております。公共事業の請負業者で働く労働者の賃金、労働条件が確保されることにより、公共事業の請負業者以外にも波及し、ワーキングプアと呼ばれる労働者が減少すれば、経済の活性化、内需拡大にも寄与するものと考えます。本県での公契約条例の制定について知事の見解を伺いたいと思います。

最後に、難聴者のためのヒアリングループ（磁気ループ）設置について伺いたいと思います。

年齢とともに聴覚が衰える老人性難聴の方は70歳以上の約半数、全国では1,000万人に及んでいると言われております。国民10人に1人は高齢難聴者ということにびっくりいたしました。この聞こえの衰えは、人との会話がうまくいかず、コミュニケーション不足を生み出します。難聴の方は、補聴器をしていても、補聴器が雑音を拾って、騒音の多い屋外や人の集まる場所では音声を正確に聞くことが困難で、外に出ることや、集会や講演会、文化行事などへの

参加を敬遠しがちになってしまうと言われて
います。そこで、ヒアリンググループに代表される
集団補聴装置は、聞こえを補い、難聴者を社会
から孤立させることなく自立した社会生活を
送っていただけるというものです。ヒアリング
グループは、発生させた磁気を補聴器あるいは専
用の受信機で受信して音声に変える装置で、雑
音の少ないきれいな音声を聞くことができ、雑
音や反射音のために補聴器では聞き取りにく
い、人の集まる場所やホールなどで効果を発揮
いたします。全国的に整備はまだ不十分な
状況にあります。東京は福祉のまちづくり条
例に、施設の新設や改修の際にヒアリンググ
ープ設置を義務づけたり、横浜市が福祉のま
ちづくり条例の施設整備基準の例にヒアリン
ググループを挙げているなど、普及のための
措置がとられてきています。宮崎県の「人に
やさしい福祉のまちづくり条例」の附則でも、
「県民一人ひとりが思いやりの心を持って
お互いを尊重し、障がい者、高齢者等の自
由な活動を制限しているさまざまな障壁を取
り除くための「福祉のまちづくり」の推進が
必要である。」とうたっています。そこで、伺
いますが、ヒアリンググループの県内での設
置状況をどのように把握しておられるか、ま
た県としてこれまでの対応はどのようになって
いるのか、あわせて福祉保健部長にお伺い
をいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、残りの時間
は質問者席から続けさせていただきます。(拍
手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたし
ます。

まず、消費税についてであります。8月に成
立いたしました消費税率の引き上げ等につきま
しては、私もかねてから、少子高齢化の進展に

より社会保障関係費が増大していく中にあり
まして、避けては通れない検討課題であると申
上げてきたものでありまして、社会保障の安定
財源の確保と財政健全化の観点から評価をし
ているものであります。一方で、消費税率等
の引き上げによりまして、家計への負担増や
県内経済への影響が懸念される所でありまし
て、また中小零細事業者が消費税等の価格
転嫁を円滑に行うことができない場合には、
中小事業者等の収益が悪化する事態を招く
ことも想定されます。消費税率の引き上げは
経済状況の好転が実施の条件となっております
ので、今後、国において本県のような地方の
経済状況等を踏まえた上で、景気対策や低
所得者対策、中小事業者等の価格転嫁対策
といったきめ細かな措置が講じられる必要
があるものと考えている所であります。

次に、TPPについてであります。TPPに
参加した場合、本県のような第1次産業を
基幹産業とする地方においては、農林水産
業だけでなく地域経済全体への大きな影
響が懸念される所であります。このよう
なことから、これまでも、直接、国に
対し、事前協議の内容や各分野への影
響、対応方針等の具体的な情報を提
供していただくこと、丁寧な意見交
換の実施による国民的な合意形成が
必要であること、合意形成がなされ
ないまま拙速な参加表明には踏み
切らないこと、これを繰り返し要請
してきた所であります。先日も、直
接、国に対して関係団体等と一緒に
要望してまいりました。しかしなが
ら、現段階においては、事前協議
の内容を初め、県民の懸念に対する
十分な情報提供がなされていると
は言いがたく、国民的議論を踏
まえた合意形成がなされぬまま、
国において拙速な参加表明に踏
み切ることがあってはならぬ

いものと考えております。

次に、原子力発電と再生可能エネルギーについてであります。福島第一原子力発電所の事故による生活や環境への甚大な影響等を踏まえますと、英知を結集して、原発に頼らない社会を目指していくことは、大変重要なことであると認識しております。一方で、燃料調達コストや再生可能エネルギーの現状等を踏まえますと、原発が担っておりました基幹電源としての役割というものを直ちに他の発電に切りかえるということは、現実的に大変難しいことも事実であります。エネルギー政策につきましては、現在、さまざまな議論がなされているところでありますが、国民の安全確保を大前提としつつ、安定的供給や地球温暖化への影響など、さまざまな要素を勘案した上で、全体的なバランスを考慮して国民的な選択をする必要があるかと考えております。本県としましては、持続可能なエネルギー供給の観点から、太陽光やバイオマスなど、豊かな自然環境を生かした再生可能エネルギーの拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、オスプレイについてであります。オスプレイの配備・訓練につきましては、国民の安全・安心が確保されるよう、政府の責任において米国と協議し、適切に対応すべきものと考えております。この中で、オスプレイの安全性につきましては、政府としても機体の安全性を確認するとともに、日米合同委員会において安全確保策等について合意されたものと認識しております。一方で、オスプレイの訓練予定ルートにおいては、これまでも他の米軍機による訓練が実施されてきたこと、そしてそのルートの一つに本県北部が含まれていることが初めて明らかになったところでもあります。このため、

県としましては、県民の安全・安心を確保する観点から、国に対して訓練のルートや内容等について文書等により説明を求めてきたところであります。その結果、先般、県北部の市町村に対し、国から直接説明が行われたところであります。今後とも、その状況というものを注視してまいりたいと考えております。

最後に、公契約条例についてであります。公契約であるか否かを問わず、賃金等の労働条件につきましては、労働基準法等の関係法令を遵守しなければならないものと考えております。公契約条例の制定についてであります。我が国では、国際労働機関（ILO）の公契約における労働条項に関する条約を批准しておらず、また公契約法も制定されていない状況でありますので、今後とも、関係機関の御意見等もお聞きしながら、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（橋本憲次郎君）〔登壇〕

お答えします。

まず、地域防災計画の見直しの進捗状況についてであります。東日本大震災を踏まえた地域防災計画における地震・津波への対応の見直しにつきましては、今年度見直しが可能なもの及び来年度以降に行うものという形で段階的に実施したいと考えております。今年度の具体的な見直し内容といたしましては、津波に関する情報伝達の改善や、避難誘導體制の確保、後方支援拠点の指定等による広域防災体制の強化、自主防災組織の充実等による地域防災力の強化等を中心に、現在、検討作業を進めているところであります。来年度以降におきましては、南海トラフ巨大地震等の県の新たな想定や、今後行われる予定の国の災害対策法制、災害対策基本計画の見直し結果等も踏まえ、県としてのさら

なる防災計画や対策の検討、実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、家具転倒防止などに対する啓発についてであります。地震などの災害に対して家具の固定など、各家庭における被害防止に向けた取り組みの重要性につきましては、十分に認識しているところであります。県といたしましては、出前防災講座として、自治会や学校、職場などに出向き、映像をごらんいただきながら、地震対策について住民の皆さんにわかりやすく学んでいただくとともに、家具の固定など家庭での防災対策についてわかりやすく解説したパンフレット「防災対策総合ガイド」を作成し、講座の参加者や希望者等に配布するなど、普及啓発に取り組んでいるところであります。これら自助としての取り組みは、知識として学ぶことにとどまらず、実際に実行に移していただくことが大変重要でありますので、市町村とも連携しながら、粘り強く啓発に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

南海トラフの巨大地震に伴う津波の影響を受ける高齢者及び障がい者福祉施設についてであります。まず、南海トラフ巨大地震に伴う津波の影響につきましては、ことし8月に内閣府が公表した想定をもとに、県において詳細な津波浸水想定図を策定することとなっており、今のところ、施設を特定することができない状況であります。

次に、津波対策につきましては、東日本大震災以降、県内の福祉施設と医療施設に対し、防災管理体制や避難経路の確認など、各施設における防災対策の点検を行っていただくとともに、実態に応じた避難訓練に取り組んでいただ

くよう通知を行い、随時必要な指導を行っているところです。今後、新たな津波浸水想定図が策定された後、市町村においてハザードマップを作成することになりますので、その想定も踏まえて、必要な防災対策等について検討してまいりたいと考えております。

次に、磁気ループについてであります。磁気ループや赤外線を用いた補聴支援システムは、補聴器に直接、音声を送り込み、難聴者の聞こえを支援する設備であり、県立施設では、主に聴覚障がい者が利用する施設であります宮崎県聴覚障害者センター、及び都城さくら聴覚支援学校、延岡しろやま支援学校の3カ所に設置しております。県内ということですが、そのほか現在、4市6施設で設置されていることを確認しております。また、福祉保健部で主催いたします各種会議やセミナー等には、手話通訳者や要約筆記者の配置を行うなど、聴覚に障がいのある方の情報保障に努めているところであります。磁気ループにつきましては、難聴者の聞こえ支援に係る有効な手段の一つでありますことから、ニーズを把握するとともに、その啓発について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（濱田良和君）〔登壇〕 お答えいたします。

木造住宅耐震化リフォーム支援事業の実績と今後の取り組みについてであります。まず、申し込み状況でございますが、先週末時点におきまして、耐震診断が117件、耐震改修が11件となっております。耐震診断につきましては、昨年度は60件でございましたので、約2倍と伸びておりまして、このことは県民の防災意識が高まってきていることによるものと考えております。一方、本年度、新たに補助を創設しました

耐震改修につきましては、まず耐震診断を行いまして、その結果、補強が必要となった場合には改修工事の資金計画などを立てる必要がございますことから、現時点では実績が伸びておりません。このため、県といたしましては、今後、さまざまな広報手段を活用しながら、県民の防災意識のさらなる啓発を図りますとともに、本事業の利用促進につきまして、市町村や建築関係団体と一体となって積極的に取り組んでいく必要があると考えております。〔降壇〕
○前屋敷恵美議員 それぞれお答えをいただきまして、ありがとうございました。では、残りの時間、再質問をさせていただきたいと思いません。

まず最初は、消費税の問題で再度お尋ねをいたしますけれども、消費税に対するいろんな問題については知事も認識をされておられるということとはよくわかります。しかし、実際、消費増税を今のこの時期にする必要があるのかは、景気の動向を見てということもありますけれども、確実に実施されるということになろうかというふうに思います。経済も、そして国民の暮らしも壊してしまうという消費増税で、知事は財源確保の上では避けては通れない課題なんだと、そう言われますけれども、果たして避けて通れない課題なんだろうかということを知事にお話をしたいというふうに思うんです。

消費税そのものは、知事も言われましたように、さまざまな課題があって、低所得者ほど重くのしかかる極めて逆進性の強い不公平な最悪の税制だというふうに思います。そして、社会保障の財源としては最もふさわしくないのが消費税だというふうに思います。社会保障を本当に必要とする弱い立場の方々により重くのしかかるわけですから、一番ふさわしくないのが消

費税だというふうに私は思います。また、県自体の消費税の負担も相当額に上ってくるというふうに思います。前回の質問でお尋ねしましたけれども、まだその把握はなされていないというようなお答えだったんですけれども、かなりの負担になるはずですよ。

私どもは、消費増税に頼らない財源確保を提案しております。これは前回もお話をしたんですけれども、消費税に頼らない財源確保で社会保障の充実も、それから今問題の財政再建も十分にできるという試算をしているところです。ですから、消費税に頼らなくてもできるという道はあるんです。税の原則というのは、応能負担がやっぱり原則ですから、それを貫くことが必要だというふうに思います。負担能力のある大企業、そして富裕層への優遇税制などをきっぱりとやめて適切な課税をすることで、8兆円から11兆円の財源が生まれます。また、無駄遣いを聖域なく一掃すること、その中身は米軍への思いやり予算であったり、政党助成金であったり、機密費など、こういったものをしっかりと廃止していく。ここで3.5兆円を生み出すことができます。ですから、消費税に頼ることなく財源をつくる方向はしっかりと見えてくるわけです。知事も、消費増税は避けては通れないという固定観念にとらわれず、国民に負担がより重くのしかかるこういう間違ったやり方は、やはり国に対してもはっきり、別の道を追求することが必要じゃないかという立場で進言することが大事かと思うんです。それが、やはり県民の生活を守り、宮崎県の地域経済も守っていくということになるわけですけれども、消費増税に対し、本当に避けて通れないというふうに思っているのらっしゃるのか、別の道があればそれを進むという方向には立てないのか、そこを改

めてお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 我が国の今、財政状況というのは、先進国中最悪と言われているような状況でありまして、そのツケ、負担というもの将来世代に先送りすることはあってはならない。責任ある判断を今の我々がすべきであろうと。社会保障の財源というのも今後、急速に増大するということがありますので、そのような観点から、先ほど申しましたように、一定の税負担を求めていくというのは避けては通れない課題であろうかというふうに考えております。その中で、今、消費税ということがさまざまな議論がなされた上で、消費税の増税という選択がなされたわけでございます。御指摘のように、財源を確保する手段は、さまざま考慮する必要があるかというふうに思います。行財政改革なり無駄を省くなり、それから税の世界におきましても、消費のみならず、所得、消費、資産という全体的なバランスを考えた上で、そのことが重要であろうかというふうに考えております。そのようないろんな考慮なされるべきというふうには考えておるところでございますが、その中の一つの手段として消費増税というこの選択がなされたことにつきましては、今申し上げましたような我が国の財政状況等を勘案する上で、避けては通れない課題だろうという認識でございます。

○前屋敷恵美議員 社会保障の財源で避けて通れないというお話でしたが、目的税化するというふうにもなっていますけれども、社会保障が、もっともっと高齢化が進んでいったりして、その額がもっと求められれば、消費税はどんどん上がることになってしまうんです。ですから、全て国民負担で社会保障を乗り切るといふ、これはやはり間違ったやり方だというふう

に思っているところです。それでなくても、国民、県民はさまざまな税の負担を負わされているという、新たな税の負担もかかっているわけですから、知事の立場としては県民の暮らしそのものをしっかり見据えた、そういう行政運営含めて、国にも言うべきことはしっかり言うという立場、さっき言いましたように、固定観念にとらわれずに県民の立場に立って消費税の問題もしっかりと考えていただきたいということを申し上げて、次に移っていききたいと思います。

T P Pの問題では、知事も一方的な国のやり方については異論があるというような受けとめだというふうに私は聞かせていただきました。しかし、残念ながら、今、危ない方向に向かっていることだけは事実です。ですから、やっぱり宮崎県を初めとして、地方の間からも、しっかりT P Pに対する反対の声を大きく寄せていくことが大事だと思います。そうでなければ、今度の一般質問の中でもかなり多くの皆さん方が言われましたが、今度の宮崎牛日本一の連覇、この偉業をなし遂げたその裏には、口蹄疫からの再生や復興、その思いで農家の皆さんや関係の皆さん方が頑張ってきたんですね。そして、宮崎牛の販路を大いに拡大していこうという気持ちも、非常に熱意もあふれていることも受けとめております。しかし、こういったものがT P Pに参加をすると全て台なしになってしまうことは、火を見るよりも明らかなんです。だから、皆さん危機感を持っているわけですから、そういう立場も含めて、知事にはぜひ最後まで決意を持って臨んでいただきたい、ここは激励させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、オスプレイですけれども、国は明確な

県民に及ぼす影響など——私、影響が予想される自治体を訪問させていただきました。どこの方々も十分な説明がなくて非常に不安だと。そして、イエロールートと言われるこのルートでもう既に低空飛行がなされているのをどこの自治体も確認されておられました。全く極秘裏に、オスプレイのみならずほかの戦闘機の訓練が行われているということも、明らかになったところです。ですから、オスプレイの問題、今、日本の政府は日米安保条約を盾に物が言えないという状況に置かれています。しかし、アメリカは、オスプレイの配備は日本の防衛とは何の関係もないというふうに言っております。海兵隊の海外遠征による殴り込み、この任務を遂行するために、迅速に敵地に侵入して戦闘作戦を実施する侵略力を高めることが目的だと、そのとおりだというふうに思います。アメリカ政府は、オスプレイ配備が日米安保条約上の権利だと公言しておりますが、また日本の政府も、条約上の権限は日本にはないと、首相も、日本政府がどうこうしろという話ではないとまで言っているんです。どこの国の話なのか、どこの国の政府なのかと私は言いたいですけれども、アメリカが日本国土を好き勝手に使うことに何も物が言えないというのが日米安保条約の今、実態です。日米両政府が安保を盾に、こうした国民、県民の声を無視して暴挙を押しつけようとするほど、安保の是非が問われる、そういう問題に行き着かざるを得ないということになるというふうに私は思っています。

それと、もう1つ、最近の情報では、沖縄の上空でオスプレイの訓練——巨大なコンクリートのブロックをつり上げて移動するという訓練なども行われて、かなり批判が高まっている中で、大分県の日出生台で訓練をやろうというこ

とも今、持ち上がっているそうです。これは、うちの国会議員からの情報なんですけれども、そうすると、オスプレイの機体そのものは、新田原基地か福岡の築城基地、ここを拠点に移動することになるんじゃないかという懸念も今出てきて、さらに県民に危険の度が増すということなども想定されるという状況にもなっています。ですから、県民の安心・安全をしっかりと守っていくためには、オスプレイの配備や、また訓練については、やはり県民を守る立場から再度、説明を求めるだけじゃなくて、訓練も含めて中止を要求することが知事の責任ある立場だと私は思いますが、再度、見解をいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 県民の安全・安心を確保する観点から、必要な情報を国に求めていくこと、要望していくことは、大変重要な課題だというふうに思っております。今回、先ほど答弁しましたように、従来、米軍機の訓練などのそういうルートに既に本県の北部が含まれていたというのが初めて明らかになった、それに対して国としても説明をしてきたというところは一つ前進ではないかというふうに考えておるところでございます。今いろんな情報について御指摘があったわけでございますが、今後とも、我々としても必要な情報を求めながら、国に対して必要な働きかけというものを行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、そういった立場で訓練の中止を求めていただきたいというふうに重ねてお願いをしたいというふうに思います。

次に、原発とエネルギー問題です。原発事故が起きて過酷事故ということで、原発に頼らない、そういうエネルギーを求める国民、県民の声が非常に高まっていることは、御承知だとい

うふうに思います。そういった中で、私はぜひ、原発ゼロという立場に知事も立っていただきたい。そして、そうすることが、より自然エネルギー、再生可能エネルギーの充実に向けて力が入れるというふうに思うんです。

そこで、一つ提案ですが、原発に頼らない自然エネルギーの普及促進の一つとして、固定価格買い取り制度を活用して、発電事業による売電益を地域に環流させるといった方策、これを市民の出資や地元金融機関の協力を得て地域の取り組みにしていくといった方法も検討に値するんじゃないかというふうに思っているところです。

例えば、今、長野県の飯田市の事業者が飯田市や地元信用金庫とも連携して実施している「おひさま0円システム」というのがあって、市民から出資を募り、その資金を活用して契約した市民宅の屋根に太陽光パネルを設置するというものです。また、出資者も自宅にパネルを設置できなくても環境に貢献できるという点で、また配当も受けられるという点で、一石何鳥もの役割を果たして、自然エネルギーの普及につながるというのですが、新エネルギーの普及促進はさまざまあると思いますけれども、こういったことも検討していくことが必要じゃないかというふうに思いますので、環境森林部長に御見解をいただきたいと思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 議員からお話のありました県民から出資を募る仕組みづくりにつきましては、太陽光パネル設置者の初期導入コストを低減させることとなりますので、そのような観点から見ると、新エネルギーの普及促進のための手段の一つであると考えられます。一方、この仕組みは、金融商品取引法などの規制を受ける金融商品であること、さらに県

民からの出資が保証されるものではないことなどの課題があると考えております。このことから、県としてどのような関与が可能なのかを含め、今後、他県の事例等の情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 さまざまな方策があると思いますので、いろんな方向性を検討していただきたいというふうに思います。

原発の問題ですけれども、私は、福島第一原発の過酷事故は、全ての原発の稼働を直ちにやめて、すぐに廃炉に取りかかることを喫緊の課題としたというふうに思います。私どもは、全ての原発から直ちに撤退する政治的決断をして、自然エネルギーの最大限の普及と低エネルギー社会への取り組みを本格化させるように提案いたしているところです。即時原発ゼロと地球温暖化防止は、どちらもやらなければならない課題で、また両方、実行可能な課題だというふうに思っています。政治決断が今、本当に必要なんです。温暖化防止のためには、過渡的であるといえ、火力発電も問題になってまいりますけれども、しかし、火力発電も石炭ではなくて天然ガスを使っていくとか、また温室効果ガス排出量を少なくしていくという、いろんな方策ができるわけですから、やはり政治的決断でゼロにするという立場に立つてこそ、自然エネルギーやその他のいろんな安全な方策に取り組むことができると私は思うんです。国に対してもはっきりそのことを——知事も前回、エネルギー政策は国の権限だと、決定することだというふうに言われましたけれども、そうであるならばなおのこと、国に対しても、そういう立場に立つて、県民、国民の安全・安心を担保することが必要じゃないかと。特に、この過酷事故を通して、原発のそれこそ犯罪的な稼働だとい

うふうに私は思うわけです。ですから、宮崎県でもその方向も進めてほしいし、その立場を国にもしっかり進言していただきたいというふうに思いますが、改めて知事の見解を伺いたいというふうに思います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の事故によりまして、原発の安全神話というものが崩れ去ったということであります。我々は、これを教訓に、大変危険なもの、リスクを伴っているものだというところを見据えていく必要があるかというふうに考えております。その上で、今後の安全を徹底的に確保した上で、安定的なエネルギー供給というのはいかにあるべきか、また今、御指摘がございましたが、資源の問題、昨日も、LNGなどジャパンプレミアムということで日本が非常に高い値段で買わされているというような報道番組もあったわけでございますが、さまざまなことを考慮していく、それから温暖化の問題も大変重要な問題であろうかというふうに思っております。そういったもろもろのことを総合的に判断した上で、やっぱり国民的な議論、国民的な結論を得ていくのが非常に重要であろうかというふうに思っております。

今、非常に心配していますのは、脱原発だとか、卒原発だとか、原発依存ゼロだとか、いろんなキャッチフレーズが飛び交っておりますが、本当にどういう中身を目指していくのか、国民的な議論が必要ではないかと。単なるキャッチフレーズだけではなしに、その中身をしっかりと議論した上で、いろんなリスク、いろんな負担というものを認識した上で、まさに国民の覚悟が求められているのではないかというふうに思っております。そういう立場で今後とも、私どもとしても、県としても議論に参画してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 将来の問題です。子供たちの未来を守り、国民の命、健康を守るというのは政治の大きな役割ですから、そういう立場に立ってエネルギー問題をしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

耐震化の問題ですけれども、ことし始まったリフォーム支援で木造住宅の耐震化が進められる。事業が始まったばかりですので、なかなか耐震改修というところまでいっていないというのが現状だと、今、御答弁いただきました。やはり関心も高く、耐震診断はふえているということがあります。しかし、なかなか改修が広がらないというのは、やはり費用がかかるのも一つあるんです。ですから、どこまで県がそういう助成ができるかというところをもう少し真剣に考えていく必要がある。ほかの県ではかなりここに力を入れて、さっきお話ししましたが、私がお伺いした和歌山県だったり岐阜県だったり、そういうところは、工事予定額の3分の2は補助する、それに国の助成も全工事費の11%ぐらいは上乘せをして助成するというところで、かなり改修工事が進んでいるという状況をお聞きいたしました。ぜひ、そういう立場も考慮しながら、どうやったら倒壊した建物から命を救うことができるかという点では、さまざまな方策を考えていく、県民の暮らしに寄り添った立場で県としての責任、役割を果たしていくために努力していただきたいというふうに思うところです。

まだ話をしたいんですが、時間が参りましたので、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 次は、中村幸一議員。

○中村幸一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。

11月14日でありましたが、ある新聞記者がお見えになりまして、「衆議院の選挙は大体いつぐらいになるかと思っていらっしゃいますか」という質問がありました。「いや、全然わかりませんね。若い、今度当選した組と、それからあの輿石とかいう人がおるので、なかなか読めませんね」という話をしたんですが、その14日に帰った途端に、16日に決定しましたよという話が来ました。びっくりしたんですが、やっぱり長い間、輿石さんと今度当選した若手の民主党の議員が、早くやめさせてくれるな、生活がなくなるんじゃないかという話だったんだろうと思います。ですから、ずっと引っ張ってきたんだろうと思いますが、そういうことも相まって、野田首相も早くやめたかったんだろうと思うんですね。ところが、やめられなかった。輿石さんからおどされていた部分もあるんじゃないかなろうかと私は思うんです。というのは、国連総会に行かなくちゃならなかった。ところが、国連に行った途端に、おらない間に輿石さんたちが野田さんを外すというようなことがあるんじゃないかなろうか、そういうこともあって早まったのではなからうかなというように思っております。

私たち、近いうちに何でもしましょうということになると、例えば近いうちに一回飲みに行きましょうということになると、せいぜい長くても2週間程度、3カ月も延ばすことはめったにありません。こういうことを考えても、やっぱり野田さんはやりたかったんじゃないかなという気がして仕方がないんです。そんなことも考えながら、今回の衆議院選挙の決定を見たころでありました。

この前、ラジオを聞いておりましたら、評論家の櫻井よしこさんという人がいらっしゃいま

すが、あの方がいろいろラジオで話をされていまして、それを聞いておりました。ですから、間違いがあるかも知れませんが、私の意見も含めた上でのことだと思って御理解していただきたいと思います。櫻井さんがおっしゃるのには、今、中国ほど自分の国を——一生懸命何でもやってやろうという国はないんじゃないかなろうかと。中国が一番怖い国であるというようなことをおっしゃっておりました。

自国の主権、自国の領海、国民の生命・財産を守ることは、どの国も当然のことなんですが、先ほど申しましたように、野田さんが、輿石さんから足元をすくわれまいようにと思って、解散を決めてから国連に行かれたんですが、国連で非常にいい演説をされているんです。なかなかのものじゃないかと思ったところでしたが、国家として平和を守り、国民の安全を保障し、領土を守り、領海を守ることは当然のことだ、こういうこともおっしゃいました。また、日本は、国連の司法裁判所とか、あるいは国際海洋法裁判所を初めとして、いろんなところにたくさんの人材を派遣していますよということもおっしゃっていました。そしてまた、そのために応分の予算を拠出しているんですよということをおっしゃっていたようであります。

それに対して中国が、当然、中国や韓国の名前を国連総会で言うわけにいきませんので、穏便に話をされたと思いますが、中国というのはああいふ国ですから、その明るる日に日本に対して反論をしてきたところでありました。幾ら日本が尖閣諸島を買い上げたといっても、これはしょせん中国から盗んだものじゃないか、こういう言い方をするんですね。それに反論をされたようですが、国際法上も歴史的にも日本の

領土であるということをはっきりおっしゃったところでありましたが、この男は中国の楊潔篋外相とかいう人でしたが、口汚くののしるというような演説内容であったということ、私が言ったんじゃない、櫻井さんが言っておられました。

そこで、中国はまた反論してきて、日本が買ったというのは、歴史的にも我が領土だと言ったことは言いましたが、強盗のロジックだと。そして、国有化というマネーロンダリングのようなものだと、こういうことです。マネーロンダリングというのは、日本語でいえば資金洗浄のことではありますが、汚く言ったんです。私は、これが中国の本当の姿であろうと思っています。

南アジアのほうを顧みますと、南シナ海のほうでベトナム、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、カンボジア、この6カ国を、もう既に中国は40年間かかっているいろいろと計画してこの国々を襲っておるわけです。一番最初に襲われたのが南ベトナムです。ちょうどベトナム戦争が終わりかかったころでありましたが、南ベトナムのほうは長年戦って、戦う気力もないような時期、そしてアメリカ軍が撤退したときを狙って、ベトナムを襲って自分の国にしてしまった。こういうことを平気でやる国なんです。フィリピンもそうなんです。フィリピンは、アメリカ軍が入っていたんですが、空軍と海軍が入っていたわけですが、何とかいう火山が爆発しまして、海軍、空軍の敷地も大分傷んだそうではありますが、前からフィリピンは、軍隊も大したこともないのに、ヤンキーゴーホームというようなことで、アメリカは出ていけということで、盛んに反米をあおっておったところ、ですから、アメリカとしては嫌

気が差しておったさなかで火山が爆発して、軍事基地が危なくなったものだから、出ようと、もうここから出ていこうじゃないかと。出ていった途端に中国が来て、襲われたということですから、本当に何をするかわからない、中国というのは大変な国だと思います。

そして、中国のやることは、力づくでもとる、そして真実を曲げてもとる、歴史を曲げてもとる、国際間の動きを曲げてもとる、こういう国でありますから、我々は、尖閣諸島のことでもうよく知っておるわけですが、尖閣諸島は東シナ海になるわけですが、尖閣諸島も、沖縄の地方裁判所あたりが、日中のことを考えるとあの漁船の乗組員を戻したほうがよかろうという結論に達したので、戻しますということでありました。そのとき、千石とか百石とかいうのがおりました——仙谷ですね。そして、知らん顔しているんです。日本というのは三権分立の国ですから、司法の場でそういうことを決めるのは全くおかしい話です。ところが、平気で帰してしまいました。本当に日本の国というのはどうなっているんだろうかと、そのとき思ったわけですが、海上保安庁にすばらしい人がおられて、国民にもぜひ見せてあげたいということで、尖閣諸島の沖で漁船が日本の船にがんとぶつかってくるのを見せていただきました。

ところが、中国では、こんな放送は全然やっていないんです。中国に新華社通信というのがあるんですが、新華社通信は、日本の船にぶつかる映像をテレビでは映さないんです。絵を描いたものを世界中と中国国民に流したんです。中国国民は、何てひどい国だ、日本はと、こう思うわけです。ですから、当然、中国国民は、いわゆる反日本、ああいうことで尖閣諸島を襲

われるんじゃないということで、本当にひどい日本たたきをやりましたが、それはひとえに中国がそういうふう映像を曲げて映して国民に知らしておるということではないかと思うんです。あのような反日デモをする人たちでは決してなかろうと私は思っているわけで、今あえて中国国民は——何度も言いますが、政府というのがどうも悪い、そこが問題であろうというふうには思っております。

日本も今まで、中国や韓国、あるいは北朝鮮に対して気遣いばかりしながら、自分たちの意見を余り述べない、これがやっぱり大きな原因じゃなかったのかなど。日本はどうにでもなるんだということが、中国、韓国の頭にはあるんじゃないかなと。もともと、自民党も以前そうでありましたから、民主党だけ責めるわけにはいきません。だから、こういったことに対して本当に——今の政府もそうでしょう。今度の拉致問題についても何もしていないですね。本当に腹立たしいことばかりです。北朝鮮に対することも私はそういうふうには思っておりますが、知事にこういうことをお伺いするのは、それは国政レベルじゃないと言われるかもしれませんが、こういう中国、韓国、北朝鮮に対してどう対処すべきと知事は考えていらっしゃるか、お伺いをしたいと思います。

衆議院選挙が12月16日投票になります。今までの政府は本当に日本をだめにしました。知事は今後、日本はどのような政治が、どのような政府が本当に望ましいか、日本を大事していくか、どのように考えていらっしゃるか、そのことを、考えをお聞かせいただければいいと思います。

これで壇上から終わります、質問者席から質問を続けていきたいと思っております。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、領土問題に関する政府の対応についてであります。最近、我が国と中国、韓国との間におきましては、領土をめぐるさまざまな問題などが生じておきまして、その都度、政府は抗議や主張を行っておるところであります。両国との外交交渉はなかなか進展せず、結果として、人的交流や経済活動にも大きな影響が出ているところであります。本県におきましても、この11月の香港、上海でのプロモーションができなかった、大変残念に思っているところでございます。領土問題は、国の主権にかかわる重大な問題でありますので、政府には、両国に対し主張すべきはきちんと主張し、また我が国の主権を脅かす違法行為に対しては厳正に毅然たる態度で対処していただく必要があるかというふうには考えております。その上で、平和的な外交交渉により解決を図っていただきたいと考えておるところでございます。

北朝鮮による拉致問題につきましては、我が国の主権と国民の生命・安全を脅かす、決して許すことのできない重大な問題であると認識しておきまして、私も、「拉致被害者を救出する知事の会」などを通じまして、早期解決を強く訴えてきているところでございます。今月には、拉致被害者の救出を求める4,000名を超える県職員の署名を集めたところでありますが、政府におきましては、再開された日朝間の協議を初め、あらゆる場面で万全の対応をしていただき、拉致問題の早期解決を図っていただきたいと考えております。

次に、今後の我が国の政治についてであります。現在、東日本大震災からの復旧・復興や原

発問題はもちろんのこと、防災や経済・雇用対策、国と地方の財政再建、社会保障制度改革、TPP、外交など、国家の根幹にかかわる問題が山積しているところであります。また、長引く経済の停滞や、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来、厳しい財政事情などもありまして、地方の疲弊というものが待ったなしの状況にあるかというふうに考えております。まさに今の我が国は、混迷と閉塞感が漂う中にあるという状況でございまして、坂の上の雲を目指してひた走ってきた時代が終わりを告げまして、今はその雲の中に頭を突っ込んで、行くべき方向を見失っている、国家としての目標なり座標軸を見失っている状況のように思われるわけであります。

ただ、気をつけるべきことは、この閉塞感の中にあって、白馬に乗った強いリーダーがこの閉塞感を一挙に打破してくれるというような改革幻想に浸るのは大変危険なのではないか、これは歴史の教訓とするところであります。また、さまざまな立場や主義主張の違いというものがありますが、これを超えて、大局的見地に立ちまして、我が国の国益を守っていく、そのような政治を進めることが大変重要であろうかというふうに考えておるところでございまして。

今、政治に求められているのは、我が国の進むべき道や世界の中で我が国が果たすべき役割を語り、方向性を示し、国民の理解を得ていくことが重要ではないかというふうに考えております。そして、それは必ずしも高度成長期のような躍動感や輝きに満ちたものではないかもしれませんが、痛みを伴うものであるかもしれませんが、そういう現実から目をそらすことなく、率直に国民に語り、その中に、もちろん夢も語るべきでございまして、国民に将来への展望を

与えること、希望を持たせること、それが政治に求められる最も大事なことでないかと考えておるところでございまして。以上であります。

〔降壇〕

○中村幸一議員 いい答弁をいただきました。知事に置いておくよりか、今度、衆議院に出したほうがいいんじゃないかなと思うような感もしました。

さて、今年の10月から虐待防止法が施行されました。虐待防止法というのは、私たちは長年待ち望んだことでありますので、非常に喜んでいましてありますが、残念ながら、学校とか病院とか保育所とか、そういったところは虐待防止法の中には入っていません。福祉保健部長に聞きましたが、委員会で聞いたんですが、そういった外されているところはちゃんとやっていたらということではありましたが、やっぱり一緒に入られたほうがよかったんじゃないかなというふうに思っております。

私は、福祉作業所の理事をしておりますので、48名の知的障がい者がおります。17名の職員がおりますので、10月から始まるよということで、勉強した分につきましては、全て、2日間かけて虐待防止法というものを皆さんに知らしめたわけでありました。次は、一人一人を呼んで、虐待を行ってほしい人、強く皆さんにお話をしたところでありましたが、来年の4月までに虐待防止できないようなときは首を切りますと。何人でも施設に通いたい人はおりますので、やめていただきたいという話までしたところでありました。皆さん快く了解していただいて、4月までどうしていつてくれるかなど楽しみにしておりますが、虐待防止法が始まるのに、一番危ないのは、養護者——家庭、学校の先生、こういったものが密室で子供たちを扱

えるので一番危ないのではなからうかと言われております。

実は、私の息子も知的障がい者でありまして、既に45歳になりました。私は、丸45年間この子とつき合ってきたんですが、本当にこの子が精神的に今、何を考えているのか、どういう行動をするのか、どういう病気が原因しているのか、そういった詳しいことをなかなか理解できない。1年前の11月からあることを察知したものですから、自分が精神的に自分を何とか律しないと大変なことになると。身長も私と同じぐらいで、体重は私よりか5～6キロ重たいんです。それでかかってくるんです。けんかになるんですが、私も悪いんでしょうけれども、そしてけんかするたびに、殴り合いをやるたびに、だんだんだんだん力をつけてくるんです。強くなっていくんです。まだ負けていませんが、負けたら終わりなんです。負けたら、俺のほうが強いから俺の言うことを聞いてもらえると、こう思いますから、負けるわけにいかない。だけど、強いです。

そのような状況になりましたが、私も6月にけがして、帰ってから、たまたま彼の寝ている姿を見て、いびきをかいておりましたが、本当にこの45年間、俺は何をしていたんだろうか、俺のほうがやっぱり悪いんじゃないかならうか、俺が反省しないと、またこの子を殴ってしまう、虐待防止どころか、私が虐待してしまうんだということで、その日から、名前を呼ぶときも呼び捨てにしなくて、何々君とかいうふうに優しくするように努力をしたんです。前も何回もやったんですが、うまくいかなかったんですが、今度は、余り近づかないし、余り離れないというポジションでやってみようということでやってきました。この1年間、大したこともな

く過ごしてきました。だから、殴り合いのけんかも一回もやっていない、そういう状況になりました。

ですから、教育長、やっぱり家庭と学校の先生が密室を使いやすいので、一番そういうことが起こるのではなからうかと言われていたんです。だから、学校現場ではどのような指導をされておられるのか、お聞きしたいし、またもう1つは、私みたいなくだらない親がおって、子供を殴っているんです。親が反省しないと子供はよくなりません。私の施設でも、子供を殴ったりしたということで、顔が腫れた子供を見たということもありますし、そういうことを考えると、親がやっぱり一番暴力を振るっているんじゃないかなという気がします。そこで、学校の中で、子供と先生と三方でお話し合いをして、親にもちゃんと注意をしてもらうようにしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、ひとつ御意見をお聞かせください。

○教育長(飛田 洋君) 今、お話を聞きながら、実は私自身が常日ごろから、障がいのある——身近に接しているものですから、深く感じ入りながら聞かせていただいて、改めてしっかりと取り組まにやいかんと思ったところでした。

虐待につきましては、何よりその防止をするということが一番大切なことだと思っております。そのため、学校におきましては、教職員にそういうことをしっかり意識させるということ、さらには日々の子供の様子、家庭環境の把握などを丁寧に行い、虐待の早期発見や未然防止に努めているところであります。

今お話にありましたように、特に特別支援学校においては、子供の障がいの特性、例えば虐待を受けている子供というのは、保護者、養育

者をかばって、なかなかそのことを言わないというケースが多いんですが、特に特別支援学校の生徒などについては、その置かれている状況をうまく伝えることができないとかいろんなことが、配慮すべきことがあります。そういうことも踏まえたり、あるいは保護者の教育相談に努めるなど、障がい者の権利の擁護に十分配慮した運営を行うように指示しているところであります。

また、小中学校等におきましても、障がいの理解や虐待防止に関する手引を活用した管理職研修会等の充実、特別支援学校のチーフコーディネーター等によって地域の小中学校へ行かせて教育相談や研修の推進などに取り組み、障がい者の虐待防止に関する理解を今後も一層深めていきたいと考えております。

それから、もう1つ、お尋ねにありました話す機会のことでございますが、障がい者の虐待につきましては、養育上のストレスなどさまざまな要因があり、その防止には、保護者自身の孤立を防ぐ、あるいは保護者が子供の障がいをきちっと受け入れることを理解してあげるといふか、そんな理解するというようなこと、さらには家族の支え合いを促すことが大切であると聞いております。このようなことを踏まえ、学校におきましては、教職員と保護者ができるだけコミュニケーションを図り、丁寧な支援ができるよう、毎日の連絡帳でのやりとり、それから登下校時、保護者が送迎されるときの日常的な会話、参観日の学級懇談など、さまざまな場面において、児童生徒の心身の状態や子育て上の悩み、あるいは虐待防止等について積極的な情報交換に努めているところであります。また、教職員につきましても、先ほどお話にありました密室ということですから、体罰等の問題

を起こすことがないように、人権に十分配慮した指導を行うための研修等に取り組んでいるところであります。今後とも、このような取り組みを充実させながら、虐待、体罰の防止に努めてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 ありがとうございます。私は45年間、親として本当に情けない思いを——この前、やはり自分で6月に事故に遭って、死ぬ思いをして、それからだったと思いますが、自分を変えなくちゃいかんと思うようになりました。ですから、親御さんにもそういう気持ちがあればいいなというふうに思っております。

次に、障がい者雇用制度についてお尋ねいたします。

平成25年4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げになります。これにつきましては、今回、民間企業で1.8%から2.0%、国・地方公共団体が2.1%から2.3%、都道府県等の教育委員会が2.0%から2.2%になっております。また、今まで56人以上であったのが50人以上になってきたということではありますが、そのことについて福祉保健部長と教育長に、どういうふうにして上がった分を考えて障がい者を雇っていただけるのか、お話をいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（土持正弘君） まず、障がい者雇用の現状でございますけれども、宮崎労働局の調査では、本年6月1日で法定雇用率1.8%が適用される常用労働者56人以上の県内企業は612社ございまして、実雇用率は1.96%、全国9位と、法定雇用率を達成している企業の割合が65.2%で全国第2位となっているところでございます。

ただいま御指摘ございましたとおり、来年4

月から民間の雇用率が2.0%に引き上げられることに伴いまして、企業の範囲も従業員56人以上から50人以上に変更となりますことから、新たに適用対象見込みの企業を中心に、これは来月12月でございますが、開催予定の企業向けセミナーへの参加呼びかけを現在、宮崎労働局とともに個別企業ごとに行っているところでございます。県といたしましては、今後とも、宮崎労働局等の関係機関と連携を図り、企業等に対して障がい者雇用の一層の理解と協力を求めるなど、障がい者の就労支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会の本年6月1日現在の障がい者雇用率は、教育委員会の全国の平均が1.88%ですが、それを上回る1.95%となっております。5年前は1.37%でございましたので、0.58ポイント伸びておりますが、現在の法定雇用率の2.0%にわずかに届かないという状況でございます。その一番の原因というのは、教員免許を持っている障がいのある方がなかなかいच्छらないということ、なかなか受けていただけないということでありまして、そのようなことをどうクリアしていくかということがおっしゃった点の解決につながると思います。

そのようなことを踏まえまして、実は障がいのある方が受験しやすいように、例えば点字による出題、手話通訳等による配慮、水泳等の実技、そういう試験の一部免除、あるいは年齢制限を設けずに特別選考試験として試験を実施する、そういうようなことを行っているところであります。来年4月からは法定雇用率が2.2%に改正されますことから、県教育委員会といたしましては、そのような受験しやすい体制づくりを一層進めていくということとともに、そうい

う制度があるということを紹介する、大学等に行ってきたとお話をするとかいうようなことに取り組んでいきたいと思っております。

それから、もう1つ考えておりますことは、本県の特別支援学校やあるいは公立学校に学んでいる障がいのある子供たちにぜひ免許を取ってほしい、そして免許を取って将来宮崎で教壇に立ってほしい、そういう願いを強く持っております。そういうことを各学校に強く指導しておりまして、そういうことにもしっかり——本県の教師を目指すような取り組みを大切にするようなことを取り組んでいきたいと思っております。今後とも、いろんな観点から障がい者の雇用促進に努めてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 先日、学校でプレゼンテーションという科目がありまして、宮大の教授がわざわざ御指導に来られるんですが、その中で、元気のない宮崎県、どうしたらいいかという問題で議論をやってくれということだったんですが、私は、元気がないことはないと思っておりますよとここまで出かかったんですが、余り言って単位をもらえないといけないと思ったので、一瞬引きましたけれども、そういうことであります。そのとき、各県から来ている若い18、19歳の子供たちが——子供たちって学生ですけども——高速道路がない、新幹線もないじゃないか、就職も進学もほとんどがよそに出るらしいということを聞いたと。調べてみましたら、高校で就職する人、大学で進学する人、合わせてやっぱり半分以上はよそに出るんです。私は、多分、あのデータよりかもっと多くの人が出て、宮崎県に残る人は、中学、高校、大学でも40%ぐらい残っているのかなという気がして仕方ないんですが、そういう状況で、あと50～60%は全部県外に出ていくんだらうと思いま

す。

教育長に聞きたいんですが、和牛も全国一になりました。いろんな食べ物も豊富な宮崎県にありますから、そういったものについて、小学校のときに遠足とか旅行とかいうのは徹底して宮崎県の中を見学させる。中学になったら、対外的によそに行きたい部分はあるでしょうから、いいんですけれども、小学校のうちから県外に出したり外国に出したりするのはいかなものかなと。徹底的に宮崎県を知ってもらって、そして高校を卒業、あるいは大学を卒業してからよそに出たときに、宮崎県の大事なものはこういうものですよ、こういうものが大事なんですよ、こういうものがいっぱいありますよということを知らしめて、お話しできるような子供たちをつくっていただきたいと思うんです。

今度の1年生に、県外から来た人に聞きますと、今の同級生の宮崎県出身の人も、宮崎県に何が大事なものがあ、何が有名かとか、そういったものをなかなか教えてくれないと。知っているんでしょうけれども——知らないんでしょうね。わからないと言っているということですから、ぜひとも小学校あたりでそういった大事なことを教えることが本県のためにいいんじゃないか、知事のおっしゃる100万泊県民運動にもつながってくるんじゃないかなという気がするんですが、小学生が宮崎県全体をいろいろ見学することについてどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか、教えてください。

○教育長(飛田 洋君) 小学生がいろんな県内を探訪する機会というと、遠足とかあるいは宿泊学習とか、いろんな機会があるんですが、修学旅行につきましては、その狙いや教育的な意義を踏まえて、安全性や経済的な負担、児童

生徒の実態に配慮し、保護者の理解を得ながら、市町村教育委員会や各学校が主体性を持って実施されておるところでございます。本県の子供たちの郷土に対する愛着を育むとともに、宮崎への誇りを深めていくことは、おっしゃるとおり大変意義深いことであり、そういうことを踏まえて、総合的な学習の時間や教科の学習、遠足や宿泊を伴う学習など、さまざまな機会を通して地域の歴史や自然に触れ、宮崎のよさに気づき、宮崎をしっかりと理解できるような児童生徒の育成がなされるよう、各学校の指導に努めているところであります。また、宮崎県としましても、小学校3・4年生がふるさとを知り、ふるさとに触れ、そういうことがわかるような副教材を作成いたしております。それから、教育用のホームページでも宮崎の偉人とかいろんなものを紹介しているところであります。

そういうことを踏まえまして、先日行われました県校長会の理事会におきましても、担当者を派遣し、宮崎のよさを知る教育をしっかりとやってくれという指導をさせたところでありまして、あわせて本年度、修学旅行を県内で実施した小学校もありました。その学校の取り組み状況や修学旅行のあり方等についても説明をさせたところでありまして。今後とも、宮崎をしっかりと理解できるような教育を推進してまいりたいと思います。

○中村幸一議員 前回の9月定例議会で自民党の清山議員が知事に対して、「神武天皇は宮崎県でお生まれになったんですね」ということを話されました。知事は大分勉強されたんだと思いますが、長い答弁の中で、余りはっきりしないんだというようなことであつたらうと思います。僕は清山議員にお願いして、皇宮神社を

見に行きました。なかなか立派なところでしたね。というのは、清山議員の質問では、荒れ放題だというようなことでしたが、質問が終わってから多分、県でちゃんと整備をしていただいたのかなというふうに思っておりました。いろんなものがありましたが、その中にいろんな表示があったんですが、一つびっくりしたのは、官選知事では27代の君島清吉さんという人の碑がありました。僕は、知事が神武天皇の生誕の地だということをはっきり国民の前でおっしゃれば、次の碑が建つのは河野知事の碑じゃないかと思うんです。民選知事第18代河野俊嗣というのがあそこに出るかわかりません。そういうことを考えれば——私は平気でやるべきだと思うんです。誰だって知らないんですから、知らないことはやるべきですよ。だから、宮崎県で生まれましたということでおっしゃっていただくありがたいなと思うんです。

清山議員にもいろいろ聞いたんですが、いろいろ教えてくれました。きょうは時間がないので余り言いませんが、丸山議員にちょっと聞いたら、高原町にお生まれになったところがあるそうです。買収するようになりましたので——買収するようになったんですね。町が持っているそうなんです。ですから、何でも使えると思うんですが、生誕の日もわかっているんです。定かでないかしらんが、紀元前711年2月13日だそうです。2月13日に生誕記念をやればいいんです。そうしたら、本当にたくさんの方が来られます。この神社に行ってみましたが、きれいにされて、芳名帳もいっぱいの方が書いていらっしゃるんです。びっくりしました。

そして、芳名帳もさることながら、私はあそこで思ったのは、やっぱりここでお暮らしになったんだよなど。そしてまた、美々津から出

ていろいろありましたが、私が心配するのは、鹿児島県なんです。鹿児島県の知事は河野知事の先輩でしたね。鹿児島県というのは——読売巨人軍が宮崎に来ています。そのときに鹿児島県から打診があったんです。読売巨人軍が宮崎に来ているけれども、せめて半分でも鹿児島に回してもらえませんか。いや、数週間でもいいからと。それだけ観光客が来るのを見て鹿児島県が言ったんです。古代時代に鹿児島県も宮崎県もなかったじゃないですか。高原町なんていうのは鹿児島県の隣です。鹿児島県知事は、「河野知事は生誕記念をやらんと言ったから、よし、鹿児島でやれ」と、今言っているかもわかりません。必ず言いますよ。もともと高原は鹿児島県の土地だったんだと。だから、返しなさいと。鹿児島県で生誕記念をやりますよとなってきたときは、とられるんですよ。大きな問題だと思う。だから、早く決められたほうがいいんじゃないですか。全国民が、「いや、それは知事、違いますよ」と言う人は一人もいません。おったら言ってください、話に行きますから。そういったことでぜひとも知事に決めてもらいたいと思うんですが、神武天皇は宮崎県でお生まれになりましたよね。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘がありました前回の答弁、いろいろ学説を申し上げまして、長い答弁、わかりにくかったのではないかと大変反省をしております。古事記、日本書紀、これにつきましては、一定の史実が反映されているという見方がされておまして、私もそういう考え方に立っているところでございます。

古事記、日本書紀において、今御指摘のとおりであります。神武天皇が日向の国、まさにこの宮崎でお生まれになったというふうに書かれ

ておるわけですし、また県内各地にゆかりの地が残されております。カムヤマトイワレヒコノミコト以外にもサノノミコトという、まさに今、高原町という御指摘がありました、狭野ということを使って名前もつけられているわけでございます。そういったことを大切に、まさに誇りに思っているところでございます。そしてまた、「神武さま」という名前がつけられた宮崎神宮大祭があれだけ多くの皆さんでにぎわっているということは、県民の皆さんも同じような気持ちではないかというふうに考えております。今、展開しております記紀編さん1300年記念事業というの、まさにそのような思いで進めておるところでございます、古事記に記された内容というところが我々の宝であるという思いで、今後とも、県内外にしっかりアピールしてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 ぜひ、高原町あたりに、場所もあるみたいですから、あそこにおつくりになって、そして河野俊嗣という名前を永遠に残せばいいじゃないですか。そのほうが、誰だろうか、これは、神武天皇の生誕をやられた方らしいということが後代まで伝わりますから、ひとつ前向きに考えてみてください。お願いします。

それから、先日、知事は、8年後にまた1300年を迎えるんだという話をされました。旅する人をいっぱいふやしたいということでしたから、ぜひその方向でも努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、この前、新見議員の話を聞いていましたら、防災士、3人受けられるということで、僕は去年受けたんです。去年、取りましたけれども、ことしは多いから、外れる人も多いいですね。こんな大きな本が送ってきて、ざっ

と考えていましたら、それで2日ぐらい徹夜した記憶がありますが、都城市長や、みんな受けていましたから、俺一人通らんかったら大変なことになると思って、頑張ったわけですけども、ぜひ、これは地域のためにもいいことですから、宮崎県議会議員全員が来年はお受けいただいて、通らない人だけここに並ばせるというようなことをしたらいかかかなと思います。ぜひとも全員に受けていただきたいと思います。これはやっぱり非常に地域のためになることですし、地域の救助のためにもなることですから、ぜひともこれを来年、全議員が受けていただいて、公明党さんに続けということをお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時に再開いたします。

休憩いたします。

午前11時32分休憩

午後1時1分開議

○中野一則副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) それでは質問いたします。私は、議員になる前、生活保護を受けている方のお世話をするケースワーカーの仕事を、通算すると10年近くしたことがあります。大学卒業したばかりで、人生経験のない22歳の私が、病気や障がいを持った人、人生につまずきを持ったさまざまな人に助言・指導するわけですから、「こんな若造に俺たちの気持ちができるか」と相手から思われたに違いありません。でも、一生懸命仕事をしてきまし

た。忘れられない思い出があります。20年以上も前のことだったか、母子家庭のお母さんが「やっと仕事が見つかりました。正職員なんですよ」と喜んで私に報告してきました。当時はまだ派遣労働などはない時代でした。手には給料の明細書を持っていました。見せてもらうと、給与総額は10万円そこそこ、社会保険料や雇用保険料などを差し引かれると、手取りは何と8万円程度でした。それで子供を養っていかなければならないのです。私は何と給料が安いんだろうと思いました。でも、その人は、正職員であることがよっぽどうれしかったらしく、「将来、年金もつくし、やめずに必死で頑張ります」と言って喜々として帰っていかれました。何と素直でけなげな人だろうなと思いました。そして、その人は数年後、子供も立派に成長され、見事に自立をされました。お母さんの一生懸命働く姿に、子供も何かを感じたのだと思います。いい話ばかりではありません。多くを語れませんが、同じ母子家庭でも、子供が非行に走り、髪も茶色に染め、そのお母さんを虐待するというケースもありました。なぜなんだろう、同じ母子家庭でどうしてこんな違いが出るのだろう。短絡的な結論は控えなければなりません。それは、生活に追われる余り、子供たちに当たり前の生活態度を身につけさせることが難しくなっているのも、その一因ではないかと思います。また、さまざまな環境から、子供が建設的に生きることがなかなか難しい社会になっているようにも思います。そして、貧困の連鎖へとつながっていきます。ですから、私たちケースワーカーは、問題のあるお父さんやお母さんに対して、貧困の連鎖を断ち切るために、「子供たちのために見本となるように一生懸命生きていきましょうよ」と必死で

訴えてきました。また、私は思っています。生活保護行政を通して感じたことです。「人間というものは、仕事があれば怠けるものではない。人間というものは、仕事があればみんな喜んで働き、生活保護を受ける人はいない」ということです。ですから、私は政治に期待をします。「政治というものは、貧困をいかに解決していくかであったのではないですか」「政治というものは、仕事のある社会をいかにつくっていくかであったのではないですか」「仕事がない、あっても働く者の4割弱が派遣労働など、こんな格差社会をつくったのは一体誰だったのでしょうか」と言いたくなります。そこで、貧困や景気回復という視点に立って知事に質問します。まず、平成25年度の当初予算編成に当たって、財政改革の着実な実行ということで、人件費の抑制、物件費等の節約、公共事業のコスト削減、県単補助金の見直しなどがうたわれていますが、もうそろそろこういう視点だけでは景気が冷え込むばかりになるのではないかと、ますますデフレから脱却できないのではないかと、自治体としての使命がほかにあるのではないかと、改革の視点がほかにあるのではないかと、思うのですが、知事の見解を伺います。

以下の質問は、質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

予算編成についてであります。極めて厳しい財政状況が続く見通しの中で、増嵩する社会保障関係費等に対応しながら、必要な行政サービスを安定的に提供していくためには、今後とも、財政改革の取り組みを着実に進め、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換を図る必要がある、これは変わらないところで

あります。ただ一方で、停滞している県内経済の活性化というのは大きな課題だというふうに認識しております。このため、来年度の予算編成方針においては、「復興から新たな成長へ」を合い言葉としまして、地域経済の活性化を初めとする3つの重点施策を設けたところであります。特にその中で「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」を特別重点施策としまして、積極的に取り組むこととしたところであります。さらに、特別重点施策や緊急的な防災対策として必要な公共事業などを対象としまして、財政改革によるシーリングとは別に、特別枠を設けまして、予算の重点化を図ることとしております。現在、来年度予算の編成作業を進めております。限られた財源の中、財政改革の取り組みとのバランスを見きわめながら、県内経済の活性化につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。なかなか財政の運営というのは難しいだろうと思います。私が議員になったのは松形知事の時でしたけれども、それ以降、ずっと10年間、特に安藤知事の時からですかね、こういう財政改革ということで、このような言葉がずっとうたわれてきたわけですね。うたわれてきた中で、いつかはよくなるだろう、いつかはよくなるだろうと思っていながらも、なかなか世の中、よくなりませんよね。この財政改革ということ、常にそういう物件費でも何でも節約しようというふうにかざるを得ない。展望がなかなか見えてこないんですよね。私はそう考えると、10年間も頑張ってきたわけだから、今度はほかの視点から何か景気をよくするようなやり方があるのではないかと、自治体にもそういう

任務があるんじゃないかという思いがするわけです。一つの例として挙げれば、本年の5月でしたけれども、福岡市役所の職員の飲酒に絡んだ不祥事があって、当時、福岡市長がこれはそういうことではいかんと、1カ月間、一切懇親会はしてはならぬという厳命を出してやったところ、今度は飲食店街のほうでそんなことはやめてくれと、うちがもたぬというようなことで、そういう悲鳴が聞こえてきたというのが新聞記事に載っていました。私は、賃金を上げなさいということではないのですが、国の予算も特にそうですが、自治体の予算も地元の経済が大きく影響しているものだから、やっぱりそこには節約という視点は大事なんだけど、もう少し変えていくような何かの視点がないと、10年間、同じことを繰り返してきているわけですから。そういう意味で、福岡市の例をちょっと挙げましたが、こういう地域での景気循環という視点から、お金を循環させることが必要だと思いますけれども、もう一度、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 本県の経済、先ほども申しました相次いだ災害などの影響によります低迷からようやく抜け出しつつあるかどうか、この2年間の影響より、それを脱して、その前の状況には戻りつつあると考えておるところですが、全体的には景気がまだ後退局面にある、大変厳しい状況かという認識であります。その流れをさらによい方向に結びつけていくには、現在、県が取り組んでおります地域経済循環システム、県内における消費を喚起し、価値や資金を効果的に循環させていくこと、これが大変重要であろうかというふうに考えております。このため、農林水産物の消費拡大や県産材の利用、また県産品の購入促進、あるいはインフラ

整備における県産木材・建設資材の利用促進などを図ります「みやぎき元気!“地産地消”県民運動」というものを今取り組んでおるところでございます。こういった運動などを通じまして、消費の拡大というものが地域経済の活性化にとっても大変重要であるということを県民の皆様にも御理解いただけますようPRをしますとともに、私を先頭に、県職員が積極的に消費活動を町なかで行うということも取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 本当に難しいというふうに思いますが、先ほど言われた地域経済循環システム、これは私、最初に打ち出されたときに、「すごくいいですね」と褒めたつもりで、本当にこれが大事だと思うんですね。宮崎県内だけで取り組む地域経済循環システムというのには一つの限界があると思うので、このシステムをどんどん広めていくというか、国レベルでもそういう視点に立った循環を国内でやろうではないかという、私はそれを広めることがまた大事だろうと思うんですね。本当にぜひやっていただきたい。国内消費を活性化させよう、高橋議員も言いましたが、国内総生産の6割は消費なんですよ、押し上げるのは。だから、私は、そこあたりに一応力点を置いた政策を国にやってくださいよというようなメッセージを地方からも発していかないと、限界だろうと思うんですね。それに関連して、合併の問題をお聞きしたいと思うんですが、これは今まで質問は出ましたけれども、私は、松形知事の最後るときでしたが、初めてこの議場に登壇させてもらったときに、「合併には問題がありますよ」とずっと言ってきました。「地域は疲弊しますよ。合併という解決の仕方ではなくて、ほかに方法があるんですよ」、それは繰り返しません

が、私が今までずっと言ってきたことですから。「合併には問題がありますよ」とずっと言ってきました。どうも今の現状を見ると、合併によって編入された町村では、職員も少なくなり、例えば、職員も本当は災害が起こればばっと、地域を熟知しているところにささっと飛び散って対応しなきゃいけない職員の人たちが少なくなっているんですよ。そういう住民からは不満の声とか不安、「寂しくなったね」という声も聞かれたりするんですが、このような状況を知事はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の東日本大震災の対応におきましても、合併しておったところが功を奏したという部分もあれば、なかなかそうではない、機能しなかったという部分もあろうかというふうに思っております。合併が一律に問題であるか、もしくは合併すれば全て解決するかということではなしに、それをいかに地域の振興に結びつけていくかという努力が求められておるのではないかという認識でございます。さまざまな意見が本県の中にもあるということは、十分承知しておるところでございます。合併団体におきましては、その住民の不安や懸念を少しでも解消するためということで、例えば、自治会との意見交換を初め、地域ごとに窓口となる担当職員を配置するというような団体が見られるなど、きめ細かくそれぞれの地域住民の声を反映させるための取り組みが行われているところもある、住民の側からも、みずから地域の課題に取り組んでいこう、そういう機運が高まっているところもあるところでございます。県内全域にこういう取り組みを及ぼすようなことを県としても支援していく、これが大変重要ではないかというふうに考えてお

りますので、今後とも、市町村とも十分連携しながら、合併してよかったという方向に地域づくりが進むような支援をしてみたいと考えております。

○太田清海議員 地元自治会とか商工会等との意見交換なり、そういういろんな教訓を引き出そうとされているとは思いますが、今の答弁にもありましたが、検証するということで、何かそういうことを言われたと思うんですが、この検証の結果というのは、いつまでに出されるのかというのは出ているんですかね。いつまでにされるとか、いつまでに結論が出るとか、そういうことはありますか。

○知事（河野俊嗣君） 現在、地域の自治会なり、いろんな商工団体なりのアンケート等を整理しておるところでございます。これは早急に整理しまして、今後のそういう地域づくりに生かしていきたいというふうに考えております。

○太田清海議員 わかりました。ある程度めどを持って取り組んでおるのかなと思ったんですが、ただ、教訓として、ぜひ正確なものを出していただきたいなと思っております。

それから、知事に対しては、この問題では最後の質問になるかもしれませんが、私、今まで、いわゆる景気回復とかみんなが活性化するようにという思いから、特に税制の問題はよく言ってきたんですが、その中で、本当に所得を再配分することは大事だということで、ビルトインスタビライザー機能とか租税弾性値とか、そんなことを聞かせていただきました。今回は、そういったものを突き詰めていくと、今、日本の国がデフレに陥っているようなものとして規定していった理論として、トリクルダウン理論というのがあるんですね。これはレーガン大統領もレーガノミクスの中でやった理

論なんですけれども、トリクルダウンの理論、これは知事、どう認識しておられるか、ちょっと議論もしたいと思いますので。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘がありましたトリクルダウンの理論でございます。これは、大企業や富裕層などの経済活動を活性化することによりまして、富の一部が低所得層に向かって徐々に流れ落ち、やがて国民全体の利益になるという経済思想の一つであるというふうに理解しております。一つの考え方だというふうに思っておるところでございますが、「富は上から下に自然に流れる」といった単純な理論が、高度に複雑化・グローバル化している今の経済社会にそのまま適用できるか、景気変動の激しい経済社会に当てはめることができるのかというところは、課題であろうかというふうに考えております。私は、格差が固定化した社会は確かに問題があるというふうに考えておりますし、希望を抱いて懸命に働いた方がきちんと報われる社会にすべきだろうというふうに考えておまして、そのためには、さまざまな経済政策というものを取り組んでいくべきだろうというふうに考えております。

○太田清海議員 トリクルダウンというのは、滴り落ちることですよね。私のほうで調べてみると、今の表現だろうと思うんですが、一つの表現としては、金持ちをもうけさせれば、貧乏人もそのおこぼれにあずかれるという表現をしているのもあるわけです。一緒だろうと思うんですね。ただ、金持ちをもうけさせれば後で貧乏人に行っちゃうよ、波及しますよというこの考えが果たしていいのかどうか。それを如実に日本の税制の中で表現しているのが、私、証券税制だろうと思うんですね。証券は、株を売買しても10%の税率しかかかりませ

んものね。定率の10%ですよ。法則の税率は20%なんですけれども、ほとんどが10%しかかからないんですよ。私たちの所得税、働いた税金は、今の日本の社会では10%から40%の超過累進税率ということで、段階的に課税していきましょう、だけれども、この証券税制だけは10%で固定してあるわけですよ。まさにこれはトリクルダウンの理論そのものじゃないかなと。いわゆる株を持っている人を潤わせて株の売買が活性化すれば、それが貧乏人におこぼれがあずかっていくというような感じがするわけですよ。だから、この証券税制、何か一番よくないんじゃないかなと、これは総合課税したりして、所得と同じように、給与所得と同じような税制の形に持っていけないかなのじゃないかなとは思いますが、知事、これは最後の質問になりますけれども、意見を。

○知事(河野俊嗣君) 今の御指摘にありました証券課税にしましても、法人課税にしましても、一方で経済活動を活性化させていく必要というものもあるし、一方では応能課税というような考え方もあるところだと思います。その中で、国全体の税制のバランスを考えた上で、どの程度のところにやるのかという、その微妙なさじかげんにより、これまで決められておるものだというふうに思っております。また、それは、必ずしもこの水準が絶対的に正しいということではなしに、その時々どういう刺激を市場なり経済活動に与えていこうかということの中で、税制というものは考えられるべきものというふうに考えております。証券課税の一つの考え方ということで、御意見として承ってまいりたいというふうに考えております。

○太田清海議員 わかりました。トリクルダウンの理論というのは、私はあんまりよくないが

なという思いはいたします。やっぱり額に汗して働く人たちが「ああ、よかったね」と言うような世の中にならないと、これは理論的には突拍子もないかもしれませんが、お金が大事だという世の中になると、私は教育的にもあんまりよくないんじゃないかなと。金もうけて何が悪いんですかということでは、この社会を律していくことはできないんじゃないかな。いじめ問題とかそういったものもありますけれども、人間の心、生きること、そして助け合うことが大事なんだよというような、何かそんな社会に税制からも持っていけないと、教育委員会のほうでもいじめ問題を一生懸命頑張っておりますけれども、そういうところの問題もややあるのではないかなという気がいたします。ぜひ総合的な対応を県政の中でもしていただきたいなと思っております。

では、次に移りまして、県立病院問題について、病院局長にお伺いしたいと思います。

これは、9月議会でも消費税の問題に関連して聞かせていただきましたが、どうも気になるところがありまして、県立病院、医療機関の控除対象外消費税に対する国の動向と、何か国の動向が変わったのかどうか、県の考え方について伺いたいと思います。この控除対象外消費税というのは、この前の答弁では、恐らく10%に上がれば、県病院としては11億円程度のもらえない消費税があるというようなことをお聞きしたわけですが、これは今、病院局も一生懸命改革をして黒字化に持っていこうとしているときに、11億円の新たな負担みたいなものは大変だろうと思うんですよ。そういう意味で、国の動向をお聞かせいただきたいと思います。

○病院局長(渡邊亮一君) 医療機関等の控除対象外消費税、これに対する国の動向でござい

ますが、ことしの2月に閣議決定されました「社会保障・税一体改革大綱」の中で、消費税率の引き上げを踏まえ検討すべき事項として、医療機関等の控除対象外消費税に対しましては、診療報酬など医療保険制度において手当すると明記されるとともに、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討するということとされております。これまで控除対象外消費税に対しましては、国において、診療報酬改定の中で、診療報酬に上乘せされてきたものと我々は認識しておりますが、県といたしましては、今回の消費税率の引き上げに際しましても、適切に診療報酬に反映されるよう、関係団体とともに要望してまいりたいと思っております。

○太田清海議員 わかりました。ただ、ちょっと後でまた議論もあるんですが、介護分野においても、控除対象外消費税があると言われております。あるとすれば、どのようなものか。また、これらに対する国の対応とかはどうかどう講じられているのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 介護保険サービスでございますけれども、医療と同様、社会政策的な配慮から、住宅改修、それから福祉用具貸与の一部などを除きまして、原則として消費税は非課税とされております。このため、非課税のサービスを行っている事業者の介護用品の仕入れ等に係る消費税につきましては、控除対象外ということになります。これらの控除対象外となる消費税につきましては、介護報酬でその分を上乘せする措置がとられておりますが、今回の税率引き上げに関しましても、国において対応が検討されておまして、今後、課税の実態調査などが行われることとなっている

ところでございます。

○太田清海議員 わかりました。この控除対象外消費税というのは、おとといでしたかね、裁判でも国がある医療機関から訴えられて、判決が出ているようですね。確かに国のほうが勝っているわけなんですけど、ただ、全国的にはそういう病院関係に損税と言われるものを押しつけている消費税というのは問題がありはしないかという声が、裁判になるぐらいあるわけですよ。今言われたように、国のほうで診療報酬に上乘せされるというか、対応されるということですが、しかし、それは考えてみると、診療報酬でその分、例えば11億が病院に来るんだというふうに丸々来るとした場合には、それは診療報酬ですから、支払基金と患者さんの個人負担、1割負担、2割負担、3割負担ありますよね、その負担の中で解消されていくということだと思えるんですね。だから、支払基金とか国保連合会、そういったところの新たな出費、そして、しかもそれは、私たちサラリーマンとかいろいろな人、働く人たちが保険料を納めておるわけですから、消費税が上がって診療報酬支払基金の中で対応されるということは、病院にかかっていない我々が負担するということでもあるわけですね。これは、新たな消費税の問題のところだろうと思えるんですね。消費税というのは、消費した人に対してかかるものというのが原則であるわけですが、そういう診療報酬にはね返っていくんですよということは、結局私たちの保険料の中で賄われていくということでもあるわけで、実際これは国の制度ですから、これについて県のほうにどうこうということはありませんが、そういう事実もあるのではないですかということを目指しておきたいと思っております。

次に、病院局長にお伺いしますが、県立病院の看護師採用試験で、年齢制限の引き上げ、それから経験者を対象とした試験を実施するという事で、いろんな技能、人生経験を持った人たちも採用するという事であったと思うんですが、どのように評価しているのか伺いたいと思います。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院では、平成17年度に経験看護師採用試験を導入しまして、人事委員会試験の受験年齢を超える28歳から38歳までの一定の経験を有する看護師の採用を行ってきたところでございます。また、22年度からは、年齢の上限をさらに43歳に引き上げたほか、今年度からは、経験要件を廃止し、受験資格を緩和しております。この経験看護師採用試験の評価でございますが、これまで7年間で、全体の採用者数402名のうち2割を超える88名の経験看護師を採用しております。必要な看護師数の確保に大きく貢献しているものと考えております。また、病院現場では、即戦力として活躍しておられまして、病棟スタッフの中核的な存在を担っているなど、所期の目的は達成しているものと考えております。ただ一方で、新規学卒者にとっても、県立病院は貴重な県内就職の場でございますことから、今後とも、そうした点にも十分留意しながら、職員の採用を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○太田清海議員 わかりました。本当に効果はあったと思うし、言われるように、新規採用者の門戸を減らすことにもなるかなというところは配慮してということだろうと思います。わかりました。

ただ、なかなか集まらないところに、こういう特別な枠を設けたりするというのは、人事採

用においては大変大事なことだろうと思うんですよね。総務部長にお聞きしたいんです。看護師の場合は、病院局で採用ということですが、その他のOTとかPTとか、そういった人は総務部の人事のほうで採用するという事で、よりよい人材を確保するために、病院の中でも、作業療法士等の採用試験などについても、経験者採用の導入とか年齢要件の緩和ができないものかどうかお尋ねしたいと思います。

○総務部長（四本 孝君） 職員の採用に当たりますと、人事の更新や長期的な人材育成の観点から、基本的には、新卒者を中心とした採用を行っていくものと考えております。しかしながら、一部の職種にあっては、新卒者だけでは十分な採用数の確保が困難であったり、職種別の職員数や年齢構成、あるいは業務上の理由から、受験年齢の引き上げや経験者の採用が必要となる場合もあるわけでありまして、作業療法士等の採用につきましては、人事管理上の必要性や現場の意見も踏まえながら、募集要件を設定してまいりたいと考えております。

なお、先ほどお尋ねの市町村の合併の検証でございますが、これは年度内に取りまとめたいとしまして、2月議会の常任委員会で報告させていただき予定としております。

○太田清海議員 わかりました。そういった特殊な作業療法士等については、現場の意向も聞いてということでもありますので、ぜひ意向を聞かれて対応していただきたいと思っております。

次に、引き続き、病院局長にお尋ねしますが、看護師さんたちの早期退職の問題、40歳代から50歳代の職員の過去3年間の早期退職の状況と退職の主な理由についてお伺いしたいと思います。

同じような質問で、知事部局でもいかがなのか、教育委員会ではいかがなのか、お答えいただきたいと思います。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院の看護師の過去3年間の早期退職の状況でございますが、平成21年度は、総退職者数45名のうち、40歳代が3名、50歳代が16名となっております。また、平成22年度でございますが、総退職者数45名のうち、40歳代が2名、50歳代が16名となっております。平成23年度でございますが、総退職者数51名のうち、40歳代が3名、50歳代が9名となっております。退職の主な理由としましては、家族の介護や病気、体力の問題などが挙げられております。

○総務部長（四本 孝君） 知事部局における早期退職の状況ですが、病気などにより亡くなった方を除きまして、平成21年度は、総退職者数179名のうち、40歳代が6名、50歳代が21名、平成22年度は、151名のうち、40歳代が4名、50歳代が22名、平成23年度は、178名のうち、40歳代が10名、50歳代が27名となっております。退職の理由といたしましては、主に、家庭の事情や健康上の理由などがあると考えられます。

○教育長（飛田 洋君） 公立学校教職員の過去3年間の早期退職の状況につきましては、平成21年度は、総退職者数274人のうち、40歳代が10人、50歳代が45人、平成22年度は、総退職者数309人のうち、40歳代が9人、50歳代が78人、平成23年度は、総退職者数327人のうち、40歳代が5人、50歳代が80人となっております。退職の主な理由といたしましては、家庭の事情、それから親の介護、健康上の理由、体力の問題などが挙げられます。

○太田清海議員 本当に60歳まで勤められると

いうのがいいとは思いますが、家庭の事情とかいろいろあるかと思えますけれども、つらくなったりすることがないようにということをぜひお願いしたいと思うんですね。これは新聞報道でも教育委員会のほうでは出されておまして、それぞれ勤めやすい職場になるようにしていただきたいなと思います。特に、1年間に130名近くの40歳代、50歳代の方が早期にやめられるというのは、どこかに問題があるのではないかと。県立病院のほうでは、多少数字的には、改善と言っていいかどうか知りませんが、減ってきているのは、一つの取り組みの成果かなとも思ったりはしております。教育長も以前、答弁の中で「無駄な文書をなくそうよ」とぼろっと言われたような気もしましたが、あの言葉は、私、非常に心に残りまして、ちょっと無駄な片意地を張った仕事の仕方じゃなくて、省けることは省きながら、職員にゆとりを与えるという意味では、私はいいことだと思うんですね。やり方としてはわかりませんが、ぜひそういう取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、病院局長にお伺いいたします。延岡病院の新救命救急センター棟の建設の進捗状況、それとヘリの騒音対策についてお伺いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 延岡病院の救命救急センターの工事進捗率でございますが、11月末現時点で50%でございます。来年3月のオープンを目指しているところでございます。また、ヘリ運航に伴う騒音につきましては、病院や周辺の建物内では65デシベル程度と、国の示す許容範囲となっております。療養環境や周辺の住環境に大きな影響はないと考えております。こうした騒音の状況につきましては、昨年10月に周辺住民の方々へ説明会を行いました。

て、あわせてへりの運航が年間50回程度、日中のみであることなどを説明しまして、救急医療のより一層の充実の観点から、協力をお願いしております。御理解をいただいたところでございます。

○太田清海議員 わかりました。ちょっとおくられておるんじゃないかなという話も聞いたものですから、現在50%ということで、順調にしているということで理解いたします。しかも、住民への説明会もして、十分理解を得たということでもあります。本当に延岡市民を挙げてありがたいことでもありますので、順調に進んでいきますように期待したいと思います。

次に、生活保護行政についてお伺いいたします。

先ほど冒頭に、私も生活保護の関係を話させていただきました。貧困の連鎖で生活保護からの脱却が難しいとも言われていますが、自立のためにどのような施策が行われているのかお伺いしたいと思います。福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 生活保護受給者に対しましては、個々の世帯員の生活状況、能力等に応じた自立支援に取り組むことが、大変重要であるというふうに考えております。このため、県内の各福祉事務所に、平成17年度以降、就労支援員を配置いたしまして、ハローワークと連携しながら支援に努めているところであります。被保護者全国一斉調査の宮崎市を除きます結果によりますと、稼働年齢層の世帯員がいる「その他の世帯」の平均保護受給期間でございまして、これが平成17年の7年10カ月から平成22年には3年11カ月と、自立までの期間が短くなっておりまして、支援の効果があらわれてきているものというふうに考えてお

ります。大変厳しい雇用経済情勢の影響もありまして、就労開始に至るには難しい状況もございまして、引き続き、自立に向けた支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○太田清海議員 わかりました。確かに、私たちの時代には、自立生活支援員という制度はなくて、ケースワーカーが全部引き取っているいろいろな対応していたんですが、国もそのような支援員というのを置いてやった結果が、今言われたように、7年ぐらい今まで受けていた人たちが、3年ぐらいには自立していくというような成果も生まれたのかなと評価いたします。ただ、難しいことで、仕事がないというところ辺にどういい意味で送り込んでいくか、ケースワーカーの人たちも大変だろうと思います。ただ、そういう成果も出ているということでは理解いたします。

それと、しっかりした生活態度を子供にいい意味で教えていくということは、貧困の連鎖から脱出するためには、大変重要なことだろうと思うんですね。特に、教育をいい意味で受けさせる。私もある集会に出たら、釧路市でしたかね、釧路市が子供に対して学習指導を、生活保護を受けている方の子供さんに重点的に何か学習指導して、自立の一助にするというようなモデル的な事業もやっているやに聞いたわけですが、私、これは大変大事な視点ではないかなと思うわけです。自立を促進する観点から、子供の高等学校への就学等は重要と考えますが、教育的な支援制度はどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県における高等学校進学率でございまして、98.4%に達しておりますことから、生活保護世帯につ

きましても、世帯の自立という観点から、高等学校への進学を支援しております。生活保護世帯の教育的な支援制度につきましては、平成17年度より生業扶助として高等学校等就学費が給付されておりまして、奨学金等の貸し付けを受けなくても、高等学校への就学が可能となっておりますところでございます。なお、ことし7月末時点で、449名に高等学校等就学費を給付しております。

○太田清海議員 わかりました。昔は就学費というのはなかったように思いますので、そういう意味では、ここに力を入れているというところもあるんだろうと思います。

生活保護におけるケースワーカーの使命なのですが、私みたいに22歳でケースワーカーを任されて、自分のお父さんみたいな人を指導するというようなことで、大変きつかった思い出もあるんですよ。今でもいろいろトラブルになったことを夢見たりしてうなされたりするんですけども、ケースワーカーのいい意味での資質向上といいますか、その人の生き立ちも考えてあげながら、うまく世の中に押し出してあげることが大事だろうと思うんですが、そういった資質向上のために、どのような取り組みをやっているのかということをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 私も議員と同じように、県庁に入りまして最初の勤務地が福祉事務所でしたので、3年ほどケースワーカーをさせていただきまして、本当に大変貴重な経験と言っただけじゃないんでしょうけれども、勉強させていただいたというふうに考えております。生活保護制度は、単に生活に困窮している者に対して、最低限度の生活を保障するだけでなく、積極的に保護受給者の将来にお

ける自立の助長を図ることを目的としております。これは、生活保護法の1条で、最低保障とその自立の助長を目的としているということが明確に規定してあるところでございます。そのためケースワーカーは、保護受給者の性格や環境を理解し、世帯に応じた援助をたゆまず行い、よき相談相手として業務に当たることが求められております。また、保護の決定実施に当たりましては、常に公平で、統一的な取り扱いを行う必要がありますことから、県といたしましては、ケースワーカーの研修や各福祉事務所に対する指導監査等を通じまして、その資質の向上に努めているところでございます。

○太田清海議員 本当に大変な仕事ではないかなど。今、特に社会はいろいろ入り組んでおまして、課題も大きいし、いじめとか虐待とか対応が大変だろうと思います。弁護士の小久保哲郎さんという人がある文章を書いております。いろんな生活保護を受けている方の相談を受けたりしたことの手記なんですけれども、こういう表現がありました。現実、世の中、こういうところがあるんじゃないかなということ、ちょっと読み上げたいと思いますが、「私が若い人の生活相談を受けている印象では、軽度の知的障がいや低学歴というハンディを持っている方が多いようです。ある程度景気がよかった時代は、建設現場の手元と呼ばれる雑用係などの雇用で吸収されていましたが、失業率が高どまりし、非正規雇用が増加するなど、雇用の劣化が進む中で、器用でなく能力に乏しい人から順に労働市場から排斥されているのであって、働けるのにずるをして生活保護を利用している人がふえているわけではありません」というような現場からの報告なんですよね。私ここで、器用ではなく能力に乏しい人から順

に、弱肉強食の世界であれば特にそうだろうと思うんですが、排斥されていくわけですよね。私たちがいろんな人を見たときに、もしかしたらこの人は学習障がいがあるかなという人たちが、なかなか友達になれなかったりして、その社会から外れて行って、そして、そういう現場に行ってまた外されていく、こういう図式があるとすれば、非常に悲しいことだろうと思うんです。ぜひこの生活保護というのはきちっと受け取ってあげて、水際作戦で排斥するのではなく十分話を聞いてあげる、生活保護を受けなければならぬ人にはきちんと受けさせていくようなケースワーカーを世の中に送り込んでいく、そういう作業をぜひやっていただきたいなと思っております。

あと、オスプレイの配備についてお伺いいたします。

オスプレイの配備について、先ほど、前屋敷議員のほうからも詳しく説明がありましたので避けますが、本県も含まれる訓練ルートについて、防衛省の最新の説明状況はどうなっているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 米海兵隊のオスプレイの沖縄配備等につきましては、ことしの6月以降、九州防衛局から随時、情報提供を受けているところであります。その中で、本県に関係することといたしましては、全国にある航法経路——いわゆる訓練ルートのうちの一つがイエロールートとして県北部にかかっているということ、また、沖縄への配備以降、岩国飛行場やキャンプ富士に訓練で展開した際に、これらのルートで飛行訓練が行われるということ、また、このルートでは、これまでも別の戦闘機の訓練が実施されてきたということなどでございます。なお、訓練ルートや実施時期

の詳細について、国からも丁寧に説明したいとの回答はいただいているところでありますが、米軍の運用にかかわる問題でもあり、現段階では、詳細な説明は得られていないところであります。また、県民の安全・安心を確保するという観点から、関係市町村へは国から直接説明していただくよう依頼しておりましたが、先般、県北の9つの市町村に対して説明が行われたところであります。

○太田清海議員 その訓練ルートでは、まだオスプレイの訓練は入っていないんですよね。ただ、今言われたように、別の戦闘機は低空飛行をやったりとか、そのルートでやっておることが明らかになったわけですよね。本当にこれは欠陥機でもあるということで、ぜひそういうやり方をしないでほしい。特に、日米合同委員会で合意しているようなやり方をしていないような、ヘリモードになったりとか固定翼モードになったりするのが約束と違うよというのが沖縄でも出ているんですが、その確認を国ではとってくれないような状況なんですよ。ですから、ここ辺はきちっと自治体においても監視しておかないかんことじゃないかなというふうに思っております。本当にこういう訓練はやめてほしいというのが本音なのでありますが、それで、日米地位協定、これは現代国家において、こういった日米地位協定のようなものがあっていいのかどうか。私は、歴史を見ると、過去に日米修好通商条約が江戸時代の末期に結ばれて、陸奥宗光さんとか小村寿太郎さんが最終的に40年かかってこれを平等な条約に変えていったわけですが、そういう不平等な条約が今でも残っているんじゃないかというふうに思うわけですが、知事はどうお考えになりますか。

○知事(河野俊嗣君) 日米地位協定は、日米安全保障条約第6条の内容を具体化するものでありまして、国会の承認を経て条約として締結されまして、日米安全保障体制にとりまして、大変重要な協定であるというふうに認識しております。一方で、従来から、米兵による事件や事故に係る安全対策や基地内での環境対策など、特に米軍基地を抱える自治体から、地位協定の見直しの要望がなされていることも承知しております。今、御指摘がありました日米合同委員会の合意に基づくものと違うようなものがされているのであれば、しっかりとそこは申し入れというものも重要であろうかというふうに考えております。外交・防衛の問題は、国の専管事項とされておりますが、私としましては、県民の安全・安心を確保する観点から、必要に応じて、しっかりと政府に対して意見を申し上げてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 国に対して、しっかりとした自治体としての意見を述べていただきたいと思っております。この日米地位協定の第2条に、基地を返還してほしいとかいう場合は、末尾のほうを読みますと、その第2条、「前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる」という、最後に「できる」となっておりますよね。普通条約を結ぶ、対等の条約であれば、「できる」ではなくて、「そうする」「合意すればする」ということになるわけですよね。「できる」というのは義務感が全然ないんですよ。そういうところに問題があるということで、沖縄でも本当に撤回してほしいということだろうと思っております。同じ自治体としての悩みを共有していただきたいなと思っております。

それで、最後に、県の体育施設の利用についてであります。今、高校でもマーチング部隊をつくっているところがあるようです。これは、県の体育館はスポーツ施設だから文化部は使えないんだよと、料金が高くなるんですよ。マーチングといたら、どっちかというのを動かしていくものですから、体育系にも該当するような。ただ、私は、そういう体育系か文化系かとかいう区別じゃなくて、高校ぐらいまでの活動は、教育の一環として、体育施設の活用については配慮してもいいんじゃないかなと思うんですが、教育長、いかがお考えでしょうか。

○教育長(飛田 洋君) 現状を申し上げたいと思っております。県の体育施設は、「体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ること」を目的として設置いたしており、その使用料につきましては、都市公園条例等によって、アマチュアスポーツに使用するとき及びアマチュアスポーツ以外に使用するとき大きく分類して設定されております。学校の部活動については、通常、学校の施設を調整しながら行われていると思っております。今おっしゃったようなマーチングなどの文化部の部活動についても、やむを得ず県有の体育施設を利用することも考えられると思っております。使用料についても、状況に応じた対応ができないか、検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 検討してまいりたいということですから、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、全国和牛能力共進会で日本一になったこと、本当にお喜び申し上げたいと思っております。県庁の玄関前を通ると牛が置いてあります

が、牛が置いてあるだけで何のことかなという人もおるかもしれんから、ぜひ「日本一おめでとう」とか、何かそういう表示があったらまたいいかなと私、思ったところでもあります。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○中野一則副議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い一般質問をいたします。

まず、県政のあり方についてお尋ねいたします。

河野県政2年が近づき、いよいよ任期4年の折り返しとなりました。河野知事は、松形知事以降、全く落ち着きのない県政の時期に、宮崎県政における総務部長、副知事を務められ、衝撃の大きかった出来事の一つ一つ、また、県政における打撃の強かった出来事についても、まさに現場で経験されています。河野県政の使命は、時計の針を戻さず、不祥事やしがらみから脱却し、将来へ向けて、明るく期待感を持って、県民とともに歩く県政を築くことだと私は思います。また、県民生活に軸足を置き、バランスのよい行政運営で、県民、産業、地域等における公平性の確保を図ることを心がけ、県民生活の向上、産業の振興、地域活性化を目指し、落ち着いた県政の運営を県民に約束することだと考えます。残り2年間で知事はどのような宮崎県づくりに取り組まれるのか、県政のリーダーとして、今後も県民総ぐるみで県政課題の解決に当たっていかれる知事の所見を、県民に対し明確にされるべきと考えお尋ねをいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたし

ます。

私は、知事になりましたからこの約2年間というもの、相次ぐ災害に見舞われました本県が、厳しい状況から何とか立ち上がり、将来に向けて希望の光を取り戻すためにということで、県内経済の活性化や防災力の強化などを重点課題として掲げて、全力で取り組んできたところであります。私の知事としての任期は、折り返しを年明けに迎えるわけですが、引き続き、負託されました4年間の任期の一日一日に全力を尽くしてまいりたいと考えております。さきの全共2連覇の達成などを契機としまして、本県は、再生に向けて、新しいステージへ向けて、力強く進んでいかななくてはならないと考えているところであります。来年度は、「復興から新たな成長へ」を合い言葉としまして、重点施策としまして、地域経済の活性化、そして安全・安心でゆたかな地域づくり、さらには新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成を掲げ、さらに力強く県政を前に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。これらの実現に当たりましては、県民一人一人の力の結集が不可欠であるというふうに考えております。また、何よりも、県政推進の車の両輪である県議会の皆様にも、御指導、御協力をいただかなくてはならないというふうに考えておるところでございます。今後、さらに県民が心を一つにして、力を合わせて、宮崎の再生・新生に向けた取り組みが進むよう最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、今後とも、御理解と御協力のほど、よろしく御願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 私は、県民のためには、安定した県政運営を望んでいます。安定した県政運営のためには、確実な政策の実行、そして政

策を具体化するための組織体制、議会との関係が今後の課題になるのではないのでしょうか。まず、確実な政策の実行のためには、予算執行の考え方が大切と思っています。本県が抱える政策課題に対応する優先度の高い施策について、積極的に推進する必要があることは当然のことです。平成25年度は、「未来みやぎ創造プラン」、南海トラフ巨大地震への対応など、新たな課題に対応しつつ、県内経済の本格的な回復と将来への揺るぎない産業基盤の構築が求められています。平成25年度当初予算重点施策において、今回、1、地域経済の活性化、2、安全・安心でゆたかな地域づくり、3、新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成ということを掲げられています。その中で、私は今回、特別重点施策を打ち出したことは、まさに河野カラーを明確にするものと高く評価しています。今回、この特別重点施策を新たに設定するに至った知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） これまで口蹄疫などさまざまな災害からの復興に向けて全力を尽くしてまいりましたが、単に前の水準に戻すだけではなく、将来にわたって揺るぎない宮崎の発展に結びつく産業基盤をつくり、県民の皆様が実感できるようなレベルまで高めていくことが重要ではなかろうかというふうに考えておるところでございます。本県の経済情勢は、実感として、依然厳しい状況が続いているところでございますが、今回の宮崎牛の日本一連覇でありますとか、来年度の東九州自動車道の延岡―宮崎間の開通など、明るい兆しも見えているところでございます。アクションプランの後半戦のスタートとなります平成25年度というものは、こうしたマイナスからスタートした復興の取り組みというものに一つの区切りをつけて、次のス

テージへ進む道筋を示すべきときであるというふうに考えたところでございます。このため、今後の県政運営の基本的な考え方としまして、「復興から新たな成長へ」ということを合い言葉として掲げたところでございます。これを確実に具体化させる手段としまして、今御指摘がありましたような重点施策の中に、部局横断的に取り組むものとして、特別重点施策というものを新たに設定したところでございます。そういった力を入れるべき施策にメリハリをつけて、より明確にしていくということで、県民一丸となって、本県の産業や雇用をリードしていくような成長分野を攻めていくという姿勢を強く発信してまいりたい、取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は今まで、いつも予算書を見せていただくと、かかわりのある予算として、各部横断的に予算が組まれているわけですが、小さく切っているがために政策的効果の出なかったものが大変多かったと思うんですね。今回、明確にそのことを指摘した上で特別重点施策を決められたことは、私は大変評価したいと思っています。今回の重点施策が、1、フードビジネスの展開、2、環境・新エネルギー、医療機器関連産業の先進地づくり、そしてアジア市場の開拓となっています。非常にこれは新しい視点だというふうに私は思っていますが、新しい時代を切り開くための成長産業として、本当にこれは強く育成していかなければならないというふうに思っています。それでは、その重点施策を具体的にどうしていくかということになると、特に、私も期待するようになっているわけですが、フードビジネスの展開、これを図るためには、ある意味では、専門的な経験豊富な外部人材の活用というのが必

要だと思われませんが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 非常に重要なポイントだというふうに受けとめております。フードビジネスを展開していく上では、例えば、今回の日本一を達成した宮崎牛では、そのタイトルを生かしたPRから流通・販売に至ります総合的なマーケティング戦略やブランディング戦略、それがさらなる販路拡大の鍵を握るものではないかと、これが今までは宮崎は弱かったのではないかという反省のもとに、今後、力を入れていきたいというふうに考えております。これらの取り組みを進めるためには、十分な市場分析をもとに、マーケットが何を必要としているかというところに力点を置きながら、商品の企画・開発から製造・販売に至るまで、それぞれの分野に通じた外部の専門家の御意見を伺いながら、実効性のある戦略を練り上げて、官民一体となって具体的なプロジェクトを推進していく必要があるというふうに考えております。現在進めておりますフードビジネス振興に向けた新たな構想の策定に当たりましては、外部人材の活用を含めた推進体制につきましても十分に検討を行いまして、成長産業化に向けた取り組みというものを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私自身の考え、河野県政がずっと続いていただきたいという思いも込めてなんですけれども、批判を恐れず組織体制について意見を述べさせていただきたいと思えます。それは何の批判かといいますと、年功序列的なそういう発想も含めてという意味なんです、やっぱり県民と議会と市町村等からの意見がうまく県政に反映できる体制というのをつくり上げる必要があると思えます。今回、私は、

質問の多くを、市町村との連携のことについて視点を持って質問させていただいています。ですから、市町村のお力を、一緒になって県政を引き上げていくという、その視点で市町村と一緒にやっていただけると、非常にいいのかなというふうに思っているところです。本来の組織改革とともに、私は、その点でいえば、各部の次長クラスの方がいらっしゃるわけですが、その方たちを各市町村担当に任命するとか——これはちょっと言い過ぎかもしれないんですけども——そこまで工夫していく必要というのものではないかというふうに思っています。それと、昨日は、知事のほうから検討中であるという答弁がありましたが、2人副知事制のことなんですけれども、これもそれなりの意義があるものだというふうに私は理解はしているところです。平常時には、業務分担による重厚な県政運営をと、また非常時は、相互補完機能的な強化でお互いの役割を果たしていただくという意味でいえば、副知事2人制というのも非常に大きな意味もあるのではないかとこのように思っています。そして、ここで非常に問題点があるのではないかと思っているのは、人事配置のことなんです、これは知事の専権事項ですので、ここは知事が思い描く県政運営のために、職員をどう配置するのか、どう使うのか、外部からの登用も含めて、河野カラーというのを十分に発揮されるべきではないだろうかというのが私の考えです。知事の政策への思いが伝わる人事であってほしいと願っているわけです。もしここで答弁を求めるとすると、適材適所などという答弁をいただくようだったら言う必要もないなというふうに思っているんですが、知事、これについて何かありましたらどうぞ。

○知事（河野俊嗣君） 今るるいろいろ御指摘を賜りましたことをしっかり踏まえまして、適材適所というのは、人事を行う上で一つの考え方でありますので、そういった基本に据えつつも、私なりの意図なり政策の遂行が十分できるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次は、私が非常にちょっと問題ありかなと思っ議員との関係なんですけれども、河野知事が政治家として率直に、今フレンドリーな性格でいらっしゃるので、そのまま対応されれば本当にいいと思います。政治家同士が意見を闘わせるということは、これは政策的議論であって、県民の生活に大きな活力になると私は思っています。そして、議員は県庁に向けて仕事をしているのではありません。議員はいつも県民の側にいます。県民の側にして、県民の意識の中にあるように努力をしています。ですから、政治家としての知事も、全く同じスタンスで議論を闘わせるということになると、自立した宮崎県をつくり上げられるのではないかというふうに思っているんです。「宮崎県に骨を埋めます」とか言って選挙で勝って、今、近畿地方でうろうろされている方もいらっしゃるわけですが、私は、県民の皆さんが本当に宮崎県を思い、宮崎県で、ここで暮らしていくということを考えたときに、知事がどのようなお考えで、どんなふうにこれからも自分たちのリーダーとしてやっていただけるのかというのを、本当に安心して見ていられるような知事であっていただきたいというふうに思っていると思うんです。優しければいい、そして時としてなでるように言っていただければいい、そんなことではないんですね。本当に求めるべきことは県民にしっかり求

める、そういうリーダーシップを発揮されて十分構わないと思います。そして、今回、外山議長が会派のみんなに声をかけて、知事が持っている記紀1300年の事業を議会でも後押ししようじゃないかということをして、私どもも古代衣装を着させていただきました。これは、本当に知事が県民から選ばれた方であるがゆえに、その政策の実現のためには、県議会は努力を惜しまないよ、応援を惜しまないよということを実にあらわした光景だったというふうに思うんです。ですから、知事は、やはり私ども議会とは、真っ向勝負と言ったらおかしいんですけども、県民のためにしっかりと向き合って議論するということがなければならない。時として意見の違いはあっても全然構わないと思います。ただ、どういう考えを持っているのかということをしてしっかりとお互いが出し合った上で議論するということが大変必要なのではないのかなというふうに私は思っています。ですから、これからもひとえに、後から見たときには、みんなが鹿児島県に入っていたがみたいなことがないように、自立した宮崎県をつくり上げる。これは宮崎県の県民のためです。県民の安心した生活のため。先ほど太田清海議員から出ました。いろんな悩みがあって、ここで暮らしている人たちもいます。だけれども、宮崎の中で暮らす以上は、お互いがお互い、自助、共助、いろんなことを助け合いながら、この宮崎では生きていけるということが実感できる宮崎県をつくり上げていただくためには、やはり私は河野知事には期待をしたいと思っておりますから、これからも頑張っていただければというふうに思っています。

続いて、地籍調査についてお伺いいたします。

外国資本による水源地売買の懸念が問題視されて、県内の水源地や周辺の森林の買収について、事前届け出などを義務づける条例制定を検討するとして、県議会は水資源保全対策特別委員会を設置し、今、議論を重ねています。審議を続けて、県内外の調査活動を進めるに従って、私は、地籍調査の重要性というのを本当に実感しているところです。地籍調査の現状について、また、県内市町村の進捗状況も含めてお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県の地籍調査事業は、昭和33年度から着手しており、平成23年度末の進捗率は、全国平均を上回る61.5%となっております。市町村ごとの進捗状況につきましては、着手年度や調査体制の違いなどもあり、既に8町村で調査を完了している一方、なかなか調査が進んでいない市町村も見受けられるところでございます。

○井上紀代子議員 この地籍調査というのは、昭和26年から始まっておりまして、全国的にもなかなか進まないと言われております。進まない要因は幾つも挙げられているんですね。そして、山間部で進まないのはなぜかということとかも、それは丁寧に分析はされています。国土とか県土を守るために本当に重要な事業なので、今後とも事業を推進していくということが大変重要であるというふうに思っています。推進に向けた県の取り組みについてお伺いしたいと思います。特に市町村に寄り添いつつやっていくということは大変重要だというふうに思っています。職員の方々も、そのことについて大変努力されていることは伺っておりますが、部長のお考えをお聞かせいただきます。

○農政水産部長（岡村 巖君） 地籍調査は、土地の戸籍を明確化する大変重要な事業である

ことから、県といたしましては、予算の確保に努めますとともに、市町村の担当部署に対しましても、日ごろから、事業の推進に必要な予算の確保や、また推進体制の整備について、お願いをしているところでございます。また、特に取り組みを強化していただきたい市町村に対しましては、事業の推進について、直接首長にも要請を行いまして、理解を求めているところでございます。今後とも、市町村と連携しながら、事業の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思っています。国に対しての予算要求もされていることは知っておりますので、強く要望されたいというふうに思っています。

次に、福祉対策について、関係部長にお尋ねをいたします。

厚生常任委員会県外調査において、静岡県立こども病院に参りました。静岡県立こども病院は、静岡県の小児医療の最後のとりでとして、周産期から思春期まで、心から体まで、困ったときのこども病院、そして基本理念を「すべての子どもと家族のために、安心、信頼、満足の得られる医療を行う」としています。本当にため息が出るほどうらやましく感じましたが、財政力の乏しい我が県は、政策的工夫で乗り越えて、子育ての安心を確実にしていかなければなりません。小児医療圏が今回4つに決定されますが、二次医療圏ごとに決定されると安心がもっと強まるのにとともに考えます。そこで、まず、宮崎県における誇り得る施設であるこども療育センターの充実についてお伺いいたしますが、こども療育センターの主な課題と今後のあり方についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） こども療育センターの主な課題といたしまして、まず、入所児童の約7割を重症心身障がい児が占めるという状況が続いていることなどから、障がいの重度・重複化に対応する体制の強化、これをさらに進めていく必要があるものというふうに考えております。また、在宅志向の高まり等を背景にいたしまして、短期入所等の在宅サービスへのニーズが高まっておりますことから、在宅サービスの提供体制の充実を図っていく必要があるものと考えております。さらに、今回の児童福祉法の改正に伴いまして、ことし4月から、従来の肢体不自由児施設から医療型障害児入所施設へと移行したことなど、障がい児へのサービス提供体系が再編されましたことに的確に対応していく必要があるものというふうに考えております。このような課題を踏まえ、例えば、気管切開を受けている在宅障がい児の短期入所について、今年度から新たに受け入れを開始するなどの対応を行っておりますが、今後とも、センターが担うべき機能が十分に発揮できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 ぜひよろしくお願ひいたします。

続いて、発達障がいについての理解は、まだまだ進んでいないと私は実感しています。でも、今、発達障がい児をお持ちの保護者の方から相談員として養成すると、そして、その人たちがお母さん方の力強い相談相手になっていくということを実際やっておられるんですが、発達障がい家族相談員養成事業の取り組み状況と、また、発達障がいへの対応における市町村との連携について、関係部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ただいまお話がございました発達障がい家族相談員養成事業でございますけれども、みずからも発達障がい児の保護者であります方を相談員として養成するもので、昨年度から開始したところでございます。これまでに養成研修を受講された12名の保護者の方を相談員として登録しますとともに、ことし9月から実際の相談支援を開始いたしまして、既に5件の相談を受けているところでございます。また、今年度はさらに、研修会の開催などを通じまして、登録相談員のスキルアップや新たな相談員の養成を図りますとともに、関係団体などとも連携しながら、当事業のPRを行い、相談員の一層の活用を図ることとしております。次に、発達障がいへの対応におきましては、市町村の実施いたします3歳児健診等における早期発見を初め、ライフステージに応じた一貫した支援を行う上で、市町村と連携することが大変重要であると認識いたしております。このため、発達障害者支援センターが行います個別支援の際には、必要に応じて、市町村の保健師等とともに支援を行うなど、市町村との連携の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 次に、生活保護とか児童虐待の問題等々は、本当にマスコミから出てきたときには衝撃的な取り上げ方をされて、私どもも受けとめていきます。地域の中にある問題を地域の方たちの中から拾い上げていただいて、それを具体的にしっかりと行政が受けとめていくということができなければならないというふうに思っています。そのときの一番最先端にいらっしゃるのが、最先端で地域のことをやっていたらというのが、民生委員とか児童委員の方々だというふうに思っています。民生委員・

児童委員の活動というのは、なかなか見えていそうで見えていない。これは私は、福祉人材の中では最高の方々だというふうに思っているわけです。この方たちの活動を広くPRする必要があるというふうに思いますが、このことについて、関係部長はどのようにお考えでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおりでございますが、民生委員・児童委員は、住民からのさまざまな相談を受け、行政機関への橋渡しを行うなどの相談支援活動はもとより、ひとり暮らし高齢者の見守り活動や児童虐待への対応など、地域の住民生活全般において、重要な役割を果たしていただいているところでございます。県といたしましては、県政番組や県のホームページを活用いたしまして、民生委員のこのような活動や役割を広く県民に周知いたしますとともに、その功績をたたえるため、社会福祉大会での知事表彰を行っておりますほか、県社会福祉協議会が主催する物故民生委員・児童委員合同追悼式、こういったものを支援しているところでございます。今後とも、民生委員活動の支援と確保を図りますために、市町村とも連携しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 本当に民生委員になり手がなかつたりする可能性というのは、非常にこれからも高いんですよ。ですから、民生委員の方々に対する——児童委員の方もそうなんですけれども——対策というのは、きちんとしておく必要があるというふうに私は思っていますので、今後とも取り組みをよろしくお願いしておきたいと思えます。

次に、災害時要援護者である知的障がい者の方とか高齢者の方の防災対策についてお尋ねし

たいと思いますが、東日本大震災でこのことは大変重要な視点だというふうにして検討が今までもされています。知的障がい者の方にとってみると、災害時というのは特にそうなんですけれども、そういう場所で支援をしてくれる人を確保するということは大変重要なことで、地域の誰が地域の誰さんとどんなふうと一緒に避難してくれるのか、細部にわたって具体的に確実性の高い防災計画を立てて、当事者はもちろんのことですが、地域住民も情報を共有して取り組む必要があるというふうに私は思いますし、また、これをしっかりとしたものとして作り上げていかなければならないというふうに思います。福祉避難所を各市町村に少なくとも1カ所、または複数設置されることが必要だと思いますが、今、現状はどうなっていますか、そのことについてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 福祉避難所につきましては、あらかじめ指定しておくことによりまして、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への迅速な対応が可能となりますことから、県といたしましては、平成27年度までに全市町村での指定・整備を目標としております。福祉避難所の指定状況でございますけれども、現在、13市町で40施設となっており、半数の市町村で指定が行われたところでございます。また、本年度から、新たに福祉避難所を指定した市町村に対しまして、支援物資の備蓄や備品の整備等に対する助成を始めておりまして、未指定市町村への積極的な働きかけはもとより、指定数の増加に向けて、今後一層、推進してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 重ねてお聞きすると、未指定市町村の方向といたら、県全体でいえば、どちらの方向が非常にこれは少ないんですか、

指定されていないんですか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 地域で申し上げるのはなかなか難しいんですが、市のほうでは、指定が進みつつございます。また、町村のほうでの指定状況が、まだちょっと遅いという状況でございます。

○井上紀代子議員 何か1カ所に固まって、13市町村設置されているけれども、どこか一方向だけが非常に少ないとか、そういうことではないわけですね。

○福祉保健部長（土持正弘君） あえて言いますと、児湯地区がおくれているという状況にはあると思います。

○井上紀代子議員 では、その方向の首長さんたちにお力添えいただけるように、これからも担当の、今、議員さんもいらっしゃいますので、またそのほうの取り組みもよろしく願いしておきたいと思います。

次に、これもまたほかの議員さんからも出たんですが、新たな工賃向上計画、障がい者の工賃の向上計画、これについては、大変今回も積極的な取り組みをされているわけですが、この積極的な取り組みが本当に生きていくようにしていただきたいというのが私の強い思いなんですけれども、県は今後もどのように取り組んでいかれるのか、担当部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 新たな工賃向上計画では、地域において障がい者を支えることの重要性を踏まえまして、市町村による積極的な支援を新たな取り組みとして盛り込んでおりまして、企業向け広報の実施や地元商工団体への協力呼びかけなど、地域における障がい福祉サービス事業所への支援が充実いたしますように、市町村との連携の強化を図ってまい

るといたしております。また、事業所の管理者等を対象といたしました研修会の開催やイベント等での共同販売のほか、経営の専門家で構成する「工賃向上支援チーム」による取り組みといたしまして、新商品開発や販路開拓に関する個別指導なども引き続き実施することといたしております。さらに、「障害者優先調達推進法」が来年4月から施行されますことから、物品購入や役務の提供に係る優先発注の拡大にも積極的に取り組むことといたしております。県といたしましては、大変厳しい経済状況の中ではありますが、計画の目標達成に向けて、積極的に取り組んでまい

る所存でございます。○井上紀代子議員 例えば、清掃業務等も含めて、余りにも数が少ないものですから、そこで競争が起こって、せつかくのものがなかなか生きないというような状況等もありますので、ぜひ市町村の皆さんからも御協力いただけるように、取り組みを強めていただくようお願いしておきたいと思っております。

次は、記紀編さん1300年記念事業について、ぜひ積極的な答弁をいただきたいと思っておりますが、スタートとなっていることしの取り組みを踏まえて、何よりも、まさに県民に浸透していくということがまず大事なのではないかと思っておりますが、担当部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） ことしは、市町村や関係団体を初め、奈良県、島根県などの古事記ゆかりの県とも協力・連携しまして、古事記編さん1300年を記念しましたさまざまなイベントを企画・実施し、「神話のふるさとみやぎ」の魅力を県内外にアピールしてきております。これらのイベントは、県民の皆様にとりまして、日向神話にまつわります本県の貴重な歴史的・文化的資源を見直して、身

近に感じ取っていただける一つのきっかけになったのではないかというふうに思っております。また、さらに、宮崎をよりよく知ることが郷土に対します誇りや愛着を育んで、そのことが対外的な発信力の強化であるとか、あるいは観光資源の磨き上げにもつながっていくというふうに考えております。このような考え方をもとにしまして、今後の事業展開の基盤づくりとしまして、将来を担う子供たちを含めまして、県民みずからが「神話のふるさと みやざき」を語れるようになることを目指しまして、神話・伝承を初め地域の宝につつまして、知る機会あるいは触れる機会を創出していくことを軸に据えまして、市町村などとも連携をとって、長期的な視点から取り組んでいきたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 次に、私が知事が提起されている中で大変好きなのは100万泊県民運動なんですけれども、記紀編さん1300年記念事業とか中山間地域振興とも絡めて、各事業と絡めて、人やお金が動く——この人やお金が動くというところが好きなんです——仕組みをつくっていく必要があると思います。これは22年度の本県の観光入り込み客数なんですけれども、実数は1,296万3,000人、県外客が544万4,000人、県内客は751万9,000人、この中で、観光消費額というのが、全体で22年の消費額は1,464億と言っているぐらいの金額になっています。県内客は322億8,700万落としているんですね。その中で、宿泊とかも含めて、大変な観光消費額になっています。ですから、これを本気で、県内の皆さんも含めてそうですけれども、今、消費動向が非常に冷え込んでいるというふうに言われていますが、やっぱりお金って、使ってもらって、それを動かして、そしてというふうに

ならないと、家の中に、かめの中にお金を入れておいてもらっても、全然これというのはうちのものにはならないんですね。税金として返ってくるような仕組みが一番必要なわけです。ですから、そこを考えたら、この100万泊運動と記紀編さん1300年の事業、中山間地域振興、これを絡めるということは大変必要なことであると思うんですが、これをどのように取り組んでいくのか、関係部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長(稲用博美君) 100万泊県民運動の趣旨は、県民の皆様にも、まずは県内の地域資源や観光地の魅力を「知りたい」、そして「行ってみたい」、さらには「泊ってみたい」と思っただきまして、実際にそれを実践していただく、そういうことによりまして、人やお金が動く経済効果あるいは幅広い地域振興効果を生み出そうというものでございます。このため、県におきましては、県内旅行商品の開発促進に取り組ましますとともに、これは今、10月、11月にやっているんですが、「ディスカバーみやざき 古事記をゆく浪漫紀行キャンペーン」というのをやっております。これにおきまして、県内イベントの紹介、あるいは中山間地域の道の駅、それから農産物直売所等をめぐることによりまして、県産品でありますとか県内の宿泊券が当たるようなスタンプラリーを実施するなど、県民が主体的に、そして楽しみながら県民運動に参加できる環境づくりを進めているところであります。御指摘のとおり、古事記編さん1300年を好機と捉えまして、これを十分に生かしつつ、また、中山間地域振興ともうまく連動させながら、まさに「ディスカバー宮崎」ということで、県民が県内をめぐり、新しい出会いや発見・交流をしていくような取り組みを展開して、この100万泊県民運動の輪を

さらに大きくしていきたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ積極的な取り組みをお願いしておきたいと思えます。

次は、埋却地のことについてお尋ねをいたしますが、実は私は、埋却地の問題については特別な思いもあって、再生整備のための予算獲得のために、会派の皆さんと私ども民主党議員とで、積極的に民主党本部、それから農水省に出かけていきました。それで、これについてはなぜかという、自分もそこでできたものを食べたいためです。食べて、そして、その産地ででき上がったものは絶対大丈夫ですよということをみんなに伝えたいためです。ですから、その思いは私は人一倍強いんですが、女性の方たちからいっぱいファクスが来ます。今回、私が「埋却地問題についてします」と言ったら、これはお電話とファクスをたくさんいただきました。まず、そんなことを言っても、あそこはどうなっているのよという話なんですよね。しっかりとした積極的なアピールをしなければいけないというふうに思っているんですよ。それで、埋却地周辺の環境調査の現状についてお聞かせいただきたいというふうに思えます。

○環境森林部長（堀野 誠君） 埋却地周辺の環境調査につきましては、地下水のモニタリング調査を関係市町と協力して年4回実施しております。全埋却地268カ所のうち、4カ所を除き水質に異常は生じておりません。この4カ所につきましては、毎月1回の詳細調査を行っていますが、当初に比べますと、地下水の臭気や有機物濃度は減少傾向にあり、周辺地域への影響も出ていないことを確認しております。また、埋却した当初は、埋却地の一部で悪臭の発生がありました。現在は確認されておられません。

今後とも、関係市町、関係部局と協力して、調査を継続してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ありがとうございます。ぜひこれを的確にやっておいて、的確に報道していただければというふうに思っているところです。

次に、埋却地の再生整備の取り組み状況について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 埋却地を農地等として早期に再生活用していくことは、真の意味での再生・復興や地域農業基盤の維持・強化を図る上で大変重要でありますし、今後の全国のモデルにもなるものと考えております。県では、現在、各市町と連携し、土地所有者の意向や埋却地の現状把握を行いますとともに、発掘禁止期間が順次終了する平成25年4月以降、再生整備が円滑に行えるよう、整備方法やスケジュール等の検討をしております。また、特に、作付等の関係から、早期に整備が必要な埋却地について、今年度中に実施設計を行うために必要な予算を本議会をお願いしているところでございます。今後とも、埋却地の現状や農家の意向等を十分に踏まえた再生整備が行えますよう、議会の皆様の御協力をいただきながら、市町等と一体となって、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、埋却地として利用されている農地の活用促進ですけれども、この取り組みについても、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 再生整備後の埋却地の有効活用にあたっては、担い手を確保した上で、何を作付していくかなどの活用計画を明確にしていくことが重要でございます。このため、本年度からスタートした市町村の「人

・農地プラン」の作成におきまして、埋却地である農地についても、担い手と利活用方針が明確となるよう推進を図っているところでございます。また、埋却地と隣接農地を一体とした面的な集積による生産性の向上を図るために、本年度創設した「優良農地継承・フル活用推進対策事業」等を推進するなど、市町・関係団体等と連携を図り、埋却地の有効活用に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ積極的な取り組みをしていただいて、本当に口蹄疫からの再生と復興は、チャンピオン牛ができた、連覇したということも大変感動的でしたし、それから、私は、その中で積極的に生きていく産業としての力強さというのは、これは全国に誇り得るものだというふうに思うんですね。私は郡司農林水産大臣に強く申し上げたんですが、全国のモデルとなるべく、そういう再生と復興の道筋を私ども宮崎県はたどっていきますと、だからこそ、牛、豚、いろんな畜産業にいそまれる全国の皆さんが、安心して、どんなときだってそのモデルを参考にさせていただけるようにするためにも、宮崎は確実なものにつくり上げてまいりますということを約束いたしました。それは確実に私ども宮崎県はできるというふうに私は思っておりますので、環境的な安心と、そしてつくり上げていく、整備、そこでされたものが作物として出たときにも、本当に自信を持って食べていただけるような、日本全国での食料基地としての私どもの誇りをここであらわしていきたいと思っておりますので、部長のこれからの取り組みも、御苦勞でしょうけれども、よろしく願いしておきたいと思っております。

次に、教育委員会のほうにお尋ねしてまいりたいというふうに思います。私は海外にちょっ

と行ってみたりすると、特に税率の高いデンマークにことし行かせていただいたときに強く思いましたが、子供たちをどんなふうな子供に育てていくのかということは、国民としてどういう子供に育てていくのかといったときに、一番は納税者に仕上げていくということを強く意識された学校教育というのがされています。向こうは、税が高い分、学校教育なんて全くたですから、どこで自分が何を学ぶかということは、自分で決定していいわけです。実際そういう意味でいうと、必ずと言っていいほど、一旦学校を卒業して、高校を卒業して就職して、そして、それから学び直したいものについてまた学び直すということをしっかりとやっておられるようでした。そして、そのときの途中途中でキャリア教育というのが丁寧にやられていまして、中学生のころからいろんなところに行って、自分もこれに適性があるかどうかというのを学び取っていくわけですがけれども、そのときに、その来られた商店の人、それから会社であったりいろいろなところの人たちが、丁寧なレポートを、必ずその子のためのレポートというのを提出されているんです。そういう意味からいうと、大変私はそういうことっていいなというふうに思っています。ただ、その子供たちが就職していくときの就職の場所はどうするのかというのは、私ども政治家の責任、時の政権の責任でもあるというふうに思いますから、ここはしっかりと私ども政治家はやらなければならないと思いますが、一方で、宮崎の子供たちがどんなふうに育てていくのか、そして生活するためには働かなくてはという認識をきちんと持った子供たちを育てていくということは、大変重要なことだというふうに思っています。今、税と社会保障の一体改革を議論すると、い

や、私たちは金を使わんと、私と同じようなじいちゃん、ばあちゃんが言うわけですよ。なぜかというと、老後が心配だからとおっしゃるわけですね。若い人たちが本当に税金が納められる状況になるかどうか、それが心配だというふうにおっしゃるんです。そして、若い人を見て、本当に働くんだろうかというのも心配されております。近藤教育委員長には、宮崎の子供たちにこれからどのように育ててほしいのか、教育委員長の思いをお伺いしておきたいというふうに思います。

○教育委員長（近藤好子君） 私は、宮崎の子供たちに、未来を切り開いていけるたくましさや心の豊かさ、そして何より諦めない心を身につけてほしいと考えております。この思いは、昨年、被災地を訪問させていただいて、より一層強くしているところです。そのような心を育てるためには、まず、子供たちが自分自身としっかりと向き合う中で、持てる力に気づくとともに、みずからの弱さを受け入れること、その上で、自分の価値を認め、実感を持って「生まれてきてよかった」と思えることが生きていくための心の基盤となり、何より大切だと感じております。そして、このようなことに気づく機会を提供することが、教育の大切な役割だと考えております。昨年起きました震災のような自然災害等を含め、子供たちは、それぞれの人生において、必ずや困難やつらさに出会います。そして立ちどまることがあると思います。そのようなときに、宮崎で生まれ育ったことが生きる力の礎となり、顔を上げて諦めずに前に進んでいけるよう、そういう生き方ができるように、これからも宮崎の子供たちのために取り組んでいきたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、地域で子供たちを育

てるという観点から、今回、県民総ぐるみで宮崎の教育を進めるということを提起されております。その取り組みについて、教育委員長の思いをお伺いいたします。

○教育委員長（近藤好子君） 昨年策定いたしました「第二次宮崎県教育振興基本計画」において、県民総ぐるみで、本県のあすを担う人づくりを進めているところでございます。現在、県内各地で、登下校の見守り、あいさつ運動や学校での読み聞かせ活動、さらには企業の立場からなど、多くの県民の皆様にさまざまな教育支援にかかわっていただいているところです。このような「みやざきの子どものために「わたしも一役」」という教育支援の輪が、より一層、県民の皆様の中に広がっていくために、市町村が行う学校支援ボランティア活動の助成や、支援していただいている方々の活動を情報発信していくなど、宮崎の教育を県民の皆様にも身近に感じていただけるよう、広報・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、「中山間地域をみんなで支える県民運動」のことについて、教育委員会の取り組みについてお伺いしたいと思うんですけれども、私は再三にわたって申し上げておりますが、何といたっても中山間地域を盛り上げていくには、人が行くことだと思っているわけですよ。人が交流すること、このことが一番だと思っているんですけれども、教育委員会の取り組みはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会では、「中山間地域をみんなで支える県民運動」を推進するために、その柱の一つにあります「中山間地域の役割に対する理解促進」という観点を大事にしながら、取り組みを行っているところ

であります。例えば、中山間地域の理解を深められるような内容、今おっしゃったように、すばらしさ、自然とかあるいは産業、そんなものを取り入れて、本県独特の副教材を作っているところでもあります。各学校におきましては、その社会科に使う副読本の活用はもちろんのこと、総合政策部が作成した小学生向けの小冊子やDVDも使いながら、中山間地域への理解を深められるような指導をしているところでもあります。また、ほとんどの学校でいろんな体験活動を行っているんですが、例えば、米づくりの実体験などを通して、中山間地の豊かな自然が、稲作に必要な、豊富な大切な水資源をもたらしているというようなことなどに気づかせるなど、さまざまな活動の中で、中山間地域の果たす役割をきちんと認識できるような指導を行っているところでもあります。

○井上紀代子議員 私はぜひ、もっと教育委員会は踏み込んでいただきたいと思うんですよね。多分親からすると、安心とかを心配される場所も、向きもあると思うんですよ。実は、私の孫が小学校5年なので、彼女が教育宿泊研修とか行ったんですが、宮崎市内の子供なものですから、本当に身近なところに行って、食事はビュッフェで食べているんですよ。だから、私はもったいないと思っているんですよ、せっかく2泊3日で行くのに。それで、先ほど総合政策部長がおっしゃったように、「神話のふるさと みやざき」を語れるように、神話とか伝承を初め地域の宝について、知る機会や触れる機会を創出していくというようなこの設定の仕方を、どうやって宮崎県の子供が実行していくのかということになると、やっぱり行ってみて、実際に見て、体験するということがほど大きいものはないというふうに思うんですが、いま

一歩踏み込んで、本当に各市町村の教育委員会にお願いしないといけないところがいっぱいあると思うんですけれども、そこをぐっと突っ込んで、行こうぜみたいなそういう取り組みはできないのか、もう一度、教育長にお尋ねします。

○教育長(飛田 洋君) 今おっしゃったように、中山間地のよさを知らせる、そういうことは本当に大切だ、あるいは中山間地に住む子供たちにとっても、自分たちのところのよさを知るということは大事なことだと思っています。例えば、日向市では、諸塚村の古い農家を改装した宿泊施設を利用しながら、子供たちが自然体験や農業体験などをやっております。それから、日之影町や五ヶ瀬町では、子供たちが町内の施設に宿泊し、地域の理解をさらに深められるような取り組みをしております。さらに、漁業の盛んな地域の小学校と山間地の小学校が、お互いにホームステイをするというようなことをやって定期的な交流をしている、そういう事例もあります。そういうことを通しながら、中山間地域に対する理解を深めるために、実感ができるような活動をしておりますので、そういう活動をまたいろんな機会を捉えて紹介してまいりたいと思います。

○井上紀代子議員 水と緑の県民ボランティアで表彰された高千穂小学校の子供さんたちは、一生懸命自分たちで育てた苗木、それからお花とかを、地域のおじいちゃん、おばあちゃんのところへプレゼントとして持って行って、自宅で植えてほしいということをして、村内が非常にきれいになるように頑張っているわけですね。そしてまた、北浦の漁港に行って、山と海とがどうつながっているかということを実感して勉強しているわけですよ。最高にすばらしい

教育をあの人たちは受けているんですね。こっちの子は、都市部と言われる子供たちは、DVDを見て「ああ、そうか」と見ているわけです。問題はそこなんですよ。もう一度、教育長にお願いしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 実際にはいろんな教材を通して、子供たちが体験する中でわかることというのはいろいろあると思います。宿泊を伴う学習についても、そういうことに意義があるし、あるいは体験することに、見るだけじゃなくて、においを感じたり、温度を感じたり、いろんなことがあると思います。いろんな機会にまた紹介していきたいと思います。

○井上紀代子議員 今回、河野知事には失礼なことも申し上げたかも知れないんですが、ぜひ私は、落ち着いて、そして県民が非常に納得のいく形で、みんなで一緒に住みやすい宮崎づくりというのを取り組んでいってもらえると——今よく言われる政治不信などというのは、地域の中にこそあって、そのことを含めて形づくられたときには、ああいう大きなものになっていくというふうに思っています。国の行方は必ず地方が決めると私は実感していますので、地域の中から本当にいい県政をつくっていただくことによって、宮崎県民はここを誇りとし、またここから発展し、政治をもう一度自分たちの手元に取り戻すことができるのではないかと思っています。そういう意味では、河野知事に非常に期待しておりますので、これからも頑張ってくださいというふうに思っています。

以上で私の一般質問を終わります。(拍手)

○中野一則副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き

続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会

11月30日（金）

平成 24 年 11 月 30 日 (金 曜 日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 25 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 昭 藏 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 一 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○中野一則副議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。年に2回という貴重な一般質問も今回で4回目となりました。早いもので残すところあと4回、残りの任期も半分、折り返しの時期になったというふうに痛感しております。私もまだ政治の道を歩き始めたばかりではありますが、政治の道を志し、政治の道を歩んでいくという立候補時の決意、私の全人生をかけ、全ての人たちの幸せ、地域の方々、地元都城の方々のみならず、県内外、そして、さらには国内外を問わず、御縁のある方ない方関係なく、ただただ、一人一人の幸せ、笑顔の花を多く咲かせたい、そうただ願い、思い続けてきたところでございます。この初心を決して忘れることなく、これからも努めてまいりたいと思うところでございます。きょうは、後援会長御夫妻にも来ていただきましたので、しっかりとこの時間を務めてまいりたいと思います。

さて、これまでの2年間の県政を振り返ってみますと、最も政治的判断が求められたこととして、東日本大震災における災害廃棄物の広域処理がございました。私は、これまで、この件につきましての議論にずっと耳を澄ませておりましたけれども、この件は、今さらかと思えますけれども、ことしの3月に全会一致で可決されました決議にあるとおりで、私もその思

いでございました。今さらかもしれませんが、この件を取り上げたことにつきましては、人間の感情というものには喜怒哀楽というものがあると思えますけれども、しかし、その中でも、怒りでもなく、喜びでもない、悲しみでもない、私の今回取り上げることは何かと申しますと、どうしてこの件を何とかしようという思いが形にできなかったのか、憤り——憤慨ですね——という思いでこれを取り上げさせていたいただきたいと思っております。

そこで、まずは知事に伺いたいと思います。これまでと同じような質問になりますけれども、災害廃棄物の広域処理の検討に当たっては、知事がまず、受け入れの姿勢を明確に表明して、受け入れに向けて努力するべきだったと私は信じておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

壇上からの質問を終わり、以下は質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

災害廃棄物の広域処理の関係でございます。本県では、口蹄疫等の発生に際して全国から温かい御支援をいただいたところで、その感謝の思いから、いち早く、「みやぎ感謝プロジェクト」として立ち上げ、さまざまな被災地支援に取り組んできたところでございます。災害廃棄物の広域処理につきましても、県議会の全会一致による決議が行われましたことを、大変重く、また真摯に受けとめるとともに、膨大な瓦れきが被災地の復旧・復興の大きな障害になっていることから、何とか協力できないかという思いの中で、さまざまな取り組みを進めてきたところでございます。現地調査、また、専門家による説明会等の開催に加え、国の基準よりも

厳しい独自基準の検討を進めまして、たたき台の提示を行うなど、県といたしましては、議論をリードし、できる限りの取り組みを行ってきたものと考えておるところでございます。

今、御質問の中で、まず、受け入れの姿勢を明確に表明して努力すべきではなかったかという御指摘をいただいたところでございます。私としましても、どのような表明の仕方、どのような議論の進め方が望ましかったんだろうかと。これまでも、この瓦れきの受け入れ問題につきましては、さまざまな御指摘をいただいたところございまして、その御指摘を真摯に受けとめ、反省をし、考えておるところでございます。当時考えておりましたこととしては——首都圏のある県の知事が受け入れを表明されたところではありますが、全く地元との調整がないまま表明をされた、地元から強い反発を受けて、かえって一步も前に進まなくなったという事例があったわけでございます。また、それ以外の県におきましても、知事が受け入れを表明されたところは数多くございますが、かといって、市町村の受け入れ体制が進んだわけではないということでございます。私としましては、これまで構築をされた市町村と地域住民の信頼関係、それから、県と市町村との信頼関係にも十分配慮しながら、丁寧に議論を進めていく必要があるのではないかという思いのもとに、これまでさまざまな取り組みを進めてきたところでございます。先ほど申しましたように、その進め方において、もっとこのような知事としての表明なり努力というものがあるべきではなかったのか、さまざまな御指摘というものを真摯に受けとめながら、今後の施策運営、県政運営に取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。以上であります。

〔降壇〕

○二見康之議員 これまでずっと、担当課の方々、いろいろな方々と協議をしてこられたと思います。しかし、まず一言、今の御答弁で——いつも気になっていたことは、みやざき感謝プロジェクト、いわゆる口蹄疫でお世話になったから、その思いに応えたい、何とか手助けしたいというふうなことで挙げられるんですけども、この広域処理という問題は、現地の方々の切実な願いであって、これは、ほかのいろいろな、県産材を使った机とかそういったものを送るとかという事業とは全く別個のものであると。広域処理に対して議会が受け入れを表明してほしいというふうに出したことは、人としてあるべき姿を示してほしいということだったんじゃないかなと思うんですね。ほかのいろいろな感謝プロジェクトとは別格であり、このことだけを注目されて全国の人たちも見ていた、県民の人たちも見ていたし、私たちも見ていたので、そこを何とか理解してほしいということで決議まで行ったというわけなんですよ。そこを非常に疑問を感じまして。ほかの応援プロジェクトと同じように考えられていたのかなというふうに感じるわけなんですけど……。今回のこの広域処理のような、重大な政治判断が必要な知事判断、知事も必要性は認識されていたと思うんですけども、このような重大な決断を迫られた場合、知事がどのようなメッセージを発するかと決めるような際、その判断の根本となった基本的な価値観というのは一体何だったんでしょうか。そこをお伺いしたいと思うんですが。

○知事(河野俊嗣君) 感謝プロジェクトの話を取り上げましたのは、同列にということではなしに、基本的な考え方として、我々、感謝の

思いとともに、あらゆる被災地支援について全力で取り組んでいかななくてはならないという、まず基本的な考え方として申し上げたところでございます。この議決を受けての取り組みというのは、先ほど申しましたように、私としましては、真摯に受けとめて、それに向かって全力で取り組んできたわけですが、その進め方に当たって、いろいろ問題があったのではないかという御指摘については、これも真摯に受けとめて反省としたいというふうなことを申し上げたところでございます。今の政治的な判断基準というところでございますが、これも、この具体的な事例に関して申し上げますと、現地の瓦れきの処理、廃棄物の処理の受け入れということに結びつけていくためには、市町村との、また地域住民との関係を丁寧に進めていかななくては、幾ら知事がその思いを表明しても物事は前に進まないのではないかと。具体的な解決に至るためには丁寧に進めていく必要があるのではないかとということで、これまでも議論を積み重ねてきた、さまざまな取り組みについて、先ほど申し上げたところでございます。

○二見康之議員 丁寧さはよくわかるんですけども、それがどうしても——だから、今までも何度も何度も言われてきたのはそこだと思っておりますよ。丁寧さ、もちろん大事な部分がある。しかし、知事としてははっきり表明するということの効果というか、言わなければならない理由、そここのところがよく伝わっていないのかなと思うんですね。去年の最初の一般質問のときに、知事に、尊敬する人物像として御質問したときに、上杉鷹山公というふうにお答えいただきましたけれども、正直、私は、上杉鷹山公について不勉強だったんですが、知事の判断をされるような姿勢——尊敬される方ですから、

上杉鷹山公を学べば、その気持ちを少しでも理解ができるのかなと思ひまして、私も学ばせていただきましたけれども、鷹山公を学べば学ぶほど、なおさら理解ができなくなってきた。なぜ表明できなかったのかなと思うんですよ。鷹山公について知事はどの部分を尊敬されているのか、そこをまずお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 鷹山公には、「なせば成る」という名言もございます。また、伝国の辞ということで、国家なり人民というものは先祖から送られてきたものであって、私すべきものではないという、そういった政治姿勢というところは、まず尊敬をするところでございます。強い信念、確かな先見性のもとで、さまざまな厳しい困難な課題があったわけですが、藩政改革、財政改革、さらには殖産興業に努められた。その実績も含めて尊敬をしておるところでございます。

○二見康之議員 伝国の辞、それも本当に根本的なことを言われているのかもしれませんが、僕が鷹山公を勉強しながら思ったことは、鷹山公がされたこと一つ一つが何の目的を持ってされたのか、そここのところを考えていただきたいなど。伝国の辞は、もちろん、基本的な姿勢を説かれた話でありますけれども、それ以外に、6次産業化に取り組まれたりとか、いろんな取り組みをしていらっしゃる。

例えば、鷹山公が取り組まれて今も続いているものに敬老会というものがありませんか。御存じですか、敬老会。ちょっと御存じないかな。敬老会をどのようにされたか、ちょっと御説明しますと、鷹山公が開催された敬老会というのは1777年に初めてされているんですが、町村にいる90歳以上の老人の方を招いて、招いたその一人につき2人か3人の孫か子供、嫁、そ

ういった付き添いの方と一緒に招いて敬老会をしているんです。その一緒に来られた3人ぐらいの方々に、常日ごろと同じように給仕したり、おじいちゃん、おばあちゃんの世話をしたりするように指示をしているんです。

なぜか。なぜそのようなことをしているか。私もいろいろ考えたんですけども、その付き添いの人たちは、当時、年配の方々を尊敬しない風潮があったんだと思うんですね。だからこそ、接し方がぞんざいだった、いいかげんだった。だから、そういったところに一堂に会して、みんな同じような、日ごろのようなやり方をしなさいねとやらせてみて、ほかの方を見ると、こういうことをしたら喜んでくれるんだとか、こういうことをするといいな、こういうふうに言葉をかけないといけないんだなどというようなことを、一堂に会してそれをまず見せる。そこで鷹山公は一人一人声をかけながら、「どのような言葉をかけると、おじいちゃん、おばあちゃんは喜んだような顔をしたね」とか、そういったものを見せる場だったんだというふうに思うんですよ。

ですから、この敬老会の意義としては、長寿を祝う、先輩たちを敬うということをお教えることであり、なおかつ、その身近な子や孫、嫁、そういった人たちに常日ごろの自分の行いを反省させ、そして、こうすれば喜んでもらえるんだということを鷹山公みずからが手本となって示す場であったんだと。これは一つの人々の教育ですよ。どういうふうにすればいいのかということをお教えること。それも、みずからをもって率先して行う。こういうことが知事としてのスタンスとして必要なことだと思うんですけども。私は、鷹山公が行われた敬老会にはそのような意味があったと思うんですが、知事

はどのようにお感じになりますか。

○知事(河野俊嗣君) 藩政改革を行う上でも、質素儉約を奨励する際に、まずはみずから率先をしてというところで行き止まりということでございます。今の敬老会におきましても、身をもって示すことによって、そういうメッセージを届けようとする——大変すばらしいことであるというふうに承ったところです。

○二見康之議員 取り組むこと、その目的は何かと聞いたら、一人一人、一般の人たちをどう変えていくかという意識改革だと思うんです。鷹山公は興讓館という学校も建設されています。興讓館をつくられた、それは、藩士だけじゃなくて一般の人たちも学ぶことができるというような建物だったと思いますが、鷹山公がいろいろと指導を受けた師匠さん、いろんな方がいらっしゃいますけれども、2人挙げるとすれば、まず、幼少期に教育を受けた秋月家の老臣である三好善太夫重道、その人の教育方針、「上下の身分を問わず天から明德を授かっている。その明德を曇らせないように修業することが大切である」と言われているんですね。明德を曇らせないように修業する、これは、徳が行われることを目的とする、そういうことを教育の基本としているわけです。もう一人、興讓館の教師として招かれた細井平洲、この人の目的は、「独立の人、自立の人、自己の目で見、自己の足で歩く人となること。独立の人とは、徳を尊ぶことが最も大切なことである」、そういうことを教育の基本姿勢、根本的なところに持っていつている。やはり、徳が広く行われることを望んでいらっしゃるわけなんです。そのためには、まず、みずから率先して動く、そういうことをされたわけですね。

この興讓館、「建学大意」という3つの柱が

あって、1つ目は仁義の徳の実践を行うということ、そして2つ目に、人をつくるということなんです。2つ目の目的は「興讓」、讓を興す、讓る心、謙讓の心を興すということですね。そういった人を育てる場所である。そういった人たちを育てていくんだというのが3つ目の学校としての役割である。この3つの柱を立てていらっしゃるんです。

鷹山公がいろんな人たちに学ばれて何をしたかったかということ、国を治めるためには、まず、国に秩序がある、徳が広く行われることを目的としたわけです。国民が豊かで安らかになる政治を求めて、学校を建設し、広く人々の間に仁徳の実践が行われることを求めた。であれば、私は、そのとおりで、政治はそうあるべきだと思うんですけども、まず知事はどのように思われるか、お伺いします。

○知事(河野俊嗣君) さまざまな師たる方々から大変大切な教を学ばれたんだというふうに思っております。非常に謙虚で真摯な姿勢で政治に取り組まれたというふうに伺っておりますが、いろんなそういう師との出会いというのが鷹山公をつくっていかれたんだなということを今受けとめたところであります。

○二見康之議員 くどくど言いますけれども、自分が実践されていったということは、皆さんに対するメッセージなんです。それがうまくいくとかいかないとかじゃなくて、こうしなければならない、徳の実践というところに一番の背骨の基本的指針を置いているから、どうしなければならないという思いが出てくるわけですね。鷹山公は17歳のときに米沢藩主に就任されました。17歳ですよ。すごいですね。そう思うんですけども、そのときに詠まれた一句、「受け継ぎて国の司の身となれば、忘るまじき

は民の父母」。河野知事が宮崎県知事になられたこと、広島からこちらの宮崎のほうの知事になられた。鷹山公は高鍋出身で、あちらのほうの藩主になられた。そういうような環境の違いではなくて、鷹山公の言葉を借りると、「藩主というものは鉢植えにされた木である」というような表現をしていらっしゃる。それに、「日本国という中の一部分を任された人間である。その全ての責任があるんだ。少なくとも、その鉢の中を任された以上は、同時に責任があるんだ」というような表現をされて、藩主になられたときに詠まれた歌なんですけれども、この「受け継ぎて国の司の身となれば、忘るまじきは民の父母」、この歌について知事はどのようにお感じになるのか、率直な御意見をまずお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 藩主になられた、その重荷を背負われたということで、それに対する覚悟というものが伝わってくるような思いがいたしております。それは、やはり、これまでその藩を築かれた先人の取り組みというのをしっかり受け継いで、自分がそれを担っていかなくてはならない、そのような思いが伝わる場所でもあります。そのような姿勢というものは、私も、十分ではないかもしれませんが、常に感じるところでありまして、これまで宮崎を築いてこられた多くの方の取り組みというものを真摯な思いで受けとめて、それを、なるべく、できる限りよりよいものにして次の世代へとつないでいく、それが藩主なり知事の役割というふうに考えておるところでございます。

○二見康之議員 突然の質問で、そうお感じになるのかもしれませんが、「受け継ぎて国の司の身となれば」、この部分は責任のことだと思ってしまうんですけども、後半の部分、「忘る

まじきは民の父母」、要するに、自分は、そこに住まわれる人たちの父であり母であると言っているわけです。ここが非常に大事な部分じゃないかと思います。もちろん、前の部分も、その責任の重大さも感じている。しかし、自分は民の父母である存在であるというふうに言われているわけです。

昔のことわざの中で、「父の恩は山よりも高く、母の恩は海よりも深し」というような言葉がございますけれども、父、母親の役割というか責務というか、これは、男が父親であり、女性が母親であるとかそういうことを言っているのではなくて、親であるということの役割を、父母、2人一緒に担っていかなければならないというような意味だと思えます。「父の恩は山よりも高く」というようなその責任を考えたときに、一つは、家族を養い育てる経済力の確保とかそういったものがあると思えますけれども、いろんなところを勉強してみますと、父親の役割としてよく言われることは、人として社会の責務を遂行するという、人間的義務の遂行という務めがあると言われるんですね。他方、今度は「母の恩は海よりも深い」という意味は、おなかを痛めて産んだ我が子を温かく包む、子供のために我が身を顧みずというような、本当に太陽のような存在、これは深い愛情のあらわれであるということだと思えますが、その前の部分、人間的義務といいますか社会的責務の遂行、これは、仕事のみならず、地域社会の分野やその他において果たすべき役割だというようなところだと思えますね。その責任だと。私は、そのようにこの父母の責務というものを考えているんですけれども、まず、知事はどのようにお考えになられるのか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 父母の役割というのは子供にとっても大変重要なことでありましょうし、それをそのような形で象徴的な表現として用いられたのだというふうに思っております。為政者としては、そのような姿勢でもってみずから範を垂れるとともに、国民または県民に常に心を寄せて物事を処すべきだ、そのような教えではないかというふうに受けとめたところがあります。

○二見康之議員 ですから、父親としての役割と母親としての役割、この両方を兼ね備えて行っていかなければならないと思うんです。それは何かといいますと——そこで非常に今回ずっと思っていたのは——鷹山公は、やはり、一般の社会の中で徳が行われることを求めたわけです。そのために、みずからが率先して行っていった。儉約にしる敬老会にしる、自分が最前線に出てやっていくことを実践していったわけです。そうやっていろんな方々にメッセージを発していった。

私は、今回の瓦れき処理のこの件に関して、とにかく、まず受け入れを表明して、それに対してきちんとした放射能関係の検証なりをしつかりして行って行くべきだと。この議会の議決というものは、その両方を兼ね備えているものだと思います。東北の方々が、震災に遭われて非常に苦しい中でも、その徳の実践を行われたというのは、世界が称賛した「絆」というものであらわれていましたよね。その復興に向けて頑張ろうというときに、この瓦れき処理が一番のネックであるということが言われてきたわけです。これは報道とかも見ていけば、いっぱいそのように報道されていきましたね。多くの方々も、そこに手を差し伸べてほしいという思いだったんです。ですから、それをまず表明する

ということが——いろんな他県の事情とかを知らんになられて、うまくいった事例だけじゃなくて厳しいところもあったから、そこは慎重にしないといけないというふうにお考えになられたんでしょうけれども、しかし、まず自分が表明するという事は、その人たちに、「こういうことをしましょうよ。受け入れに向けて頑張りましょうよ」という、まずメッセージを出すこと。そうしないと、じゃ、誰が協力してくれるんですか。協力しようとも言わない人に、「どうですか、検討してみてくださいよ」というようなことをやって、本当に人は動かせるのか。僕は、ほかの苦難に陥られた首長さんたちは、そここのところはわかっていらっしゃったと思います。厳しい、いろんな反対は来るだろう、そういうことも想像はしていたと思うんです。それでも受け入れを表明しないといけないという思いに駆られたのは、やはりここで、実際に現地で苦しんでいらっしゃる方々に本当に手を差し伸べないといけないところで手を差し伸べた、そのメッセージを発したことだと思います。それが一般のこれからの地域社会の中で行われていくのは、広くそういったいいことを行ってほしいという、それは基本的にあると思うんです。それをするためにまずは意思表示をしなければ、知事が何を大事にされているのかというところがわからない。知事のメッセージから感じることは、皆さん、県民の安心・安全、これを最優先にして考える。僕は、それというのは母親としての務めの部分だと思うんです。この宮崎に住まわれる方々、焼却処理場とか処分場の近くに住んでいらっしゃる方々の安心・安全を考えることは第一の条件であるけれども、それだけじゃなくて、宮崎県としてどうやって動いていかなければならないか、その社

会的責務を果たすために頑張らないといけないんだというところの、まずメッセージを出すこと、これが父親としての責務ではないかというふうに感じるわけなんです。鷹山公は、そここのところも両方を兼ね備えて判断され、行動されてきたんじゃないかというふうに思うんですね。知事、どのようにお考えになりますか。

○知事(河野俊嗣君) 今、大変重要な指摘をいただいたというふうに思っております。やはり、今回、処分場なり焼却場、その周辺の地域住民への思いというものを大事にしなきゃいかん。それぞれ市町村が地域の皆さんと築かれてきたものを大切にしなきゃいけないという思いと、全国的な、今これだけの重要な課題なので何とか協力できないか、まさにそのせめぎ合いであったというふうに思っております。議員からは、知事として表明をもっと明確にすべきではなかったかというふうな話がありました。それは、先ほど申しましたように、私のいろんなメッセージの伝え方なり物事の進め方、いろいろ反省があるのではないかなというように思いで今伺っておったところでございます。あの当時考えましたことは、さっき、ほかの県のことを申し上げたところでありますが、必ずしも知事がそこを表明したらうまく進んだわけではない、逆効果であったというところを見て、だからこそ、県と市町村の連携推進会議で最初に行いましたときに、慎重な姿勢であった市町村長さんだったわけですが、でも、何とか協力できないかということで、今後検討していきましようという方向性をそこで県と市町村で確認をして、先ほど言いましたようないろんな事業に取り組んできたところであります。そういった進め方がどうだったかということは、今後ともまた真摯に自分なりに考えてまいりたいというふ

うに考えております。

○二見康之議員 もう終わったことですから、どうこう言うつもりも本当はないんですよ。ただ、やはり、知事の発言、行動されることというのは県民の皆さんが見ていらっしゃる。ですから、やはり思いやりのある発言を求めたい。議会が議決をしたところまで行っているわけですから。その中に、表明をしてほしいというメッセージまで入っていたわけです。やはり、そのところは重要だと思ってほしい、大事なところだったんだと感じていただきたいと思います。

これから、宮崎県におけるいろんな政治課題というのはたくさんありますけれども、しかし、その一つ一つ、特にこの瓦れき処理のような大きな判断を迫られたときに、一番知事が大事にしていることは何なのか。そのところが、今回は、県民の安心・安全だということろがすごく前面に出てきたわけです。知事の思いは違うのかもしれませんが。知事が前にここで御答弁されたときに、先ほど申されたように、「ほかの都道府県の知事が受け入れを表明して、うまくいったところがありますか」というようなことを言われたのを覚えているんです。あのときに、知事は本当は受け入れに協力したいんだなというのを感じたんですよ。それは、知事の、「何とかしたいと思っているのに、何でわかってもらえないんだ」というような憤りのような感じを受けたんですね。でも、それまではそれが感じられなかった。「感謝プロジェクトをやっています。ほかのできることを考えています」とかいう答弁が出てきたりしていますね。そういったところに出てくるんだと思うんですよ。

だから、知事として、どのようにみんなに伝

わるかというところは大変難しいところだと思いますし、本当に慎重を期されたことだと思うんですけども、今後、もし、このような判断を迫られたときに、今回のことを思い出していただいて、本当に県民の方々に、思いやり——過去は2,600年前から中国の古典「大学」でも言われますように、「大人の道は明德を明らかにするにあり」と。いろんな地域社会の中で一番大事なことは徳が行われることであるというようなことはずっと言われています。「もと乱れて末を治める者はあらず」ということもあるように、今でも、地域社会で行われることは、いいことが行われること、道が進められることというのが大事なんだというようなことを、根本的な基本姿勢にどうか据えていただきたいというふうに思います。

今後の知事の判断に期待をさせていただいて、以上でこの件は終わりたいと思います。

次に、学校教育関係についてお伺いしたいのですが、さきに都城市長選挙がありまして、投票率が50%を切ったわけなんですけど、これは、いろんな要因もあるでしょう。しかし、投票率が下がってきたということは、ある意味、社会だけの課題じゃなくて、やはり、学校教育の中でどのような指導をされているのかということが非常に大きな課題でもあるのかなと思うんです。今、宮崎県の学校教育の中でも選挙制度についてしっかり学習させるべきだというふうに思うのですが、今の学校教育の現状も含め、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 選挙の制度を含む政治に関する学習につきましては、小学校、中学校の社会科、それから高等学校の公民科において、小中高、発達段階に応じて、その仕組みや政治参加の重要性について理解が深まるよう、

指導を行っているところであります。その際、例えば、投票率の低さ、それから一票の格差などの現在、選挙制度が抱えている課題を具体的に上げたり、身近な課題をもとに地域づくりに参画する方法を考えさせたりいたしております。また、学校の活動、例えば、学級活動や生徒会活動等における選挙、そのことによる役員選出、さらには委員会活動の話し合いなどを通して、自治の仕組みを実体験を通して学ばせているところであります。さらには、政治や地域貢献に関する学習としては、子供議会とかバーチャル市役所、そういう地域課題やよりよい社会づくりのあり方について、子供たちに主体的に考えさせていく取り組みも行われているところであります。このような取り組みやすぐれた実践例を紹介しながら、今後とも、将来の有権者である子供たちが選挙や政治を身近に感じ、よりよい社会づくりに積極的に参画していくような意思や態度を身につけられるような教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 私も、学生生活をしているときに、学級活動とかいろいろありましたけれども、生徒会長とか学級委員長とかを選ぶときの選挙のやり方は、人気投票のようなところが確かにあったという記憶があるんですよね。そういうところからも、社会人になってからの投票活動にもつながっている部分があるんじゃないかなという感じもしますし、それだけじゃなくて、今の一般の投票率の上がり方を見ると、20代から60代までずっと右肩上がりに上がっていくわけですよね。若いうちは低い、年を重ねるごとに上がっていくということは、実際に社会生活を送る中で、実体験を通じて投票の大切さというものを感じていっているからこそ投票率

が上がるというふうに思いますと、もっと学校の中で自分たちの投票活動を、学校自治というようなところで実際に投票が生きてくるんだというか、実際に体験できるんだという部分をもうちょっと工夫して教えることはできないものかなと。生徒会長、学級委員長のあり方が、人気投票みたいなところがあったものですから、もっと具体的に進めていってほしいと思います。いろいろな学校ごとに、いろいろな取り組みとかをしていらっしゃるところもあるみたいですけども、県の教育機関であれば、それを一般化していく、普遍化していくというような思いも込めて、特別な学校だけでやるのではなくて、全体的に普及できるような、そういった取り組みを今後検討していただきたいと思います。

次に、都城にいまして、いろんな運動施設、体育館とか陸上競技場などについて、何とか整備してほしいというお話を受けることがあります。そんな中、先日、泉ヶ丘高校にプールがないという相談がありました。私が在学中のときにはあったんですけども、「まさかそんなことはないですよ」と言ったら、実際に今のプールを見ても草ぼうぼうの荒地だったというようなことがございました。なぜ今、泉ヶ丘でプールが使われなくなったのか、その経緯について教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 都城泉ヶ丘高校のプール施設につきましては、昭和50年に整備し、使用開始したところでございますが、実は、高校では水泳が必修ではないというようなこともありまして、平成12年に都城泉ヶ丘高校では水泳の授業を行わないとしたことから、その後、使用していない状況となりました。そのため、機械類の腐食や漏水などの施設の劣化が進み、

使えない状態となっておるところであります。

○二見康之議員 泉ヶ丘は、今、附属中学校ができて、その中学生たちが妻ヶ丘中学校のプールを借りて授業を受けているというふうにお伺いしております。中学校で水泳は必修科目であり、高校では選択だというふうにお伺いしましたが、中学校があるからなんですけれども、逆に、県内の高校でプール施設がない学校もしくは使えない学校はそれぞれ何校あるのか、お伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 先ほども申し上げましたが、高校の学習指導要領においては水泳が必修となっておりますので、必ずしも授業を開講するという必要ございません。水泳の授業を開講していない学校というのは現在6校あります。そのうちプール施設がない学校は宮崎東高校の1校で、プール施設を保有しているものの、現在使えない状態であるというのは、先ほど御指摘のあった都城泉ヶ丘高校でございます。

○二見康之議員 プール施設があるのに使えないというのは、本当に残念なことなんですけれども、今、都城市の陸上競技場が認定されていない、公式競技ができないというような話もあるんですが、この泉ヶ丘のプールは、日本水泳連盟の公式の認定プールだったんですね。それを今から取ろうなんて考えても、なかなか難しいというふうに思うんです。今までの経緯を考えますと、いろいろお金の問題やら施設整備のこともあったとは思いますが、今後、この泉ヶ丘高校のプール施設についてどのように対応される予定なのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 今後につきましては、水泳授業のあり方や、現有のプール施設をどう扱うかについて、学校現場の意見なども踏

まえながら研究してまいりたいと思います。

○二見康之議員 全くの白紙の状態であるというふうを感じるんですが、今は、中学生も3年生までになりまして、妻ヶ丘中まで歩いていつて使っているような状態が続いております。できれば早目にプールを整備していただきたいという思いはあるんですけれども、それはまた学校の施設整備計画等もあるでしょう。ただ、私が感じたのは、学校施設を県だけで協議するのではなくて、泉ヶ丘の場合は義友会というOB会がございます。そういったところに学校施設整備について協力を求めていくことはできないのか、同じく教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 学校施設の整備につきましては、地方財政法で、県は、県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、その負担を転嫁してはならないことが定められております。しかしながら、OB会等のかかり方につきましては、関係者の意向にも十分耳を傾けながら、慎重に研究してまいりたいと思います。

○二見康之議員 財政法上難しいのはわかるんですけれども、例えば、泉ヶ丘の場合には、88周年のときに義友会館、100周年のときにいずみ会館という、相当額かかるような建物をOB会のほうが頑張ってくつてくださっております。そういったところを、これから予算の厳しい中であれば、何とか地方財政法をクリアできるような考え方を探っていく必要があるんじゃないかと思うんです。法律の求めるところは、地域住民に負担を転嫁しないようにという、ほかにもいろんな意味があるんだと思いますけれども、慎重な議論を重ねて、これからうまく学校とOB会——やっぱりOB会というのは学校がうまくいつてほしいという願いを持つ

ていらっしゃるものだと思うんです。実際に義友会の会長さんと話をすれば、「学校に対しては何ぼでも協力するような気持ちはあるんだよ」というふうにおっしゃいますから、何とかそういったものを検討していただきたいと思います。ただ、泉ヶ丘の現状もあります。ほかの学校の施設のことでもあります。これから、学校施設の老朽化等、いろんな整備計画等があると思いますけれども、今後の整備のあり方をどのように考えていらっしゃるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 学校施設の整備につきましては、まず、何より児童生徒の安全性の確保のため、平成25年度末の終了を目途に、耐震対策を最優先で進めてまいったところであり、学校施設の老朽化対策につきましては、現在、県立学校の全ての校舎や体育館など1,585棟を対象に、施設設備等の劣化状況や整備の必要性を調査しているところでございます。今後は、この調査結果をもとに、財政状況等も勘案し、優先度の高いものから計画的に整備を図っていきたいと考えております。

○二見康之議員 学校施設等の老朽化が先になって、整備が後手にならないように願っているところでございます。しっかりと今後取り組んでいただきたいと思います。

そして、次は、県政におけるいろんな課題についてお伺いしたいと思っておりますけれども、まず、林業について、去年からいろいろ私も質問させてもらっているんですが、生産現場の課題について、まず、林業経営における課題をどのように認識していらっしゃるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 本県の森林資源は、全国に先駆けて充実し、民有人工林の約

7割が本格的な伐採時期を迎えております。しかしながら、木材需要の低迷や円高等の影響から、木材価格が長期にわたり低迷し、林業経営は大変厳しい状況に置かれております。一方、森林林業を支える山村地域においては、過疎化・高齢化の進行により林業担い手が減少しております。このような中、本県の基幹産業である林業を振興するためには、さまざまな課題がありますが、特に重点的に取り組むべき課題は、採算性を向上させるための低コスト林業の推進と、それを支える意欲と能力のある人材の確保・育成であると認識しております。

○二見康之議員 人材確保・育成については、せっかく森林組合さんも頑張って育てていったんだけど、1年、2年ですぐどこか別の業者に引き抜かれてしまうというようなこともあるみたいなので、そういったところをどうクリアしていくのかという課題もあると思います。ただ、一番大事なことは、低コストの林業をしっかりと確立することだと思うんですけれども、宮崎県の場合は林業が非常に盛んな地域でもあります。これからの林業、持続的な林業経営に向けた取り組みについて、同じく環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 木材価格が長期低迷する中で採算性を確保していくためには、これまで以上に徹底した生産コストの削減が必要であります。このため県では、森林経営計画の作成への支援等を通じて、施業の集約化や路網の整備を進めるとともに、高性能林業機械の導入により低コスト林業の推進に努めております。また、意欲と能力のある人材を確保・育成するため、国の緑の雇用事業を活用して新規就業者を確保するとともに、基幹林業作業士養成事業等によって、高度な技術や技能を有す

る担い手の育成に努めております。今後とも、これらの取り組みに加え、木材加工施設の整備促進や県産材の需要拡大等を図り、資源循環型の持続的な林業経営の確立に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 今、森林経営計画というものをつくるようになってきているみたいなんですけれども、現場のほうでは、面積5ヘクタール以上をなかなか確保できない地域もあったりとか、非常に苦慮しているところがあるみたいなんです。これから、そういった課題がどんどん出てくると思うんですけれども、そういったものにも一つ一つしっかり取り組んでいただきたいと思います。高性能林業機械の導入とか低コスト化に向けて取り組んでいってほしいんですが、その低コスト化に向けていくに当たって一つ大事なポイントは、1人当たりの労働生産力、労働生産性というものがあると思うんです。宮崎県の素材生産における労働生産性の現状と今後の取り組みについて、できれば、本県・全国の平均、そういったデータ、もしくは世界各国等、もう自由化も進んでいますから、そういったところとの比較のデータがあればお伺いしたいと思うんですが、よろしく願いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 素材生産における労働生産性、これは、現場技能者1人1日当たりの素材生産量であらわしますが、平成22年度におきましては、主伐では、本県が8.1立方メートル、全国平均が5.0立方メートルで、本県のほうが全国よりも高くなっております。また、間伐では、本県、全国平均、ともに3.5立方メートルであります。一方、諸外国との比較では、単純な比較はできないとは思いますが、「平成22年版森林・林業白書」によりますと、

スウェーデンは約30立方メートル、ドイツでは10数立方メートル以上であり、我国の生産性は、これら欧州諸国に比べて低い水準にあります。今後とも、労働生産性を高めるため、施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の活用等を進め、より効率的な作業システムの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 よろしく願いします。主伐では全国より上でも、間伐では厳しい状況だというふうに感じたところですが、今、国の方向性としても間伐施業を進めているような状況ですから、いかに、林業の現場、それがきちんとうまく回っていくのか。主伐で切って、ちゃんと植えていくというサイクルができてくれば林業というのは大丈夫だと、これからもやっていけるんだというような明るい未来が見えてくると思うんです。そういったところにしっかり取り組んでいただきたい。現場のほうでは、所有権の問題とか、根本的に変えないといけない部分があると思います。そういったところに決して目を背けることなく、しっかり取り組んでいっていただきたいというふうに願っております。どうぞよろしく願いします。

あと、農業のほうについて質問を準備していたんですけれども、時間が参りましたので、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則副議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手）よろしく願います。

先日、日本一「宮崎牛」県民感謝祭が行われ、出品者一人一人に感謝状が贈呈されました。さらに、第10回全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会に対して県民栄誉賞が贈呈されました。団体としては初めての県民栄誉賞となりま

した。贈呈式の様子を見ていて、万感胸に迫るものがあり、涙がとまりませんでした。私は、口蹄疫発生時に、ワクチンを接種し殺処分される佐土原町の牛を牛舎から引き出しトラックに載せる作業の手伝いを5日間やらせていただきました。額にきれいなリボンをつけてもらっている牛、最後の日くらいきれいな寝床に寝せてやりたいとの思いで、ふわふわの敷きわらが敷いてある牛舎、牛に手向けてやってほしいと花束を準備しておられた農家など、本当に泣きながらの作業の連続でした。立ち直る日が来るのかと思いがながらの作業をした日からわずか2年余り、再び日本一に輝きました。宮崎牛の底力を感じつつ、関係者の「世話になった県民や国民に恩返しをしたい」との思いでなされた並々ならぬ努力のたまものだと考えます。「なせば成る なさねば成らぬ何事も 成らぬは人のなさぬなりけり」、奇遇にも先ほども出ましたけど、これは河野知事が尊敬される上杉鷹山公の言葉です。今回の宮崎牛の連続日本一は、努力してなし得た代表的な例だと思います。このように、絶対やり抜こうと本気で取り組めば達成できることは幾つもあると考えますが、最近、県の取り組みに本気度が感じられない場面に時々出会います。幾つか例を出して質問をいたします。

まず、再生可能エネルギーについてです。平成25年度の特別重点施策に、「再生可能エネルギーを活用した産業・地域づくりの推進」が掲げてあります。また、現エネルギービジョンを1年前倒しして、来年度から新エネルギービジョンを策定し、県民との協働によるエネルギーづくりを通して、環境負荷が小さく、災害に強く、活力ある社会を実現していくとしています。その中に、重点的に取り組む新エネルギー

として小水力発電や太陽光発電が挙げられていますので、それらについてお尋ねします。

まず、小水力発電についてですが、栃木県は、栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区に取り組み、県内3市町の土地改良区連合が管理する農業用水路に10から数十キロワットの小水力発電施設を70から80カ所設置することを目指しています。現在、神流川のかんがい用水や那須野ヶ原土地改良区連合会で発電事業に取り組んでおり、その大きな可能性を実感し、さらに拡大していこうとしています。また、鹿児島県では、民間や行政、学識者で、鹿児島県小水力利用推進協議会を立ち上げ、2017年度までに、県内約40カ所に用水路や河川を利用した小水力発電施設を設置し、5万世帯分に相当する最大発電量2万4,000キロワットの発電を目指す計画をしています。鹿児島県では、この推進協議会に知事が積極的に賛同されたため、県の関係部も推進協議会のメンバーとなり、例えば、導水管を県道の下に布設させることによって、用地買収などの手間を省き、工期を短縮させるなど、スムーズに発電所設置ができるような協力体制をつくっているそうです。河野知事にも、鹿児島県知事のような積極的なリーダーシップをとっていただきたいというふうに考えます。

そこで知事にお伺いしますが、県は、新エネルギービジョンの中に小水力発電の導入促進のための取り組みをどのように盛り込もうとされているのでしょうか。ビジョン実現に向けた知事の意気込みについてお聞かせください。

以後は質問者席から質問させていただきます。よろしく願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたし

ます。

小水力発電につきましては、豊富な降水量や高低差のある地形など、本県の地域特性に適しており、安定的に電力を供給できる発電でありますことから、有望な新エネルギーであるというふうに考えております。このため、今年度、1年前倒しで策定を進めております新エネルギービジョンにおいて、太陽光やバイオマスとあわせて小水力発電を重点的に取り組む新エネルギーの一つとして位置づけまして、戦略的プロジェクトに取り組むこととしております。今、他県の取り組み状況をいろいろ御紹介いただいたわけですが、そういったことも十分に参考にしながら、また、それに負けないような積極的な取り組みというものを、今後、県民、事業者、市町村と連携をしながら、このビジョンを着実に実行いたしまして、環境新エネルギー先進地づくりの実現に向けて、本気度が伝わるよう、全力で進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 農政水産部としては、農業用水を活用した小水力発電を積極的に推進する必要があると思いますが、県の取り組みについて農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県の豊かな水資源を利用した小水力発電の推進は大変重要であると認識しておりまして、特に、農業用水を活用した小水力発電では、売電収入による土地改良区の維持管理費の軽減などが期待されております。このため、県といたしましては、本年度に創設した県単事業により、県全域にわたる発電適地の把握を行うとともに、市町村や土地改良区、研究機関などで組織する連絡会議を設置し、研修会等による情報提供や意識啓発を図っていくこととしております。また、設置の

意向のある地区においては、現在、導入に向けた調査設計等を行っており、一部発電施設の整備も進めているところでございます。今後とも、市町村や土地改良区などと連携しながら、国庫補助事業の活用も図りつつ、積極的な導入促進に努めてまいります。

○横田照夫議員 企業局としては、小水力発電の推進に対してどう取り組まれておるのでしょうか。企業局長、お願いします。

○企業局長（濱砂公一君） 小水力発電は、低炭素社会の実現、あるいは本県の恵まれた水資源の有効活用等の観点から、非常に有益であり、また、企業局は、水力発電の長い歴史がございまして、これまで、相応の技術やノウハウを蓄積してきております。さらに、昨年、東日本大震災以降、電力供給システム改革の議論が加速しておりますけれども、大規模集中型の電源から、多様な電源、多様な担い手による電力供給という考え方が大きな柱の一つになりまして、その一環として固定価格買い取り制度もスタートしたところであります。県内に身近に存在する水資源を有効活用することにより、中山間地域を初め、県内の地域活性化につながることを期待できると考えております。このようなことを総合的に踏まえまして、企業局といたしましては、今後とも小水力発電に重点的に取り組むこととしておるところであります。

具体的には、企業局みずからは、祝子ダムや綾北ダムにおける河川維持放流水を活用した発電、治水ダムでは初めてとなる日南ダムを利用した発電など、可能なところから順次取り組みを進めているところでございまして、他方で、市町村や土地改良区が計画する小水力発電につきましても、関係部局と連携し、積極的に技術面での支援を行っているところでございます。

企業局といたしましては、このような取り組みを通じまして、県内の小水力発電の普及に寄与してまいりたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 小水力発電を行おうとする場合に、水利権の取得が課題だと聞いていますけど、河川管理者としての県はどのような対応を行っているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県が管理する河川におきまして、小水力発電を希望する事業者からの問い合わせや相談があった場合につきましては、その都度、直接話を伺った上で、水利権取得に必要な書類の作成や他の水利権との調整の指導、それから、河川に関するデータの提供、こういった支援を行っております。また、河川法を所管しております国土交通省においては、これまでも、水利権の取得手続の簡素化・円滑化を図っておりますが、本年4月に、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」が閣議決定されたのを受けて、一層の簡素化・円滑化に向け検討を行っていると伺っております。県土整備部といたしましては、こうした国の動きも踏まえまして、他部局とも連携しながら、小水力発電の推進に向け支援を行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 固定価格買い取り制度で有利に売電するには時間的な制限がありますよね。綾川かんがい用水とか大淀川右岸・左岸用水など、国営のかんがい用水でも発電できる場所はたくさんあるんじゃないでしょうか。栃木県では開水路でも発電していますし、鹿児島県では河川でも計画をしているようです。中山間地等も含めて、立地可能性を幅広く調査すべきではないかというふうに思います。小水力発電の設置に関しては、需要さえあれば、県内でも発電

装置をつくれる企業はあると思いますし、土木工事ができる企業も幾らでもあるというふうに思います。そういう方向に持っていくことが、来年度の特別重点施策にある「再生可能エネルギーを活用した産業・地域づくり」につながるのではないかというふうに思います。鹿児島県の協議会は、宮崎県にもぜひ入り込みたいというふうに言っておられました。宮崎県が取り組む前に他県が入ってきたら面目が立たないんじゃないでしょうか。栃木県の担当者も、「少しでも可能性があれば、やるべきだ」というふうに言われました。ぜひ、早急な取り組みを本気で行ってもらおうよう、強く要望いたします。

次に、太陽光発電ですが、太陽光発電に対しては農家からの問い合わせがたくさんあります。「鉄骨ハウスで遮光を必要とする寒ランとかアスパラガスを栽培するので、ハウスの屋根に太陽光パネルを乗せたい」とか、「遊休農地があり、耕作のめどがないので、太陽光の発電施設をつくれないうか」などの問い合わせです。農地は遊休状態であっても、水利費などを払い続けなければいけません。それらの負担軽減のためにも、太陽光での売電ができればいいなというふうに考えます。農地に太陽光発電施設を設置できるかどうかを農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農地転用により太陽光発電施設を設置する場合の可否につきましては、当該農地の区分に応じて、農地法に基づく農地転用許可基準を踏まえて判断することになります。農地転用許可基準の中では、将来にわたり農業振興を図るべき農用地区域内にある農地や、10ヘクタール以上の広がりのある生産性の高い第1種農地などのいわゆる優良農地の転用は、原則として認められておりませ

ん。一方、生産性が低い第2種農地や市街地にある第3種農地においては、周辺農地の営農への影響や事業の確実性なども考慮した上で転用が認められることとなります。本県の農地転用による太陽光発電施設の設置につきましては、第2種農地及び第3種農地において、これまでに17件の許可実績があるところでございます。

○横田照夫議員 太陽光発電システム目的の農地利用について、農地転用許可を得ないで太陽光発電設備を設置した例があります。その一つが三重県菰野町のタマリユウ生産農家です。2.5メートルの高さで太陽光パネルを1,060枚設置し、パネル間には30センチのすき間をあけます。農地は半日陰になりますけど、タマリユウは半日陰が生育に適していることから、転用許可を受けずに太陽光パネルの下で営農をしています。一般家庭150世帯分の年間消費電力相当を発電する見込みだそうです。県の経営革新計画として承認されており、地元銀行から無担保で1億数千万の融資を受けているそうです。長野県茅野市では第2種農地を転用して、また、熊本県津奈木町では、他県に住む孫に農地を貸す形式で農地転用を受けて太陽光発電を始めたそうです。さらに、福島県が実証モデル事業に採択した福島ソーラーシェアリング事業というのがあります。これは、ソーラーパネルを農地面よりも数メートル上に設置し、スリット状に太陽光を地面に到達させることで、農産物の栽培を行いつつ、同時に太陽光発電も行う仕組みです。耕作地としての機能を温存しつつ、太陽光発電を行うことを特徴としております。ソーラー発電設備は、栽培する農作物により容易に変更可成で、建設に伴う農地へのダメージも最小限とする設計にするそうです。農地転用を受けていない取り組みです。これらの例は、農地法

の縛りの中で、どうすれば設置できるかを考えた成功例だと考えます。農地法があるから設置できないというんじゃないで、できる方法はないかを一生懸命考えれば、その方法は見つかるんじゃないでしょうか。耕作放棄地等は、現状では農地に戻る可能性は小さいと考えます。それならば、荒れ放題にしておくんじゃないで、将来に向けて土地の有効利用が図られるように真剣に検討してほしいと考えるんですけど、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長(岡村 巖君) 耕作放棄地につきましては、毎年、市町村及び農業委員会が現地調査を実施しておりますが、その結果、第1種農地などの生産性の高い優良農地と見込まれるものには、農地として復元利用されるよう、農業委員会による指導や周辺農地とあわせた整備などを推進してまいりたいと考えております。一方、森林・原野化しており、農地としての利用が見込まれない耕作放棄地については、地域農業の健全な発展との調和や地域の意見なども踏まえ、太陽光発電を初め、有効に活用されるよう努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、県産材販売拡大についてお尋ねします。実は、県内に、塗装・防水など異業種の企業10社で事業協同組合をつくり、大規模太陽光発電施設、メガソーラーの建設を進めている事例があります。太陽光パネルは国富町にある企業が生産したものを使い、パネルを載せる架台は飢肥杉の大径材と間伐材を使っています。木材をとめるビスは、県の工業試験場で開発して都城市で生産されているものを使っています。まさに地産地消の発電施設です。当初は、木材は強度に問題があるので、パネルの保証はできないと言われておりましたけ

ど、メーカーと共同開発をしてきた結果、途中で塗装をし直すことで20年間の保証が得られたということです。3日前に、宮崎市広原で、パネル6,020枚による一般家庭の年間使用量約327世帯分の発電で商業運転を開始しました。今後、来年7月までに、県内各地であと9カ所に設置する予定だそうです。今回稼働し始めた広原発電所の木材使用量は120立方メートルで、10カ所に設置すれば、実に1,390立方メートルもの木材、飫肥杉の大径材を使うことになるんだそうです。この取り組みがNHKとか新聞で報道された後すぐに、熊本県や大分県、鹿児島県などが調査に来たそうです。熊本からは、人吉の杉を使ってくれたら飫肥杉より2割安くするということも言われたそうです。環境森林部は、この取り組みに対してどのようにかかわってこられたんでしょうか。この組合は飫肥杉の利用拡大につなげたいと考えておられるんですけど、うかうかしていると、よその県の木材に取ってかわられるんじゃないかというふうに思います。県産材の販路拡大とか大径材の需要の掘り起こしを目指しているんだから、もっと積極的にかかわっていくべきではないでしょうか。県内の民間等でも、今後、メガソーラーの取り組みがふえてくるとは思いますけど、その架台に県産材を使ってもらえるよう、積極的に推進すべきではないかと考えます。また、この事例以外にも、民間で木材を使う新たな取り組みが出てくるとは思いますけど、こういう取り組みを県がいち早く察知して、県産材の利用拡大の後押しをするべきじゃないかと思はれますけど、環境森林部長、いかがでしょうか。

○環境森林部長(堀野 誠君) 木材価格が低迷している中、県産材の需要拡大は大変重要な課題と考えております。議員から、太陽光発電

の木製架台について、他県の動きを含めた御紹介がありましたが、県におきましても、この事例は、県産杉の大径材を活用した先進的な取り組みとして注目しており、5月に行われた事業計画についての勉強会に参加し、意見交換や情報収集に努めたところでございます。また、6月には、木材利用技術センターにおいて、木製架台に関する設計技術相談に応じるとともに、完成した11月には、県と関係団体合同で現地調査を行い、ホームページにより、大径材活用のモデル的な取り組み事例として全国に情報を発信したところであります。県産材の需要拡大を図るためには、さまざまな分野での利活用を進めることが重要でありますので、御指摘にありました県産材利用の新たな取り組みにつきましても、木材利用技術センターによる技術相談や各種試験のほか、ホームページによる事例紹介、大径材を活用した新製品開発に対する補助などにより、支援を行ってまいりたいと考えております。今後とも、県産材の需要拡大に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 本県の林業は木材価格の低迷にあえぎ、その対策は本県にとって喫緊の課題でありますので、木材の利用拡大には本気で取り組んでいただきたいというふうに考えます。

次は、チョウザメについてです。平成25年度の農政水産部の重点的な取り組みとして、「10億円産業を目指すチョウザメ養殖・キャビア生産を支える基盤の整備」が掲げられています。まず、チョウザメが宮崎県の特産として成長していく可能性について、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 本県は、冬場の温暖な気候と豊かな水源など、チョウザメ養殖の環境に恵まれておるところであります。あわせて、

昨年度、水産試験場の30年にもわたる研究成果によりまして、シロチョウザメ稚魚の安定供給体制も国内で初めて整ったところであります。民間の養殖も今進んでまいりまして、チョウザメ養殖産地の確立に向けた取り組みというものの体制が本格的に整ってきた状況でございます。天然キャビアの生産量というものが、チョウザメの乱獲等によりまして減少して、国際的な取引が規制されているということで、世界的に養殖キャビアへの期待が高まっている。大変追い風にも恵まれているところでございます。また、チョウザメは、キャビアはもとより、魚肉や皮、骨、うろこなど、全ての部位が、鮮魚のほか、加工食品でありますとか工芸品、さまざまな用途に利用可能であります。きょう、うっかりつけてくるのを忘れたんですが、うろこでできたピンバッジ、そういうのもありますし、チョウザメからつくった化粧品なども既に商品化されているところでありまして、養殖業のみならず、製造業や観光産業など、多方面の産業への波及効果というものが期待されるころであります。これまでも何度もチョウザメの試食会に参加しまして、各レストランのシェフの方々と意見交換させていただきましたが、非常に高い評価をいただいております。先日も、みやざき大使をお願いしております東京のあるシェフから、実は、キャビアの生産に関するいろいろアドバイスをいただいたようでもあります。塩の使い方とか味の整え方をいろいろアドバイスいただいた結果、そのシェフから、世界的に十分戦えるレベルのものができたのではないかというお話もいただいたところでもあります。また、福岡で先日、幾つかのレストランが一緒になってチョウザメフェアも行っていただいたわけではありますが、そのシェフにも、チョウ

ウザメの売り出し方についていろんなアドバイスなり提案をいただいたところでございます。心強く思っております。本県の特産品としての将来性を強く感じておりまして、本県の新たな産業の一翼を担い、本県経済に貢献していただけるものと大変期待をしております。

○横田照夫議員 今、知事から詳しく御答弁いただきましたので、ちょっと重なる部分があるかもしれませんが、1983年に日ソ漁業協定の親善のあかしとして日本に贈られたチョウザメのうち200尾を宮崎県に分けてもらい、県水産試験場の小林分場において、種苗生産の研究に着手されたということです。2004年に全国で初めて完全養殖に成功し、以後、量産化する取り組みを始めましたけど、その壁は非常に高かったというふうに聞いております。しかし、民間業者の協力を得ながら試行錯誤を繰り返し、2011年、量産化試験に成功して、目標としていた5万尾のシロチョウザメの稚魚の生産を実現できたということです。ようやく人工種苗の量産化にめどが立ち、この種苗と養殖技術を県内の事業者にも広く提供し、チョウザメ養殖を本県のフードビジネスとして展開するときにやってきたということでもあります。本当に、水産試験場の長きにわたっての努力に心から感謝をしたいというふうに思います。そこで、農政水産部長に伺いますけど、強い産地にするための課題は何なんでしょうか。

○農政水産部長（岡村 巖君） 強い産地とは、まず、安定した生産体制が確保されていること、高品質な商品が生産されていること、そして、安定した販路が確保されていることが求められているものと考えております。したがって、これらの条件を満たすため、まず、チョウザメ養殖業への新規参入者を確保いたし

まして、一定規模の産地形成を図るとともに、養殖業者の経営の安定化を図ることが必要でございます。また、あわせて、高品質の商品を確保するための一元的な加工体制づくりや、産地間競争に打ち勝つため、戦略的なPRと販売体制の確立を含む、生産から販売に至る一貫したブランドづくりを図っていくことが大変重要であると考えております。

○横田照夫議員 シラスウナギの不漁のために休業中の養鰻池があるようですが、養鰻池での飼養の可能性はあるのでしょうか。また、稚魚から採卵するまで8年から10年くらいかかり、資金サイクルが長いので、新規で参入するにはリスクが高いというふうに思います。例えば、和牛が生産と肥育に分業しているように、稚魚の生産、稚魚から雌雄判別まで、雄の魚肉用養殖、雌の採卵とキャビア生産というように分業化すれば、資金回転が早まるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、先ほど知事もちょっと言われましたけど、観賞魚としての販売とか、チョウザメが泳ぐ水槽の前で食事を提供するチョウザメレストランとか、コラーゲンやコンドロイチン、カルノシン、ヒアルロン酸等、多く含まれる機能性成分を生かした化粧品とか栄養補助食品の生産、また、うるこの工芸品など、チョウザメの可能性は非常に大きいというふうに考えられます。これらが生きてくれば、中山間地を初め、地域おこしにも大きく貢献できるのではないかとこのように思います。先ほどのタマリユウの事例では、県が経営革新計画として認証したことで、地元銀行から無担保で1億数千万円の融資を受けられたようですが、チョウザメの産地化に対しても融資を受けやすい環境づくりをするべきではないかとも考えます。これらのことも含めて、

県がチョウザメ経営のモデルケースを示すべきだと考えますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長(岡村 巖君) 県におきましては、昨年度から、各地域での説明会等において、養殖業者の経営安定や新規養殖者の参入を促進するための各種情報をお示ししているところでございます。具体的には、養殖施設について、標準的な施設イメージ図を提示するとともに、廃業された養殖池や遊休池等の情報を提供しております。また、安定した養殖経営を実現するための方法として、民間のチョウザメ保険の紹介や、雌雄判別までの3年間の養殖と雌雄判別後の4年から7年間の養殖を業者間で分業する体制づくり、また、他業種との兼業による経営安定化、養殖業者が連携して加工・販売を行う6次産業化などを提案いたしております。さらに、チョウザメ養殖経営の収支試算をもとに採算性を説明いたしますとともに、金融機関等に対しても、チョウザメ養殖への理解と融資等に対する支援をお願いしているところでございます。

○横田照夫議員 他県の取り組みも活発化しているようです。それに負けない産地にするには行政の手助けも必要だと考えます。100億円産業を目指すんだったら、それだけの覚悟も必要だというふうに思います。予算とか取り組み体制など、もっと大がかりにすべきじゃないかと考えますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長(岡村 巖君) 現在、チョウザメ養殖は国内の複数の地域で行われておりますが、いずれの産地も小規模な生産体制にある中、本県は唯一、公的機関が種苗を安定的に供給できるという強みを持っております。県とい

たしましては、このような本県の優位性を生かし、強固な日本一のチョウザメ産地として着実に育成してまいりたいと考えております。また、来年の冬からキャビアの本格的販売を予定しているところであり、世界的にも高い評価を受けるようなキャビアや高級食材としての魚肉づくりを目指しまして、農政水産部のみならず、関係部局を挙げた推進体制のもとで、国や県の各種事業等を効果的に活用し、業界と連携したPR活動や加工・販売への指導・支援を、なお一層強化してまいりたいと考えております。

なお、現在、県庁の玄関にも水槽等を展示して、県民の皆様にも広く知っていただく努力もしているところでございます。

○横田照夫議員 チョウザメといったら宮崎県と言われるような産地づくりのために、県として本気度を示していただきたいというふうに思っています。

次に、防災対策について伺います。

災害対策本部が設置されることになっている県庁1号館は、これまでの耐震補強により建築基準法に基づく耐震性能は確保されているが、震度6強以上の大地震が発生した場合、倒壊する危険性は低いものの、ひび割れ等により業務での使用が困難となる事態が懸念されるとされており、災害時において県民の生命や財産を守るために、十分な耐震性能を有する防災拠点庁舎を整備する必要があるとして検討がなされておりますけど、その必要性は十分理解をいたします。そこでお尋ねしますけど、昨年11月時点で、地上12階地下1階程度を上限として、約2万平米の延べ床面積が必要としておりましたけど、現時点でも同じ考えなのでしょうか。また、2万平米の根拠はどこにあるのでしょうか。

か。建設予定地も含めて、総務部長にお聞きします。

○総務部長(四本 孝君) 防災拠点庁舎の整備につきましては、昨年度の庁内関係課長などから成る検討委員会の検討結果といたしまして、災害対策本部の活動スペースを初め、災害対策本部を統括する危機管理局や県土整備部、総合政策部、総務部等の災害対策関連部署に加え、災害対策の指揮をとる知事室等の入居が想定されることや、一方で、航空法による建物の高さ制限が約53メートルであることも考慮して、施設規模は約2万平方メートルの延べ床面積が必要になるということでありました。また、建設場所につきましては、早期に防災拠点庁舎を整備する必要があることや、本庁各部署が緊密な連携を図り、県の総力を挙げて災害対策に取り組むということなどから、本庁域の敷地が望ましいとしたものであります。しかしながら、この内容は、あくまで昨年度の庁内レベルの検討結果でございまして、専門的な見地からの検討はいたしておりませんでしたので、昨年12月に、防災や建築の専門家を含む検討委員会を立ち上げ、改めて、施設の場所あるいは規模などについて検討を行っているところでございます。

○横田照夫議員 例えば山梨県の場合は、災害対策の活動スペースは、4階、5階に、災害対策本部や防災関係課、会議室を設置する予定ということで、執務室を含めて約2,500平方メートルを予定しているようです。被災後の復興には長期間を要しますので、それらに関する部署はそこから除外してもいいんじゃないかというふうに考えます。被災直後の緊急対策関係部署が機能する拠点施設と考えるべきだと思います。例えば、知事の執務室も必要とありましたけ

ど、ほかの職員と同じ部屋で机を並べて指揮もできるんじゃないでしょうか。県民が大変な状況になっているときに、知事が知事室にどっかりと構えている必要はないというふうに考えます。被災直後において、県民の生命や財産を守るために本当に必要な面積はどれほどなのでしょう。総務部長、お願いします。

○総務部長（四本 孝君） 防災拠点庁舎に必要な面積につきましては、現時点では、専門家を含む検討委員会で、求められる機能あるいは施設規模の検討を行っておりませんので、算定をしていないところでございます。調査を委託している専門コンサルタントによりますと、東日本大震災の教訓を踏まえまして、災害対策本部がさまざまな防災関係機関と連携して災害応急対策を実施できる十分かつ柔軟なスペースを初め、県民に災害情報を伝えるプレスルーム、あるいはライフラインの途絶に備えた非常用発電機などの設備、さらにはヘリポート、あるいは一時避難者用のスペースなどの確保が必要であるということでした。防災拠点庁舎の機能や規模につきましては、今後、専門コンサルタントの調査結果を踏まえまして、検討委員会において、あらゆる観点から検討を行うとともに、県議会を初め、県民の皆様の御意見を十分お聞きしながら、慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 地震調査研究推進本部は、マグニチュード7.6クラスの日向灘地震が30年以内に発生する確率は10%程度で、南海トラフは60%程度としています。この数字を見ると、いつでも発生しそうな気がしますけど、内閣府は、発生確率は極めて低く、対策をとれば被害は減らせるというふうに言っております。もちろん、あした発生するかもしれませんが、それ

ぐらいの確率なのであれば、緊急対策の関係部署以外は見送るべきではないかと、私個人としては考えます。本庁版BCPには、もし被災して本庁舎が著しい損傷を受け、業務を行うことができないと判断された場合、企業局庁舎とか職員健康プラザ、県警本部、知事公舎、ホテル等の宿泊会議施設等を代替施設として使用するというふうに書いてあります。もしもの場合には、本庁版BCPで想定されている方法で対応すればいいんじゃないかというふうに思います。財政難の折、防災の名に乗じて県庁の新庁舎をつくったと疑われるような施設にするべきではないと私は考えます。県庁が残っても、県民が死んでしまったら何にもなりません。私が住む佐土原町でも、一ツ瀬川河口近くにある集落からは、若くて元気な人でも避難指定地まで歩いて45分かかるといいます。県は、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とり得る手段を尽くした総合的な津波対策を確立するとしておりますが、そうであれば、防災拠点庁舎は必要最小限の施設として、県民が望んでいる避難高台とか避難タワーの設置を優先すべきではないかと考えますけど、知事、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 避難の施設、タワーも防災庁舎も、どちらも重要なのではないかと、うふうな思いがいたしております。大規模災害時におきまして県民の生命と財産を守るためには、本県の災害応急活動の中核となる防災拠点庁舎が十分にその機能を果たして、県の災害対策本部が、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関などと連携をしながら、県の総力を挙げた災害対策活動を迅速かつ的確に行うこと、これは大変重要であるというふうに思っております。一方で、御指摘がありましたような津波避難場

所の確保、県民の生命を守るという観点からも、これは極めて重要であろうかというふうを考えておりました、どちらも防災対策という観点からは欠くことのできないものであるというふうを考えております。避難場所につきましては、一義的には市町村の責務というふうになるわけですが、今、地域の住民の皆さんと一緒にしながら、今御指摘がありましたような、なかなか避難する場所が遠いのではないかと、ここには避難タワーが必要なんじゃないかと、それから、民間の高いビルを避難ビルに指定するべきではないか、いろんな議論なり検討がされておるところでございまして、年内に設立する予定の沿岸の市町との推進協議会などを通じて、十分に連携し、また今後、対策を講じてまいりたいというふうを考えております。防災庁舎につきましては、いろいろ御指摘がございました。しっかりこれを踏まえて検討してまいりたいというふうには考えておりますが、千年に一度の規模のものを考えていく中で、庁舎の耐用年数等も考えていく、その中で、今の財政状況もある、そして、どこまでを対象にすべきかということは非常に重要な課題であろうというふうには考えておりますので、部長が申し上げましたように、今後とも、県議会を初め、県民の皆様方の御意見等をしっかり伺いながら、議論を深めてまいりたいというふうには考えております。

○横田照夫議員 本当の意味で県民の生命が最優先されるよう、防災対策は総合的な判断で進められるよう、強く要望させていただきます。

次に、いじめ問題についてお尋ねします。

まず、警察本部長にお尋ねしますが、ひどくぶつかったり、たたいたり、蹴ったりする行為は暴行罪、金品をたかることは恐喝罪、金品

を隠したり、盗んだり、壊したりすることは窃盗罪とか器物破損罪、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを無理やりさせることは強要罪、パソコンや携帯電話で誹謗中傷することは名誉毀損罪、こういう解釈で間違いないでしょうか。

○警察本部長(加藤達也君) いじめにつきましては、その個別具体的な行為が刑法その他の刑罰法規の構成要件に該当し、違法かつ有責な行為である場合には犯罪となります。一般論として申し上げれば、故意にたたいたり、蹴ったり、金品をたかることなどは犯罪を構成するものと考えます。

○横田照夫議員 これらは、文部科学省がいじめの問題に関して行った緊急調査の中にある「いじめの態様」のアンケートにある質問区分です。その他を入れて9区分中の5区分です。これを見て感じるんですけど、いじめという言葉でくくられた行為の中に、犯罪行為として取り扱われるべきものも含まれているんじゃないかと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長(飛田 洋君) いじめにつきましては、その内容によっては犯罪行為、例えば、暴行だとか恐喝などに当たる場合もあり得ると思われれます。そのような可能性があるという場合には、各学校、教育委員会が警察と連携し、協力をいただきながら対応することが大切であると考えております。

○横田照夫議員 子供たちも社会のルールの中で生きております。たとえ少年といえども、罪を犯せば、警察に補導または検挙され、少年鑑別所とか少年院、少年刑務所に送られ、矯正教育を受けたり罪を償うことになるというふうには思います。学校の中で起こったことであっても、犯罪に抵触する問題であれば法律で裁かれ

るのは当然のことではないかと考えますけど、警察本部長、いかがでしょうか。

○警察本部長（加藤達也君） 学校におけるいじめ問題の対応につきましては、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつ、犯罪等の違法行為がある場合には、被害少年や保護者等の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な捜査・補導等の対応をとっているところであります。

○横田照夫議員 学校の中で起こったことであっても、犯罪に抵触することであれば、警察が入ることは当然だというふうに思いますし、学校としては、子供たちに、「そういうことになるんだよ」と、しっかりと教えていくことが大事だというふうに思います。今回のいじめ問題に対する緊急調査では、学校と警察の連携について、「学校内のことは学校内で解決しようとする傾向が強く、警察との連携をちゅうちょする傾向にある」と、課題を訴える声もありました。さらに、今後求められるべき取り組みとして、いじめの問題解決のため、警察等の関連機関との連携が重要であり、犯罪として取り扱われるべきと認められるいじめや暴行行為等に関して、教育委員会や学校と警察との円滑な連携や情報共有を行うことができるようにすることが重要であるとしてありました。これらのことに関しての教育長と警察本部長の考えを、それぞれお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 学校においては、児童生徒に、社会で許されない行為は学校の中でも許されない、さらには、いじめなどの行為を行った場合には自分自身が責任をとらなければならないことなどを、しっかりと指導することが重要であると考えております。その上で、い

じめが発生した場合には、関係する児童生徒一人一人に対して必要な教育上の指導を行うとともに、その行為が犯罪となり得る可能性がある場合には、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要であると考えております。そのために、警察との日常的な連携はもとより、本県の子供たちの健全育成を行っていけるように、教育委員会、学校が警察と深く連携を図るために創設した制度として「学校・警察相互連絡制度」というのがありますが、そういう制度を活用した情報交換を積極的に実施するなど、今後とも、警察等の関係機関との一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

○警察本部長（加藤達也君） いじめ問題につきましては、警察としても、教育委員会や各学校との連携が重要であると考えております。そこで、警察におきましては、スクールサポーター制度や学校・警察相互連絡制度などの運用によって、学校等における非行防止や犯罪被害防止教育の支援等の取り組みを行っているところであります。今後とも、学校との連携によるいじめの未然防止、被害拡大防止について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 警察が学校に入らないことが一番であると思いますので、しっかりと連携を深めていただきたいというふうに思います。

次に、BSE検査についてお尋ねします。

平成13年に我が国で初めてBSEが確認されて以来、国の全額補助でBSE全頭検査を行ってきました。その後、平成17年に検査の対象月齢を21カ月齢以上とし、地方自治体が行う20カ月齢以下の牛の自主的な検査については、最長3年間の経過措置を行い、平成20年7月をもってこの補助が廃止されました。その後は、宮崎県も含めて、自治体の独自の予算で自主検査を

続け、現在に至っております。先日、内閣府の食品安全委員会が、国内産牛肉の検査対象月齢を21カ月齢以上から31カ月齢以上に引き上げるBSE対策の見直し案を承認し、厚生労働省に答申しました。これを受けて、今年度中にも国内産牛肉の検査対象月齢が31カ月齢以上になる可能性が出てきました。

そこでお尋ねしますが、引き続きBSE全頭検査を実施した場合、検査に要する費用はどれぐらいになるのでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） BSE全頭検査に要する費用でございます。昨年度の決算額ベースで申し上げますと、7,397万円となっております。その内訳でございますが、人件費が4,471万円、検査キット代等の物件費が2,926万円であります。

○横田照夫議員 自主検査をしている全国の自治体から、「検査を続けるかやめるか、全国で足並みをそろえたい」との声が上がっているようですけど、宮崎県を含め、各自治体ではどういふ議論がなされているのか、現状の動きを福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） BSE検査対象月齢を31カ月齢以上に引き上げることにしましては、現在、国が関係法令の改正を行っております。また、来年5月には、国際的にもBSEの発生リスクが最も低いレベルである「無視できるリスクの国」、いわゆる清浄国になると想定されますことから、現在、全国各自治体におきまして、全頭検査の見直し等について検討されているところでございます。国は、「対象月齢を31カ月齢以上に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」との見解を

示しておりますので、国産牛肉の安全性については十分確保されるものと考えております。本県といたしましては、今後とも、国や各自治体の動きを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 当然、輸入対象も30カ月齢以下に広げる規制緩和がなされます。外国産牛肉の輸入がふえた場合に、BSEに対する消費者の目は厳しくなり、その際、自主的に検査してきた体制が崩れていけば、国産牛に対する牛肉離れも進むのではないかと懸念されます。せっかく連続日本一に輝いた宮崎牛の消費も遠のき、価格低迷につながるようなことにはならないのでしょうか。一方で、今、部長の答弁にもありましたように、農林水産省は、ことしの9月に、BSEの発生リスクが最も低い「無視できるリスクの国」として認定するよう、国際獣疫事務局（OIE）に申請をしました。来年5月のOIE総会での認定を目指す考えだそうです。認定を受けるには、過去11年以内に自国で生まれた牛でBSEの発生がないことなどが条件とされますが、我が国では、平成14年1月以降生まれた牛にBSEは発生しておらず、来年1月でこの要件を満たすそうです。BSE清浄国に認定されると、国際基準上の検査項目が大幅に減り、月齢や部位に関係なく牛肉を食肉として輸出できるようになるそうです。そうすると、また宮崎牛の輸出拡大の可能性も膨らむのではないかと考えます。非常に悩ましい問題ですけど、総合的に判断していただくようお願いをいたします。

若干時間がありますので、記紀編さん1300年事業について伺います。

先日、熊本市で、南九州観光振興会議が開催されました。その会議でパネルディスカッション

ンが行われ、牧元副知事もパネラーとして参加され、宮崎県が取り組む記紀編さん1300年事業について熱心に説明をされました。その説明を聞いたコーディネーターである熊本日日新聞社編集局長は、「記紀編さん事業は、島根県でやっていることは知っていたけど、宮崎県でもやっているんですね」と発言をされました。正直言って、隣の県、それもマスコミ関係の編集局長が知らなかったことに愕然としました。牧元副知事は、あの会議に参加されてどう感じられましたか。

○副知事(牧元幸司君) まず、南九州観光振興会議でございますけれども、南九州三県の県議会議員の皆様方が観光推進の観点から連携して取り組まれるということで、その取り組みに対しまして敬意を表するものでございます。私も、今、御紹介がございましたように、先般、参加をさせていただきまして、古事記編さん1300年に関する取り組みなど、本県の取り組みを御紹介させていただくとともに、熊本、鹿児島両県においては、本県での修学旅行を実施すべきだというようなことを御発言させていただいたところでございます。この会議の中では、関西方面、あるいはアジアからの誘客につきまして、南九州で連携して取り組むことが重要であることが確認されるとか、あるいは、九州中央自動車道の整備について、一致して取り組む必要があるというようなことが確認されるなど、会議全体としては大変意義のある会議ではなかったかというふうに思うところでございます。その中で、ただいま御指摘のように、コーディネーターの方から御発言があったことにつきましては、私も大変驚きましたし、また、大変残念な発言であるというふうに感じたところでございます。記紀編さん1300年事業など、

本県の取り組みにつきまして、今後一層、PRを強化する必要性というものを感じた次第でございます。

○横田照夫議員 ただいま副知事が述べられたことが実際の現状じゃないかなというふうに思います。宮崎県の記紀編さん事業が本県の将来の命運を分ける事業という覚悟で、これからの9年間で全国の人に知れ渡るような取り組みをしていくという本気度を、知事に改めてお聞きします。

○知事(河野俊嗣君) ただいまのお話を受けてまして、今、非常に残念に思い、また、いろいろな反省すべき点があるのではないかとということにも思いをいたしておったところでございます。日本発祥にまつわる日向神話を初め、本県に伝わります神話・伝説というのは、本県にとって貴重な貴重な歴史的・文化的な資源であり、また、何千年にもわたって読み継がれ、語り継がれてきた物語であり、今の我々、県民のみならず、日本国民全体として受けとめるべきさまざまなメッセージというものが込められているのではないかと、そのような思いもいたしております。そういうような思いからも、もっともっとこれを全国に向けてのPR発信に努めてまいりたい、そのように思っておるところでございます。今の話を伺いまして、以前、東京で旅行関係の業務に携わっている方から言われたことを思い出しておったんですが、この事業ではなしに、その前から、宮崎の観光の取り組みなりメッセージなりPRというのは首都圏に全く伝わってこない、そのような話がございました。私どもは、そういったところも反省をしながら、これまでもいろんな観光PRにも努めてきたわけでありましたが、いろんな反省点、見直すべき点があるのではないかと。今後、日本一の

宮崎牛についても、もっともっとプロモーションを打っていく必要があるわけでございます。そういう意味におきまして、情報発信のあり方、観光・物産のPRの仕方、いろんな工夫を今後ともしてまいりたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 来年の事業計画とか長期計画では、すばらしい、美辞麗句と言ったら失礼かもしれませんが、そういう文言が並びますけど、それを本気でやり抜くという覚悟がないと、絵に描いた餅にしかありません。県職員の本気度に心から期待をさせていただきたいと思っております。

木造住宅耐震化リフォーム支援事業についても通告しておりましたけど、先日、前屋敷議員が私の分も十分発言していただきましたので、今回は取り下げさせていただきます。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 郷中の会の有岡でございます。

私は、持続可能な社会形成をテーマに質問をしております。宮崎県らしい、宮崎県ならではの持続可能な社会形成の取り組みとして、参考にすべき事案があります。それは、自然と共生する綾町のユネスコエコパーク登録のまちづ

くりです。有機農業やエコツーリズムなど、自然保護と地域振興の両立が評価された結果、本年7月11日、登録が決定しました。10月には、町制施行80周年記念事業として、CIB国際まちづくりコンクール(カナダ・エドモントン大会)に挑戦し、まちづくり最高ランクの5つ星、さらに特別賞を受賞しています。そして、このようなメッセージがあります。「先人が時代の課題を的確に把握され、地域づくり、まちづくりに一貫して取り組んでこられた成果で、このすばらしい歴史の積み重ねをしっかりと受け継いで、次の世代へ自信と誇りを持ってバトンタッチすべきと決意を新たにした」と締めくくっています。そこで、考えるべきことは、昨年の3・11以降、日本人の価値観が変わりつつある中、自然との共生は、昔からの古い生活スタイルではなく、実は最も豊かでトレンドリーな生活であるということであり、宮崎県だからこそできる可能性を感じます。世界が認める綾町の取り組みを通し、宮崎県の高いポテンシャルを引き出して、持続可能な豊かな宮崎県を確信しております。

それではまず、知事の政治姿勢について質問してまいります。

全国和牛能力共進会2連覇という成果が得られた理由と背景について、知事の見解をお尋ねいたします。

次に、9月議会において23年度決算認定に私は反対をいたしました。理由については討論のとおりであります。宮崎県として県民総力で戦おうとする中で、県民の不公平感や行政に対する不信感が成長の妨げとなっております。今回の共進会のように、努力する人をみんなで応援する、行政と住民がともに取り組む協働は、必ず成果を上げると信じます。そこで、知

事にお尋ねいたします。県民との協働のためにも、原点に立ち返り、行政の役割、県民の役割を明確にし、責任と覚悟を持って課題解決に取り組むことが求められますが、知事の思いをお聞かせください。

次に、新エネルギー対策について副知事にお尋ねいたします。

日本にとってエネルギー問題は、食料問題と同じように国民の関心事であり、日本の成長に欠かすことのできない命題であります。さきの大戦でもわかるように、エネルギー問題は国同士の争いに発展する危険性を秘めているからであります。本県においても、新エネルギービジョン素案として、新エネルギー自給率を平成10年度2.8%から11%に引き上げる目標を掲げています。そこで、県民や事業者からの相談時の手続がスピード感を持って円滑に進むよう、新エネルギーのワンストップ窓口を設置すべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

以下は質問者席にて質問してまいります。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

まず、全国和牛能力共進会の成果が得られた理由についてでございます。今回、2連覇という、まさに偉業を達成できた要因としまして、まずは、本県の長年にわたる挙県一致で進めてまいりました肉用牛改良の成果により、各地域においてすばらしい資質の牛が着実に育っていたということが、ベースとして挙げられるところでもあります。そのような中で、口蹄疫により約7万頭の優秀な牛を失うなどの大きな影響を受けたところではありますが、一つには、関係者全てが、日本一を再び勝ち取ることに よりまして、口蹄疫からの再生・復興の歩みというもの

を確かなものにしていきたいという強い決意を有していたことがございます。そして、生産者の高い技術と、これを支える関係者の強いネットワークというものが失われていない、こういったものが十分に発揮をされたことが2連覇の大きな力となったのではないかというふうに考えております。さらに、これに加えて、口蹄疫からの復興に向けた、畜産や農業団体のみならず、全ての県民の皆様への熱い思いでの応援、また全国からの温かい支援に対する思い、こういったものが関係者の背中を後押しして、この連覇に結びついたものというふうに考えておるところでございます。

次に、県と県民の役割についてであります。御指摘どおり、今のこの日本一2連覇というものも、力を合わせて勝ち取ったものでございまして、厳しい財政状況の中で、ますます複雑多様化する行政需要に的確に対応しながら、活力ある持続可能な地域社会を築いていくには、県、市町村だけでなく、県民の皆様との深いきずなのもとに連携、協働を進めていくこと、県全体の力を結集していくことが不可欠であろうというふうに考えております。このため、私は、県政運営の基本姿勢といたしまして、「対話と協働による県民総力戦の推進」を掲げるとともに、アクションプランの中には、県の取り組み内容に加え、県民の皆様にご期待する具体的な取り組みの例というものを盛り込みまして、その普及啓発、またその協力を呼びかけているところでもあります。

今後とも、県民の皆様さんとの意見交換の場や広報などを活用しまして、県の現状や取り組み、そして県民の皆様さんにご期待する役割などについて丁寧に説明することによりまして、県民の皆様、またそれぞれの団体がそれぞれの立場

でみずからの役割を意識し、地域の課題に関心を持ちながら、「明日のみやぎづくり」に積極的に参画していただけるような取り組み、例えば、ケアの地産地消の取り組みであったり、100万泊県民運動であったり、記紀編さん1300年記念事業、また中山間地をみんなで盛り上げる、さまざまな分野でテーマ、課題があるわけでございます。そういった県民がみんな参加していくような機運づくりに、これからも努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事(牧元幸司君)〔登壇〕 お答えをいたします。

新エネルギー対策についてでございます。新エネルギーは、太陽光やバイオマス、小水力など、広範囲にまたがる分野でございますことから、所管するそれぞれの部局におきまして、施策を推進しているところでございます。このことから、県民の皆様にとりましては、新エネルギーについての相談窓口がわかりづらいなどの状況も見られるところでございます。現在、環境森林部が新エネルギーの総合調整を担っておりますので、今後、環境森林部がまず窓口となって各種相談への対応を行いますとともに、県庁ホームページや県広報紙などにより、関係部局についてわかりやすく情報を提供し、県民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。県民の役割という部分で再度、要望いたします。権利と義務という言葉がありますように、意識を高め、機運をつくっていくという表現がございましたが、私はもっと、知事の覚悟というんでしょうか、強いリーダーシップで県民の義務、これをしっかり果たすんだという

メッセージを伝えていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、新エネルギー対策と相乗効果について環境森林部長にお尋ねいたします。県内各自治体から、木材の価格暴落の緊急対策など要望を受けております。対症療法的な政策ではなく、木材の需給体制など、抜本的、長期的な対策が求められております。そこで、期待されている木質バイオマスの発電利用を進めることは、木材の需要拡大が図られ、出荷調整と価格の安定にもつながると期待する声が大きくありますが、環境森林部長の見解をお尋ねいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 木質バイオマス発電では、立木の伐採に伴い発生する林地残材のほか、曲がりや傷があり価格の安い低質材も、チップ化されて燃料になると見込まれております。今回の木材価格の下落は、低質材の主な用途であるチップ需要が減少し、低質材の価格が下落したことも原因の一つと考えております。今後、木質バイオマス発電施設が設置され、林地残材や低質材が安定的な価格で取引されることによりまして、需要拡大や木材価格全体の安定化が図られるものと考えております。県としましては、今後とも、安定供給体制の整備など、木質バイオマスの利用促進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひとも、関係者と打ち合わせしていただきまして、県北、県南、県央、それぞれの地域が要望していらっしゃると思いますので、積極的な新エネルギー対策に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、私は先日、大阪府の府立病院の視察に行つてまいりました。ESCO事業について、現地案内とその仕組みについて伺つてきました。新エネルギービジョン策定に当たって、エ

エネルギーをつくること、それ以上に使うこと、すなわち省エネについて考える必要があると考えております。そこで、本県において実際に県立病院で取り組まれたE S C O事業の効果について、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立宮崎病院では平成19年度に、空調やボイラー設備の老朽化が著しく、更新の必要な時期を迎えていたために、E S C O事業を導入しまして、省エネルギー効果が非常に高く、また環境負荷の少ない設備に更新いたしました。その効果でございますが、検証方法としまして、設備を改修した後に消費したエネルギー量と改修前の機器をそのまま使用したと仮定した場合のエネルギー量との差で効果を出してみました。その結果、平成20年度以降、省エネルギー化によりまして、毎年度8,000万円を超える光熱水費の削減が達成され、病院の経営改善に非常に役立っているところでございます。また、CO₂につきましても、毎年度平均して約3,700トンの排出削減が図られておりまして、地球温暖化対策にも寄与していると考えているところでございます。

○有岡浩一議員 ただいまお話しいただいたように、民間の活力を生かした事業として大変効果を上げているということであります。県の施設の中で大変古い施設もあります。そして、これからこういったエネルギー対策をとらなきゃいけない施設も多々あると聞き及んでおりますので、このようなE S C O事業等も一つの参考に、これからの省エネ対策に取り組んでいただければと思っております。

次に、企業局長にお尋ねいたします。先ほども意見がございましたが、小水力発電を県内に普及させていくためには、市町村等への支援が重要と考えます。企業局としてどのような支援

をされているのか、具体的にお答えいただければと思います。

○企業局長（瀧砂公一君） 市町村等への支援でございますけれども、市町村等が小水力発電に取り組みますためには、年間を通じて安定した水量が確保できるかどうか、またどの程度の投資が必要か、あるいは採算性はどうかなど、事前の十分な検討が必要でございます。このようなことを踏まえ、企業局におきましては、市町村等が計画する小水力発電について、関係部局と連携し、現在、6市町村21地点におきまして、可能性調査などの技術面での支援を行っているところでございます。さらに、実際に開発に着手する段階におきましては、設計や許認可手続についての助言を行うなど、サポートを行ってまいりたいというふうに考えております。私どもといたしましては、これらの取り組みを通じまして、県内の小水力発電の普及に寄与してまいりたいというふうに考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、企業局がこれまで培ってこられた技術というものを、各市町村のためにも御支援いただければありがたいと思っております。

次に参りたいと思いますが、次の項目はセイタカアワダチソウ等の駆除についてのお尋ねでございます。

本県は農業県であり、観光県であります。しかし、私が見る範囲では、畑の中や田んぼの中にセイタカアワダチソウが何面も広がっており、県道、国道、それぞれののり面にはセイタカアワダチソウがそびえ立つ、子供たちの通学路の中にもそのような光景があります。河川を見渡しますと、堤防の中、河川敷の中にもこのようなセイタカアワダチソウが入り、昔のよう

に川に遊びに行くような光景は全く見られないというのが今の現状であります。子供たちの目線で見ますと、セイタカアワダチソウが身近なところに生えている、管理されていない土地がたくさんある。これが当たり前になってしまう。10年たてば、子供たちはセイタカアワダチソウが立っているのが当たり前の光景になるということを僕は危惧しています。10年で景観、100年で風景、1000年で風土という言葉がありますように、子供たちがこの景観を当たり前の景色として捉えたときには、100年先までこのような光景が当たり前になってしまうという危惧をしております。そういった意味で、私は県全体で見たときに、このようなセイタカアワダチソウが立っている、管理されていない土地は、休眠資産ということで生かされていないという思いで、何とかこの資産を生かすべきだという視点から、農政水産部長にお尋ねしてまいります。まずは、耕作放棄地の現状と今後の対策についてお尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 市町村による調査では、平成23年度の本県の耕作放棄地面積は2,640ヘクタールとなっております。耕作放棄地の解消に向けましては、農地法に基づく農業委員会による指導や、再生整備事業の実施に鋭意取り組んでいるところではありますが、毎年、新たに耕作放棄地が発生することもあり、全体として耕作放棄地面積はほぼ横ばいで推移しております。このような状況の中で、西都市においては、田畑を耕す「耕起の日」を設けて、ボランティアによる耕作放棄地の解消に努める取り組みを進めておりますし、他の市町村におきましても、耕作放棄地を市民農園として活用する取り組みなどが見られます。県といたしましては、このような地域による自主的な活

動の推進も図りながら、総合的に対応してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま、耕作放棄地を市民農園にというお話がありました。私は、この市民農園というのは大変難しくて、なかなか一般の方はタッチできないものだろうというふうに認識しておりましたが、農地を所有する者が開設する場合、農家の場合ですが、3つのパターンがありまして、その中でも、特に法律の規制のない農園利用方式というのがあるそうです。ですから、こういったものを活用して、福祉施設の方たちに利用してもらったり、または地域のリーダーの方にお問い合わせをして、みんなで、高齢者の方も楽しみとして農園を使ってもらい、そういったさまざまな可能性があると思っておりますので、ぜひ、耕作放棄地の制度だけではなく、このような市民参加型の取り組みも検討していただければと思っております。

続きまして、同じ大きなタイトルの中ではございますが、県土整備部長にお尋ねいたします。河川や道路におけるセイタカアワダチソウ等の雑草の草払いについて、住民を巻き込む住民参加型の取り組みはどのようなものを行っていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 河川や道路の草刈りにつきましては、施設管理者であります県が、業務委託により実施することを基本としております。一方で、作業に危険が伴わない箇所につきましては、県民協働の観点から、地域の方々にも草刈りに参加していただく「河川パートナーシップ事業」や「みやぎきの道でつながり地域の絆プロジェクト」、こういった取り組みも実施をしているところがございます。その参加団体数も年々ふえ、昨年度は河川と道路を合わせて437の団体に参加していただいております。

ります。県といたしましては、今後とも、こうした取り組みを進めることによりまして、公共施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 要望いたしますが、ぜひ、パートナーシップ事業や地域の絆プロジェクトの周知、こういったものをもっともっと広めていただきまして、自分たちが利用する道路は、自分たちがかかっている生活圏の財産ですので、みんなで管理するという意識を周知していただければありがたいと思っております。

この項目での最後になりますが、総合政策部長にお尋ねいたします。環境整備を初め、地域の課題を的確に把握し、住民参加型の取り組みをするためには、先ほども申し上げましたが、リーダーが必要であると考えております。いろいろな制度を熟知し、みんなを動かしていくためのリーダー、そのようなリーダーをどのような形で人材育成に取り組んでおられるのか、お答えいただければありがたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） 地域の抱えまず課題に対応して、持続可能な地域づくりを進めていくためには、地域のさまざまな資源を活用しながら、住民みずからが考えて地域全体で取り組んでいく、こういうことが必要であります。そのためには、地域の中心となりますリーダーの存在が不可欠でありますので、このような人材の育成が大変重要であると考えております。県では、さまざまな地域づくり団体で構成されております「宮崎県地域づくりネットワーク協議会」と連携をしながら、地域資源の活用方法でありますとか、住民参加の地域づくりの手法などを内容とする地域リーダー養成研修を開催するなどしまして、地域づくりにおける人材育成に取り組んでいるところであります。今

後とも、同協議会と一体となりまして、地域づくりの中心となる人材育成等を通じまして、より多くの住民の地域づくり活動への参加を促進して、地域の活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

○有岡浩一議員 答弁にありましたように、リーダーを中心に県内に眠っている休眠資産というものを活用する、このような取り組みを県民総力戦で取り組んでいただくことが大きな力になると信じておりますので、また皆様方のお力をかしていただければと思っております。

では、項目の4番目になりますが、地域観光支援について商工観光労働部長にお尋ねいたします。

先月、観光関連団体の皆さんと観議連との意見交換会がございました。その席でさまざまな意見が出てまいりました。現状は、口蹄疫以降キャンセルとなった修学旅行の減少や廃業されるホテルなど、厳しいものでした。特に県に対し、観光行政の取り組み強化や具体的数値目標など、要望がございました。そこでまず、その研修会で出ました修学旅行についてお尋ねしたいと思います。最近の修学旅行のニーズに対応し、誘致にどのように取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 修学旅行の最近の傾向としましては、従来の観光地の周遊や団体での行動とともに、体験学習、環境学習、農家民泊などを組み込んだ行程が主流となっております。このため、県といたしましては、「エコ」「食」「スポーツ」の3つを学習テーマに、農林漁業などの体験型観光資源を活用した「ゆっ旅」や、サーフィンを初めとするマリンスポーツを体験する「波旅」、本県の特性を生かした太陽光発電関係のエコ学習、そし

て農家民泊などを掲載したガイドブックを本年3月に作成いたしました。4月以降、10数回にわたり、近県はもとより、新幹線開通によりアクセスの向上した関西・中国地方を重点として、旅行会社や学校関係者等に対して積極的な誘致活動を展開してきているところであります。もちろん、このような活動におきましては、必要に応じて旅館・ホテル業界の関係の方々にも同行いただいております。特に、アクセスのよい鹿児島県の教育関係者に対しましては、昨年度からは本県の教育委員会職員も一緒に行っていただいて、本県への教育旅行の実施について強くお願いをしております。このような中、最近になりまして、宮崎市内のホテルや北霧島地域の農家民泊を中心に、次年度以降の新規予約が入ってきており、徐々に成果が見えつつあるのではないかと考えております。今後とも、市町村や関係機関との情報交換や連携を強化し、受け入れ体制を強化しながら、修学旅行の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今後、鹿児島県とのバーター的な旅行の交流ができればありがたいと思っております。しかし、私自身が感じることは、例えば宮崎県の口蹄疫復興対策運用型ファンド事業というのがあります。修学旅行の誘致等ということで事業化されておりますが、具体的な策が見えてこないというのが正直な感想であります。宮崎市の修学旅行の誘致に関する助成制度の要綱がありまして、これを見ると、予算の範囲内ではありますけれども、宮崎市内に泊まれた方に1人当たり3,000円の助成をすとか、それも3年間の事業として取り組むと。これはなぜかといいますと、今スタートしても修学旅行が決定するのは2年先、3年先だという

現実がありまして、今から取り組んでも3年先の成果しか見えない事業を意識して、3年間の助成事業を組み立てたというふうな報告をいただいております。やはり具体的な対策をしなければいけない、そう思うんです。目に見えるものを考えるべきじゃないかと。そこで、提案を申し上げますが、県内の宿泊施設に泊まっていた観光客に対して、日本一の宮崎牛を提供するなど、宮崎らしい食を生かした観光誘致の仕組みを、今こそ関係団体と協議して進めるべきじゃないかと考えております。商工観光労働部長の見解をお尋ねいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 御提案のように、宮崎牛を初め、豊かな自然や大地がもたらす豊富な海の幸・山の幸は、本県の特徴的な魅力の一つであり、有力な観光資源でもあります。特に、宮崎牛の日本一2連覇は、本県の観光誘客にとりましても絶好の機会です。ことから、ただいまの議員の御提言、御意見につきましては、早速、ホテル・旅館関係の方々におつなぎをしたいと思います。その上で、具体的な取り組みとして御相談があれば、関係部局とも連携を図り、県としてどのような対応ができるか、検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 観光行政というものは幅広いですし、また観光というものは裾野の広い分野だと思っておりますので、宮崎県の浮揚策としては手をつけなければいけない分野だと思っておりますから、ぜひとも情報発信を継続していただく、そして事業も継続していく、このことを切に要望しまして、次の質問に入りたいと思います。

次は、救急医療体制につきましての質問になりますが、私どもは地域医療対策特別委員会に

おきまして、奈良県のほうを視察してまいりました。奈良県の中で0.5次救急医療という説明をいただいたんですが、これは救急電話相談事業——初期救急医療に入る前に電話で相談をし、その判断を仰ぐというようなシステムなんです。これにつきまして、奈良県の実施している大人も含めた救急電話相談事業は大変効果を上げているということで、後から資料をいただいたんですが、これは子供と大人を合わせまして1日に100件の相談があり、すぐ医療機関へ行くように勧めた割合は20%、2割の方に病院へ行くように勧めましたが、保護者の不安解消、不要な診断を控えることについて一定の効果を上げたという報告があります。なぜ、このような0.5次救急医療体制についてお願いするかといいますと、宮崎市の実態におきまして、救急電話問い合わせを14回して初めて病院が決まる、または滞在——救急車が着いて90分以上待たされる、そういった実態も報告があります。そういった意味で、救急医療体制を守っていくためにも何らかの対策が必要だと思いますが、福祉保健部長の見解をお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 電話による医療相談につきましては、本県では平成17年度から、県医師会の協力をいただきながら、毎日午後7時から11時まで、小児救急医療に関する電話相談事業を実施しているところでございます。この事業は、子供の急な発熱やけがの際に、すぐに医療機関を受診すべきかどうかといった保護者の不安の軽減を図りますとともに、休日、夜間等の不要不急の受診を抑制することで、医師の負担軽減にもつながっているものと考えております。大人も含めた電話相談事業につきましては、医師、看護師等の体制の確保、それから費用の問題など、さまざまな課題

もありますので、実施県の状況や医師会等の御意見なども踏まえながら、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

○有岡浩一議員 ぜひとも、前向きな検討をしていただきまして、宮崎県の救急体制を守っていくためにも、また、2次、3次医療の負担軽減のためにも御検討いただきたいと思っております。

次に、教育長のほうにお尋ねいたしますが、さきの6月の一般質問において、知事の認識につきましても、生涯スポーツの推進が、明るい地域づくりの観点からも重要だというお話をいただきました。そこで、総合型地域スポーツクラブの育成状況についてお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 本県では現在、13市町で22の総合型地域スポーツクラブが設立されております。この22のクラブに加え、現在、設立に向けて準備を進めているクラブが6市町村で9つありますので、平成25年度までに16の市町村でクラブ数が合計31になる見込みであります。

○有岡浩一議員 この設立の一つの目安としては、中学校単位に1つずつというのが大きな目標でありました。まずは、今お話を伺った範囲からしますと、県内全市町村に総合型地域スポーツクラブの設立を急いでいただくよう、強く要望しておきたいと思っております。

また、それに関連しまして、総合型地域スポーツクラブが発展するためには、関係する育成者を初め、リーダーの育成が大きな課題であると考えております。そこで、その核となる指導者をどのような形で育て、そして地域スポーツクラブをどう育てていこうとされているのか、見解をお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 総合型地域スポーツ

クラブには、核となる人材、すなわちクラブの意義や期待される効果を認識し、地域の現状やニーズを把握しながら、地域住民や関係団体等との連絡調整などができる人材が必要であると考えております。このため、各地域で生涯スポーツ推進の中心的な役割を担っていただいているスポーツ推進委員などを対象として、クラブ設立や円滑な運営に必要なマネジメント力を高めるための講習会や、生涯スポーツプログラムの企画運営を効果的に行うための研修会等を実施しているところであります。今後、このような研修の一層の充実を図りながら、クラブ設立や運営の核となる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 どうぞ、生涯スポーツという大変健康に影響する、そして県民の皆さん方が参加できるような総合型地域スポーツクラブを県内全域につくっていただきまして、宮崎県民の健康、そしてスポーツの愛好者をふやしていただける、そういう核に育てていただければと思っておりますので、総合型地域スポーツクラブを今後とも注視しながら、応援していきたいと思っております。

次に、7番目になりますが、人材育成ということをお話の最後の質問として準備しております。この中で、まず警察本部長にお尋ねいたします。

私たち住民の立場から見ますと、バックボーンとして警察官の皆さんがいらっしゃることで、これが安全・安心の大きな力になっております。大変お世話になっているわけですが、その中でも、私が前年度の常任委員会で、実射訓練等の十分な訓練は行われているのでしょうかというお話をしました。警察官御自身が不安を持って公務に当たられることは、大変不安があると

思っております。そういった意味では、それぞれの技能伝承、そしてそれぞれの訓練、そういったものを定期的に行う、そしてその研修を受けることで自信を持って公務に当たっていただくことが大切だと思っております。そこで、人材育成として、ベテラン警察官の方々が勇退される中で、どのように技能伝承の取り組みを行っておられるのか、お尋ねいたします。

○警察本部長(加藤達也君) 大量退職期の最中にある本県警察にとりまして、ベテラン職員から若手職員への技能伝承につきましては、組織力を維持向上する上で大変重要な課題であると考えております。このため、実務経験が豊富で卓越した専門的スキルを有する各分野のベテラン職員が、さまざまな専門的スキルについて若年職員に対して指導する技能指導官制度や、捜査及び鑑識の専門的スキルを有する退職警察職員を非常勤職員として再雇用し、在職時に培った捜査スキルを若年捜査員に対して伝承する捜査スキル伝承官制度を運用するなどして、積極的な技能伝承を推進しております。

○有岡浩一議員 どうぞ、今後とも、県民の安全・安心のためにも御尽力をお願いしたいと思っております。

次に、知事のほうに再度お尋ねしてまいりたいと思いますが、今年度から社会人を対象にした職員採用試験を行っているという伺っております。採用に当たって、社会経験をした職員を採用する、その意図、期待、そういったものをお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 社会人採用試験は、本年度から実施しておるところでございますが、社会経済情勢の急激な変化への対応でありますとか、行政課題の多様化、高度化、そういったものに迅速かつ的確に対応できる人材を確保し

たいという思いで行っております。社会人としての経験のある方を採用することによりまして、即戦力としての活躍が期待できるほか、民間企業などで培った経験を生かした企画立案力でありますとか、コスト感覚、専門的知識などにより、従来の県庁の視点、また仕事のあり方、手法というものを見直すきっかけになるのではないかと期待しておるところでございます。また、こうした職員とともに仕事をするによりまして、周りの職員が新たな刺激を受けて、県庁全体の活性化にもつながるものと考えているところであります。

○有岡浩一議員 新しい取り組みではありますが、どうぞ、新しく採用された人材の方が力を発揮できる、そういう職場づくりも今後とも進めていただきたいと思います。これは本から出した言葉であります、これからの自治体の職員は、みずから疑問を持ち、調べ、対策を考え、政策をつくり上げる自律型の職員が必要だというお話がありました。どうぞ、職員を育てていく、そのためのこういう民間からの職員、そして今いらっしゃる職員の方々の力を発揮できるような行政運営を期待しておきたいと思えます。

また、関連して、総務部長にもお尋ねしたいと思えます。持続可能な社会形成ということで、私は、基本になるのはやはり人材育成だと思っております。その中で、総務省が平成9年11月に、地方自治の中で新時代における人材育成基本方針策定ということで、策定方針を出してございまして、人を育てる人事管理という項目で挑戦加点制度を例示し、挑戦意欲あふれる職場づくりを提唱しております。また、推進体制として、部局横断的な連絡調整組織の設置の必要性も検討されるということで、これは平成

9年からかなりの年月がたっておりますが——この当時から、挑戦意欲あふれる職場づくりというのを総務省あたりが提唱しているわけですが——本県においてどのような人材育成に取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長(四本 孝君) 本県におきましては、平成13年に「宮崎県人材育成基本方針」を策定し、職場内外の研修の充実を初め、職員による目標設定・評価や庁内公募による人事配置といった新たな手法も取り入れながら、分権時代の担い手となる人材の育成に取り組んできたところであります。今後、財源や人的資源が限られます中で、県民のニーズに的確かつきめ細やかに対応していくためには、議員の御指摘にもありましたとおり、職員は従来に増して、前例や組織の枠にとらわれない柔軟な発想や調整力、困難な課題に果敢に挑戦し、粘り強く取り組む姿勢を持つことが求められております。このため、職員一人一人について、さらなる能力開発を図りながら、意欲と情熱を持った職員の育成を図るとともに、活発で自由に意見交換ができる風通しのよい職場環境づくりを進めることで、職員の意識改革にも努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今度新しく人材育成基本方針をつくられると伺っておりますし、ぜひとも、職員が失敗を恐れず高い目標を持って挑戦していく、そういう環境づくりを進めていただければと思っております。

通告した質問は終わりましたけれども、幾つかお話をさせていただきたいと思っております。私は10月に、地元の後援会の皆さんや応援してくださる方に県政報告会をさせていただきました。1年半たった宮崎県の状態ということで、県はどういう状態なのかということをお話

したんですが、私が県民の期待度をどこで判断したらいいかということで皆さんにお話ししたのは、例えば知事選挙で40.82%、県議会議員の選挙で49.02%、子供たちの数を入れても、いわば50%、県民の50%の方々が期待をしてくだしているが、まだ50%の方は関心が薄いと。要するに、我々は100点満点でいえば50点からのスタートをしているという意識で取り組むべきだと。そういった意味では、挑戦をする姿、そして失敗を恐れない姿、これがこれからの県政には求められるし、我々は、県民の負託に応えていこうとするならば、50点からのスタートですから——この質問の中にも出してありますが——加点方式、努力することで点数を上げていける。今回の共進会の結果もそうじゃないかと思っています。みんなで勝ち取った日本一、それが県民の期待に応えていく、ワンランク上がった状態だと思っています。そういった意味では、加点方式、加点主義、こういったものを理解し、職場の中で生かしていただきたいと思っています。加点主義ということを進めるためには、ではどのような能力が必要かといいますと、一般的にはコーチング力といいまして、褒めながら、愛情を持って厳しく指導するところは厳しく指導し、褒めるところは褒める、そういうメリハリを持った職場、言葉をかえれば、厳しさを持った職場であるべきだと思っています。

その中で、私の経験を一つお話しさせていただきます。日本一を目指して学生時代に取り組んだスポーツがございまして、この前の共進会のパレードに参加したときに、何十年かぶりにパレードを経験して懐かしく思っておりますが、そのときの我々の合い言葉は、日本一のトレーニングをし、日本一の生活——自己管理を

含めた生活をし、そして日本一の指導者のもとで必ず日本一になるんだと、その合い言葉で日本一になり、そしてパレードをやったという経験がございます。大変貴重な経験でありましたが、しかし、厳しかったです。ちょっと時間がありますので、お話しさせていただきますが、お弁当の中の梅干しを私は流しに流して捨ててしまったんです。そうしましたら、先輩がみんなを集めて話をしました。犯人捜しをしたんじゃないです。地域の皆さんに育ててもらっている我々は日本一を目指すんだと。その皆さんの期待に応えるためにも、なぜそういった貴重なものを捨てるんだ、大切にしないで、そういうアドバイスを先輩からいただきました。それからというもの、私も、出されたものは全部食べるように心がけておりますが、そういう厳しい経験をさせてもらったことが大変ありがたいと思っております。

その中で、一つちょっとまず苦言を申し上げたいと思いますが、議会の初日に議長の提案で、古代服をみんなで着用しました。記紀編さん1300年記念事業をみんなで応援しようという、そこでスタートしたはずですが、翌日から、それが終わったで終わりではなくて、皆さんがやるべきことは、記紀編さんというものを広く県内県外に知らせる、知らしめる、そういう努力をすべきだというのが我々の認識です。ところが、例えばこのピンバッジというんですか、これ一つ見ても皆さんばらばらです。だから、思うんです。やるならば徹底的してやる。とことんやる。みんなが認めざるを得なくなるぐらいにとことんやる。そういう思いがないと成就しない。宮崎県ではこれでいいかもしれませんが、しかし、ほかの県に行ったら通用しない。だから、日本一を目指すならば、徹底してやる

べきだと私は思っております。苦言になりますけれども、やるならば中途半端は時間の無駄です。やるならば失敗してもいい、次の成功につながる。ですから、そういう思いで、やるならば徹底してやっていただきたいというふうに思っております。

実は、もう1点、知事にお尋ねしたかったことがございます。ここの中で副知事の経験があるのは知事だけなんです。今、牧元副知事がいらっしゃいますが、牧元副知事の立つ位置、そして牧元副知事の思いというのが理解できるのは知事ではないかと思っております。ちょっと話が飛んでしましますが、耕作放棄地対策にオオアブラギリという話をして進めていったときに、たまたまメグスリノキという話が出てきました。どんなものかわからずに、メグスリノキを調べていきますと、山中寅文先生のお話が出てきて、その関係者の中に長野県知事と牧元副知事のお名前が挙がってきました。牧元副知事の経歴を見ますと、農林水産省と林野庁、こういった分野の第一線で取り組んでこられた方です。私が最初に申し上げました自然と共生するまちづくり、これが宮崎県の持続可能な社会づくりの基本になるんじゃないかという思いでおります。そういった意味では、ぜひ牧元副知事のこのキャリア、そして経験、人脈、こういったものをフルに宮崎県のために活用していただくべきだと思うんですが、知事の御見解をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘、御提言ありがとうございます。しっかり受けとめて――牧元副知事は、国においてのさまざまな経験が、特に農政分野、林野分野であるわけでございます。これまでも、口蹄疫からの再生・復興を初め、今回の木材価格の急激な低落に対する林業

対策というものを含め、それぞれの経験を生かして県庁内を指揮監督していただいたわけでございますが、御提言を踏まえて、今後とも、一層その能力を活用していただくような形で、我々としても仕事に取り組んでまいりたい、そのような体制で臨んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 最後に、お願いをしたいと思います。日本一住みやすい宮崎県、日本一子育てのしやすい宮崎県、そういったものを知事が目指すということで今、進んでいますが、日本一を目指すのであれば、ぜひ、知事には日本一の知事を目指していただきたい。日本一の知事が宮崎にいと県民に言っていただけるような、そういう知事に育っていただきたいと思っておりますし、また私たちが議員としてしっかりと成長していきたいと思っております。そして、先ほどのスポーツの話に絡めるならば、日本一の努力をする県民、みんなが同じ目標に向かって努力をする、そしてふるさと宮崎を大切に思う、そういう人たちがこの宮崎県にいる、その姿が日本一住みやすい宮崎県になると思っております。また、宮崎からよそに出ていらっしゃる、ふるさと宮崎を思う県人会の皆様方もたくさんいらっしゃいます。この方たちの力を仰ぎながら、みんなの力でこの宮崎を日本一住みやすく、そして子供たちを育てるのに最もふさわしい宮崎県、持続可能な宮崎県、こういったものを目指してこれから頑張ってまいりたいと思っております。時間が若干残りましたけれども、みんなで力を合わせて、大きな目標を立てて頑張っていきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。（拍手）

○外山三博議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕（拍手） きょうは最

後です。月曜がありますけれども、きょうの最後の質問です。本当に御苦労さまです。ちょっとおつき合いを願いたいと思います。

最初に、知事の基本的な姿勢ですが、そこに根性と書いたんですけれども、これは、さきの議会で清山議員が「神武天皇は宮崎で生まれたんですかね」とお聞きしたら、知事は言葉を濁してむにゃむにゃ言って、このやろうと私も思って、宮崎県人なら当たり前のことですね、神武天皇がこの宮崎で生まれたと。それを宮崎県知事たる一番先頭に立たないかん人間がむにゃむにゃ言う。今度はとっちめてやらないかんと思っていたんですが、きのうの中村議員の質問で何とか大丈夫ですね。宮崎県で生まれたと、宮崎県出身だということをしっかり答弁していただきました。ありがとうございます。

過日、私は、市町村議員と話し合う機会がありました。そのときに、飲んでいて言うわけですが、「どうして県議会では震災瓦れき受け入れ処理の決議なんかするんだ。市町村議員はみんな反対ですよ。住民投票したら、恐らく7割、8割は反対するでしょう」と、こうやって私に言うわけですね。私も「それはあんたね、ポピュリズムというものだよ。世の中のことを、全体のことを考える人よりも、自分のことを考える人のほうが世の中はるかに多いんだよ。政治家がそんな人たちにへつらっておったら、本当に新しい、いい世の中はできんよ。我々は次の選挙でたとえ落とされることがあっても、50年後、100年後、わかってもらえる、そういう覚悟でやらなきゃだめだよ。瓦れき処理を引き受けるのは、これは人の道じゃないか。義を見てせざるは勇なきなりだよ」と逆にかみついたんですが、そんなことがありました。瓦れき処理を引き受けた東京都は、被災地から、6

万匹か7万匹かのサンマを焼いておるところをテレビのニュースで見ましたけれども、そういうお礼があった。本当にあれを引き受けていたら、ほかの県もみんな引き受けるところは少なかったわけですから、恐らくあれを引き受けたら、本当に東北の人たちは、長年、子々孫々にわたって、宮崎県はありがたいなと恐らく思ったであろうと、そんなことだからしようがないんだけど、私は本当にそう思いますね。そこで質問であります、知事はポピュリズムについてどのように考えておられるのかお聞かせ願えたらと思います。

壇上での質問はこれで終わりたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

ポピュリズムについてであります。ポピュリズムという言葉は、いわゆる政治学で使われるものと正確な用語とはまた違って、今、一般的に使われている大衆迎合というようなイメージで使われているわけですが、民主主義が陥りがちな問題点の一つであろうかというふうに考えておるところでございます。50年先、100年先という御指摘もございましたが、私ども政治家としましては、そういう大局的な見地に立って——もちろん民意に真摯に耳を傾けることも大変重要ではありますが——我が国にとって、また我が県にとって、何が最も望ましいのかということを決然と判断して、実行していく必要があるかというふうに考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○井本英雄議員 先ほどは、二見議員から上杉鷹山の話がありました。上杉鷹山も本当は高鍋藩の人間だったのが、向こうに養子で行って苦労されて、向こうで名を遂げたということであ

ります。知事も広島県出身、宮崎でひとつ大成していただいて、本当に宮崎県の名知事だと、すばらしい知事だったと言われるように頑張っていたらいいと思っております。

自主戦略交付金、鳥獣被害の交付金があんな状態になることは、前もってわからなかったのかなという気がするんですね。そういう知る努力をしなかったんじゃないのかなと、私も代議士の秘書、国会議員の秘書をやっていたから、そのくらいのことはわかったはずだがなという気がするんです。それはどうだったのか、また、その後、どのような努力をなさったのか、その辺のことをちょっとお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 地域自主戦略交付金及び鳥獣被害防止総合対策交付金、いずれも昨年度に創設または内容の拡充がなされたものであります。各都道府県への具体的な配分額は、国からの通知などにより、初めて明らかにされたところでございますが、今年度の当初配分額につきましては、要望を下回る配分となり、議員の皆様にも御心配をいただきましたし、私どもとしても、もっといろいろすべきことがあったのではないかと、重く受けとめておるところでございます。私としましては、副知事とともに、今後、本県が必要とする配分額の確保に向け、政務三役はもとより、事務方にも直接、本県の社会資本整備の必要性や鳥獣被害の状況につきまして、その実情を説明するなど、要望をさらに重ねてきたところでございます。そのような取り組みもありまして、本議会の冒頭に御報告をいたしました国の予備費等を活用した経済対策では、地域自主戦略交付金の追加措置については、九州内では3位の配分額となったところであり、また、鳥獣被害防止対策の交付金

についても、現時点で正式な内示までは受けておらないのですが、九州でも最も多いほうの額ではないかというところで、ほぼ市町村の要望に沿った措置がなされるものというふうを考えておるところでございます。財政力の弱い本県におきまして、こうした財源を確保することは、大変重要な課題というふうに考えておりますので、今後とも、さまざまな機会を捉えて、この財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ことしも概算要求の時期は過ぎて、次は財務省の原案が、今度は、12月はちょっと選挙で、恐らく年越しになるでしょうけれども、原案が出てきますよね。それまでの間、何をされる、どういうことをなさろうとしているのかお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） この予算確保の取り組み、大変重要なものということで、私や副知事、また担当部局長が、上京したときのみならず、関係閣僚が、政府閣僚が来県されたときなど、さまざまな機会を捉えて要望しておるところでございます。具体的には、例年7月ごろの国の概算要求前に、次年度政府予算に対する本県の要望項目を取りまとめまして、関係省庁や県選出国會議員などへの要望活動を行っておりますほか、今年度であれば、木材価格対策、さらには口蹄疫埋却地の再生整備といった、迅速な対応が必要な課題については、その都度、要望活動を行っているところであります。また、議員の皆様のお協力もいただきながら、他県や関係団体などと連携した要望や、政務三役はもとより、関係省庁の次官、局長、課長等の幹部職員に対する要望、例えば、東九州道でありますとか中央道などの整備に向けて、取り組みを行っているところでございます。今後とも、あ

らゆる機会を捉えて、またさまざまな関係団体との連携、力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 他県の知事さんたちも一生懸命やっておるわけですから、同じことをやっていたら同じですよ。彼ら以上の根性を持ってやらないと、私はできないと思いますよ。ひとつよろしく願います。

それから、次ですが、自民党では、条例をつくってでも入札制度を何とかしなきゃいかんという思いで、プロジェクトチームを立ち上げました。今の一般競争入札制度は、官製談合事件の反省から生まれたものであります。しかし、その総合評価落札方式の一般競争入札制度の弊害もまた大きいということは、いろいろ言われておりますが、人の世に完全なものはありません。どこかで妥協点を見出すことが肝要であります。3,000万円未満は指名競争入札とするあたりが妥協点ではないかと思えるのでありますが、他県では既にそのような動きもあります。知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 入札制度につきまして、いわゆる官製談合事件により失われました県民の県政に対する信頼を回復する必要があるということで、公正・透明で競争性の高い一般競争入札に移行してきたところでありまして、ただ、その進め方が、スピードも含めて余りにも急ではなかったかと、いろんな御指摘もその後いただいておりますのでございまして、改革と並行して、随時、制度の検証と見直しにこれまでも努めてきたところでございます。入札方式の選定に当たりましては、価格と価格以外の要素を総合的に考慮する総合評価落札方式と価格競争のみの一般競争入札を併用しますとともに、総合評価落札方式の一つであり、小規模工

事を対象とする地域企業育成型におきましては、建設業者における適正な施工体制を確保する観点から、同時に複数の工事を受注できないような制限というのでも設けたところであります。また、本年度からは、地域要件を細分化するなど、地元の建設業者が受注しやすい環境づくりに取り組んでおるところでございます。一定のルールのもとに、限られたパイを可能な限り地元の皆さんにとっていただくような工夫というのもしておるところでございます。これまでの改革と経緯を踏まえつつ、これからも、さまざまな団体の皆様の声も聞きながら、しっかりとした不断の制度の検証に努めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○井本英雄議員 次に、教職員の不祥事についてお聞きします。6月議会の前に議長が教育委員会に申し入れをした直後に、また不祥事を起こしてしまいました。加えて、9月の議会前にも不祥事があり、9月議会では、知事も謝り、教育長も謝りました。しかし、何らの責任もとることがありませんでした。民間企業でありましたら、上に立つ者は何らかの責任をとるものでありますが、知事はこれに対してどう思われますか。

○知事(河野俊嗣君) 整理してお話をしますと、教職員の服務監督については、基本的には教育委員会の所管であります。いずれの組織であれ、不祥事の発生については、県職員全体の問題として捉えておるところでございます。県を代表する私としましても、深刻に受けとめますとともに、その防止に向けて、強く責任を感じているところでございます。残念ながら、不祥事が続けて発生したわけでございますが、これは教育委員会だけの問題ではないんだと、

知事部局の我々としてもしっかりと受けとめて、コンプライアンスの徹底を図るべきだと、そのたびに職員に対しては申してきたところでございます。このため、全ての任命権者で構成するコンプライアンス推進委員会におきまして、全庁的なコンプライアンスの徹底を繰り返しお願いするとともに、先般の不祥事の発生を受けまして——実は私が指示してつくらせたんですが——職員による飲酒運転、これまでも数多く発生しておりますが、その典型的なパターンがあると、例えば、夜遅くまで飲んでいて、次の朝、大丈夫と思って運転したら、実はまだまだアルコールが残っていたというような事例もあるものですから、そういったものをしっかりと教訓にしたいという思いで、そういった具体的なケースを紹介した事例集を作成したり、また、職員アンケートに基づくヒヤリハット事例集などを作成・配布しまして、職員に対してその意識を促す、さらにコンプライアンスの徹底を図っていく取り組みというものをしておるところでございまして、全力を挙げて不祥事の防止に取り組んでいるところでございます。

○井本英雄議員 一応、教育委員会は別の組織でありますので、独立性を保っておるわけですが、教育長、どう思われますか。

○教育長（飛田 洋君） 私は、県教育委員会の実務上の責任者でありまして、その責任者として、監督責任というのを実に重く受けとめております。申しわけございません。どのようにして責任をとるのかというお尋ねでございしますが、責任のとり方というのは、いろいろあると思うんですが、1つは職務遂行上とるべき責任と、処分という形でとるべき責任の2つがあると考えております。職務遂行上とるべき私の責任は、県民の皆さんに対して説明責任をきちっ

と果たすこと、不祥事防止に向けてあらゆる対策を講じ、今後とも、粘り強く全力を挙げて取り組んでいくことであると考えております。処分という形でとるべき責任についてではありますが、教育長である私の処分につきましては、教育委員6人で構成される合議制の機関である県教育委員会において審議され、決定されるものであります。県教育委員会において処分がなされる場合には、その処分を厳粛に受けとめさせていただきますと考えております。

○井本英雄議員 ひとつはじめをつけてやらんと、人の範たる教育委員会がそれをやらんと、はじめがつかんじゃないかと私は思っていたわけですが、ひとつよろしくお願いします。

それでは、次は、県の戦略（コンセプト）についてお尋ねいたします。

キッシンジャー元米國務長官は、「日本人には戦略論がない」とははっきり言っております。先進国の大学で戦略論の講義がないのは日本だけだそうです。かつてアメリカは、製造業がだめになったら次は金融業だろうと——我々も若いとき働いて、これ以上働けなくなった、そうしたら少し小金がたまったら、じゃ、その小金をどこか投資でもして、それで生きていこうと。こうするのと同じように、国もやっぱり次は、製造業がだめなら今度は第3次産業である金融業に乗り出すと、こういう発想ですね。それで、レーガンの時代から、とにかくドルを強くする、そういう方針のもとに、世界中から金を集めて、そして金融で食っていこうという非常に大きな長い戦略なんです。御存じのように、リーマンショックで破綻してしまったんですが、グリーンズパンは、これでアメリカは100年食っていけると、こう思っていたそうですけれども、それぐらい彼らは戦略とい

うことを非常に大切にするんですね。

任天堂という会社があります。御存じでしょうか。ここはWiiというゲーム機を出したんですね。これが非常に爆発的に当たって、今まで過去にないくらい、史上最高に売れた、そしてまた、株価が倍上がったということですが、皆さん、御存じですかね。こうやってテレビで振り回してやっておるのがありますけれども、あれがWiiというやつなんです。そのWiiをつくり出すための最初のコンセプトづくりで苦労したそうであります。業界は高性能機種ของเกม機づくりが主流であります。プレイステーションというゲーム機なんかは、何台かあると、ジェット機が飛ばせるというぐらい性能が非常にいいゲーム機なんです。そういうのがだんだん今、主流にあるときに、弱小の任天堂は、とてもじゃないけどそんな資本はない、まねはできないと。それだったら、じゃどうしようか、アイデアで勝負するしかないということで、ワーキングショップを立ち上げて、それでブレインストーミングをやったわけです。それで、そのとき、みんなが「いいね」というのに対して、それは余り大したことない。というのは、みんながいいということは、過去のを基準にして物を言っているから、いいように見える。だから、「いいね」というのは余り注目しない。むしろ、みんなが「これはおかしいね。ちょっと待て」とかいうのほど、そこに新しい芽がある、こういうふうなことらしいんですね。それで、ワーキングショップでブレインストーミングをやっている。

そして、何とかコンセプトをつくり上げたんですが、でき上がったのは1行コンセプト、大体20文字ぐらいでやるらしいんですが、1行コンセプトができ上がったのは、「お母さんに嫌

われない、みんなで遊べるゲーム機」と、こういうのが1行コンセプトで最後にでき上がったというんですね。そうすると、それで結局ネーミングも、WiiというのはWeからきているらしいんですね。そして、今まではゲーム機はコントローラーと言ったらしいんですが、これをコントローラーと言わないで、リモコンと言うことにして、しかも、それも茶の間に置いておっても全然違和感がない、今までゲーム機があったらお母さんが全部片づけてしまったのが、そのまま片づけないで、お母さんも一緒になって遊べるという形にしたわけあります。業界では高性能ゲーム機が主流の時代に、他社の評価は、任天堂は気が狂ったんじゃないかと、最初はさんざんだったそうです。しかし、売り出してみれば、爆発的なヒットになりました。これは、本当にコンセプトがしっかりしていたからであります。

コンセプトを映画づくりに例えるとよくわかると思うんですね。プロデューサーがイメージしているのがコンセプトですね。そのコンセプトがどれほどはっきりしているかによって、これを今度は、映画監督がそのコンセプトどおりに映像で表現することになるわけですね。だから、最初のコンセプトがどれだけはっきりしているかによって、映画のよしあしもまた決まるということになるわけです。

これは県の政策においても同じことなんですね。私もアクションプランを見せていただいておりますが、これをつらつら見ても、本当にイメージとしてはっきり出てこない、どこに着地点があるのかというのが出てこない。このコンセプトを本当にしっかりすれば、それを実行する、課長以下の人たちがそのコンセプトに従って進めていく、実行していくわけですから、私

は、このコンセプトをもう一回、見直さないかんのじゃないかなと。記紀編さん1300年記念事業も同じです。延岡でいえばメディカルタウン構想、これにしても同じ、6次産業化にしても同じ。きょうもいろいろ言っていましたが、全部コンセプトがはっきりイメージできることが成功の鍵です。もちろんコンセプトだけじゃだめなんですよ。それを今度は細かく施行していく戦術というか、その辺が必要ですが、まずはコンセプトが一番大切。これについて、もう一度、各政策のコンセプトをしっかりと練るべきだと思います。総合政策部では、この政策全てのコンセプトをしっかりとさせるために、チームをつくってワーキングショップやブレインストーミングをやってみるべきだと思っております。そして、そのチームには、民間の人も若い人も入れるべきだと思うのでありますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 大変重要な御指摘だというふうに今、受けとめております。物事を進めていく上で、今、具体的な商品のお話でしたが、そのコンセプトを研ぎ澄ませば研ぎ澄ますほど、その商品が訴求力、アピール力を持つ、強く支持されるということになるんだというふうに思っております。我々がさまざまな事業なり計画を進める上でも、いろんな取り組みというものを、一つの方向性を定めて、それを束ねていくということも大変重要なことであらうかというふうに考えております。今、総合計画について御指摘をいただいたところでございますが、「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」、これをコンセプトに掲げておるところであります。物の豊かさだけではなく、この低成長の時代において、人や地域のきずなといった、新しいこれからの時代に必要な豊かさ

というものを創造していこうということでやっておるところでございます。これは、地域別の県民会議において、さまざまな年代や職種の方々とワークショップの手法を用いた意見交換などを行いながら、こういうコンセプトを導いてきたというのもあります。それ以外としましては、今、記紀編さん1300年記念事業という御指摘がありました。これは古事記の序文にあります、古(いにしえ)を稽(かんが)えて今を照らす、「稽古照今」ということも踏まえながら、今、温故知新、古きをたずね新しきを知る、「みやざき温故知新ものがたり」というコンセプトをつくらせていただいたところであり。また、被災地支援に関しては、これまでの感謝の思いを進めていこうということで、「みやざき感謝プロジェクト」というようなコンセプトを定めたところでございます。今後とも、議員御指摘のように、わかりやすく、インパクトのあるコンセプトづくりは大変大事であらうというふうに考えておりますので、内部のみならず、外部の知恵も含めて活用しながら磨きをかける、その取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 アメリカでは、「ハイコンセプト」という本がえらく売れたらしいです。それは、第三の波、今度は第四の波になるんじゃないかと、こういうようなコンセプトということですね。そういうことが言われておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

それと関連するので、こちらのほうを先に話をさせていただきますが、口蹄疫慰霊祭とまちおこしについてであります。昔から、鎮魂のために祭りが興ったとか、あるいは神社・仏閣が建てられたという話は至るところにあり、法隆寺なんかそうだとか、いろいろ聞いたりもし

ますけれども、そういうことをきっかけに大きな祭りができ上がったというようなことはよくあることなんですね。口蹄疫では、牛、豚、合わせて30万頭に及ぶ命を犠牲にいたしました。我々県民の心の中には、申しわけないという気持ちはやっぱりあると思うんですね。時あたかも記紀編さん1300年でありますし、また置県130年、そしてまた和牛日本一2連覇、これらを記念して、鎮魂祭を兼ねた、県民全員が参加できるような一大イベントが行えないものかなということでもあります。何も金をかける必要はありません。任天堂と同じように知恵を出す。それこそコンセプトであります。熊本の山鹿灯籠まつりは、昭和30年代につくられたものです。あれは金がかかっておりません。単なる紙の帽子であります。アイデアなんですね。ところが、今や全国から人が見に来るんですね。だから、私は何も金をかけようと言うんじゃない。これは私の考えですが、例えば、牛や豚をかたどった灯籠を10万人規模ぐらいで流してみるとか、それは例えばの話ですよ。とにかく金をかけないで、他県にないような、あつと言うようなイベントを考えてみたらどうだろうかという、これは提案であります。これはグッドチャンスです。これが10年過ぎたらできる話じゃありません。今しかできません。ひとつ考えてみたらどうかと思うんですが、私の提案、どうですか。

○知事（河野俊嗣君） これも本当に重要なポイントだというふうに思っております。鎮魂、さまざまな祭りの根底に流れるものだというお話がありましたけれども、以前、総務省におりましたときに、梅原猛先生の御指導をいただきながら、地域伝統芸能を保存することによる地域の活性化ということで、地域伝統芸能まつり

というイベントを行ってきたんですが、その初回のテーマが、毎回テーマを定めるのですが、初回がやっぱり鎮魂でありました。地域伝統芸能まつりにも、今御指摘があった山鹿灯籠まつりに出てきていただいて、すばらしい祭りがあるってということも思ったところでもあります。口蹄疫の鎮魂の思いというものを、さらなるそういういろんなイベントなり元気に結びつけていくという発想、大変重要であろうかというふうに思っております。今、「水平線の花火と音楽」ということで、あのマリーナのところで行われております。花火というものも、そもそも鎮魂の思いで上げられているというようなこともあって、あのようなコンサート、それから花火という展開で、多くの皆さんの集まるようなイベントに今成長しておるところでございます。これは一つの例ではございますが、今御指摘がありました記紀編さん1300年なり置県130年、いろんな節目なりきっかけもあるものですから、それを組み合わせて何かできないのか、確かにそういう思いがございまして。今、具体的に何かこうというものが、アイデアがあるわけではないんですが、一つの御意見として受けとめて、今後の1300年なり置県130年の記念事業を考えていく上での参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○井本英雄議員 ひとつよろしく申し上げます。

それでは、木質バイオマス発電所の建設についてお伺いいたします。

これは何人もの方たちが質問されておるから、同じような切り口ではありますけれども。菅内閣のもとで森林・林業再生プランが発表されて、今後10年間で木材自給率50%以上を目指して、間伐材の切り出しを始めました。ところ

が、木材の供給があっても需要のことは考えていないわけでありますから、当然、木材が市場に過剰に出回って、木材価格は非常な安値となったところであります。その対策のために、県でも特命チームを立ち上げて対策をとったため、木材価格は、ちょっと安値ではあるけれども、何とか元に近くなっておるといふところであります。しかし、木材の供給が余剰状態にあることは変わらないわけであります。この状態を救うためには、需要を喚起しなければなりません。そこで、私から、県主導で木質バイオマス発電所を建設してみたらどうだろうかという提案であります。

この案が大変有効であるという理由を述べてみたいと思います。まず第1に、木材の需要を喚起することができる。これは今言ったとおりであります。これによって価格を安定させ、林業を営む人たちも助かります。第2に、原子力エネルギーに陰りが見え、環境に優しいバイオマスエネルギーに対する期待があります。第3に、これが大切なことではありますが、政府は電力会社に、木質バイオマスでつくられた電力を向こう20年間、1キロワット当たり32円で買い取らせることを約束しております。通常、物の価格というのは、需要と供給で決まるはずなんですけれども、これを買い取り価格を高値で固定しておるといふことは、本当に不思議なといふか、あり得ないことですが、電力を供給する側にとっては、非常にやりやすい事業であるといふことであります。第4に、これも大切なことではありますが、宮崎県では毎年150万立米の木材を生み出しておりますけれども、県内で使用するのは100万立米ぐらいだそうでありまして、残りは県外に出しているそうであります。これを県内に回すことによって、原料としての

木材を安定して供給できるということでありませぬ。これは、杉素材生産量日本一の宮崎県だからできることでありませぬ。第5に、木質バイオマスに使う木材はチップにするわけですから、はっきり言って、どんなものでもいいと。例えば、成長した木は、上のほうだけに枝葉がついておりますけれども、下部の立派な部分は建築材にでも回して、残った上部の枝葉のついた部分だけ、バイオマス発電の原料に回すことができるというわけでありませぬ。そうすれば大型機械は要らない、チェーンソー1本あれば、林家の方々にも幅広く原料の調達に参加していただくことができる、そして地域の所得向上にもつながるといふわけでありませぬ。

以上のように、宮崎県の林業経営にとって千載一遇のチャンスが来ております。他県の事業者たちは早くも目をつけて、虎視眈眈と宮崎県を狙っているわけでありませぬ。国内でコストも安く、温暖で木材の成長も早く、杉素材生産量日本一の宮崎県がなぜ動かないのか、不思議なことでありませぬ。県内の民間業者による木質バイオマス発電所建設の動きもありますが、5,000キロワットではちょっとスケールが小さい、そして効率も悪い、最低1万キロワット以上が望ましいのであります。ぜひとも県主導によって大型の木質バイオマス発電所の建設を促進していただきたいと思っております。知事のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 木質バイオマス発電は、今御指摘がありましたように、燃料として大量の木質資源を利用しますことから、本県の林業・木材産業の振興という観点からも、大いに期待しているところでありまして、新たに策定する「新エネルギービジョン」におきましても、これを重点的エネルギーの一つとして位置

づけて、積極的な導入を図っていききたいというふうに考えております。これにつきましては、今御指摘がありましたような国の誘導策である固定価格買い取り制度の始まりを受けまして、今、県内で複数の構想が動いておるといふことでございます。県としては、これらが具体化した段階で、国の事業を活用した施設整備への支援を行うということにしております。また、発電施設が円滑に稼働していくためには、原料の供給体制の整備が必要となりますので、これに対する助言や情報提供等を行いまして、活用促進を行う、そのように今考えておるところでございます。

○井本英雄議員 私としては、ひとつ県みずからが建設してもらえないかなと思っておりますが、企業局長、どうでしょうか。

○企業局長（瀧砂公一君） 企業局におきましては、これまで培ってきました技術やノウハウを生かせる小水力発電に今、重点的に取り組んでいるところでございます。お尋ねの木質バイオマス発電につきましては、原料の収集コスト、あるいは安定供給等の課題がございますけれども、固定価格買い取り制度がスタートしたことにより、県内においても民間企業の取り組みが始まりつつあります。企業局が取り組みますためには、長期的に安定した経営が見込めることが何よりも大前提になるわけでございます。また、現在、小水力発電に全力を傾けているところでございまして、技術やノウハウがない木質バイオマス発電に取り組むことは、現状では難しい状況にございます。しかしながら、知事答弁にもございましたとおり、本県の林業あるいは木材産業の振興という観点から、木質バイオマス発電の意義は十分認識しておりますので、企業局といたしましては、当面、これら

民間企業の取り組みなどを見守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

次に、犬の殺処分についてお聞きいたします。

まず、全国でどのくらいの犬が保護され、どのくらいの犬が殺処分されているのか、そして、宮崎県での状況をお聞かせください。また、殺処分を減少させる目標はあるのかも、あわせて福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） まず、平成22年度の全国の状況でございますが、犬の捕獲数及び引き取り数は8万7,119頭であり、そのうち殺処分数は5万3,268頭、譲渡数は1万7,509頭であります。次に、本県の犬の捕獲数及び引き取り数でございますが、2,243頭であり、そのうち殺処分数は1,107頭、譲渡数は644頭で、ここ数年、全国・本県ともに殺処分数は減少し、譲渡数は増加しているという状況となっております。県といたしましては、殺処分をできる限り減らすために、平成20年に策定いたしました「宮崎県動物愛護管理推進計画」において、引き取り数の半減を目標としておりますが、現在、既に達成しているところでございます。改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」においても、都道府県等は犬や猫について殺処分がなくなることを目指すことが今回明記されましたので、本県におきましても、その国の方針を踏まえながら、引き続き、殺処分の減少に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 今、動物愛護法の改正をちょっと言われましたけれども、それ以外に特徴的なところは何かありますか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 9月に改正されました「動物の愛護及び管理に関する法律」

では、今回、犬猫等の販売業者に対しましては、販売年齢の制限や、販売する際の現物確認・対面説明の義務化、販売が困難になった場合の終生飼養、死ぬまで飼うということの確保などの規制が強化されております。また、犬猫等の飼い主の責務といたしまして、できる限り命を終えるまで飼養することや、繁殖に関する適切な措置を講ずることなどの努力義務が加わっております。県といたしましては、法の趣旨を広く知っていただくことが大変重要であると考えておりますので、講習会等により販売業者や飼い主への啓発、周知に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 熊本県では、殺処分ゼロを目標にして、かなり成功をおさめております。平成21年度には、やむなくということで殺処分1頭ということでありました。彼らは、「入り口を狭く出口を広く」という合い言葉でやっているということであります。入り口を狭くというのは、持参した犬をできるだけ受け取らないようにするということだそうであります。例えば、その持ってきた人に、「他に飼ってくれる人を探してほしい。30人ぐらいではなくて50人でも声をかけてほしい。新聞にも広告を出してほしい。ここではいつまでも飼うことはできないんですよ。そうなれば、いずれは殺処分せないかんですよ」ということで説得して、できるだけ受け取らないという方向でやるそうです。出口を広くというのは、引き取り手をふやすために、さまざまな方法をとるということであります。ここでは、行政と民間の協議会が非常に有効に働いておりまして、ボランティアの方々の力が大きいそうであります。私も見学に行ってきましたけれども、案外小さな施設で、60匹の容量のところ70匹ぐらい入ってお

りまして、非常にうるさくて、すし詰め状態でありました。ただ、ここの犬は殺処分しないんだなど、私もそういう目で見ると、何かほっとしました。宮崎や日向の保護管理所に行ったら、これは殺処分されるのかなと思うと、何となく気持ちがよくありませんでした。そこで、我が宮崎県では、熊本市のように「入り口を狭く出口を広く」というような方策はあるのかどうか、福祉保健部長、お伺いします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 殺処分を減らしますためには、引き取り数を減らすことや譲渡を進めていくことは、大変重要と考えております。このため、引き取りを申請される飼い主に対しましては、できる限り終生飼養の重要性を説明いたしまして、やむを得ず飼養できなくなった場合でも、譲渡先を探すよう再考をお願いしているところであります。また、動物愛護団体等を活用いたしました譲渡推進をサポートする事業や、譲渡のあっせんを行うホームページのサイト「みやざきドッグ愛ランド」を運営するなど、譲渡を積極的に推進しているところでございます。

○井本英雄議員 宮崎県では保護されてから何日後に殺処分されるのか、お聞かせください。それから、殺処分の方法というのは、宮崎県では炭酸ガスを注入して窒息死させるという方法をとっております。しかし、熊本県では、安楽死させるために麻酔薬を打つという方法がとられています。これは犬の苦痛を和らげるためということもありますけれども、殺処分を実行する係員の精神的な苦痛を和らげるということもあるわけですね。このような方法を本県でも採用することはできないのか、福祉保健部長、お伺いします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 所有者不明で

保護された犬でございますが、これは法律的には狂犬予防法がございますが、2日間の公示の後、1日以内に所有者があらわれない場合、処分することができるということになっております。しかしながら、本県では、できる限り生存の機会を与えるという動物愛護の観点から、譲渡に向かいかどうかの確認を行いながら、1週間以上の保管期間を設けているところでございます。そして、犬の殺処分の方法でございますけれども、本県におきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく「殺処分方法に関する指針」というものを国のほうで出しておりますけれども、これに基づいて、安楽死処分の一方法として示されており、かつ多くの自治体、全国42都府県で実施しております炭酸ガスを使用しているところでございます。なお、薬剤による方法につきましては、獣医師が1頭ごとに処置しなければならないなど、負担が大きい面もありますが、今後、新たな「動物の愛護に関する基本指針」等も参考にしながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

○井本英雄議員 日向に行ったときも、その中央も同じですが、1メートルぐらいの四角の鉄の格子の中に犬を何匹か入れて、それをまた小さな炭酸ガスのある密閉した箱の中に入れて、結局、窒息死させるわけですが、係員も、「はっきり言って、本当にもう嫌だ。今度生まれ変わってくるときには、いいところに生まれ変わってこいよと言って私は出すんです」というようなことを言っていましたけれども、できたら本当に1匹も殺さんで済めばいいなという気がしております。

他県では愛護センターという形になっており、そこで犬猫の譲渡もやっておりますが、宮崎県ではそうになっておりません。単に保護管理

所、何か理由があるのだろうかということでもあります。本県の施設は建物も古く、一般の人は近寄りたいたいものもあります。もっと人が立ち寄れるような建物に改築する予定はないのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 議員御指摘の動物愛護センターでございますけれども、これは犬や猫の適正譲渡を初め、しつけ、負傷動物の治療など、各種動物愛護事業における総合的な取り組みを行う中核施設として設置されているものでございまして、動物愛護行政をより一層推進するために、有効な施設というふうに認識しております。また、御指摘のとおり、施設の老朽化という問題もございますので、現在のあり方について検討を行っているところでございます。

○井本英雄議員 ありがとうございます。ひとつよろしくお願いします。犬や猫の命を大切にすることができるようになってこそ、文明国のあかしであります。日本もやっと余裕が出てきたのかなということかもしれません。このたび、本県出身の堺雅人さんが主演の「ひまわりと子犬の7日間」という——これはこの前、新見さんが一遍やりましたけれども——宮崎県中央動物保護管理所で起きた実話をもとにした映画であります。私も偶然であります。主役のモデルになった上野さんとお会いすることができました。上野さんは、「飼い主の意識の啓発が一番です」と言っておられました。この映画が飼い主の意識の啓発の一助になればと願っておるところであります。皆さん、ぜひともごらんになっていただけたらと思っています。よろしくお願いします。

次に、携帯電話基地局と人的障害についてお聞きしたいと思います。

携帯電話の電磁波には電子レンジと同じマイクロ波を用いており、低周波であります。「身体の近くで長時間用いれば何の影響もない」ということはあり得ない」と、ある医師も言っております。そうだと思います。昨年の「週刊東洋経済」の6月18日号に、沖縄の新城哲治医師へのインタビュー記事が載っておりますので、一部御紹介いたします。

新城夫妻が暮らしていた沖縄県那覇市内のマンションの屋上には、2000年に沖縄セルラー（KDDIの子会社）が800メガヘルツの基地局を設置。2008年3月には2ギガヘルツの基地局も新たに稼働した。

新城夫婦の4人の子どもは2ギガヘルツ基地局設置後、症状がひどくなった。「稼働から1週間後、長女が鼻血を出した。耳鼻科を受診したところ、右鼻の動脈が破裂していることが判明した。二女は耳がキンキンすると言い出し、ピアノのレッスン中も眠ってしまうようになった。三女も頻繁に鼻血を出すようになり、小学4年生だった長男は、1分間に200を超える頻脈や不整脈が見つかった」。

自身も体のしびれがひどくなり、一時は入院生活を強いられていた明美さん（新城医師の妻）が「基地局が原因ではないか」と疑い始めたのは2008年10月。リビングルームからマンションの屋根を見上げると、基地局が目に入った。ちょうど同じ頃、飼い犬が突然ぐるぐる回り始めて吐血したのを目撃した明美さんは、「もはやこの家を出るしかない」と決心を固めた。

明美さんは哲治さんと荷物をまとめ、家族全員で別の場所に避難した。すると数日も経たないうちに、長女や三女の鼻血は止まり、二女の耳鳴りや長男の不整脈も治まった。

先日、延岡では、被害者による携帯電話基地局の撤去訴訟が提訴され、1審では敗訴となりまして、今控訴しているところでありますが、延岡での被害者の方々の話も、この新城医師とほとんど同じような症状であります。私も最初のうちは、こんなことがあるのかなと思っていたんですが、この人たちの話、それからいろいろな本を読んでも、ちょっとこれはこのままほったらかしておいたらいかんぞという気になって、こういうものを取り上げたわけあります。この撤去訴訟は初めて延岡でありますけれども、差しとめ訴訟というのは、熊本を初め何カ所かで起こされているようであります。地方自治体では、条例などで規制している団体が鎌倉市などを初め7つほどありますし、意見書を出している自治体もあります。全国では200カ所ぐらいで反対運動が起きているようであります。実際、撤去に成功した例もあるそうであります。

じゃ世界の情勢はどうなっているかと申しますと、WHOは、携帯電話が脳腫瘍を引き起こす可能性があることを認めております。これは、前にも太田議員が質問して出した答えであります。また、携帯電話先進国でありますEUでは、基地局に厳しい規制基準を設け、若年者の携帯電話使用について、制限指導などの予防措置がとられております。しかし、日本の行政は、いまだに危機感を抱いていないようであります。行政も携帯電話の危険性について何らかの研究をすべきだと思いますが、総合政策部長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） 電波利用にかかわります許認可、規制等につきましては、国の権限で行われておるところであります。携帯電話やその基地局の電磁波につきましても、国

において「電波防護指針」というのが定められて、人体に影響を与えない基準値以下に出力を抑えるようにということで、規制が設けられているというふうに認識しております。今、議員の御指摘の中にありました延岡市で、電磁波による健康被害があるとして、携帯電話基地局撤去を求める裁判が行われておるといことですが、県といたしましては、その推移を見守っていきたくて思っております。

○井本英雄議員 次に、子供たちの携帯電話使用に関して、電磁波の危険性が懸念されることあります。危険予防原則に従って、何らかのアクションを起こすべきだと思うのですが、環境森林部長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 携帯電話の使用による電磁波の影響についてでございますけれども、総務省の資料によりますと、「電波防護指針」に定められた基準値に満たない電磁波が、健康に悪影響を及ぼすという証拠は見つからないとされております。また、携帯電話の使用による子供への影響につきましては、環境省の資料にWHOの報告書の内容が記載されており、それによりますと、「最近の若年者における携帯電話使用の普及に伴い、若年者グループに関する今後の研究を推進している」とされております。県としましては、電磁波に関する相談等があった場合には、必要に応じ、携帯電話等に関する情報を提供してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、延岡に限らず、市町村の地方自治体が携帯電話の電磁波等による健康相談を行う場合は、県も何らかの協力をするべきだと思いますが、福祉保健部長の御意見をお聞きしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県といたしましては、健康相談などの業務について、市町村からの協力依頼があった場合には、できる限りの協力を行っているところでございます。電磁波につきましては、平成19年に延岡市から健康相談への協力要請がございまして、延岡保健所の保健師が対応しております。今後とも、市町村から健康相談などの協力要請があれば、協力してまいりたいというふうに考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。1960年代、70年代、公害が問題になりました。あのときも、国の規制どうのこうの、それに合っているからどうのこうのということでありましたが、結局は地方のほうが先行して出てきたんですね。そして、この証明の問題も、疫学的因果関係ということで、立証責任が転嫁されて、向こうというか、加害者のほうが立証責任を負わなきゃならんということになって、結局、公害が表に出てくるということになりました。これがそのようになるかどうかわからんけれども、もっと注意せないかんということは、私は今、本当に実感してございまして、携帯電話を、今は直接耳に当てないで、ひもをつけて、こうやってやるようにしているわけでありまして、けれども、ひとつ皆さん方も研究しておいていただきたいと思っております。

最後になりました。国道10号の冠水問題については、河野議員が質問されましたので質問いたしません。国道10号の鉄工団地に入る栗野名交差点の朝夕の混雑を緩和することはできないものなのか、県土整備部長の御見解をお聞かせください。

○県土整備部長（濱田良和君） 延岡市内の国道10号は、日交通量が約4万4,000台と非常に多く、通勤や通学が集中する朝夕の時間帯におい

て、一時的な交通渋滞が日常的に発生している状況となっております。このため、国土交通省により、御質問にございました栗野名交差点などの主要な交差点において、右折レーンの増設や延伸などの対策がとられ、一定の渋滞緩和が図られているところであります。さらに、来月15日には、国道10号のバイパスである延岡道路が全線開通することになっておりまして、このことによる渋滞緩和が期待されているところであります。県といたしましては、今後の交通の状況を注視しますとともに、引き続き、国とも連携し、渋滞対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、12月3日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時41分散会

12月3日（月）

平成 24 年 12 月 3 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	凶 師 博 規	(日 日 新)
4 番	渡 辺 創	(新 み や ざ き)
5 番	黒 木 正 一	(自 由 民 主 党)
6 番	松 村 悟 郎	(同)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	外 山 三 博	(同)
14 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
15 番	高 橋 透	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	太 田 清 海	(同)
17 番	田 口 雄 二	(新 み や ざ き)
18 番	西 村 賢	(同)
20 番	蓬 原 正 三	(自 由 民 主 党)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	横 田 照 夫	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	押 川 修 一 郎	(同)
25 番	外 山 衛	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
30 番	井 上 紀 代 子	(新 み や ざ き)
31 番	徳 重 忠 夫	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自 由 民 主 党)
33 番	十 屋 幸 平	(同)
34 番	中 野 廣 明	(同)
35 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
36 番	福 田 作 弥	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	中 野 一 則	(同)

欠席議員 (1 名)

19 番	星 原 透	(自 由 民 主 党)
------	-------	---------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	加 藤 達 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 戸 保 博 秋

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英
総 務 課 長	山 之 内 稔
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。新みやぎの田口雄二です。9月議会に引き続き、質問が最終日になりました。できるだけ重複は避けて質問いたします。

先週、議場では一切触れませんでした。我が会派の井上紀代子議員が御自身の誕生日に一般質問をいたしました。実は私も本日が54回目の誕生日であります。井上議員と同じいぬ年ですが、残念ながら同級生ではありません。誕生日にふさわしいような質問になればと考えていましたが、いよいよあす12月4日が第46回衆議院総選挙の公示日です。解散以降、大変慌ただしい日々を過ごしてまいりました。重複を避けながら本県の課題について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

今回の総選挙は、3年3カ月の民主党政権が引き続き政権を任されるのか、あるいはかわるのかが12月16日に決まります。60年を超える保守政権の続いた後で、野党しか経験したことのない議員集団で、なれない政権運営で戸惑いながらのスタートだったことは否めません。政権交代直後のリーマンショック、東日本大震災、そして参議院議員選挙で衆参のねじれ国会となり、野党からマニフェスト潰しを徹底的にやられました。決められない政治ではなく、決めさせられないようにされてしまいました。国の将来にとっても必要な政策まで前に進められず、

返す返すも残念でなりません。時計の針が戻らないように、しがらみだらけの政治に戻らないよう全力で頑張るだけです。

では、まず初めに、知事の政治姿勢について質問いたします。

私たち地方議員がよくお世話になっております出版社、ぎょうせいが発行しています地方自治の総合情報誌「ガバナンス」という月刊誌があります。この10月号では河野知事がお1人で表紙を飾り、「原点に立ち返り、国と地方の役割分担を明確にすべき」と銘打った大きな表題のもと、月刊誌の冒頭から知事の地域主権改革に関するコメントが述べられています。民主党政権は地域主権改革を一丁目一番地と政策に掲げ、これまで地方から強く要望されてきた地方分権を大きな柱として改革を進めてまいりました。大きく前進したものもありますし、もちろんまだ改革途中のものもあります。改めて、政権交代後の地域主権改革の評価を知事にお伺いします。

また、宮崎県においては、政権交代後、県民の悲願である東九州自動車道の早期全線開通に向けて大きな前進がありました。3年3カ月の間には、高鍋—西都、日向—門川の2区間が既に2年前に開通し、今年度内に5区間が開通予定です、そのうちの3区間はこの12月中に開通いたします。「民主党政権になると高速道路の建設がとまる」とさんざん前政権の人たちから言われましたが、我が党の国会議員は1期生ばかりなのにもかかわらず、来年度は宮崎—延岡間がつながり、遅くとも28年度までには宮崎—北九州間も開通予定です。それまで政権を持っていた皆さんがなぜつくれなかったのか不思議でなりません。また、大変ハードルの高かった細島港の重点港湾への指定と東九州メディカルバ

レー構想の総合特区指定、診療報酬の10年ぶりのプラス改定で県立病院を初めとする公立病院の大幅な収支の改善、ドクターヘリの就航、農業者戸別所得補償制度の実施による農業経営の安定化等々、宮崎が変わる下地が少しずつでき上がりました。本県の知事として、この3年3カ月をどのように評価しているのかお伺いします。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

まずは、きょう、1、2、3という大変覚えやすい誕生日を迎えられたことに、心からお祝いを申し上げます。

地域主権改革に対する評価についてであります。民主党が一丁目一番地として掲げた地域主権改革では、さまざまな取り組みがなされているところでございますが、中でも、地方の長年の悲願でありました国と地方の協議の場の法制化は大きな前進であるというふうに考えております。また、義務づけ・枠づけの見直し、地方自治体への権限移譲等につきましても一定の成果を上げており、地方分権が進みつつあるということは評価をしておるところであります。しかしながら、地方税財源の充実や国の出先機関改革など議論が道半ばという項目もございません。地域自主戦略交付金の総額確保や配分基準の問題など、今後に向けた改善点もあるところであります。今後の改革の推進に当たりましては、議論の原点であります、国と地方の役割分担の整理・明確化、また地域の自主性・自立性の向上に向けて、国と地方の協議の場などを積極的に活用しながら、その質をより高めるための議論を深めていく必要があるものと考えてお

るところであります。

次に、政策の評価についてであります。現在、我が国においては、東日本大震災からの復旧・復興や原発問題はもちろんのこと、防災や経済・雇用対策、国と地方の財政再建、社会保障制度改革、TPP、外交など、政府を初め国、地方を通じたさまざまな努力にもかかわらず多くの課題が残されている状況であります。そのような中、本県におきましては、第一の課題として掲げております口蹄疫からの再生・復興の象徴となる全国和牛能力共進会におきます日本一2連覇の達成、また東九州自動車道の前倒しでの開通や細島港など社会資本整備の進展、また東九州メディカルバレー構想に基づく特区指定など、県政の抱える諸課題の解決に向けて大きな前進が見られましたことは、政府・与党の皆様はもちろん、本県選出国會議員の皆様や県議會議員の皆様から力強い御支援をいただいた成果であると感謝いたしているところであります。以上であります。[降壇]

○田口雄二議員 御答弁ありがとうございます。地域主権改革はまだまだこれからやらなければならないことがたくさんあります。選挙後はどこが政権党になるかまだわかりませんが、この改革をどんどん進めていかなければならない、このように思っております。ありがとうございました。

次に、医療福祉行政についてお伺いいたします。

医師確保と20代の若い世代の医師不足対策として、臨床研修医の確保が本県の大きなテーマでありました。昨年は全国で最も少ない29名というワースト状況から、本年は劇的に改善し58名、そして平成25年度のマッチング数が53名と、2年連続で安定した状況になってまいりま

した。これまで宮崎大学医学部に本県出身者が少なく、いかに多くの本県出身者を送り出し、そのまま本県で研修医として残ってもらうかということに、大きな予算もエネルギーもつぎ込んでまいりました。ようやく結果が伴ってきたのかと思っています。まだ予断は許しませんが、2年連続の高水準の結果をどう判断しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県の臨床研修医につきましては、10月に公表されました研修医のマッチング結果が53名ということでございます。今年度、自治医科大学卒業予定の4名を加えますと、国家試験の結果次第ということではございますけれども、57名となりまして、来年度は、過去最高となった今年度に次ぐ研修医が確保できるものと期待しているところでございます。このような結果が出ておりますのは、平成18年度から宮崎大学に導入されました地域枠により、宮崎大学医学部卒業生に占める本県出身者の割合が高くなっていることが考えられます。またそれに加えまして、宮崎大学を初め基幹型臨床研修病院等の熱心な取り組みや、宮崎大学医学部附属病院の救命救急センターの設置、ドクターヘリの導入も影響しているものと考えておるところでございます。

○田口雄二議員 来年度のマッチング数の53名のうち39名が宮崎大学の学生だそうですので、これまでの取り組みが実を結んだと言えるのかもしれない。ただ、ことしのもともとのマッチング数は69名でした。それが医師国家試験の結果で58名です。昨年試験に失敗した学生11名が再チャレンジでこの53名に入っている確率が高いと思いますので、そう考えると素直に喜べないところもあります。定員は85名です。引き続き研修医確保にはしっかりと取り組んでいた

だきたいと思っております。

臨床研修医が安定してふえる一方で、これまでの医師の配置状況と同様の研修医の地域偏在が見られます。この偏在対策についてどうお考えか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 来年度の基幹型臨床研修病院ごとの研修医につきましては、4年ぶりに県立日南病院に3名のマッチングがあったものの、全体としては県央地域に集中している状況でございます。県立延岡病院を含む県内6つの臨床研修病院では、昨年から東京、大阪、福岡での病院説明会に合同で参加いたしまして、各病院の臨床研修プログラム等の魅力発信に努めているところでございます。特に県立3病院では、それぞれの特徴を生かしまして、共同で研修医を受け入れるフェニックスプログラムの設定や、病院紹介のためのバスツアーの実施など、研修医の確保に努めているところであります。県といたしましては今後とも、各臨床研修病院と連携しながら、研修医がやりがいや魅力を感じる研修環境の充実やPRの促進などにより、全ての臨床研修病院に研修医が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 そんな中、県立日南病院はこれまでの7年間で1人しか臨床研修医がいませんでしたが、来年度のマッチング数はいきなり3名です。要因としては、来年度から地域総合医育成サテライトセンターが設置されることが、医学生たちに大きな魅力を感じさせたのではないかと思います。同じく7年間で2名しか研修医が来たことがない県立延岡病院にも同様の施設をと、つい思ってしまいます。宮崎大学医学部との関係もありますので、すぐには難しいかもしれませんが、県北地区にもサテライト

センターを設置する考えはないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 来年4月から県立日南病院に設置されます地域総合医育成サテライトセンターで育成される医師でございますけれども、地域医療支援機構の調整によりまして県内各地の公立病院や診療所などに配置される予定でございますが、同時に、将来、指導医としての活躍も期待されるところでございます。このため将来的には、県立日南病院での総合医育成が軌道に乗っていく中で、県北地域への設置の可能性について宮崎大学と協議を行っていく必要があると考えております。

○田口雄二議員 今後、サテライトセンター設置も御検討をよろしくお願ひいたします。

ただ、県立延岡病院には、今年度中にドクターヘリが離発着できる新救急救命センターも設置していただきますし、消化器内科医2名が来年4月から診療していただきます。これには本当に感謝しております。ありがとうございます。また、高速道路の相次ぐ供用開始で、県北と宮崎市間が大きく時間短縮されます。県北地区の夜間診療における医師派遣の環境も変わることを期待しております。また、ドクターヘリが稼働できない夜間は、高速道路で今年度中に完成する清武南インターまで行けば、おりたところが宮崎大学医学部附属病院の近くというのは実にありがたいことだと思っております。また、宮崎市郡医師会病院は10月1日から、急性心筋梗塞などの重篤患者の心疾患の診療機能を備えた心臓病専用救急車（M-C-C-U）を導入いたしました。医師や看護師が同乗するドクターカーで、365日、24時間体制で県内全域をカバーします。患者の救命率が格段に向上することと思ひます。県内の医療環境がだんだんよく

なつてまいりました。県当局を初め関係各位に心から感謝申し上げたいと思ひます。

次に、喫煙率についてお伺ひします。2010年の日本の成人の喫煙率は、男性32.2%、女性8.4%、全体で19.5%です。これを10年後には全体で12%にすると6月8日に閣議決定され、今年度からがん対策推進基本計画に盛り込まれております。喫煙者の約4割は禁煙したいと思ひているようですので、うまく禁煙に導くことができれば実現可能です。この喫煙に関して調べていますと驚きの数字を見つけました。世界保健機構、いわゆるWHOの推計では、たばこが原因で亡くなる喫煙者は世界で1年間に510万人、他人の煙を吸い込む受動喫煙で亡くなる人は60万人、合計で570万人と、宮崎県人口の5倍以上の死亡者です。これは厚生労働省の試算ですが、日本国内で喫煙者の死者は1年間で10数万人、受動喫煙による死者は約6,800人と、実に驚愕の数字です。改めてたばこの脅威を実感させられました。そこで、本県における喫煙率の推移とたばこ対策の取り組み状況について、福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県における喫煙率の推移につきましては、国民生活基礎調査によりますと、男性は、平成16年が44.8%、19年が39.4%、22年が35.1%となっております。女性は、平成16年が11.1%、19年が9.1%、22年が8.4%となっております。男性、女性とも減少傾向にあります。県では、禁煙支援や受動喫煙防止、未成年者の喫煙防止の対策といたしまして、ホームページによる情報提供、テレビ、ラジオを活用した呼びかけ、講演会や健康教育の開催等の啓発活動に取り組んでいるところでございます。たばこ対策は、県民の健康を守るという観点から大変重要な課題であり

ますので、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 これはあくまでも試算ではありますが、国内だけで年間に6,800人も受動喫煙による死者が出るというのは本当に驚きです。2011年の全国の交通事故死が4,611人ですから、交通事故死より2,000人以上も多いということになります。喫煙率も先進国の中では高い状況です。知識は余りないのに放射能には非常に日本人は敏感ですが、いつも身の回りにあるタバコには実に鈍感、あるいは寛大なところがあります。6年前までは私も喫煙者でした。今考えてみると、こんなに害があるのに周りの人への配慮が足りなかったのではと反省しております。タバコをやめていただくことが一番いいのですが、まず一服するときは、副流煙に一番害がありますので、喫煙者は周りに十分配慮することを心がけ、また禁煙率を上げるようにしっかりと対策をしなければと強く思った次第であります。

それでは次に、県産材の活用についてお伺いします。

今回もバイオマス発電のことで質問がたくさん出ています。私は、私どもの会派で調査した延岡のバイオマス発電について、2月の代表質問でお伺いしたことのその後の進捗を確認させていただきます。1時間当たり1万4,000キロワットの発電量で、石炭を4割、木質を6割の比率でまぜて燃焼させるもので、この8月から稼働しています。木質バイオマスの年間利用計画は10万トンを見込んでおり、当面は建設廃材を細かく粉砕したチップ状の燃料で、九州内で調達予定です。将来的には県北地区の間伐材などの森林資源を活用したい意向です。ただ、御説明いただいた関係者からは、「地域への貢献

も考えて何とか地元の資材を使いたい、余りにも価格差があり、今のままでは使えない」とのことでした。森林組合も大きな期待を寄せていますが、コスト削減への取り組みの進捗状況を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 木質バイオマス発電などへの利用に向けた林地残材の収集運搬コストにつきましては、これまでの実証結果によりますと、10キロ程度の運搬距離であれば採算が合うとの結論が得られたところであります。これ以上の距離になりますと流通効率化に向けた工夫改善がさらに必要でありますことから、県としては引き続き実証事業に取り組むこととしたところであります。

加えて、7月に固定価格買い取り制度が始まり、今後、木質バイオマス発電の設置により大量の木材資源の需要が見込まれ、また採算に見合う運搬距離が伸びることから、さらに広範囲での収集方法の検討も必要と考えております。このため県では、本年度から、五ヶ瀬川、耳川流域の市町村や森林組合、チップ工場や発電所などをメンバーとする協議会と連携し、中継土場の設置や大型車両による運搬など広範囲での収集運搬コストの実証を行い、年度末までに調査の取りまとめを行う予定としております。県としましては今後とも林地残材等の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 10キロメートル以内であれば何とか採算ベースになるという結果は、2月議会のときにもお聞きをいたしました。その後、エリアがまだ広がっていないようです。県北は特に急峻な地形が多いのでコスト削減は大変かとは思いますが、年間10万トンというのは非常に大きな魅力です。何が何でも建設廃材より安くなければならないということではなく、その

価格に近づけばいいとも言っておりますので、英知を結集して取り組んでいただきますようによくお願いいたします。

次に、チョウザメに関する質問に移ります。先週、横田議員が質問いたしましたので、あえて質問させていただきます。10月3日に県議会議員とチョウザメ養殖業者、そして牧元副知事、岡村農政水産部長等が参加してチョウザメの試食会を行いました。残念ながら、キャビアは来年から出荷ということですので食することはできませんでしたが、生春巻き、刺身、酢の物、吸い物、握り等々でいただきました。白身で嫌な癖も全くなく、おいしくいただきました。この日は和食のみでしたが、洋風でも中華でもおいしくいただけるのではないかと試食しながら思ったものです。試食会の際に業者の皆さんと意見を交換する中で幾つかの問題点が出されましたので、お伺いをさせていただきます。まず、本県がチョウザメの養殖技術開発に取り組んだのはいつからなのか。また、そのきっかけとこれまでの経緯について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県では昭和58年から、水産試験場小林分場においてチョウザメ養殖技術の開発に取り組んでおります。そのきっかけは、日本と旧ソ連間で取り交わされた日ソ漁業科学技術協力年次計画の一環として両国の有用魚種の交換が行われた際、旧ソ連側から送られたベステルという品種のチョウザメの稚魚の一部を本県が譲り受けたことでもあります。その後、水産試験場小林分場では平成3年にベステルの人工ふ化に成功したことから、平成5年に魚肉としての価値も高いシロチョウザメを対象とした研究に移行し、平成23年に国

内で初めて稚魚の大量生産技術を確立いたしました。この技術の確立により本県において本格的にチョウザメ養殖の産地づくりを進めることとなったところでございます。

○田口雄二議員 最初に旧ソ連から送られたベステル種は品種がよくなく、アメリカを原産地とするシロチョウザメに切りかえたことがよかったです。肉質もよく、シロチョウザメを養殖しているのは宮崎県だけということが、今回、職員の皆さんとのやりとりでわかりました。

次に、現在、県内ではチョウザメ養殖を幾つの業者がしているのか地域ごとにお伺いし、また、本格出荷となる来年度の魚肉、キャビアの出荷予定量はどれほどになるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県内では、県北地域で7業者、県央地域で1業者、県南地域で4業者、県西地域で3業者の計15業者がチョウザメ養殖に取り組んでおり、現在、新規参入を検討されている方も複数名おられます。また来年度の出荷量は、キャビアで約60キログラム、魚肉で約2トンを予定しており、今後、出荷量は年々増加していく見込みでございます。

○田口雄二議員 稚魚の大量生産、養殖の技術も既に確立しているようですし、またそれほど技術も必要としない。よって、稚魚の生存率も高いということもお聞きしました。飼料も、魚肉をとる雄、キャビアをとる雌用も既に確立できているようです。ただ、ヨーロッパやアメリカ、そして中国でも養殖キャビア生産に力を入れているようですので、品質で負けないものを生産して一刻も早く市場をリードしていかなければなりません。そこで業者の皆さんとの意見交換の中で出たのですが、今後出荷量が増加し

ていく中で、魚肉やキャビアの販売についてどのように取り組んでいく予定なのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 魚肉やキャビアを安定的に販売するためには、高品質な商品を安定して供給することが重要でございます。このため、まずは養殖業者の方々と協議しながら、一元的に加工・販売を行う組織づくりを進めております。

次に、商品づくりと販路開拓の取り組みにつきまして、キャビアでは、宮崎独自の加工技術を使った試作品を国内の著名なシェフに試食していただき、多くのシェフから高い評価を得るなど、商品化への一定のめどが立ったところでございます。また、魚肉では、既に県内数店舗のレストランで取引を開始しておりますが、出荷量の増加に備えて、より一層の販路拡大を図る必要があることから、県内外で試食会等を開催し、現在、複数の商談問い合わせを受けているところでございます。あわせて加工品につきましても、県において、魚肉と宮崎産ハーブをブレンドしたソーセージ、いわゆるチョウセージを開発するとともに、加工業者とも連携した新たな商品開発にも力を入れているところでございます。なお、その他商品化されている加工品として、化粧品や、本日、知事がつけておりますチョウザメのうろこからつくられたピンバッジなどがございます。

○田口雄二議員 私も先ほどから、知事がつけているのがひょっとしてそのうろこかなと思っておりましたが、そうなんですな。

養殖して出荷しようとしても、生産量がふえて販売先がなかったらどうなるんだと業者さんは心配していましたが、チョウセージなるソーセージなどの加工品にも取り組んでいただくの

は心強く感じました。ただ、養殖業者の皆さんが不安を抱えながら事業に取り組んでいるとしたら、それは不幸なことです。県の取り組みや進捗を業者の皆さんにもPRし、安心して生産できるようにしていただきたいと存じます。また、チョウザメには副産物も多く期待できます。有効成分を数多く含んでおり、栄養補助食品や化粧品、石けんなどにも利用される等、うまくPRすれば、販売ルート等が確保できる可能性が広がってきます。今、知事のつけられているチョウザメのピンバッジですが、チョウチョウの形をしたうろこのピンバッジ、実は私も欲しいなと思いましたが、意外とオーダーが多いそうでございます。まだまだ生産量が少ないこともあり、注文が間に合わないということで、今注文をストップしているそうでございます。

可能性は高いと申しましたが、飼育が難しいとはいえ、飼育が長期間にわたり、台風被害等々も考えると結構リスクも大きいと思います。そこで、チョウザメ養殖の魚肉、キャビアの採算を考えると幾らぐらいを想定すればいいのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） チョウザメの魚肉は、現在、鮮魚のみで販売しており、価格は1キログラム当たり2,500円としております。キャビアにつきましては、これから他産地の価格を参考に設定していくこととなりますが、これまでのシェフ等の評価も踏まえますと、高級キャビアとして販売することが可能ではないかと考えております。

○田口雄二議員 魚肉が1キロで2,500円というのかなりの高級魚です。ヒラメなどよりもずっと高いので、とても居酒屋や普通のファミリーレストラン等では取り扱えません。料亭やホテ

ル、高級レストランなどが対象になるのではないかと思います。販路拡大にはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。本県出身のシェフで今一番お茶の間で人気のある川越達也さんや有名シェフとの連携なども考えて、PRしていただきたいと思います。

キャビアは他産地の価格を参考にしてということですが、島根、岡山、岐阜が産地のようです。どこも品種は宮崎と違ってベステルのように、また量的にもそれほど多くないようです。評判が高い本県産が主産地になれる可能性も十分あります。そして先日の試食会は、地元テレビ局が取材に来てニュース等で流してくれました。私のコメントシーンも流れたようでして、テレビを見た地元の方々から試食後の感想を求められました。結構県民の関心も高いようでして、今回熱心な担当職員たちとやりとりをする中で、本県特産として、また中山間地の活性化としても大きな柱としなければと感じた次第であります。100億円産業に向けて頑張らなければならないと思った次第であります。

それでは次の質問に移ります。古事記1300年の県の取り組みやこれまでの観光開発についてお伺いします。

延岡市は大変市民力が強いところで、天下一薪能、第九を歌う会、まつりのべおかの出会い神輿、花火大会等々、市民手づくりのイベントが多くあります。そんな中、古事記1300年の取り組みも市民力で実施されている企画が多数あります。10月に愛宕山で「出会いの聖地を祝う会」が、そして延岡市北川町で記紀編さん1300年延岡実行委員会の発会式が行われました。その際、関係者から、「延岡市にも古事記に関する神話や地名がたくさんあるのに、県のパンフレットやイベントには全く紹介がない」との強

い不満をいただきました。愛宕山は、約400年前に高橋元種公が城をつくる時に、城山にあった愛宕神社を愛宕山に移設して名前が変わるまでは、「笠沙山」と言われていました。ここは天孫ニニギノミコトとコノハナサクヤヒメが出会ったところと言われており、「出会いの聖地」としてPRされ、若者たちのデートスポットになっています。また、宮内庁が認める参考地として、ニニギノミコトの御陵墓、つまりお墓が延岡市北川町俵野にあります。また、私の自宅の目の前を流れる川は、ホオリノミコトが産湯をつかったと言われている祝子川です。延岡の郷土玩具「のぼりざる」も、ニニギノミコトの道案内をしたサルタヒコから来ています。挙げればしばらく時間をいただきたいほどですが、今後の本県の観光開発について、公平に県内全域の素材を満遍なく取り上げながら推進していくことで、市民力で頑張っている人たちが報われると思いますが、今後の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 本県は県内全域に、日本発祥にまつわる神話や伝説を初め、美しい景観、豊富な海の幸、山の幸、マリンスポーツからスキーまでさまざまなスポーツを年間を通して楽しめる環境など多彩な観光資源を有しており、県では市町村と一緒に、宮崎恋旅、波旅、花旅など各種の事業を展開し、県内外からの誘客を推進しているところであります。例えば延岡・日向地区で言えば、歴史・文化を生かした天下一薪能や、近代日本の発展を支え、県の観光遺産にも選定をしております旭化成の工場群、サーフィンスポットとして知られる小倉ヶ浜など、それぞれが高いポテンシャルを有しているものと考えております。また、神話ゆかりの地としましては、先ほど議員から

御紹介いただきましたようなニニギノミコトとコノハナサクヤヒメの出会いの伝説が伝わる愛宕山や、ニニギノミコトの御陵墓と伝わる可愛岳、日向のお伊勢さまと呼ばれる大御神社などがありますので、これらのゆかりの地をめぐるタクシーツアーを来年1月から実施することとしております。今後とも、私たちの身近にある宝である神話を初めとする観光資源の魅力をさらに磨き上げ効果的に情報発信していくことで、より一層の観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 市民が頑張っているからいいだろうではなくて、それだけでなく県央一極集中に不満を持ちながら頑張っている市民力に光を当てる政策を実行していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、道路行政についてお伺いをいたします。

東九州自動車道の宮崎一大分間の全線開通のめどが立ってきました。県内の皆さんと話をしていますと、「東九州自動車道の前倒しの完成はありがたいが、本県経済に与える影響は九州中央自動車道のほうが大きい」——この早期建設を訴える自治体のトップもいます。今、熊本のア蘇一帯には年間1,700万人の観光客が入り込んでいます。その一部が高千穂まで足を運んでいます。高千穂観光を済ませるとまた熊本にUターンです。この観光客をそのまま本県内にいざなうものは九州中央自動車道です。また、重点港湾に指定された細島港を生かすのも、熊本県内からいかに物流を取り込むかです。それも九州中央自動車道が大きなキーを握っています。そして急がなければならないのは、大分と熊本間の中九州自動車道の建設も進んでおり、こちらが先に開通したら、観光客も物流も大分

県に流れていきます。一旦流れができてしまうと、変えることは容易ではありません。観光、企業誘致、物流、医療、防災等々本県に与える影響が大きい九州中央自動車道の整備促進の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 九州中央自動車道は、本県の南海トラフ巨大地震や日向灘地震の発生が想定をされます中、大規模災害発生時の救助活動や救援物資の搬送はもとより、その後の復旧・復興にも大きな役割が期待される、まさに命の道であるというふうと考えております。また、九州全体の交通ネットワークを構築する上で大変重要な位置づけでございますし、本県にとりましては重点港湾細島港と一体となった物流の効率化や産業振興、さらには観光振興にも寄与することが期待される大変重要な路線ということで、この整備促進に向けて力を尽くしてまいりたいと考えております。

去る10月22日に、宮崎、熊本両県の知事、県議会議長、さらには経済界代表、また道づくりを考える女性の会など、関係者が一堂に会しまして、政府・与党、財務省及び国土交通省に対し、本路線の整備促進とそのための財源確保、さらには未事業化区間の早期事業化というものを強く訴えてきたところであります。今後とも熊本県と一層の連携を図りながら、九州中央自動車道の重要性と早期整備の必要性を国や関係機関に強く訴えてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 本県に与える影響が非常に大きい道路となります。去る11月23日に、中央自動車道の一部となる北方延岡道路の蔵田第1トンネルの安全祈願祭が行われ、少しは進んでいますが、スピードアップしていかなければなりません。県北の県議会議員は党派を超えて、九

州中央議員連盟としてこの早期整備の陳情、要望を毎年行っています。県北の議員団も引き続き真剣に取り組んでまいります。

次に、教育行政についての質問に移ります。

9月議会で、2009年10月に延岡市岡富中学校でスタートした学校支援地域本部事業「はげまし隊」について、教育長に質問をさせていただきました。現役時代に化学や電気等の分野で働いていた旭化成OBの皆さんが、ボランティアで中学校で数学や理科の授業の補佐をするものです。現在は元県議会議員の山口哲雄さんもそのボランティアの一人です。この取り組みは学校や生徒から評判もよく、今年度からは市内4校で実施するに至っており、地元企業との連携による授業支援は、全国でも例のない延岡独自の取り組みとして大きく注目されています。教育長にこの取り組みについてお伺いしたところ、「まさに延岡ならではの、しかも今までの経験を生かしていただいた実にすばらしい取り組みである」と、評価は非常に高いものでした。それを受けて私どもから、「週4回、4つの学校で実施しているので、延岡に足を運んだ際は、ぜひ一度視察をしていただきたい」と申し入れをいたしました。するとありがたいことに、質問した10日ほど後の10月1日に、近藤教育委員長とともに恒富中学校を視察していただきました。当日は延岡市の関係者やボランティアの皆さんと意見交換もしていただき、早速の対応ありがとうございました。そこで、NPO法人学校支援のべおかはげまし隊の活動をじかに視察され、現場の雰囲気等を含めどのような感想を持たれたのか、教育委員長と教育長にお伺いいたします。

○教育委員長（近藤好子君） 私は先日、延岡市立恒富中学校を訪問し、学校支援のべおかは

げまし隊が活動しておられる授業支援を参観させていただき、その後、意見交換もさせていただきました。まず感じましたことは、はげまし隊の方々の姿から受ける安心感です。教師という立場とは違ったまなざしと心で寄り添っていただいているということ、子供たちの表情から受け取ることができました。印象に残っております授業後の様子があります。机の上に残っている消しゴムの消しきずの後始末を、はげまし隊の方が、「次の人のために一緒に片づけようか」と声をかけられて、子供たちと一緒に片づけておられました。その姿に、子供たちにまた新しい気づきと学びを与えていただけたなという感謝の気持ちでいっぱいでありました。それからもう一つ感じましたのは、地域に貢献いただいているはげまし隊の方々の姿は、子供たちにとって人としての生き方のモデルになっているということです。これはキャリア教育にもつながるということを強く感じました。このはげまし隊の活動は授業支援以上の大きな役割を果たしていただいている取り組みだと考えております。

○教育長（飛田 洋君） まず教室にお伺いして見た風景は、どの子供も授業に参加している。それはよく見られるんですが、どの子も熱心に参加をしているということでした。はげまし隊の方々と教師とが同じ思いを持って熱心に取り組まれていることが、高い効果を生じていると感じたことでした。それから、子供に私は直接聞きました。「どうね」と話をしたら、「授業の中でつまずいたとき励ましていただいたり、わかりにくいところを丁寧に説明していただいて、どっちかという嫌いだっただ数学が好きになった」と言ってくれました。非常に感激でした。それから、はげまし隊の隊員の方々

との意見交換の中で非常に感動したことがあるんですが、知識や経験を子供たちに役立たせたいという志のもとに簡単な約束事をされているんです。どういうものか紹介しますと、「教えるのは先生であり、自分たちは学習の支援をする人」「学校内で知った個人情報などは絶対外では話さない」、そういう約束事をされているんですが、これは学校支援者としての一つの哲学であるということを感じまして、非常に感銘を受けました。

○田口雄二議員 私は教育委員長に質問したのは初めてですが、教育長ともども高い評価をしていただき、感謝申し上げます。現場まで、教育長、そして教育委員長まで視察に来ていただき、ボランティアの皆さんは大変感激をしていました。自分たちの活動に誇りを持って、さらに熱心に子供たちの指導に取り組んでくれるものと思っております。本当にありがとうございました。

ボランティアを初めとする地域貢献は、かなり以前より広範囲に取り組んできたはげまし隊と同様の取り組みを他地区でも実施するというのは、すぐには難しいかもしれませんが、同様の取り組みを他の地域で実施する等のお考えはないか、教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 県教育委員会では、学びのきずな子ども教育支援事業といたしまして「子どものために「わたしも一役」」を合い言葉に、県民の皆様による学校支援ボランティア活動を市町村とともに推進しておりまして、登下校の安全見守りを行っている木城町の木城っ子安全守る隊や、カツオ料理の実習への支援を行っていただいている日南市のグループの取り組みなど、はげまし隊と同じように組織的な活動をなさっている団体もあり、現在15市町

村で取り組んでいただいております。県内にはさまざまな知識や技術をお持ちの人材がたくさんおられます。この延岡市のはげまし隊のような取り組みは、学校や子供たちにとって大変意義深いものであることはもちろんでございますが、県民の皆様の生きがいがいづくりにもつながっていると考えておりますので、市町村と連携しながらさらに県内各地に広げていきたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

それでは、ちょっと順番を変えまして、「釜石の奇跡」について聞かせていただきます。

昨年の東日本大震災で、津波の高さを低く予測し避難のおくれを招いたと批判を浴びた気象庁は、みずからの判断で逃げることを求める方向で津波避難情報の見直しをしています。そのモデルとして岩手県釜石市の小中学校を取り上げています。釜石市の小中学生は、気象庁や行政の災害情報を待たずに、地震直後にほぼ全員が、自分の判断や教師の指示で地震の揺れがおさまってすぐに避難を始めています。全児童を対象にしたアンケートによると、「上履きのまま走って逃げた」「逃げることに一生懸命で津波は見なかった」「避難を渋る祖父母や両親を説得し避難させた」「体の不自由な同級生をおぶって逃げた」「低学年の児童や幼稚園児の手を引いて逃げた」等々の報告がなされています。その後、小中学生の避難率がほぼ100%で、避難の成功例として「釜石の奇跡」と呼ばれ注目を集めています。避難対策を専門とする群馬大学災害社会工学研究室の片田先生が、8年間にわたり釜石市と津波避難対策を検討してきたようです。そして避難三原則「想定を信じるな、状況下で最善を尽くせ、率先避難者たれ」を掲げ、防災教育や避難訓練を行ったことによ

り、未曾有の大被害の中で子供たちの自主的な判断力、行動力を生み出したとされます。つまり、東北地方で古くから言われています「津波でんでんこ」を忠実に実行したものです。10月に東京で開催された世界銀行の総会で、防災教育の重要性を示す大震災からの教訓として、インフラ整備が脆弱で災害に苦しむ途上国への対策を提言するため、英語でカマイシミラクルとして紹介されています。自分の命は自分で守る、この児童生徒の避難行動は本県も学ぶべきと考えますが、教育委員会の取り組みを教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） お話がありましたように、生涯にわたり災害時に自分の命を自分で守り抜く児童生徒を育てるためには、いつ、どこにいても、みずからが状況を適切に判断し、臨機応変に行動できる力を育成することが大切であり、釜石市におきましてもこのような視点を重視され、日ごろから熱心に防災教育に取り組まれてきたと考えております。このことを踏まえまして県教育委員会では、地震、津波、火山活動、風水害の災害別に防災教育推進校を12校指定し、地域や専門家と連携しながら実践的な防災教育はどうあればよいかという研究に取り組んでおります。具体的には、抜き打ちによる避難訓練、校外に避難所を設定し地域の方々と協働で実施する避難訓練、児童生徒による地域の防災マップの作成など、児童生徒が防災の大切さを実感できる取り組みを行っているところであります。また、教職員を対象とした防災教育指導者養成研修において、東日本大震災発生時の東北地方の学校の対応を紹介したり、関係団体と連携して——実は私も聞かせていただいたんですが、釜石市の防災教育の取り組みについての講演会を実施したりしております。こ

のように東日本大震災の教訓や先進的な取り組みを積極的に取り入れながら、本県各学校の防災教育の充実を図っているところでございます。

○田口雄二議員 この取り組みは、学校だけでなく全国の自治体が防災教育として採用されておりまして、また、トヨタや富士通、JRなど大手企業も、社員の自主性を促し創造性を高める教育効果があると導入しています。

それでは、飛ばしました質問に戻ります。田中真紀子文部科学大臣の大学新設の不認可問題に端を発する大学の乱立問題に関連してお伺いします。

田中大臣の一連の行動は、この場に及んでの不認可騒動は非難されても仕方ありませんが、少子化で全国的に小中学校、そして高校も統廃合が進んでいるときに、なぜ大学だけはどんどんふえているのか、多くの国民が矛盾を感じていました。学生の質の低下、地方の大学の大幅な定員割れ等が指摘される中、大学の新設に歯どめをかけようとする田中大臣の訴えには賛同する声も大きいものでありました。1992年には523校だった大学が、2012年には783校と、1.5倍に増加しています。日本私立学校振興・共済事業団の調査によると、私立4年制大学577校のうち45.8%の264校が定員割れとなり、昨年より6.8ポイント悪化し、3年ぶりに4割台になっています。また、定員に対する入学者の割合が半数以下の大学が18校もあるありさまです。少子化と乱立による競争激化の影響がはっきり出ています。資格取得に結びつく大学や学部が入学増となり、その反面、社会科学や人文科学の落ち込みが大きくなっております。就職難で実学志向が高まっております。本県にも歴史の浅い学校もありますが、県内には大学が幾つあ

り、それぞれの定員充足率はいかほどなのか。
また、ここ数年の推移を、そして県内大学の入学者における本県出身者の割合を、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（稲用博美君） まず、県内の大学と短大の数であります。大学が、国立1校、公立2校、私立4校の計7校であります。短大は私立の2校となっております。

次に、入学者の定員充足率であります。平成24年度の学校基本調査によりますと、大学が、定員2,510人に対しまして92.9%、短大が、定員505人に対しまして76.4%となっております。この定員充足率を5年前、平成20年度と比較いたしますと、大学で約4ポイント、短大で約14ポイントの減少となっております。

最後に、本県出身者の割合であります。大学では46.3%、短大では92.7%となっております。

○田口雄二議員 充足率の比率は国公立と私立が一緒になっているようですので、私立だけになるともっと低い数字になるのではないかと伺います。

それでは次に、県内大学の就職率とこれまでの推移を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 宮崎労働局によりますと、県内大学の毎年3月末の新規学卒者就職内定率は平成20年が93.0%でしたが、リーマンショック直後の21年が91.8%、22年は87.1%まで落ち込みました。その後徐々に改善し、23年は91.3%、24年は92.6%となっております。

○田口雄二議員 次に、本県高校生の県内外への進学率とその推移について、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 本県の県立、私立を

合わせた高校生の大学への進学率——これは短期大学を含まない数字ですが、ここ5年間では35%前後で推移いたしております。また、大学進学者の中で県内大学に進学している者の数は、ここ5年間では25%前後で推移いたしております。

○田口雄二議員 県内の高校生は約4,000人近くが大学に進学し、そのうちの県内進学は1,000人前後になるようです。地方から若者の流出を食い止め、地域活性化のために、県や自治体が大きな財政的な補助をして大学を誘致した経緯があるところもあります。せっかく誘致をしても大きな定員割れを招いては、自治体の思惑と外れてしまいます。週刊東洋経済10月27日号「本当に強い大学2012」で就職率ランキングが出され、九州・沖縄の国公立大学も含めて、九州保健福祉大学の文系の社会福祉学部、理系の薬学部がともに1位にランクされました。やはり資格を取ることが大きなポイントになります。延岡市が地元の高校生に、九州保健福祉大学に入学すると入学補助として30万円を補助していますが、その就職に強い九州保健福祉大学でさえ定員割れです。もともと県民所得はそれほど高くないのに都市部の大学に行かせ、大きな経済的な負担を続けたにもかかわらず就職がかなわないなんてことになったら、たまったものではありません。もちろん生徒の進路希望が最優先ですが、迷っている生徒には県内の大学のよさを教える必要もあるかと思えます。教育長の所見をお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 生徒の進学先につきましては、本人の興味・関心、適性、将来の職業等を勘案し、保護者の意向や教師の助言も踏まえながら生徒自身が決定いたしております。現在、各高校では、進路学習の中で大学の学部

学科について調べる取り組みを行うほか、県内大学の教授等を招いての出前授業や講演会等を実施したり、オープンキャンパスに生徒を参加させたりするなど系統的な進路指導を行っており、さまざまな情報を提供しているところであります。このほか、県内の大学の教室をお借りして高校生の学習会を開いたり、あるいは高校が大学と連携協定を結んで密接な関係を持つ、さらには高校生が大学の授業を受けるのをきちっと制度化するとか、そのような県内大学のよさを知るためのさまざまな取り組みが行われています。県内の各大学のよさを伝えることは大変重要なことですので、生徒が適切な進路選択ができるよう各学校において積極的な情報提供を行うなど、今後とも進路指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 就職、それから親の経済的負担、地域の活性化も考慮していただきたいと思えます。若者が町にいるかないかでは全然違いますので、どうかよろしく願いいたします。

時間が参りましたので、私の質問はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 「決められない政治」との批判にさらされながらも、みずからの政権にみずからが幕を引くということですら決め切らなかった野田総理大臣も、ついに解散に追い込まれまして、明日が衆議院選の告示、そして16日には投票を迎える運びとなりました。

ところで、この民主党政権は、地方分権の受け皿として特定広域行政機関をしてこれに充てるとの方針のもと、その取り組みを進め、これ

については、まず関西及び九州が協議の場をつくり、これに四国が続き、現在に至っております。御案内のように、分権社会にふさわしい広域自治体としては、国の地方制度調査会が出した第27及び第28次の答申にある、「その受け皿としては道州制が適当である」との考え方に沿って、安倍内閣において平成19年9月の組閣に際し道州制担当大臣が置かれたところであります。つまり、今進められている特定広域行政機関に係る協議につきましては、この延長線上にあるわけでありまして、この広域行政機関に関し現政権は、国会解散前日の11月15日、「国の特定地方行政機関の移譲に関する法律案」なるものを急ぎ閣議決定いたしました。このようなことから、今回の選挙を経て民主党が引き続き政権を担うような奇跡が仮にでも起きようものなら、本案が年明けの通常国会に提案されることとなるなど、国による法制化の動きが一段と加速することとなります。

ところで、この動きに対して全国知事会は、「法案化に至ったことを率直に評価するとともに、野田総理大臣、樽床地域主権推進大臣を初め、この間の関係者の尽力に敬意を表したい」との声明を出したのであります。そして事もあろうに同会は、これに続けて、「今般、衆議院選挙が行われるが、各党においては法案に対する論議を深めていただき、総選挙後早期に国会提出の上成立を期していただくものである」とするなど、民主党政権が終えんを迎えるにつながるべく解散を翌日に控えたその日に、このような声明を出したのであります。

ところで、本件については、これまで県議会を初め多方面から「県は慎重を期すべき」との要望を受け、知事もこれに同感の意を示してきておられるのであります。そのような中、

黙ってはいはどんどん進むこれらの動きを、知事は宮崎県のかじ取り役としてどう受けとめ、どのように対応されるおつもりかお聞きしたいのであります。総務省を離れ、本県の最高責任者としての4年間の任期を折り返さんとする今、御自身のリーダーシップの発揮がうかがえるべく姿勢を持って御答弁くださることを期待し、壇上からの質問といたします。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

国の出先機関改革につきましては、「出先機関の原則廃止」という政府方針の具体化に向けて、さまざまな国の素案が示されるなど議論が進められ、市町村等の理解を得るための取り組みが進められたわけでございますが、移譲される事務・権限の範囲や財源措置のあり方、さらには本県が懸念をしております大規模災害への対応、またインフラ整備がおくれた本県に手厚い配慮がなされるのかどうなのか、そういったさまざまな課題について改革の是非を判断するための十分な材料が出そろっていない——今後、その方向に向けてしっかりと本県の議論をしてまいりたいという状況にございました。災害時の対応や地域への意向反映の仕組みへの懸念などから、いまだ慎重論が根強い状況にあるものと認識をしております。そのような中、今御指摘がありましたように、先月15日には関連法案が閣議決定をされたところであります。私としましては、かねてから申し上げておりますように、出先機関の廃止・地方移管に当たりましては、住民サービスの向上に資する制度設計はもとより、何よりも改革に対する幅広い理解を得ること、市町村、それから住民の理解を得ることが大前提であると考えておりましたの

で、こういう動きに対して驚きを持って受けとめたところでございます。

関連法案の取り扱いを含め、この改革の動向は大変不透明な状況にございます。その後の解散、それから総選挙を迎えるに当たりまして、いわば議論は一つの仕切り直しを迎えているのではないかと考えておるところでございます。今後どのような議論が、出先機関の廃止、さらには地方分権の推進という観点で展開されるのか注視をしながら、今後とも県議会や市町村等との情報共有、意見交換に努め、本県としての対応を見きわめてまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 まだ態度は決めかねているんだ、動向を見たいというようなトーンの答弁であったかと思うんですけども、それならば、なぜ全国知事会としてこういう声明を出されたのかということです。県議会なり宮崎で発言される慎重姿勢はずっと変わらないような感じなんです。もう一步踏み込んでほしいのに変わらない。ところが、九州知事会だの全国知事会だの、宮崎を離れた場での知事会の意見、発言というものは非常に積極的なんです。どちらに知事の真意があるのか。そして、今回の全国知事会の声明が知事の意に沿わない声明であるのならば、これに対して知事は何らかのしかるべき態度を示されるべきではないかと思うんですけども、見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 私としましては、地方分権の推進という大局的な観点から議論に参画をしてまいったところでございます。その際、今展開をしています具体的な案につきましては、常々、市町村との丁寧な議論を行い、理解を得ながら進めなければならないということ強く主張してまいりました。九州知事会におい

でもそのような意見を申し上げ、また、さまざまな提言の中におきましてもそのような文言を必ず入れてもらうようにということで努めてまいったところでございます。しかしながら、県内にとどまらず、現時点におきましては全国の市町村においても、今回の改革に対する反対表明が相次ぐ中で関連法案が閣議決定をされると。全国町村会においても、法案の国会提出の見込みがないまま閣議決定されたのではないかと強い口調がなされておるところでございますが、このような動きというものは拙速と言わざるを得ず、残念に思っておるところでございます。

また、今回、全国知事会におけるの表明というものは、各県に事前調整もなく行われたものでございます。知事会としては、大局的な見地から分権を進めなくてはいけない、それが逆戻りしてはいけないという思いからかもしれませんが、この具体的な案に、先ほど申しましたように市町村を初めさまざまな不安、懸念が語られている中で、その文言なり発信するメッセージというものはもっと慎重になるべきではないかと考えておるところでございます。大事なことは地方分権を進めるということで、地方の中で、例えば知事会と市長会、町村会が対立をするということになっては元も子もないのではないかと考えております。現状のままではこの改革を進めることは大変困難な状況にあると考えております。本来、地方をよくするための改革であるべきでありますので、そのところは丁寧な議論を今後とも求めていきたいと考えておるところでございます。また、私といたしましては、宮崎県を預かる知事としての立場でそのような議論にも参画してまいりたいと考えておるところでございます。

○坂口博美議員 ぜひ県の立場に立ってそうあってほしいということを願います。

言うまでもないんですけども、我々自民党は、今度は政権を絶対取り返すんだという強い信念と、取り返せるといった勝算のもとに、この選挙に臨んで努力を重ねてきております。そして私どもの広域連合に関する選挙公約というのは、国の出先機関を地方へ移管することは断固反対というのをはっきり示しているんです。そういった中で、解散の前日になって、民主党政権の示す案について、全国知事会がこれを絶賛する声明、そしてこれを他の政党に対しても是としなさいという声明を出したということは、本当に大きな問題であると思うし、大変不愉快に思っております。ですから、こういった場におかれても、知事は今の考え方をはっきり発言されることだと思うんです。事はどんどん進んでいく、閣議で決定されたことは、いかに政権が変わってもなかなか覆すのは難しいんです。全国都道府県の権力の権化と言ってもいいような強い団体がそれを是としておれば、次の政権はなかなか作業が大変だと思うんです。当然こんなこと通さないとは思いますが、でも。ですから、ぜひこれはよろしく願いまして、改めて、今後の知事のこういったことに対しての宮崎県に責任を持つという姿勢をお示しいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 今いただきました御意見を私としても真摯に受けとめまして、大事なことは、丁寧な議論を積み重ねていくこと、拙速に結論を急がないこと、その中で大局的に、地方分権を進めていく上ではどういう形での進め方が必要なのか議論することではないかと考えております。出先機関を改革する、今回のような具体的な案、やり方がいいかどうかはとも

かくも、出先機関の二重行政の問題なりを今後しっかり考えていかななくてはならないというのは、お互いの共通理解、共通課題としての認識があると考えております。それを具体的にどのように進めていくか、本県の立場、また市町村との議論を丁寧に積み重ねる中での今後の議論の参画において、私としてもそのような思いをしかるべき場所で伝えてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひそういったスタンスで臨んでいただきたいと思うんです。

僕の勘違いがあったのかもわからないのですが、四国の広域行政機構の連合については、国土交通省の四国地方整備局を外した2つの出先機関なら受け入れるよということでの合意で進んでいるようです。本県もこういう状況ですから、そこらの知恵は出すべきであったのかなと、今感じております。僕らもミスだったんですけれども。

次に、今回引き上げが決まった5%消費税の地方消費税分1.54%に関して伺いますが、これについて全国知事会は、交付基準、算定基準を人口比でやってほしいということを国に要望されておる。しかしながら、これは社会保障に限って使いますよという目的税であります。目的税であるならば、それが目的とする支出先、社会保障に係る部分を基準とする、いわば対象人口を基準とした配分がなされるべきと考えるんですけれども、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 多段階型の付加価値税である地方消費税でございますが、最終消費地である都道府県への税の帰属を調整するために行われる清算なわけであります。現行の清算基準につきましては、消費に係る統計指標の割合

が高く、人口の割合が低くなっている状況でございます。引き上げ分の地方消費税をどのような基準で清算するかにつきましては、これまで全国知事会でも議論が行われてきたところであり、その中では、引き上げ分の地方消費税収が社会保障財源化されることを踏まえまして、議員御指摘のような高齢者人口などを基本とした基準を用いるべきとの意見も出されたところでもあります。私としましては、このような意見もある一方で、最終消費地に税を帰属させるという清算基準の趣旨は、決して財政調整なり偏在是正をするためのものではないと。清算基準の全体のバランスを図る必要があるかと考えております。また、今回の社会保障改革が、特定の世代、高齢者だけではなく、子供も含めた全世代対応型であることを総合的に勘案しますと、人口による指標で要望することについて理解を示さざるを得ないのではないかと考えておるところでございます。

○坂口博美議員 今、知事が言われたのは、今までの5%の消費税、一般財源として使う分です。ですから、これは普通税なんです。今回は、総理大臣が国民に対して、これは社会保障に限って使いますということに約束しているんです。だから上げさせてくれ。社会保障4経費に充てるということです。この4経費の中で地方が責任を持つべき部分というのは年金を除いた3経費です。でありますから、その3経費を基準として1.2%の消費税の地方分についてはやらなければならないと思うんです。ですから、地方が持つべき社会保障3経費、0～5歳児までの幼児、それから65歳以上の高齢者を対象に支出していく税ですから、この人口を基準に算定すべきだと考えるんですけれども、知事が言われたのは総務省のオールジャパンの平均で

す。一番無難なやり方。しかしながら、そのやり方は理にかなわないと思うんです。改めて知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回、国の増税分につきましては社会保障の目的税化をされ、地方分については社会保障の財源化をされたということでございます。それは高齢者対策も含めて社会保障関係経費に充てるべきとされておるところでございますが、あくまで消費税の清算基準というのは、消費税が多段階で課税をされてしまうために、最終的な消費地に、税収というものはあるべきところに帰属させる。それは一定の人口ということで、先ほど申し上げましたように消費に係る統計指標、加えて人口ということで、今その清算が行われているということでございますので、本体分と増加分等という御指摘がございましたが、それをばらばらにするというのは、そもそも消費税の仕組み自体難しいものではないかと考えておるところでございます。議員の御指摘のような高齢者対策も含めた財政需要への対応というものは、交付税なりによりましてしっかりと社会保障財源を確保することにより実現するという考え方ではないかと思っておるところです。

○坂口博美議員 それはおかしいと思うんです。社会保障に限って使うと約束したから上げたんです。これを一般財源だと言ったら、この合意はとれなかったと思うんです。知事が今言われる、消費が発生したところに帰属させていくという発想、これは普通税です。使う必要があるところに出していくための税、これが目的税です。ですから、今、知事が言われた、消費税は境界がわからないからということで、一定のルールをつくって、ここでこれだけ消費されてきたであろう。言いかえれば、ここでこれだ

けの消費税が付加価値が上がってかけられていったであろうというところに配分していく、いわゆる8分の1、8分の6、8分の1ルールです。これは一般財源を目的とした普通税の配分のあり方であって、今、知事が言われる人口割というのは、どういった理にもかなわない、理屈が通らない税であって、これは対象とする、地方が責任を持つべき事務に必要な経費である3経費に充てるべきだ、それに充てるための人口を参考とすべきだ、これが理にかなうたった一つの配分のあり方であると思っております。特に市町村分についても既に人口割でいくんだということが決定しておると聞いておりますけれども、市町村についてはなおさら対象人口とすべきではないか、問題が大き過ぎるのではないかと思うんですが、これについての知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 引き上げ分の地方消費税に係ります市町村交付金の交付基準、全額、人口により案分して交付することとされておるところであります。これは、社会保障サービスが基本的に各市町村に住所を有する住民に対して提供されますことや、先ほど申しましたように今回の社会保障改革というものが、特定の世代だけではなく全世代対応型への転換を目指すものであることを踏まえた交付基準であると認識をしているところであります。

○坂口博美議員 全世代対応型への転換と言われましたけれども、具体的にはどういったことを意味するのか。また、それが地方のためになるのであれば、それが実現する見通しについてはどう把握しておられるのか、このことについてお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 高齢者人口という御指摘をいただいたわけでございますが、高齢者の

対策のみならず、さまざまな子供の対策も視野に入れながら社会保障改革全体が進められておるところでございます。そういったような視点でございます。したがって、税の清算自体は、消費税の制度上、今言いましたような消費の指標なり人口の指標ということで一定の整理をせざるを得ないわけではありますが、それをその後の財政需要に対してどのように配分をするかは、交付税がまさに財源調整機能を発揮すべきところであろうかと考えております。

○坂口博美議員 今のは全世代対応型の答弁になっていないんです。交付税について言われたんですけど、交付税はまた別の話です。基準財政需要額をセットして一生懸命地方が自主財源を確保して、なおかつ足りないところを国が責任持つというのが交付税ですから、まずは自主財源とすべく地方税を——そういった形でみんなに分けようなんていうのは間違いだと思うんです。まずは地方に権限がある、そして発主主義でない目的税をいただく、その最初の方程式、計算式を総人口に合わせていったところに、宮崎県としては出始めから戦略を間違えた、理にかなわない戦略をとったところに間違いがあったと思うんです。

随分時間が足りなくなりましたから先を急ぎますが、1.54%の中の0.34%、普通交付税の原資とするとされた分についても、地方からそうしてほしいということを申し出たと伺っているんですけども、先ほどから言いますように目的税でありますから、それを普通交付税の原資とする、一般財源で出されるということは法的にも問題があるのではないかと思うんですが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 社会保障を財源化されたことと全体的な財政調整を図る必要があると

ということとの兼ね合いがそこになされたわけでございます。整理して答弁申し上げますと、消費税の税率の引き上げ分5%のうち、地方への配分につきましては、いわゆる社会保障4経費に係ります国と地方の役割分担に応じて1.54%とされまして、そのうちの1.2%が地方消費税分とされたところであります。残りの0.34%につきましては地方交付税分とされたわけですが、地方消費税の充実を基本としながらも、財政力の弱い地方団体において、特に財政力に差が生じやすい地方単独分の社会保障関係費につきまして、その財源を安定的に確保する観点から、消費税に係る法定率を引き上げて地方交付税原資を充実するために措置されたものということでございます。今回の消費税率の引き上げによりまして、地方交付税分を除く消費税収につきましては社会保障目的税化されるわけですが、御指摘のとおり、これまでの議論の中で消費税収の全額を社会保障の財源とすることによりまして国民の理解を求めてきておりますので、引き上げ分の税収に係る交付税分0.34%の使途につきましては、交付税制度との整合性を図りつつ、社会保障の財源としてどのように活用されたのか検証することは大変重要であろうと考えております。

○坂口博美議員 検証するといったって、一般財源で出すわけですよ。それが何に使われたかということ、対等の関係という中であって誰がどういった権限で介入していくのかということです。例えば、具体的に言います。町長選に出られる方が、「私はこういう構想を持って、社会保障4経費の中の地方単独分は勘弁してくれ、みんなで頑張ろう。そのかわり将来に向けたこういう投資をやる」と言って当選されたとする、有権者はその方を選んだとする。その公

約どおり実行されたときに、一般財源の使途について誰がどういう介入をできるんですか、どういう指摘ができるんですか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 社会保障を財源化したものが、ちゃんとその用途に使われているかどうかというのは、マクロで全体として点検がなされるということで、具体的にどのようにされるかということまでは詳細に把握しておりませんが、いずれにせよ、今、御指摘がありましたような例というものは、今回の改革の趣旨に沿わない使い道ということになりますので、是正が求められる取り組みであろうかと考えております。

○坂口博美議員 時間がないから次に進みますけど、これは介入できないです。

では、ここで一つ、いかにこれが合理性に欠けているかということを検証するために、県内で一段高齢化が進んでいる自治体で、知事の言われる人口比による交付基準によって交付していったときに、将来推計交付額がどうなるのか。逆に県内で一番高齢化が進んでいない自治体については、将来推計交付額はどうなるのかをお伺いいたします。これは総務部長でいいです。

○総務部長(四本 孝君) 現在、県内で最も高齢化が進んでいる市町村と進んでいない市町村について、平成22年と平成32年の国立社会保障・人口問題研究所の人口推計データを見ますと、いずれの市町村も人口が減少しておりますが、市町村によって人口減少割合が異なります。それをもとに地方消費税の全国総計額が現在と同じ2.6兆円と変わらないと仮定をいたしまして、引き上げ分の市町村交付金を推計比較いたしますと、最も高齢化が進んでいる市町村の

場合は約1,000万円程度の減少となりまして、また、最も高齢化が進んでいない市町村の場合は約1億8,000万円程度の増加になると推計をされるところであります。

○坂口博美議員 最も高齢化が進んでいるのは県内では美郷町ですから、そのことだと思っておりますけど、10年後に1,000万交付額が減ることですね。これは現在の人口が維持されてもそうなんです。人口を対象にすると、これにまだ人口減がいくんです。では、美郷町の平成22年の決算で民生費と衛生費の総額を見てみると18億4,400万なんです。過去10年間のこれらの伸びを見ると14.44%なんです。これがそのままスライドしていったとすると、15年後には21億1,000万円に民生費、衛生費というのは増大していく、2億6,600万ふえていくのに交付額は1,000万減るといふ勘定なんです。じゃ、これを知事の言われる、人口比じゃなくて、対象となる人口比、高齢者なら高齢者をここでとってみますと、美郷町は県内の総人口に占める人口の割合は0.53%なんです。それから65歳以上が県内人口に占める割合が0.87%、割りますと1.6倍以上になると思うんです。ですから、対象人口比になれば、今、知事が算定されている額の1.6倍がいただけるということになるんです。

それから、黒木正一議員も過疎のことを一生懸命、議会でいろんなことを提言されたり指摘されたり質疑されたりしております。諸塚村は県内総人口に占める人口の割合は0.18%なんです。それから65歳以上が0.24%、1.5倍なんです。5割損する勘定になっている。交付税が補填されるからいいというものじゃないと思うんです。交付税というのは今後どうなるかわからない。だからそのところからも矛盾が生じてくると思うんです。ちなみに、宮崎市は人口比

は35.7%いるんです。65歳比は30%しかいないんです。圧倒的に得します。何のためか、高齢者対策、5歳未満児対策なんです。これは筋が通らないと思うんです。くどくなりますけれども、もう一回知事に、本当に知事の言われる全国知事会の主張が理にかなっているかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の社会保障改革に伴う、もしくは将来の社会保障財政需要、それからこの改革が行われたことによるいろんな影響について御指摘があったところでございますが、いずれにせよ、今回の増税だけでは社会保障財源の全てを賄うことは難しゅうございますので、いろんな形で財源の確保に努めていくことはこれからも重要であろうかと考えております。

ただ、今回の人口でという清算基準につきましては、あくまで消費税という税の性格に基づく整理でございますので、その税収をどのように配分するか、また財源調整を行うかは、交付税その他の財源の確保に努力をしていくことが必要ではないかと考えております。

○坂口博美議員 時間が大幅におくれてしまったから、なかなか続けられなくてちょっとあれなんですけど、とにかく交付税で補填するじゃないかと言っても、これは別な世界の話なんです。交付税というのは調整されていくんです。自主財源、現金をつかむことが大切です。臨財債、どんどんたまって行って、いつ臨財債やめたとされるかわからないし、経費調整やられるかもわからないわけでしょう。だから自主財源を高める努力をみんなでやっているわけです。

ちなみに、先ほど知事が言う発生地には帰属させる方式、8分の1、8分の6、8分の1方式

でいくと、本県は人口割が0.83%です。総務部長が言われた、税の1%分が2兆6,000億とすれば、1.2%で3兆円、0.83%これに乗ずれば249億です。それから、知事は得するんだと言われた人口比0.89%、これを3兆円に乗ずれば267億円になります。先ほどのような実体人口に合わせれば、0.98%、294億円になります。知事が言われるのは県で27億円差が出てくるんです。これを県と市町村で折半するわけです。だからこういったことには、先ほども言いましたように宮崎の立場でぜひ頑張ってもらいたいと思うんです。これについては、時間がないから答弁は求めずに要望としておきますけれども……。

納得がいけないからもう一言つけ加えさせていただきますと、例えば揮発油税というのがあります。これは目的税です。道路を使う人が道路を管理していきましょう。ただ、積み出し場所が全国で数カ所しかないから、そこで課税して徴収します。その算定については、みんなで使う道路けれども、管理する責任において、自治体が持っている道路の延長を基準に地方分については交付していきます。特別譲与税の計算のあり方です。これは理にかなっていると思うんです。我々としては悔しい、宮崎は1世帯当たり東京の3倍の車を持っているんです。1人当たりの走行距離も東京の3倍なんです。でも、「なぜ延長なの。東京はたくさん道があるから莫大な特別譲与税が入るじゃないか」と言っただけで、これは通らない理屈です。だから我慢してきておる、これが目的税です。県で言えば森林環境税、広くみんなからいただいて、その税の目的にかなった本当に公益性の高いところに投資をしていくということです。これを考え方を変えたときに、先ほどの社会保障4経費のやり方ですけど、国と地方が責任を持ってやっ

ていっているわけです。行政府が国しかなかったとする。そして大変だから枠をかけよう。47の枠を日本にかけて、宮崎というところに枠をかけたとする。「ここの責任者、おい、これ面倒見てくれよ。あすからおまえの仕事だ」とやったとき、金は幾らやるのとなったとき、「今までこの範囲で国は幾ら使っていたんですか。その分下さい」、これが理にかなった配分の仕方でしょう。対象人口に渡していくというのは。絶対、全国知事会の言い分には理がないと思うんです。問題だと思うんです。だから、そういう意見に引き込まれないように、今後ぜひ頑張っていたきたいということ、これも要望にとどめておきます。

知事の先輩である東国原さん、今度の選挙に日本維新の会から出るとかいう話を聞いたんですけど、ここも税については、消費税を地方共有税にしていこうなんてことを公約に挙げていますよね。僕はこんなこと不可能だと思うんですけど、知事は、この先輩の加わる日本維新の会の地方共有税のあり方についてどんな見解を持っておられるかお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先輩というか前任者ということでございましょうが、地方共有税、これも大変関心を持って見ておるところでございます。これは道州制への移行を前提としまして、消費税を引き上げた上で全て地方税化する、地方交付税にかわる財政調整の仕組みとして創設しようとしているものであると認識しておりますが、そもそも前提となる道州制がいかなるものか共有認識が国民的にないわけでございます。どんな制度になるのかわからない。なかなか議論が難しい中で財政調整の仕組みだけを取り上げて評価するのは非常に難しいと考えております。ただ、道州間で財政調整をするこ

とについて、一般論として申し上げれば、同等の立場である道州制で果たして円滑に財政調整ができるのか。国が徴収をして、それを一定の基準により配分するというのが交付税であるわけですが、道州間の調整となると、道州が、自分の税収としてあったものを他のところに財政調整のために配分をするということでありませう。その円滑な配分が大丈夫であろうかと思うところでございます。いろんな課題があるのではないかという認識でございます。

○坂口博美議員 道州同士で、おらんちのお金をあなたにあげるよなんてことは調整が不可能で、財政調整機能は絶対難しいと思います。それでもやれるとおっしゃるんでしょうけど。よそさまのことはいいとして。

次は、まず教育長に、海洋高校の進洋丸のことについてお伺いしたいと思うんですけども、御案内のように、県民開放ということで体験航海というのを長きにわたってやっております。ちょっと見てみたんですけども、進洋丸の場合、昨年、延べ日数が25日、体験された県民の方は延べ人数で949名となっているようです。こういった県民開放の体験航海というのは、全国でも本県を除いて22の船がやっているみたいですけども、それを平均してみると、1つの船当たり体験航海日数というのが6日です。1日当たり延べ人数252名です。だから圧倒的に本県の場合はスケールが違う、桁が違うということ。目いっぱい、空いた日がないぐらい頑張っておられます。そして県外も含めていろんな方の評価を聞くと、「宮崎は大したものだ。うらやましい、何であそこまでやれるのか」という評価を、実際、僕は船の関係者から聞くんです。こういった高い評価があるんですけども、教育長としては、進洋丸のこういっ

た体験航海、県民開放型に対する考え方、どういった評価をお持ちかということについてお伺いをいたしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 宮崎海洋高校の実習船進洋丸の県民への開放については、青少年の健全育成など県民の船としての有効活用を図る目的に、平成7年から始まった事業であります。その内容といたしましては、不登校の子供たちに乗船いただくとか、県内の子供会、さらには自治会等の一般県民の方々を対象に、ふだん乗ることのないマグロはえ縄漁船の構造を学んだり、沖合でのマリンスポーツや魚釣りを体験するなどの機会を提供しております。毎年約1,000人、これまでに延べ1万4,000人に利用いただき、県民の皆様方から大変期待されている取り組みでございます。参加した不登校の子供たちからは、「友達と交わることができるようになった」「また機会があったら乗りたい」などの感想が聞かれたり、保護者を含めた大人の方々からは、「宮崎の海のすばらしさを改めて知る貴重な機会となった」など、喜びの声や感謝の声が多く寄せられているところであります。

○坂口博美議員 本当にすばらしい船だと思うんです。僕も船に乗っていたからわかるけど。これは、いろんなことで教育委員会の理解があるというのはもちろんですけども、それだけではなくて、これに協力できる船員の体制ができてきているというのが、本当に財産だと思います。そして、教育長は御存じかどうかかわからないけれども、岩崎という定年された機関長がいたんです。僕は昔、頼まれて進洋丸で1航海だけやったことがあるんですけど、そのとき専攻科を出て2等機関士で乗っていました。それから機関長になられたんですが、この人を欠いた

らできなかったかもわからないということを実感しています。この体制を壊さないことを基本に、ぜひ頑張って行っていただきたい。

ところで、進洋丸の本来の目的、意義は、海事に今後従事していこうという人たちに免状を取らせるための一つのキットになっているわけですけども、この意義について、改めてまた教育長にお伺いをいたしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 本県の漁業従事者とか船舶職員の育成のために、乗船実習というのは、技術の習得あるいは集団生活の中で社会性を身につけることは当然のことですが、それに加えて、宮崎海洋高校では国から船舶職員養成施設の認定を受けております。卒業後の4級海技士の資格取得を見据え、進洋丸による実習船教育を展開いたしているところであります。4級海技士というのは、近海で言うと400トン級の船舶の船長や機関長になるために必要な国家資格であります。進洋丸では90日の乗船実習をしているんですが、その受験資格を得るために必要な乗船履歴の一部としてそれが加算され、さらに、卒業後、規定の乗船履歴を積んだ場合には筆記試験が免除されるというメリットがございます。このようなことから、将来の水産業や海洋関連産業で船舶職員として活躍する人材を育成する上で、実習船教育、今のようない形は必要不可欠であると考えております。

○坂口博美議員 そういった大変すばらしい進洋丸だし、絶対欠くことのできない進洋丸です。水産高校の実習船についても、九州知事会、これは前の広域連合からなんですけれども、この船については共同運航で取り組んでいこうというのが今も課題として記されているんです。本県としては、今、教育長から聞いたような状況の進洋丸ですけども、この共同運航

についてどうかかわっていかれるのか、知事にお伺いをしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 経緯から御説明いたしますと、実習船の共同運航につきましては、九州地方知事会における政策連携の中で、各県共通の課題として平成16年10月に長崎県より提案がなされたものであります。ただ、その時点で本県としましては、宮崎海洋高等学校の生徒数や稼働日数が多いことなどから、他県との共同運航は行わないと判断をしたところであります。現在、福岡、長崎、山口3県における検討を経て共同運航が開始されているということでありまして、九州地方知事会としては、共同できるところは共同するという意味での初期の目的は達成をしたということで、整理済みのものであります。今、教育長も答弁をされましたように、生徒実習としての使用はもとより、県民の船として幅広く活用されておりますことから、他県との共同運航を今後行うことは難しいと考えておるところであります。

○坂口博美議員 ぜひそういった方向で進んでいただきたいと思えます。

では次に、堀切峠付近沖に座礁している座礁船のことについて伺います。これについては2月議会で田口議員が県の対応等についてただしているんですが、そのとき県は、これは船主と保険会社とのトラブルによることで撤去が遅延しているんだと答えられました。そして県は、今後とも引き続き撤去に向けて対応していくという答えだったんですけども、統括監に、その後どうなったのか、どういう取り組みをされたのかお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 御質問のありました座礁船への対応につきましては、2月議会でお答えして以降、国土交通省海事局に

対しまして、船主責任保険が適用されていない点について何らかの解決に向けた方策の検討をお願いしておりました。しかし、残念ながら現段階では有効な回答を得るには至っておりません。

なお、ことし7月の衆議院国土交通委員会におきましてもこの問題が取り上げられまして、海事局側からは、「船主責任保険について契約書で直接確認したものの、その後の中国の船主側とロシアの保険会社との間で、契約の解釈の違いにより保険代金が支払われず撤去が進んでいないことはまことに遺憾」という答弁がなされておりますけれども、具体的にどうするという対応は示されなかったところがございます。その後、宮崎市漁協において、座礁船の保険会社等に対しまして船の撤去費用を求めて訴えを起こすこととされたため、県としましては宮崎市とも連携しながら保険会社の対応を求める要請文書を発出するなど、できる限りの支援をしてきたところでありまして、代執行を行う根拠となる法制度が現時点では見出せず、近いうちの解決が非常に困難な問題ではありますけれども、訴訟の状況も見きわめながら国交省にも再度要請するなど、引き続き解決に向けて努力してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 これが困難して長引いたとき、今後放置されたままですと続いていったとき、どういったことが心配されると思いですか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 心配される影響といたしましては、まず、場所柄、景観とか環境の問題があろうかと思っております。座礁船の位置が、日南海岸国定公園の景勝地にあります堀切峠の付近にありますこと、また、船舶の腐食等による環境への悪影響について懸

念しているところであります。また、当該海域はイセエビ漁の適地でもありますので、水産業に与える影響等についても心配されているところであります。

○坂口博美議員 こういった事故に備えるために、油濁損害賠償保障法では、我が国の港に入港あるいは出港しようとする船舶、外国船については、P I 保険等に入っていることを証明する証明書がないと入港も出港もできないということになっています。この証明書はどうやって取るかということ、国土交通大臣がそのことを確認して証明書を交付する、船はそれを備えて港長に出港許可をもらうことになっています。この法が担保しようとするのはまさにそのところ、事故のときそれを撤去したりする経費をちゃんと見ますよという保険ですから、それが機能を果たさないところに証明書を交付してしまった国土交通大臣、それとそんな証明書のもとで船を出してしまった港長、ここに県は責任を追及すべきだと思うんですけども、どうお考えですか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 保険契約の成立に関しましては、国土交通省では国会において、先ほど御答弁申し上げましたように、保険料の振り込み完了報告書を確認した上で必要な手続を行ったと、そういう説明をされているところでございます。しかしながら、保険契約の当事者である中国の船舶所有者とロシアの保険会社との間で、保険料の支払いの時期や契約の解釈等をめぐって争いが生じ、現に保険の支払いが行われていないという現実があるわけでございます。御指摘がありましたように、平成18年に外航船の船主責任保険の加入が義務づけられたにもかかわらず、この制度の実効性の担保に何らかの問題があると思っております。

て、今後の対応につきまして国土交通省海事局にもしっかりと要請をしまいたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひお願いします。

それから、事故を起こしてしまった船長に対しての刑事罰とかいうものはないんですか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 今回の案件での曳航していたタグボート側の責任といたしましては、海上航行上の安全航行の確保に問題があったということで、船長に対しまして刑法の業務上過失往来危険罪が適用され、刑事上の責任が問われたと聞いているところでございます。

○坂口博美議員 船長と、船長を雇用した会社にも県は同じく責任を追及すべきだと思うんです。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 確かに船長にも刑事上の責任が問われた以上、何らかの民事上の責任を問うという考え方もあろうかと思えます。一方で、座礁船の船体の撤去にかかる費用を補填するため、先ほど議員も御指摘がありました外航船へのP I 保険加入が義務づけられたところございまして、その責任は一義的には海運会社や船主にあるとされていると認識しております。また、このような観点から、現在、漁業関係団体において訴訟を提起するための準備が進められていると聞いているところでございます。いずれにいたしましても、今後訴訟の動向を見守るとともに、県といたしましても解決に向けて、曳航船側の責任や他の法令の適用の可否も含めいろいろな可能性を探ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 とにかくあらゆる手だてを講じて解決に向けて努力をしていただきたいと思います。矛盾点もしっかり解明していただきたい

いと思います。

次に、自然災害と道路等に関して知事にお伺いしたいと思います。まず初めに、本県における自然災害というのはどういうものがあると認識しておられるかお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県の想定すべき自然災害としましては、まず、毎年のように発生しております洪水や土砂災害、あるいは台風、竜巻を含めた風水害がございます。また、日向灘地震やえびの地震など、本県でも過去大きな被害を経験しております地震や津波にも留意する必要があるかと考えております。さらには、現在、幸い小康状態となっておりますが、新燃岳のような火山噴火による災害というものも十分に想定しておく必要があるかというふうに考えております。

○坂口博美議員 では、今言われた災害の中で最も大きなリスクは何とお考えか、そういった災害から宮崎をどう守ろうとされているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 現在、本県におきまして最大のリスクとなる自然災害は、内閣府の検討で、最悪の場合4万2,000人の人的被害が想定をされております南海トラフ巨大地震であろうかと考えております。このような大規模災害に対しましては、東日本大震災の教訓から県民の生命・身体の安全確保を最優先としまして、従来の枠を超えて必要な対策を積極的に講じていかなくてはならないと考えております。具体的には、建物の耐震化の推進、また迅速かつ円滑な津波からの避難、広域的な受援機能の強化など、さまざまな対策をソフト、ハードの両面から進めまして、地震に強いまちづくりを総合的、計画的、短期的・中期的・長期的にいろいろなスケジュール感を持って取り組んでいく必要

があらうかと考えております。また、この対策の実効性を確保するには、関係機関との連携や県民の理解が不可欠でありますので、九州ブロック協議会の幹事県として九州各県や国などの調整役を果たしますとともに、今月中には県内の沿岸部全ての市町との協議会を設置いたしまして、相互連携を強化しながら対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 県は大規模災害に対応するためにBCPを策定されているんですが、もともと私は、BCPというのは想定外をなくすということではなくて、想定外は起こり得るんだよということを前提に、そういうことがあった際の準備をしておく、計画を立てておく、これがBCPだと思うんですけども、BCPに係る知事の見解を改めてお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県では、全庁的な危機管理体制の強化を図る観点から、大規模災害などが発生した場合に備えまして、宮崎県業務継続計画(BCP)を策定することとしまして、本庁において本年7月から運用を開始したところであります。また、現在、県内7つの地方連絡協議会や3つの県外事務所ごとに地域版BCPの策定作業も進めているところであります。出先機関においても万一の備えを強化しておるところであります。このBCPでは、大規模災害などが発生した場合には、一定の基準に基づきまして私の判断で県庁非常時体制に移行し、原則として通常業務を全て停止した上で、平時の所管にとらわれず、災害対応業務や応急業務、非常時優先業務に職員全員で当たることなどを定めておるところであります。東日本大震災では「想定外」という言葉が飛び交いましたので、本県のBCPにおきましては、あらゆる事態に柔軟に対応できるように、あえて具体

的な被害想定を前提とせず、職員一人一人の考える力、また組織として行動する力の重要性に主眼を置いて策定したところであります。今後、事前の備えをさまざま進めながら、必要な研修や訓練、検証などを重ねまして、よりよき計画となるよう努めますとともに、危機管理能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 3・11から1年半過ぎるんですけれども、そういった観点に立って、津波対策に対する県の取り組み、そして当面する課題、今後講じようとする具体的な対策についてどんな計画を持っておられるのか、統括監にお伺いをいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） まず、我々のほうで担当しているソフト対策といたしまして、危機管理局を中心に取り組んできた津波対策でございますが、まずは県民の生命、身体を守るための避難対策が重要だということで対応しております。具体的には、沿岸の市町に要請しまして避難場所や避難路の点検、見直しをお願いしますとともに、災害情報を迅速・的確に発信するための総合防災情報ネットワーク整備事業の着手、また地域防災力の強化を図るための自主防災組織のリーダーとなる防災士の養成、津波を対象とした防災訓練や普及・啓発などに取り組んでまいりました。また一方で課題でございますけれども、まずは南海トラフ巨大地震による地震・津波の想定の見直しを早急に必要があるところでございます。現在、国交省と協議しながら作業を進めているところでございまして、年度内を目途に策定できるよう努力してまいりたいと考えております。さらに、広域的な大規模災害への備えも課題でございまして、後方支援拠点の確保など受援、支援

のための体制づくり、また、国や各県、市町村、関係機関との広域連携の強化についてもさらなる充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○坂口博美議員 同じく、ハードについて県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県土整備部におきましては、地震・津波対策といたしまして、堤防の補強や水門の自動閉鎖化、また防波堤の整備によります減災対策や、緊急輸送道路の耐震化などのハード整備に取り組んでいるところであります。しかしながら、南海トラフの巨大地震による津波に対しましては、これらのハード整備だけで防御することは困難でありますことから、ソフト対策も組み合わせた多重防御が課題と考えております。したがって、今後、法に基づき沿岸の市や町が津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成することとなりますので、その支援を行いますとともに、この計画に位置づけられる海岸保全施設や津波防護施設の整備、さらには住民等が津波から逃げるができるよう避難体制の整備など、何としても人命を守るという考えのもと、関係部局はもとより、国や関係市町とも連携を図りながら津波防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 それでは、引き続いて県土整備部長ですけれども、大規模災害で県外から人や物を受け入れることになったときに、まず受け入れ拠点、拠点から目的地への移送については、港、空港、道路それぞれどのように考えておられ、どんな計画を持っておられるのかお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 大規模災害時には人や物の輸送を確保することが大変重要と

なりますので、県といたしましてはその役割を担う緊急輸送道路のネットワークの見直しを行ったところでございます。見直しに当たりましては、まず、南海トラフ地震に伴う津波によりまして、沿岸部の軸となります国道10号や220号が機能しなくなることも想定されますことから、東九州自動車道及びこれと並行する整備済みの県道、市道、町道を追加し、沿岸部における路線の多重化を図っております。また、救援の拠点となります航空自衛隊新田原基地や耐震強化岸壁を有する港湾、漁港及び第3次救急医療機関へのアクセス道路を追加しております。

○坂口博美議員 引き続いて予算獲得に努めるという部長答弁だったんですけども、現実問題として本県の道路予算は急激に減ってきているんです。こういった中でどうやって道路など津波対策の予算を確保していかれるのか、これについては基本的な考え方を知事に伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本年度の国の公共事業予算につきましては、東日本大震災を契機とした防災・減災対策としまして、直轄事業も含めて、河川、港湾、海岸など直接的な津波防護施設に重点配分をされたということで、高速道路を除く県の道路予算、大変厳しい状況となったところでもあります。ただ、道路というものが、津波から人命を守る避難路として、また被災後の早急な復旧支援を図る上からも大変重要な施設でありますので、こうした市町村道も含めた避難道路や緊急輸送道路の整備につきまして、南海トラフの被害想定に応じた予算の重点配分というものを財務省や国土交通省に対して、私自身も、また副知事や担当部局とも手分けをしながら繰り返し繰り返し要望してきたところでございます。また、南海トラフに関係する9県

の知事が連携しての特別措置法の制定を求める動き、それに伴う対策、財源の確保という形でも要望に努めてまいったところでもあります。今後とも予算編成に係ります国の動向を注視しながら、引き続きあらゆる機会を捉えて、道路を初めとする必要な予算の確保、また総合的な地震・津波対策につきましてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

それから、自民党が政権をとればかなり大がかりな補正、経済対策をやるということが具現化してきたんですけども、実現することができずね。そうなりますと、本県は、こういった厳しい予算の中で、県土整備に限って言いますと、まず用地のストックができていない、測量設計のストックができていない。当然裏負担の財源的な問題がある中で、補正にぼっと飛びつけるかどうか。加えまして、一般競争入札をやっていることで総合評価をやります。そうすると当然、入札までの期間、入札してから工事に着工するまでの期間はかなり長く要るんです。受注者側にすると点数のある技術者しか残せないということで、ぎりぎりに配置技術者も減らしている。そういった中で、10兆円といえど案分すると1,000億です。これに及ぶような補正を果たせばつくりいけるかどうか。担当者としては、年度末に出るから、まずは明許繰越でしょう。そこでそういったぐあいには時間がかかってしまうと事故繰越の心配が出てくる。この際、手を引っ込めたほうがいいよなということに当然なりがちなんです。そこらにも気を配っていただきたいということ。これは要望にしておきます。

次に、最後ですけれども、浮き魚礁の流失事

故についてですが、これについては我が党の黒木正一議員が先日尋ねました。重複を避けたいと思うんですけども、本県では過去にも1基流したことがあるんです。この教訓が生かせなかったかということと、ブイの流失については全国でどのような状況にあるのか、このことについてお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県では、平成5年に国の外郭団体であるマリノフォーラム21から譲り受けました表層型浮き魚礁が、平成14年に流失した事例がございます。この際には原因箇所と考えられる係留施設を回収できなかったため、最終的な原因は解明できませんでしたが、耐用年数の10年が経過し、更新のために回収した他の浮き魚礁については係留施設等の調査を行っており、より耐久性の高い構造に改善するなどの対策を講じているところでございます。なお、他県における表層型浮き魚礁の流失につきましては、台風の影響を受けた係留施設の破損などを原因として10件の事例があると聞いております。

○坂口博美議員 全国でこれまで10件というところ、全国で入っているのは50に満たない、47ぐらいだと承知しております。その中の10が飛んでしまうということは、不可抗力では済まされない。設計上の問題はなかったのか、材料は大丈夫なのか、構造は大丈夫だったのか、強度は確保されたのか。それから施工上の問題、技術力があるところがやったのか、入れた場所は適当だったのか、そういったことをたくさん検証していかなければいけないと思うんです。まだまだこれは検証、検討の余地があると思うんです。今後、宮崎のブイにしても漁業者のために急がなければならないんですけども、補償、保険をしっかりと取れるものは取る。財政的に負

担を極力減らしながら、しかしながら一方では補助事業を急いでほしい。問題は、上げたブイですけども、これを処分するようなことになると、適化法の問題が出てきて金を返しなさいというようなややこしい問題も出てくる。ですから、回収したブイについては効果的に使っていただくということを——これはもう要望にしておきますけれども、ぜひそのような方向で、一刻も早くこれも解決に向けた努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。（拍手）

○外山三博議長 以上で、午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手）新みやざきの渡辺創です。19人が登壇しました一般質問も最後となりました。今回は、具体的な提案も含めて元気に質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、きょうの登壇者は、田口議員、坂口議員、そして、私、この3人に井上議員を加えたメンバーには共通項がございます。知事、おわかりになるでしょうか。実は、それは、県内の定時制・通信制高校の生徒さん、そして関係者を応援する宮崎県定時制通信制高校教育振興会の役員ということであります。特に坂口議員、井上議員におかれましては、長年、活動を続けられ、それぞれ会長、参与として尽力いただいております。心から敬意を表します。本日は、

坂口会長の後に質問をいたしますので、定時制・通信制の話を少しさせていただきたいというふうに思います。

10月7日、宮崎市花山手の市民文化ホールで、県内の定時制・通信制で学ぶ生徒さんが一堂に会し、生活体験発表会が開かれました。昨年この11月議会で、一般質問の中で、ぜひ知事にもお越しをいただいて主張に耳を傾けていただきたいと呼びかけましたところ、教育委員長、教育長とともに御出席をいただいて、8人全員の発表にずっと残っていただいて、すべてお話を聞いていただきました。参加した生徒さんだけではなくて、会場にいた多くの生徒さんたちにとって大きな励みになったと思います。心から感謝をいたします。ありがとうございます。

さて、今回の発表会で評価され、全国大会に参加をした延岡青朋高校通信制の工藤友香里さんの発表は、「出るくいになることを恐れてはいけない」と、高く澄んださわやかな声から始まりました。青朋高校生徒会などでの多くの出会いや、剣道を始めたことによって、人との摩擦を恐れて自分を殺したり、壁をつくるのではなく、自分の考えをしっかりと伝え、心と心を交わしてこそ、本当の人間関係が築けると訴えました。そして最後に、「一番大事なものは逃げないこと。相手から目を離さずに自分の気持ちを相手に向ける。相手の気持ちに自分の気持ちも負けてはいけない」というふうに締めくくりました。

さて、話を県政に移します。知事も、年が明ければ就任から2年の折り返しを迎えます。この2年間を振り返り、思い描いていた県政の実現に向かって確実に進んでいるのか。今回の議会でも知事の政治姿勢についてさまざまな意見

が披露されたところですが、出るくいになることを恐れることなく県政を運営できているのか、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

先ほどお話をした工藤さん、そして、もう一人全国大会に出場した70歳の高校生、宮崎東高校通信制、押川久子さんは、それぞれ、先月24日に東京で行われた全国大会でも入賞をされて、その発表の内容は、今月24日、25日にNHKラジオ第二で放送されるということでございますので、議員各位におかれましても、ぜひお聞きいただきますようお願いを申し上げます。壇上での質問を終え、質問者席へと移りたいと思います。

よろしく御答弁のほどお願いいたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

御質問にお答えする前に、ただいまお話にございました10月7日の県高等学校定時制通信制生活体験発表会、今回、私、初めて出席をしたわけですが、生徒8人による生活体験発表、それぞれの人生、また体験、また、さまざまな思いというものを背負った言葉というものの一つ一つが大変重く心に響く、非常に心打たれる体験発表でありました。自分も頑張らねばという、かえって自分も力をいただいたような、そのような発表だというふうに考えております。発表された生徒さんや、準備に当たられた教職員や関係者の皆様に心より敬意と感謝を申し上げるところであります。また、何よりも、夢を持って頑張っている生徒の皆さんに心からエールを送りたい、そのように考えておるところでございます。

御質問につきまして、この2年間の評価でございます。私は、口蹄疫からの再生・復興を4

年間で取り組むべき県政の第一に掲げ、知事に就任をしたところでございますが、その後、相次いだ災害、鳥インフルエンザ、新燃岳、そして我が国を襲った東日本大震災、厳しい県政運営を余儀なくされたところであるというふうに考えております。本県を取り巻く環境のみならず、我が国の置かれた時代状況というものが大きく変わってきた。大きなターニングポイントを迎えたのではないかという認識でございます。

そのような状況の中でございますが、県政運営の指針となる新たな総合計画やアクションプランを策定し、これに沿った取り組みというものを着実に進めてきたところでございます。官民一体となって、記紀編さん1300年記念事業や、広い意味での地産地消を推進する県民運動など、いろいろ取り組んでおるところでございます。さきの全共2連覇の達成などを契機としまして、本県は、再生に向けた新たなステージへと歩を進めたというふうに考えておるところでございます。任期前半におけるさまざまな取り組みは、私なりにベストを尽くして、おおむね順調に進んできておるといふふうに考えておるところでございますが、今、出るくいという御指摘もいただきました。さまざまな施策のメッセージなり、それを進めていく上で、もっともっといろいろなメッセージの発し方なり進め方なり、今後の教訓とすべきものというものは多々あるというふうに考えておるところでございます。

年が明けますと、この任期も折り返しとなるわけでございますが、「復興から新たな成長へ」を合い言葉といたしまして、さらに力強く県政を前に進めてまいりたい、そのような決意でございます。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 ありがとうございます。県議会で仕事を始めて私も1年半となります。議会でも、またその他の公式な場面でも、知事の非常に丁寧な御答弁というのは、若輩者が言うのは失礼かもしれませんが、非常に好感が持てますし、また、各方面と意見交換をしながら合意形成をしていく、施策の方向性を形成していくという政治手法もよく理解をできます。

ただ、知事というのは、この県で唯一、県民に一人の「リーダー」として選ばれた存在でもあります。県民から負託を受けた立場であるわけですから、時には先頭に立って、赤い旗を掲げているのか青い旗を掲げているのかそれははっきりとわかるようにして議論を引っ張っていく、こういうことも必要ではないかというふうに思います。先ほどの御答弁の後半で触れてはいただきましたけれども、時にはしっかりと出るくいになると、そのお覚悟で県政を進められることも必要だというふうに思いますが、再度になりますが、改めていかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、県民の皆さんはもちろんのこと、県議会、市町村、また関係の皆様との意見交換、対話というものを大事にする。真摯に耳を傾けつつも、リーダーとしてしっかりと方向性を示し、県民をその方向へ引っ張っていく。そのような毅然たる態度というのは大変重要であろうかというふうに受けとめておるところでございます。これまでも、たび重なる災害や重要課題におきまして私なりに努めてきたつもりではございますが、いろんなこの議会での御指摘等も踏まえながら、決断すべきときはしっかりと決断をして、そして、それをしっかりと県民の皆様が届くようなメッセージとしてお伝えをする、そういうリーダーとしてのあり方というのを今後とも研

さんを積んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 私は、選挙に挑戦する前に新聞社の政治部の記者をしていました。政治家の本心を正しく理解するというのはなかなか難しい作業だと思います。だからこそ、その政治家の話をたくさん聞いてオープンな場での物言いがわずかでも変われば、その意味を懸命に考えて総合的に判断していく、そして、その言葉の意味を解説していくということになるわけです。しかし、その小さな言葉の変化というのは、なかなか有権者の方々であったり、相手とうまく伝わるものではありません。方向性を明確に示すためには、あえて発言を大きく振って見せるというのも一つの合意形成また政治手法のやり方だというふうに思います。言い方に失礼があったら申しわけございませんけれども、真ん中に座標軸があったとして、やるのかやらないのか、また、右に行くのか左に行くのか、ここにインジケーターがあったとすれば、明確に右に行くということを示したいのであれば、1目盛り振れただけでは、離れているところから見たら、真ん中から動いているのかわかりません。そのためには、右の方向性を示すんだったら、大きく10、20振れてみせる、そこから議論を巻き起こすというのも、知事にとって今、必要な議論の形成の仕方ではないかというふうに思っております。この1年半で感じたことでしたので、失礼かもしれませんが、申し上げました。

さて、知事の政治姿勢に関してもう1問お伺いをしたいと思います。国政では、あした、衆議院選挙がスタートします。その前の状況として、非常に政党が乱立をしていて、その中には、地方の首長を看板にした新しい政党も複数出ております。地方の声を国に届けること、ま

た、地方から国のあり方を問うという気概は非常に素晴らしいものだと思います。が、しかし、中には、地方に軸足をと言いながら、党の設立の段階から国政での影響力行使しか考えていないのではないかと思われる政党もあるように見えます。少なくとも自治体の長として、その自治体の行政運営のために受けた有権者からの負託を、いわば力の背景に、バックボーンにして国政での地位を占めようとする行為には違和感があります。もちろん、首長の立場にあっても、国政を変えなければという意識を持つことは自然なことだと思います。しかし、そうであれば、自治体の長の座を退いて正々堂々とみずからが国政の選択肢の場に身を投じるべきではないかというふうに感じております。具体名は挙げませんが、知事も全国知事会等で交流のあった方々もいらっしゃるのではないかと思いますので、今、お話ししたようなことについての知事の所見をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 我が国が直面しますさまざまな、外交にしろ、TPPにしろ、原発の問題にしろ、そういうような課題に際して、それぞれの地方自治体の長として国政に対して強く訴えていきたい、求めていきたいというような中で今のようない動きがあるものというふうに認識をしておるところでございますが、どちらかという都市部でそういう動きがあるのではないかというふうに受けとめておるところでございます。もちろん、地方の声をしっかりと国政に届けていく、それを生かしていくというのは大事でございますが、私としては、日々県民の皆さんに接し、いろんなことを経験し、また、意見交換をする中で考えるところ、この国のあり方というものを、知事の立場でしっかりと国政に届けていく、国に届けていくという役

割を果たしてまいりたいというふうに考えておりますし、それが知事として与えられた職責を果たすことではないかというふうに考えております。

○渡辺 創議員 続いて、県の広報戦略についてお伺いをしたいと思います。

まず最初に、総合政策部長に伺います。県が年間、いわゆる広報に費やしている予算の総額をお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） 県全体の広報予算総額であります。24年度当初予算ベースになります。約4億5,400万円となっております。

○渡辺 創議員 広報と一くくりにしても、私の分類ですが、その中は大きく分かれていて、県民に県の施策を伝えるための広報、そして県自体の、観光であったり、物産品など外に向けて発信をしていくための宣伝、それともう1つは、今の2つの要素を兼ね備えた報道への対応という3つに分かれるかと思っております。今、4億5,000万ということでしたけれども、恐らく各事業の中で細かく細かく県民向けにアピールしたり、県外でもアピールしたりということも含まれるかと思っておりますので、丁寧に拾えばもう少しその額は広がっていくのかなという認識をしております。

続いて伺いますが、県が持っている県政番組やCMというのがあるかと思っております。以前に総務政策常任委員会でも指摘をしたのですが、いい番組ができていると思っております。それを一度放送して、しかも多くの方が見やすいという時間帯では——必ずしも予算額の関係であって——ない。せっかくつくった番組を一度流しただけというのでは、恐らく年間7,000万ぐらいの予算を使っていたと思っておりますけれども、非常にもっ

たいたいと思っております。その意味では、二次利用の権限をきちんと県のほうが持って、県の公共施設であったりいろいろなところで再度放送したり、そういうことができるように取り組むべきではないかというふうに指摘をしたところですが、その後の検討状況はいかがだったでしょうか。

○総合政策部長（稲用博美君） 外部に委託して制作しました県政テレビ番組やCM、これを放映後に再利用するという事は、広報効果を高めるということ、それから、効率的な活用という点からも大変重要であるというふうに認識しております。CMにつきましては、著作権が基本的に県に帰属しておりますので、県のホームページを通じた配信のほか、県民室、それから、この12月からは空港ビルの出発ロビーでも放映をしているところであります。一方、県政テレビ番組の著作権、これは放送局に帰属しております。再利用率に当たりましては、放送局から随時了解をいただいているという状況にあります。現在、放送局と二次利用につきまして契約に盛り込めるよう協議を進めているところでございます。今後とも、幅広い層の県民の皆様に対しまして、より多くの視聴機会を確保する工夫をしていきたいというふうに考えております。

○渡辺 創議員 御答弁ありがとうございます。非常にいい中身ができていることで、しかも県政のことを伝えていくという意味では、宮崎のテレビ局の皆さんも基本的に趣旨に反対するというものではないと思っておりますので、協議を続けていただいて、ぜひ、より広くの実現をお願いしたいというふうに思っております。

もう1問ですが、先ほど、広報関係で4億5,000万という答弁がありましたところですが

れども、県の全ての部局とっていいほどのところに広報というのかかっているかと思えます。先日、東京事務所に行きましたところ、この4月から広報紙をみずからつくって、東京でのPRに使っているということでした。ただ、それが県庁全体で共有化されたりとか、それを確認しているところがあるのかというのは、若干疑問があるお答えでしたけれども、県全体を見渡して、県の広報に関することを一括して把握していたりとか、中心でまとめているという部署は、県庁の中にはあるんでしょうか。部長にお伺いします。

○総合政策部長（稲用博美君） 全体組織としましては、広報戦略室というのが設けられておるんですが、今現在、広報広聴事務の円滑・適正な実施を図るための広報企画員会議というもの、あるいは県外に向けました本県の情報発信や販売促進の効果的な方策等を検討いたしますオールみやざき営業チーム庁内連絡会議などの部局横断的な組織を設置しまして、情報の集約や意見交換、企画・調整などを行っているところであります。今後とも、こうした会議の活性化を図ることによりまして、部局を連携しました効果的な広報、宣伝活動というものを一層促進してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺 創議員 ここから知事にお伺いをしたいと思えます。

まず、基本的なことの確認をいたしますが、知事は、宮崎県外に向けて宮崎PRを積極的に取り組むと、そういう姿勢を持っていらっしゃるということよろしいでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） そのような思いで宮崎のよいところをいろんな形でPRしてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 わかりました。その前提で議論をさせていただきたいと思いますが、恐らく47都道府県の中で、各県のPRに取り組んでいないという自治体はないというふうに思いません。しかし、要はどこもかしこも取り組んでいるわけですけれども、その中で抜け出していくと、宮崎がよそよりも目立つということは非常に難しい作業だというふうに思えます。その中で、抜け出すためにはどうしたらいいかというのは、答えは簡単で、何らかの方法で壁を突き破ると、そういう手段を宮崎県が持つということだと思います。特異な自然環境と類似性の低い特徴を持っている北海道であったり沖縄、そして、いわゆる大都市としての魅力を持つ東京や大阪、この4つぐらいというのは、その県の立場をPRしていく上でも突き抜けた存在だというふうに思いますが、それ以外の県というのは、多少の違いはあってもやはりみんな苦勞をしているところだと思います。

宮崎県も最近までは、その壁を突き抜けるというか突き破るツールと言ったら失礼かもしれませんが、ツールを持っていたということで、それは前知事ということになるかと思えます。タレントで、しかも、余り政治とは縁がなさそうな愉快的な世界から宮崎県の知事になられたと、そういう意外性も相まって、広報の壁、宣伝の壁をまさに突き破っていったというふうに思えます。しかし、その前知事はもういらっしゃらないわけです。では、どうするかということを考えなければならない。そのためには、まず、県外へ発信を強化するために、いかにも行政の広報だという枠の中にはまった、宣伝だという枠の中にはまったものではなくて、斬新なアイデアが必要ではないかというふうに私は思いますが、知事はいかがお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 大変重要な御指摘だと思います。いろんな情報が氾濫して、各県もしのぎを削っているいろんなPRをする中で、枠を越えて、壁を突き破ってやるには、やはり従来にない新しい取り組み、斬新な取り組みというのは大変重要であろうかというふうに思っております。本県としても、これまでに行っていなかったようなPRも今取り組んでおるところでございます。例えば、波旅宮崎をPRしたいということで、私自身がサーフィンをした映像というものを動画に撮りまして、それを動画のサイトにアップをしたり、また、DVDをつくっていろんなイベントで紹介をする、そんな取り組みを最近したところでございますし、例えば宮崎空港の手荷物ターンテーブルに、宮崎牛だとかマンゴーとかキンカンだとか、オブジェが出てくるというようなことも最近始めておるところでございます。また、「みやざき犬」というゆるキャラを使った取り組み、ゆるキャラ自体は各県にあるわけでございますが、3頭のユニットで行える、また、今、誕生1年を経てだんだんダンスも切れが出てきましたので、そういったところもやりながら、ちょっと一味違ったゆるキャラとして売り出していきたいという思いもございます。また、広い意味での地産地消を推進する県民運動「ディスカバー宮崎」ということで今取り組んでおりますが、そのテーマソングとしまして、県職員の自主的な活動である「みやざきアピル隊」というものが、「チョコっとみやざきディスカバー」という歌をつくったり、それでみやざき犬が踊ったりというようなこともして、遊び心を持って取り組んでいるところでございます。県のこれまでにやっていたような取り組みを今申し上げたわけでありまして、これは県だけでやるこ

とじゃなしに、民間の力もかりながら、オール宮崎でいろんなツール、アイデア、工夫を凝らして今後ともPRに努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 私も、それこそオールみやざき営業チーム等含めて、向かっている方向性は正しいというふうに思っています。ただ、それがさらに壁を突き破るようなものになっているのか。もっと貪欲に、そして戦略を練って取り組まない限り、受け手——宮崎県で暮らしている人間にではなくて、県外で宮崎に関心を持っていない人たちの心にどうやって宮崎をひっかけるかという作業が重要になるわけですから、その意味では、その心に、意識にひっかけるということを意識的にやらない限りは、なかなかその壁は破れないというふうに思います。

先ほど、部長の答弁の中にもありました広報企画員会議、やらんとする趣旨はよくわかるんですが、名前がいかにもお役所の会議ということで、その会議を開いてみても、多分、後ろにいらっしゃいます宮崎のメディアの方々もまず取材をすることもなければ、そんな会議があるということもそもそも知らないと思うんです。これは悪ふざけで言うのではないんですが、もっと思い切って開き直って、例えば、「あの人がいなくなった今、宮崎PRどげんかせんといかん対策本部」と名前をつければ、間違いなくそれは、東国原さんがいなくなった宮崎県が、失われた広報の武器をどうやって改めて取り戻し、そして宮崎県をPRしようか、そういうふうに思っているという発信には間違いなくなるわけですね。

さらに言えば、これは間違いなく全国でニュースになると思いますし、もう一段進んで言えば、県外に張っている宮崎県のポスターに、

河野知事の立ち姿を真ん中に載せて、そこにコピーで、下には宮崎県の特産品とか観光地を載せて、「私、河野って言うんです」と。サブコピーには「前の人の後の宮崎へ」とか。要するに、昔、東国原前知事の人形を撤去してはどうかという質問をした際に、知事から、利用価値のある間はしっかり使うんだという積極的な答弁がありました。本当の意味でその利用価値をしっかり活用するというのは、いわばそういう前の方の残影も含めて、それも利用して逆手にとって飛び抜けるというか、突き抜ける手法を持つというぐらい貪欲にならない限り、普通のPRをやっているにしても決して宮崎県が改めてひっかかるということにはならないと、私は思います。今のは頭の体操でありまして、そうしろという意味ではありませんけれども、そのぐらいのことを考えてやっていただきたいと思います。通告しておりませんが、知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 最近、宮崎日日新聞の「くろしお」欄にも、首都圏の知人にクイズを出してみた。日本一宮崎牛連覇はみんな知っていたけど、じゃ、今の知事はだれかというのは全く知られていなかったというのがありまして、愕然としたところでございます。知事がそういうふうに知られていないというのは、大体どこの県でもよくあることではございますが、前任者が前任者だけにその落差が大きいのではないかと、その落差を使ってはどうかというような一つの提案も今いただいたところでございます。それを直接やるかどうかはともかく、いずれにしろ、既存の考え方とか既存の概念にとらわれずに、いろんなアイデアを使うべきではないかという御提言と受けとめて、これからもいろんな知恵を出してまいりたいと考えております。

す。

○渡辺 創議員 頭の体操として申し上げてきたわけですがけれども、香川県は「うどん県」といってPRしました。また、島根県は「砂丘はないよ」と。隣の鳥取県にかけているわけですが、砂丘はないと。日本で47番目に有名な県というようなPRの仕方をしています。このぐらい発想の転換をして打ち出さない限り、決してよその県の人たちにはひっかからないということをきょうはお話をしたかったところです。よくトップセールス、トップセールスと言いますが、全国の中でも、トップが行ったからといって、トップでトップセールスになるという観光PRというのは実はなかなかないというのが実態だというふうに思います。そういう意味では大きな効果を、4億5,000万のお金を使ってより多くの、4億以上の、8億にも10億にも20億にもなる可能性があるわけですから、そこを戦略的な方針をもって取り組んでいただきたいというふうに思います。失礼なことがあったかもしれませんが、言いたかった真意はそういうところにありますので、御理解ください。

その広報、宣伝に関して最後の質問としたいと思いますけれども、今お話ししたように、人の心に、人の意識にひっかかるツールをつくっていく、壁を突き破るツールをつくっていくというのは、今まで県庁の中で、いわゆる一般の行政に取り組んできた方々だけの発想では生まれないものだというふうに思います。県庁の方々は非常に優秀ですから、特に広報というような専門性の高いところには、2年とか3年の期限つきでも外部からそういうところにたけている人間を入れて、そこで種をまいてもらえれば、最終的には芽が育って、それは宮崎県が

持っているというか、宮崎県の県庁組織で持っている財産に必ずなるはずだと思います。県庁の中の方々がそこから影響を受けたような発想をしていけるということにつながっていくというふうに私は思うんですけれども。ここは、そういう形での広報に関しての外部人材、まさに人脈と経験とそして発想という世界だと思いますので、外部人材を登用してみるというようなことについては、知事はいかがお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 広報の重要性については、るるお話がありましたように認識をしております。取り組むべき課題という中で、外部人材の活用というのも一つの貴重な御提言として承りたいと思っております。今、我々が取り組みだしておりますのは、広報戦略室などを設ける過程でさまざまな研修も行ってありますし、県庁職員一人一人が広報マンのマインドを持つことは大変重要であろうかというふうに思っております。何をどういうふうに伝えるべきか、県民の皆さんとか県外に伝わらないと、せっかくいいことをやってもそれは十分効果が出ないんだというところをまず認識していくこと、それから、基礎的な広報に関する技術とノウハウ、それを学んでいくということで、例えばSNSの活用ですとか、写真のあり方だとか、動画による発信、それから、広報における心構え、これを外部講師を呼んで研修を行ったりするというようなことで、そういう意味では外部の力を活用したりしておるところでございますし、今御提言いただいた、内部に、例えば臨時だとか常勤だとかいろんなやり方はあるかもしれませんが、外部の人材を活用するというのも一つのアイデアなのかなというふうに思っております。一つの御提案として受けとめ、今

後、検討させていただきたいというふうに考えております。

○渡辺 創議員 続いて、みやざき犬「ひい」「むう」「かぁ」についてお伺いします。誕生して1年が過ぎましたけれども、その活動状況を御説明ください。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) みやざき犬につきましては、県のシンボルキャラクターとして、本県の魅力を発信するため、商品等へのイラストの使用やイベント等への出演などの活動を行っているところであります。まず、イラストにつきましては、昨年11月の誕生から本年10月末までの約1年間で、合計202件の使用許可を行ったところであり、その具体的内容は、ポスター、チラシ、旅行雑誌等の印刷物や、お菓子や焼酎等の商品パッケージ、缶バッジやハンドタオル、キーホルダー等のキャラクターグッズなどです。また、イベント等への出演につきましては、同じく10月末現在で、県内外のイベントや県内の保育園等を訪問、テレビ出演等で、県内186回、県外152回、計338回の派遣を行っております。特に、本年7月からは、専門のスタッフによる「みやざきキャラわん隊」を結成いたしまして、広報活動を強化したところであります。10月は、これは過去最高になりますが、1カ月間で53回もの派遣となっております。このほか、みやざき犬のフェイスブックページを本年7月から立ち上げたところであり、現在、みやざき犬の投稿を定期的に受信しているファンは4,400人に上っております。

○渡辺 創議員 私も、そのフェイスブックの投稿を受信している一人なんですけれども、先ほど、一番出場回数の多かった10月には、私の地元の小学校にも3匹そろって来ていただいて

非常に感謝をしております。

部長に続けてお伺いしたいと思いますけれども、ゆるキャラグランプリ27位ということでしたけれども、県内外にキャラクターの浸透という意味ではどういう状況になっているとお考えでしょうか。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） みやざき犬による広報活動につきましては、古事記をベースとしたミニ劇やダンスなど、内容を充実させましたことから、子供から大人まで楽しめると大変好評を得ており、満1歳の誕生日でもありました先月11日に、宮崎市高千穂通で開催された「古事記ゆかりのご当地グルメまつり」でも、県内外のゆるキャラを集めたステージショーの主演として、会場に詰めかけた多くの観客の喝采を浴びたところであります。県外イベントにも積極的に参加し、「踊れるゆるキャラ」として県外ファンを獲得しており、先ほど申し上げましたみやざき犬のフェイスブックの定期受信者の7割以上が県外という状況にあります。また、先般行われましたゆるキャラの全国人気投票「ゆるキャラグランプリ2012」におきまして、みやざき犬は、先ほどお話がありましたように、全865キャラクターのうち27位と健闘をいたしました。ひとえに投票いただいた皆様のおかげと心から感謝を申し上げます。

このように、みやざき犬が県内外に浸透し、テレビ番組やコマーシャル出演など、皆様の目に触れる機会がふえたことから、派遣依頼が急増し、最近では依頼を断らせていただくケースも生じるなど、十分な手応えを感じているところであります。県といたしましては、さらに広報活動を充実させることにより、みやざき犬の認知度を一層高め、キャラクターを活用した本

県の情報発信に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございました。

続いて、人材の登用活用のあり方についてお伺いをしたいと思います。

総務部長にお伺いしますが、宮崎県において、外部からの、民間からの人材の登用の事例を御説明いただきたいと思っております。

○総務部長（四本 孝君） 知事部局における外部からの人材登用といたしましては、平成15年度から任期つき採用制度を導入しておりまして、専門的な知識や経験を有する民間経験者を採用しており、本年度は、主幹1名が情報政策課において県の情報システムの最適化の業務に、また、主任技師1名が工業技術センターにおいて技術指導の業務に、それぞれ当たっているところでございます。このほか、木材利用技術センターの研究部門や危機管理対策など、特定の分野の施策の推進のため、高度な専門性やすぐれた識見を有する人材を外部から登用しているところでございます。

○渡辺 創議員 知事にお伺いをしますが、先ほどの広報でもお話ししましたけれども、新たな行政課題に対応するためという意味では、なかなか県庁がノウハウを持っていない場合には、民間の活力を使うというのも有効な手段だというふうに思いますが、先ほどの広報だけではなくて、具体的にどういう分野であれば——実際に行うかどうかは別にして、可能性がある分野、今、知事の頭の中で考えた場合に、こういうところではこういう人材の使い方があるんじゃないかということも含めて、今後のあり方についての御見解をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） さまざまな多様化、高

度化が進む行政ニーズへの対応ということで、もちろん職員の能力アップに努めていくことも大事ですが、外部のさまざまな専門的な知識、経験を持った人材というものを活用する、これも大変重要であろうかというふうに考えております。また、社会経験が豊富で、県庁にはない発想を有する人材を受け入れることで他の職員の刺激となり、新たな発想を生む契機になるということもあろうかというふうに思います。そういうことから、新たに本年度から社会人採用にも取り組んでいるところでございますが、今後とも、任期つき採用を初め、さまざまな手法を駆使しながら、外部も含めた有能な人材の登用に努めてまいりたいというふうに考えております。分野は今、具体的にイメージがあるわけではございませんが、御指摘ありましたような広報なども、外部における専門的な知識・経験、それから、いろんなコネクションも有するということで、効果的なポジションではないかというふうに思っておりますし、先ほどありましたIT関係なり防災関係なりの専門知識を直接に生かすという意味からも、活用が考えられるものではないかというふうに考えております。県庁の仕事全般を見渡す中で、一つの組織の活性化も図りつつ、有能な経験なり知識を生かす方法として今後とも検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 県の職員の皆さんが外に行って研修して、民間のノウハウであったり発想を学んでくるというのは、かなりのケースがあるわけですね。より広く効果を持ってくるという意味では、そこにたけた方が県庁の中に入ったほうが影響力の広がりという意味では大きいんじゃないかというふうに思います。もちろん任期付きで、期限付きですから、そういう意味で

は短期集中でやれることかなと思いますので、御検討いただきたいというふうに思います。

続けて、スポーツ振興のあり方について御質問いたします。

まず、キャンプ地のメッカでもあります宮崎ですけれども、スポーツキャンプ・合宿を、その受け入れの実績をプロ・アマ分けて御答弁いただきたいと思います。商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） スポーツキャンプ・合宿の誘致につきましては、これまで、県や受け入れ市町村、宿泊施設や関係団体など、官民が一体となって、プロ、アマチュアを問わず、積極的に推進してきたところであり、昨年度からは、本県で初めて合宿を行うアマチュア団体に対し、その経費の一部を助成する事業を開始したところであります。平成23年度で見ますと、県外からのスポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績は、プロ野球、Jリーグ、プロゴルフなどのプロチームが64団体で、延べ参加者数は5万454人であり、社会人、学生のアマチュアチームが1,051団体で、延べ参加者数は11万6,038人でありまして、延べ参加者数の比率で見ますと、おおむねプロが3割、アマチュアが7割となっております。

○渡辺 創議員 続けて、今後予定されておりますワールドベースボールクラシックのキャンプですが、その概要と見込まれる観客数等を御説明ください。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） ワールドベースボールクラシック日本代表宮崎合宿は、来年2月15日から21日までの1週間、県総合運動公園のサンマリスタジアム宮崎を中心に実施されることが決定しております。前回のWBC日本代表宮崎合宿では、県内外から約24万人

が来場し、大きな経済効果やPR効果をもたらしました。今回は、前回と異なりまして、イチロー選手やダルビッシュ選手、青木選手など、メジャーリーグに所属する選手は参加されない見込みとのことでありますが、日本プロ野球界を代表する一流の選手が一堂に会しますことから、前回同様、大勢のファンに来場していただけるものと期待しております。

○渡辺 創議員 同じく部長にお伺いをしますが、宮崎には本当にたくさんのキャンプが来るわけですが、そのキャンプの受け入れに関して県は何か基本的な考え方、例えばプロ優先であるとか、県としての何かキャンプの受け入れに関しての基本方針があるのなら、御説明いただきたいと思っております。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) スポーツキャンプ・合宿等の受け入れにつきましては、数字で申し上げますと、昨年度、県外からプロとアマチュア合わせて1,115団体を受け入れ、延べ参加人数が過去最高の16万6,000人となるなど、スポーツランドみやざきは、本県観光の大きな柱の一つとなっております。このことは、受け入れ施設等の整備充実はもとより、本県に合宿していただくチームをおもてなしの心でお迎えし、そのつながりを大切にしてきた受け入れ市町村や宿泊施設等の関係者の地道な努力の成果でありまして、今後も変わることなくそうした取り組みを続けていくことが、スポーツランドみやざきをさらに推進していく上で欠くことのできない基本的な姿勢であると認識しております。多くのチームが殺到する時期にどのチームを受け入れるかということについては、受け入れ主体となります市町村や宿泊施設が判断することとなりますが、県といたしましては、これまで来ていただいているチームとの信

頼関係、これを第一に据えて合宿受け入れに取り組むよう、意識の共有を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 意見にとどめたいというふうに思いますが、もちろん誘客その他経済効果という意味では、プロのチームがやってくることというのは非常に大切だと思いますし、キャンプ地宮崎の柱でありますから、それは重要視しなきゃいけないわけですが、さまざまな環境の中で、長年宮崎を愛してもらってキャンプ地として使ってもらっているようなアマチュアのチームであるとか、大学生であるとか、そういうところに、おもてなしの心というお話もありましたけれども、キャンプ地として宮崎が、がっかりとなるようなことがないように、幅広く気遣いをいただいて、基礎自治体との関係性もあるとは思いますが、御配慮いただければというふうに思います。

あと、もう1点、先日、内村議員の質問でもありましたので、もう答弁は大丈夫でございますけれども、バスケットボールのシャイニングサンズ、宮崎県唯一のプロスポーツチームということになるかと思っております。この間の答弁でも御説明がありましたように、県としてもできる限りでさまざまな御支援があるということでしたけれども、印象として、もう一つ県が積極的に応援を——もちろん応援はしているわけですが、一生懸命応援しているという空気感がなかなか県民に伝わってこないかなという印象を持ちます。ことしから地元の新聞もスポンサーについて積極的に報道されているようですし、昨年もあったと思っておりますが、NHK等で試合の放送等もあっておりました。もう一段踏み出して、唯一の宮崎のプロスポーツチームですので、御支援をお願いしたいなというふうに

思っております。

続きまして、河川管理のあり方について質問をさせていただきます。

県土整備部長にお伺いをいたします。ことしの2月議会で、私の地元であります大宮地区を流れます新別府川と西田川のあり方について、河川の管理という側面だけではなくて、住宅地の中を流れる川で、そして、地域の皆さんが、そこが分断の川ではなくて人が集う憩いの場所にしたいという思いを持っているという上では、どうしても今の河川の周辺の状況では、もう少し何とかならないかというところが地元の皆さんにあるというお話をさせていただきました。前部長から御答弁をいただいたところだったんですけれども、その質問もつながりまして、先日、大宮地区で地域の農業関係の団体の皆さん、また自治会長さんたちの集まり、そして、河川を維持しているパートナーシップを受けている団体の皆さんなどが入った協議会ができました。さまざまな意見を出し合って、これから新別府川、西田川のあり方を考えていこうという会になったわけですが、そこに県からも入っていただきました。また、市からも入っていただいて、県の担当者の方にはなかなかつらい質問がたくさん飛んで、大変だったかなというふうには思うんですが、改めまして、まずは河川の中の土砂の堆積、意見としては、強く何とかしてほしいというのが出たわけですが、現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。

○**県土整備部長（濱田良和君）** 新別府川と西田川につきましては、部分的に土砂が堆積している箇所はございますが、洪水が流れる断面は基本的に確保されておりますことから、現時点におきましては、治水上支障となるような状況ではないと判断をしております。しかしなが

ら、堆積土砂の状況は出水により変化いたしますので、今後とも、日常的な河川巡視などにより、その状況を把握しますとともに、地域の皆様からの情報もいただきながら、必要に応じて土砂の除去を行うなど、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○**渡辺 創議員** ありがとうございます。今度は、河川の中ではなくてその周り、堤防といいますか、管理用周辺道路というのが正しいようですけれども、その部分に、地元の皆さんから——意見としてはまとまっているという段階ではないんですが——桜の木を植えたいだとか、シバザクラを植えたい、そして人の集える場所にしたいという意見が出ております。この間の意見交換会では、個別の場所を具体的に示していただいて、ここはどうか、ここはどうかという協議であれば、協議に応じることができると担当者の方は御答弁いただいたところなんですが、改めまして部長に御見解をお伺いしたいと思います。

○**県土整備部長（濱田良和君）** 河川管理用通路周辺への植栽につきましては、国により示された技術基準に基づき判断を行っております。一般的に、植栽された樹木が、河川管理車両の通行や護岸などの河川構造物に支障を与えないこと、また、植栽を行った団体が維持管理を適切に行うことなどの条件を満たす必要がございます。県といたしましても、緑豊かで潤いのある河川環境の確保が重要と考えておりますので、今後とも、例えば、議員からお話ございました地域の意見交換会などの場を通じまして、地域の皆様とともに、自然豊かで、住民の皆様が親しみを持たれる川づくりに努めてまいりたいと考えております。

○**渡辺 創議員** ありがとうございます。新

別府川は、特に大宮地区の部分は、パートナーシップ事業も、もうあいているところがなく、団体が全部入っています。そういう意味では、まさに協働のあり方のいい例というような場所でもあると思います。そしてまた、改めてになりますが、先ほどのあり方を検討する意見交換会にも、一緒に議論していく、できるかできないかの答弁をしてくれというのではなくて、今後のあり方を中に入れてもらって一緒に考えていこうという意味で、県のほうからも御出席がなかった、出てきていただけたというのは、地元の方にも非常に大きな期待であり、そしてありがたいと、仲間になって考えてもらえるという期待感も含まれておりますので、ぜひ、引き続きの御参加を県のほうにもお願いしたいというふうに思います。

続けて、新エネルギーについてお伺いをしたいと思います。

今回の議会でも幾つか質問が出ておりますけれども、県は、新しいエネルギー、新エネルギーを導入促進するために、今、どのような取り組みを行っているのか、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 県におきましては、平成16年に策定しました「宮崎県新エネルギービジョン」におきまして、太陽光やバイオマスなどを重点エネルギーとして位置づけ、全国トップクラスの日照時間や豊富な森林資源を活用して、新エネルギーの導入に取り組んでいるところであります。このうち、太陽光発電につきましては、住宅用のシステム設置者に対し、補助や融資を行うとともに、バイオマスについては、木材加工施設などにおける木質バイオマス発電や熱利用施設の整備に対する支援に取り組んでいるところであります。このような

取り組みによりまして、太陽光発電やバイオマス発電、バイオマス熱利用の平成25年度の導入目標を、平成22年度までに達成したところでございます。

○渡辺 創議員 新エネルギーについての県の取り組みは今、御答弁いただいたところなんです。実は、先日、会派で北海道に調査に行った際に、札幌市の円山動物園に参りました。そこでは、太陽光であったり、地熱であったり、宮崎では考えられませんが、雪冷熱であったり、さまざまな新しいエネルギーを一つの動物園の中に、もちろん小規模ですが、たくさん設置をして、そして目に見える形で、今、世の中全体で、日本全体でといってもいいかもしれませんが、取り組んでいる新しいエネルギーのつくり方というのはこういうものなんだということをお知らせして、市民の方にはわかりやすく示すような工夫をされておりました。宮崎は、今回の議会でもずっと出ておりますように、新エネルギーに関しては先進地であり、環境も恵まれているところである。だからこそ県民の方々が、少し費用はかかりますけれども、すごくわかりやすく、新しいエネルギーってどうできていくのか、どういうものなのかということをお知らせされるような取り組みも必要かというふうに思います。札幌市も、非常にコストがかかっては大変だというお話もされてはおりますけれども、そういう意識を持った取り組みをすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○環境森林部長（堀野 誠君） 東日本大震災を契機として、住宅用太陽光発電を初めとする新エネルギーに対する県民の関心が一層高まってきております。現在策定している新エネルギービジョンにおきましても、県民みずからが

新エネルギーの導入に取り組むことを推進することとしており、そのためには、県民にその意義を理解していただくことが大変重要なことであると考えております。このため、県におきましては、県立図書館に設置している環境情報センターを中心として、体験型普及啓発に取り組んでいくこととしており、特に、次代を担う子供たちに対し、太陽光発電の模型などを用いて、目で見たり肌で触れたりという五感を使った環境教育等に取り組んでまいります。さらに、メガソーラーや小水力発電の施設見学会など、その内容を充実して実施してまいりたいと考えております。このような取り組みを通じ、県民の皆様は、これまで以上に新エネルギーの効果的な普及啓発を行い、理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。円山動物園のそれを学びに行くという意識で行くのではなくて、家族連れで動物園に遊びに行ったら、動物園の中を回っていたら、結果的にそういうことがわかったというような仕組みになっていました。そういう意識のもとでお取り組みいただければというふうに思います。

最後のテーマといたしますが、記紀編さん1300年の記念事業についてお伺いをいたします。

取り組みを始めて間もなく1年になるかと思えますけれども、この秋には、宮崎神宮大祭、そして、西都古墳まつり、古事記ゆかりのご当地グルメまつりと、まさにその3つのイベントを近い時期に続けて行うことによって効果を上げていくという御説明がこれまでであったところですが、その評価をどう県のほうでしているかということを知事にお伺いしたいと思えます。また、あわせまして、今後どのようにして

この取り組みを継続させていくのかということもお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) まず、お尋ねのイベントにつきましては、今年度さまざまな取り組みを進める上で、一つのイベントとしての盛り上がりの頂点をそこに持ってこようということと3つ続けたわけですが、宮崎神宮大祭が14万2,000人、西都古墳まつりが7万人と、いずれも例年以上の人数があったところですが、古事記ゆかりのご当地グルメまつり、これも、雨が降りまして天候に左右された面もありますし、PRがどうだったかという反省の部分もあるわけですが、4万6,000人の人数でにぎわったところでありまして、それぞれ古事記というものを、神楽ですとか食、音楽、さまざまな要素と絡めて新たな視点から宮崎の魅力を見直し、また、それを発信することができたのではないかと考えております。

今後でございますが、古事記編さん1300年という年はあと1カ月もたないうちに終わるわけですが、幸い8年後の日本書紀1300年も視野に据えつつ、腰を据えて引き続き取り組んでいくことが必要であろうかというふうに考えておりますので、さまざまな事業やイベントを通じて、午前中、田口議員の中でも御指摘ありましたように、県や市町村だけがやる、経済団体がやるというだけではなしに、県民の間から、この古事記なり神話という要素をもっともっと見詰め直していこうという取り組みも広がってきているところだと思いますので、それをもっともっと広げていくこと、そして、それを県民がしっかり認識することによって外へ向けての情報発信力もより強めていく、また、観光誘客にも結びつけていく、そのような展開を

図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 関連部長にもお伺いをしたいと思っております。近い質問も出ておりますけれども、まず、商工観光労働部長に、この記紀編さん1300年の取り組みの1年目が間もなく終わるに当たって、観光誘客という面ではどういう効果を生んできたのか、また、今後の取り組みという面でお伺いをしたいと思っております。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) ことしは古事記編さん1300年の節目の年といたしまして、例えば首都圏で1月と11月に開催し、計約1,700名を集客いたしました関係県の知事シンポジウム、それから、早稲田大学で全5回にわたり、延べ約1,400名の方々が受講いたしました一般対象の公開講座など、さまざまな機会を捉えました日向神話のPRを行いますとともに、大都市圏におきまして、旅行会社や交通事業者向けのプロモーションなどを実施しているところであります。県内においては、神話ゆかりの地をめぐるバスツアーや、県内4カ所で開催し、約2,400名を集客いたしました女優の浅野温子さんによる日向神話の読み語り、古事記ゆかりの3県で連携したご当地グルメまつりの開催、ネクスコ西日本と連携した神話ゆかりの地をめぐるドライブラリーなどに取り組んでおります。また、ホテル・旅館等においても、神話にちなんだ食事メニューやスイーツの開発、宿泊プランの造成などの取り組みが行われているところであります。このような中、大手旅行会社等により多くの旅行商品が造成され、新聞、テレビ、雑誌等のマスメディアに本県の神話に関する情報が取り上げられる頻度も高くなってきております。このように、本県の古事記ゆかりの地としての認知度が次第に高まってきていると考えておりまして、今後とも、市町村やホ

テル・旅館の皆様方との連携を深め、本県の神話の魅力を全国に発信し、観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今の御答弁の中にもあったんですが、東京でのシンポジウム、早稲田大学であったり、いろんなところであったりということでした。今までも議会の中で何度か話としては聞いているんですけども、今回伺う中で具体的に人数を聞いたら、これは私だけかもしれませんが、そんなに参加者がいたんだという印象を受けました。言い方は悪いんですが、もっとこじんまりとやっていて、少ない人数でやっているのかと思ったら、思いのほか参加者が多いと。先ほどの広報マインドの話にもつながるかと思うんですけども、どこどこでやりましたとだけ言うのと、どこどこでやったら1,700人集まりましたというのでは、捉え方も全く変わってくるわけなので、せっかくのいい取り組みですから、より発信量をふやして、かつイメージが湧くような県民に対しての御説明があるといいのかなというふうに感じます。

もう1点、総合政策部長にお伺いをします。知事もずっとおっしゃっていますが、観光面の取り組みと同時に、宮崎県で暮らすみんなが宮崎県のことを知っていくという意味の取り組みもあるということになっております。その意味で、この記紀編さん1300年の事業が、県民への浸透、理解促進という意味ではどのような状況で進んでいるか、御答弁いただきたいと思っております。

○総合政策部長(稲用博美君) この事業をやっていく上で、県民の皆さんに十分に理解していただく、知っていただくということが非常に大事だというふうに思っています。そのための取り組みというのを進めてきたわけでありま

す。少し例を出しますと、例えば講演会とかシンポジウムをやりましてアンケートなんかをとりますけれども、参加者の中から、「今まで以上に理解が深まった」ということと、実際にゆかりの地をめぐるみたいというような御意見、感想が出たり、あるいは、案外地元で神楽を見たことがなかったというようなケースがあって、神楽を初めて見た、感動したというような御意見もいただいております。それから、「記紀みらい塾」ということで小学校での出前講座をやっていただきました。看護大学の大館先生にやっていただいたんですが、先生が、海幸彦・山幸彦の神話を使いまして、古事記を読むと、その当時の人の価値観とか考え方がわかるんだよというようなことを教えましたところ、非常に子供たちが熱心に、そしてまた、興味深く聞いていたというようなことも伺っております。このようなことで、子供から大人まで幅広い世代で興味、関心というものが高まってきているんじゃないか、だんだんと浸透してきているんじゃないかというふうに感じております。

○渡辺 創議員 私は、基本的にこの路線というのは大事な取り組みだというふうに思っております。学びが浅くて恥ずかしい話ですが、私も正直、古事記の中身についてよくわかっていませんでした。ただ、この一年の間でいろんな形で見聞きする中で、なかなかおもしろいんだなというのがわかってきて、自分で本を買ってみて読んでみようかというところぐらいにはなっているわけですから、そういう取り組みというのは非常に重要だと思いますので、引き続きの取り組みをというふうに思います。

このテーマの最後にしますが、1300年記念事業の集大成ということで、平成32年の国

民文化祭の誘致を検討していると、これまで議会でも御答弁をいただいておりますけれども、その取り組み状況であったり、また、実際に国民文化祭を誘致するとは言っておりますけれども、これで誘致できなかつたら締めくくりはどうなるんだろうかという気もいたします。一応委員会でもお伺いしたところでもありますけれども、改めて現状をお伺いできればというふうに思います。

○総合政策部長（稲用博美君） 国民文化祭は、日本最大の文化の祭典でありまして、「神話のふるさと宮崎」の多彩な魅力を情報発信する絶好の機会であるというふうに考えております。これまで、市町村あるいは文化団体等に対しまして内容を説明しまして、その結果として、ことし9月に県の芸術文化協会から県のほうに対しまして、平成32年の本県誘致についての御要望をいただいたところでございます。今、国から情報収集をしておるんですが、国民文化祭は、これまで、おおむね開催5年前に開催地が内定するということです。今のところ、平成32年の誘致を検討している都道府県は本県以外にはないというふうに聞いていますので、可能性大だと思っております。このようなことから、今後、さらに県内での機運づくりなどを行いまして、国民文化祭の誘致に向けました準備を進めてまいりたいと思っております。

○渡辺 創議員 5年前で、差し引きすれば平成27年には申請をするということになりそうですが、そこはまだ何とも言えないということだと思いますので、これ以上は詰めません。必ず締めくくりとなっている以上は、ぜひ誘致をして、そして、それが本当に締めくくりに見合うイベントにというふうにしていただきたいというふうに思います。

質問は最後にいたしますけれども、きょうも質問でたくさん出ておりますが、あすから衆議院選挙が始まります。私も、候補予定者の事務所の間で質問を考えるとというふうな経験を今回初めていたしたところです。それぞれ39人の県会議員、立場はさまざまあるかと思えますけれども、きょうよりもあしたはよくなる、そういう日本をつくると。そして、今と未来にきちんと誠実に対応できるそういう国政が実現されることを祈りながら、一般質問最後の質問を終えたいと思います。どうもありがとうございます。(拍手)

○外山三博議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第32号採決

○外山三博議長 ここで、さきに提案のありました収用委員会委員の任命の同意についての議案第32号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第32号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第30号まで及び請願
委員会付託

○外山三博議長 次に、今回提案されました議案第1号から第30号までの各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす4日から9日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時0分散会

12月10日（月）

平成 24 年 12 月 10 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	凶 師 博 規	(日 日 新)
4 番	渡 辺 創	(新 み や ざ き)
5 番	黒 木 正 一	(自 由 民 主 党)
6 番	松 村 悟 郎	(同)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	外 山 三 博	(同)
14 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
15 番	高 橋 透	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	太 田 清 海	(同)
17 番	田 口 雄 二	(新 み や ざ き)
18 番	西 村 賢	(同)
20 番	蓬 原 正 三	(自 由 民 主 党)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	横 田 照 夫	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	押 川 修 一 郎	(同)
25 番	外 山 衛	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
30 番	井 上 紀 代 子	(新 み や ざ き)
31 番	徳 重 忠 夫	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自 由 民 主 党)
33 番	十 屋 幸 平	(同)
34 番	中 野 廣 明	(同)
35 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
36 番	福 田 作 弥	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	中 野 一 則	(同)

欠席議員 (1 名)

19 番	星 原 透	(自 由 民 主 党)
------	-------	---------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者 長	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖 達
警 察 本 部 長	加 村 社 秀
人 事 委 員 長	村 本 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英 稔
総 務 課 長	山 之 内 幸 徳
議 事 課 長	福 嶋 昭 藏
政 策 調 査 課 長	佐 野 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	谷 口 雅 広
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 幸 二
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 議員の辞職許可

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

ここで、議員より辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

辞 職 願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成24年12月10日

宮崎県議会議員 外山 衛

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました外山衛議員の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、外山衛議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、外山衛議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

[外山衛議員退席]

○外山三博議長 お諮りいたします。

外山衛議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、外山

衛議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分開議

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第1号から第30号までの各号議案並びに請願第24号から第29号までを一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願1件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致、請願については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、4億900万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金2億5,400万円余、繰入金8,300万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,789億7,200万円余となります。このうち総合政策部所管の予算は1,800万円余の増額補正であり、補正後の予

算額は129億9,400万円余となっております。また、総務部所管の予算は7,200万円余の増額補正であり、補正後の予算額は1,446億9,500万円余となっております。

このうち、みやぎから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業についてあります。

この事業は、市町村がそれぞれの特色を生かして取り組む東日本大震災支援事業に対し、みやぎ感謝プロジェクト基金を活用して支援を行うものであり、当初、16団体の支援事業を予定していたところ、県内全市町村から要望があったため、今回、増額補正を行うものであります。

このことに関連して、委員より、当基金の財源等について質疑があり、当局より、「当基金は、県が4億5,000万円、市町村が1億円を拠出し、これに企業や団体、県民からの寄附金1億1,000万円余を加えた6億6,000万円余を原資として、平成23年度に造成したものである。今回の11月補正後の残額は3億2,000万円余となる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、被災地の被害は長期化しており、今なお大変深刻な状況であるため、当基金を活用するなどして、継続的な被災地支援に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、記紀編さん1300年記念事業基本構想(案)についてであります。

これは、長期的な視点から記紀編さん1300年記念事業の展開の方向性を取りまとめ、県、市町村、企業、民間団体等の共有の指針とするものであり、平成25年2月を目途に、記紀編さん1300年記念事業推進協議会総会において決定されることとなっております。

このことについて、委員より、「策定過程に

おいて、市町村との意見交換は行っているのか」との質疑があり、当局より、「意見交換会等には、市長会、町村会の代表として宮崎市及び高原町に毎回参加いただいているほか、各市町村には随時、文書による情報提供や照会を行っている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「当事業の推進においては、市町村の主体的な取り組みが大変重要であるので、市町村との連携協力に十分配慮して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「西都原古墳群の世界遺産登録を目指して、登録申請において基礎資料となり得る歴史的背景の調査研究などに取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、高橋透委員長。

○高橋透議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件及び新規請願1件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、議案第7号については賛成多数、その他の議案については全会一致により、また請願については賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第5号、第6号及び第8号から第14号の条例の制定または改定についてであります。

これは、いわゆる地域主権改革一括法の公布により、施設公物設置管理基準について、これまで国の省令で定めていた基準が自治体の条例に委任されたものであります。

このことについて当局より、「社会福祉施設等に係る基準については、原則として、条例には基本方針など総則を規定し、各施設の個別具体的な事項は規則に委任することにした。また、既存施設の活用など地域の特性に応じた基準や、これまで国の省令に記述がなかった基準等については独自に規定した」との説明がありました。

これに対して複数の委員より、「利用者の安全が守られるとともに、サービスの質の低下を招くことがないように、指導監督には万全を期してもらいたい」との要望がありました。

次に、宮崎県医療計画（素案）の概要についてであります。

この計画は、県民の医療に対する安心・信頼を確保するため、本県の医療施策の方向を明らかにするものであります。

このことについて当局より、「国の指針により、患者の流出傾向が顕著な二次医療圏については見直しを検討することとされた。入院患者の移動を見ると、西都児湯医療圏では4割近くの患者が他の医療圏に流出しており、割合が高くなっているが、他の医療圏と統合すると、西都・児湯地区が医療過疎地域となると懸念する意見等があり、地域の実情を踏まえ、今回の計画では現状のままとし、この計画期間内におい

て体制の整備ができるよう、医療圏のあり方について検討を行っていくこととした」との説明がありました。

このことについて委員より、「二次医療圏を維持するためにどのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「核となる基幹病院がない地域においては、医療機関の連携、役割分担を進めることが必要であり、各医師会等と協議を行っていく」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「二次医療圏のあり方を検討するに当たっては、医療機関や医師等が宮崎東諸県医療圏に集中している状況ではあるが、現在の二次医療圏が持続できるように、さまざまな方策を検討してもらいたい」との要望がありました。

次に、県立病院事業の平成24年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて当局より、「平成24年度上半期を前年度と比較すると、患者数の減に伴う入院収益の減少があったものの、費用の減少もあり、収支の改善が図られる結果となった。なお、病院ごとで見ると、宮崎病院及び延岡病院では黒字となったが、日南病院については、内科医の減に伴う患者数の減少の影響等により赤字となった」との説明がありました。

このことについて委員より、「日南病院の医師の補充はできたのか」との質疑があり、当局より、「現在のところ補充できていないが、来年度は、地域総合医育成サテライトセンターが設置され、指導医が3名派遣される予定である」との答弁がありました。

また、当局より、「看護師のうち、産休及び育休取得者が約100名ほどおり、臨時職員等による補充に努めてきたが、補充が困難である上、

臨時職員は夜勤が難しいなど、病院運営に大きな支障を来すことから、正規の看護師の採用数をふやして対応している」との説明がありました。

これに対して委員より、「産休や育休取得者の代替を正規職員で対応することは、適正な勤務体制や人員配置が図られるとともに、育休等が取得しやすい環境となるので、本県医療機関の先導的な存在として、今後とも進めてもらいたい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、今後とも、医師確保に努められるとともに、3つの県病院とも健全な経営となるよう、福祉保健部とも連携して、経営改善に尽力されることを要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,500万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の商工観光労働部の予算額は523億2,400万円余となります。

このうち、ものづくり産業東アジア市場開拓支援事業についてであります。

これは、本県のものづくり産業の活性化を図るため、東アジア市場を念頭に置いて、海外販路開拓を支援するコーディネーターを設置するとともに、海外展示会への出展支援や商談支援を行うものであります。

このことについて委員より、「東アジア市場の中で、ターゲットとする国はどこか」との質疑があり、当局より、「各企業の状況によりターゲットとする国が変わってくるため、さまざまなケースに対応できるよう努めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、東アジア市場は大変重要であることから、当事業を含めた関係事業において、中国、台湾はもとより、シンガポールなどの東南アジアも視野に入れながら、支援体制の充実を図っていただくとともに、物流ルートのさらなる開拓を推進するなど、関係団体と県が一体となって東アジア市場の販路開拓に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、「オールみやぎき営業チーム」活動強化事業についてであります。

このことについて、複数の委員より、「昨年誕生した県のシンボルキャラクター「みやぎ犬」の経済効果はどれくらいなのか」との質疑があり、当局より、「現在のところ、具体的な経済効果については算定していないが、着ぐるみの派遣依頼やイラスト等の使用許可件数は徐々に増加しており、認知度が上がってきているという手応えを感じている。今後は成果を検証

し、事業を進めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業の推進に当たっては、費用対効果を高めながら、戦略的に進めていただくよう要望いたします。

次に、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業についてであります。

このことについて、委員より、「大変厳しい雇用情勢の中、当該基金事業の財源を少しでも多く確保することは非常に重要である。これまでどのように確保に取り組んできたのか」との質疑があり、当局より、「所管省庁に対して、口蹄疫や新燃岳の噴火などの被害による本県経済の現状等を直接説明し、本県への配慮をお願いしてきているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県経済の浮揚のためにも、今後の配分確保に万全を期していただくよう要望いたします。

次に、本県の雇用情勢についてであります。

このことについて、複数の委員より、「有効求人倍率について、現在示されている数字は地域によって差が出ているが、分析しているのか」との質疑があり、当局より、「宮崎労働局の協力をいただいて、今後、さらに詳細な分析を行いたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国の調査に加えて、県においても詳細に分析を行い、さらなる雇用対策を推進していただくよう要望いたします。

次に、議案第22号「宮崎県営住宅の整備基準に関する条例」についてであります。

このことについて、委員より、「独自基準として、県産木材の活用に努める旨を規定するということだが、具体的にどう取り組んでいくの

か」との質疑があり、当局より、「県営住宅の長寿命化計画の中で364戸の建てかえを計画しているが、そのうち148戸について、県産木材を活用した建てかえを予定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県産木材の活用についてさまざまな取り組みを進めていただくよう要望いたします。

次に、緊急輸送道路の見直しについてであります。

このことについて、委員より、「緊急輸送道路の整備については計画的に進めていく必要があるが、どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「緊急輸送道路の整備については、宮崎県中長期道路整備計画の中でも最重点の課題と捉えており、今後とも優先的な整備に努めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、長期的な展望を見据えて、着実な整備を進めていただくよう要望いたします。

次に、県土整備部における公共事業の発注についてであります。

このことについて、委員より、「公共事業の発注について、9月末時点で5割程度と低い状況だが、景気対策の観点から、発注率を上げていくことはできないか」との質疑があり、当局より、「経済雇用情勢が非常に厳しい状況や、口蹄疫からの早期復興などの観点から、速やかな執行を図ることについて全庁的に取り組んでいるところであり、今後とも早期発注に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、年度内に事業が完了することを基本として、事業の速やかな執行に努めていただくよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の

推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は267億2,000万円余となっております。

このうち、浄化槽適正管理フォローアップ事業についてであります。

このことについて委員より、「浄化槽の法定検査の受検率の向上を図ることは、浄化槽の適正管理はもとより、河川環境の改善にも有効である。しかしながら、本県の受検率は4割程度であり、100%を目指し、取り組みを強化していただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県新エネルギービジョン(素案)の概要についてであります。

これは、東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く情勢の変化等を踏まえ、1年前倒しで改

定するものであります。

このことについて、委員より、「環境森林部としては、小水力発電に取り組む企業局など、他部局との連携をどのように図るのか」との質疑があり、当局より、「庁内連絡会議などにおいて関係する部局と連携を図り、実効性を高める取り組みを進めていきたい」との答弁がありました。

また、他の委員より、「フードビジネスを初めとした本県産業に寄与できるよう、効率的に推進していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、新エネルギーの導入促進は多くの分野に関連するため、部局横断的に事業を実施するとともに、民間企業等とも積極的に連携し、本県経済の活性化や雇用の創出につながるよう努めていただくことを要望いたします。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億700万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は361億4,700万円余となっております。

このうち、埋却地再生活用対策準備事業についてであります。

これは、口蹄疫に係る埋却地のうち、早期に整備着手が必要な土地を対象に、再生整備に向けた実施設計を行うものであります。

このことについて、委員より、「今回対象となるのは何カ所程度となるのか」との質疑があり、当局より、「現状把握調査の結果や土地所有者の意向を踏まえると、268カ所のうち50カ所から70カ所程度となる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回、実施設計を行う埋却地については、発掘禁止期間終了後、早期に整備に着手するよう努めるとともに、整備を希望する全ての埋却地が再生活用されることが真の復興となることから、残りの埋却地についても速やかに対応していただくよう要望いたします。

次に、口蹄疫復興への基金等による支援についてであります。

このことについて委員より、「復興の取り組みに当たっては、農畜産業に効果のある事業にとどまらず、本県経済全体に効果を及ぼすような施策についても実施していただきたい」との要望がありました。

次に、県産食肉の販売力強化、消費拡大への取り組みについてであります。

このことについて、委員より、「宮崎牛の日本一2連覇を生かすためには、スタートダッシュが大事だと思うが、どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「県を含めたさまざまな団体において、例えば、宮崎牛の創作料理発表会の実施や、関東への生体での出荷を試行的に始めるなど、新しい取り組みを進めているところである。引き続き、関係団体と連携し、販路拡大等に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、全国和牛能力共進会における日本一2連覇という偉業を最大限に生かし、宮崎牛を初めとした県産食肉の消費拡大や販路開拓に積極的に取り組み、農家所得の向上を図っていただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱い

をよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願4件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第26号、第27号及び第29号については賛成多数により、また請願第28号については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第25号「宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例」についてであります。

これは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、市町村が定める重点整備地区に設置される信号機等の基準を定める条例を制定するものであります。

このことに関連して委員より、「県内の重点整備地区は宮崎市の2カ所だけであるが、重点整備地区以外においても、高齢者、障がい者等の移動の安全を確保すべき箇所については、引き続き、高齢者、障がい者等に配慮した信号機等の設置に努めてもらいたい」との要望がありました。

次に、ストーカー事案及び配偶者暴力事案の現状と対策についてであります。

当局より、「ストーカー事案及び配偶者暴力

事案が、昨年同時期と比べ増加している」との報告がありました。

このことに関連して委員より、「他県では、被害者の住所などを加害者に伝えてしまった事例もあるので、被害者の情報については、引き続き管理を徹底していただきたい」との要望がありました。

次に、企業局における平成24年度の上半期の状況についてであります。

当局より、「事業実績については、電気事業、工業用水道事業が目標を上回り、地域振興事業は目標を下回っているが、収益的収支については、3事業ともおおむね順調に推移している」との報告がありました。

このことに関連して委員より、「原発の再稼働問題と関連するが、今後、九州電力の経営状況等が企業局の経営に影響を及ぼすことも予想される。引き続き、健全経営を維持できるよう努めていただきたい」との意見がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で897万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,091億3,130万円余となっております。

このうち、県立高等学校校務支援システム構築事業についてであります。

このことについて、委員より、「当該システムは全ての高等学校において導入されるのか」との質疑があり、当局より、「今年度は基本設計、来年度に実施設計及びシステム開発を行い、平成26年度には高等学校5校において試験運用を始め、平成27年度から中等教育学校を含む県立高等学校全てで実施予定である」との答弁がありました。

また、別の委員より、「生徒の学習成績などの個人情報を一括管理するシステムであるので、情報の管理には細心の注意を払っていただきたい」との要望がありました。

次に、みやざき特別支援教育推進プラン(案)についてであります。

このことに関連して委員より、「当該プランのパブリックコメントの実施に当たっては、視覚障がい者に対してどのように周知を図ったのか」との質疑があり、当局より、「パブリックコメントの実施については、視覚障がい者団体等に周知を図ってきたところである。今後、視覚障がい者にも配慮したプランの周知等について検討していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「パブリックコメントにおいて、発達障がいに関する意見が多くあったとのことだが、相互に尊重し支え合う共生社会実現のためにも、支援の充実はもとより、発達障がいについて県民の理解が深まるように努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出をされました議案について、議案第7号及び議案第30号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第7号「宮崎県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例」についてです。

今回の改定内容は、国保法改定に伴って、国民健康保険における県の調整交付金の割合を100分の7から100分の9に引き上げるというものです。これは、国がこれまで、国保の広域化の地ならしとして、こうした制度改定を次々に行ってきたのですが、今回の改定もその一つです。

現行制度では、国保の医療給付に対する公費負担は、定率国庫負担34%、国調整交付金9%、都道府県調整交付金7%ですが、この定率国庫負担を32%に、都道府県調整交付金を9%に改変しました。

しかし、本来、国保の危機を打開するには、国庫負担金は削減ではなく、引き上げこそ必要なものです。特に、定率国庫負担は全ての自治体に無条件で拠出される部分であり、その削減は、市町村の国保財政の困難を一層拡大することになります。

また、これまで国が行っていた、国保税の収納率が低い自治体や、給付費が国の基準を超える自治体に対する指導監督、ペナルティーの権限を都道府県に移譲し、都道府県が支出する調整交付金について、県が市町村国保の財政改善

や収納率向上などを指導し、この広域化等支援方針の達成状況に応じて、県が配分を決めることとしました。

このことにより、今回の都道府県調整交付金の割合の引き上げで、住民負担増や、収納率向上に向けた都道府県のさらなる指導権の発揮が求められることは必至です。こうした広域化に向けた方針は認められません。

現在の国保の財政難の原因は、国庫負担の削減にあります。国の予算を削減したまま国保を寄せ集めても、弱者同士の痛みの分かち合いにしかならず、財政や制度の改善にはつながりません。広域化によって一般財源の繰り入れができなくなれば、国保税はさらに高騰し、しかも今後、医療給付費がふえるのに応じて際限なく引き上がるようになります。

こうした国民負担をさらにふやすような制度改定、法改定は改めるべきであり、同条例改定についても認められるものではありません。

次に、議案第30号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

この指定管理者制度は、官から民への構造改革路線の一環として導入され、あらゆる部署で現在進められており、今回は県営住宅について、日向・延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の県営住宅27団地の管理を延岡日向宅建協同組合に委ねるといったものです。

私は、特に公営住宅については指定管理者制度はなじまないと、これまでも反対をしてまいりました。一つには、指定管理者になって、住民から寄せられるさまざまな意見や要望がなかなか届かず、対応のおくれに、以前のような県の直接管理のほうがよいといった声も出されていること、サービス低下が否めないことです。さらに、公営住宅は、ほかの公共施設の維持管

理と違って、効率性だけを追求できない側面があるからです。

本来、地方自治体は、公営住宅法がうたう、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し提供すると同時に、公行政が責任を持って維持管理に当たることは、住宅の確保とともに、個人のプライバシーを守るという重要な役割があります。とりわけ、指定管理者による家賃の徴収、督促業務等に関しては、個人情報守秘等の扱いがしっかり担保されているのかも含めて、考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関しては、指定管理者制度はふさわしくないと考えます。よって、今回提案されました県営住宅の指定管理者の指定について、反対をするものです。

次に、請願についてです。

新規請願で不採択との報告のありました請願第24号「高等学校の公私間格差の解消のため、私学助成の大幅増額を求める請願」及び請願第28号「全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」について、採択を求めるものです。

いずれの請願も、教育費の父母負担の軽減、全国一斉学力調査による地方自治体間や生徒間に過度な競争を持ち込ませることなく、その巨額の経費を子供たちの学びのための環境整備に充てることや、学校現場で直接子供たちと向き合い、指導、援助に携わる教員の免許更新制度によらない、真の意味での資質向上を求めるものなど、行き届いた教育を求め、子供たちの健全な成長を願う立場からのものです。この新規請願を即、不採択などとせず、請願者の子供たちのよりよい教育への思いを県議会がしっかり受けとめることは重要であり、同請願の採択を強く求めるものです。

また、請願第25号「医療費の窓口負担の軽減に関する意見書提出を求める請願」についても、採択を求めるものです。

国保税が高いこともさることながら、医療機関の窓口負担が高いことが原因で受診抑制が起きている実態が、日本医師会が発表したアンケートの結果で明らかにされ、厚労省の調査でも、低所得者ほど窓口負担の重さが障害になっていることも浮き彫りになっています。

同請願は、受診抑制が病状を悪化させ、命にかかわる事態をも引き起こす現実を目の当たりにする医療現場からの生の声です。しっかり受けとめることが必要ではないでしょうか。早期受診・治療が医療費を抑え、医療保険財政の改善につながることは明らかです。また、県民の命と健康を守ることは、国と自治体の責務でもあります。こうした観点からも、医療費の窓口負担の軽減は重要課題であり、早急に求められるものと思います。同請願の採択を強く求め、議員各位の賢明な御判断をお願いして、討論を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第7号及び第30号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第7号及び第30号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第6号まで、

及び第8号から第29号まで採決

○外山三博議長 次に、議案第1号から第6号まで、及び第8号から第29号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第24号採決

○外山三博議長 次に、請願第24号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第25号採決

○外山三博議長 次に、請願第25号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第28号採決

○外山三博議長 次に、請願第28号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第29号採決

○外山三博議長 次に、請願第29号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。

まず、請願第26号及び第27号について、一括お諮りいたします。

両請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

平成24年12月10日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例等の一部を改正する
条例

議員発議案第2号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議員発議案第3号

指定廃棄物の最終処分場建設候補地の選定
手順の改善等を求める意見書

議員発議案第4号

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進
・支援のための法整備等を求める意見書

議員発議案第5号

メタンハイドレートの実用化を求める意見

書

平成24年12月10日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃

井上紀代子

押川修一郎

太田 清海

河野 哲也

黒木 正一

宮原 義久

後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

地球温暖化対策を推進するための森林整備
等に係る財源の確保を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第6号まで
追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第5号「メタンハイドレートの実用化を求める意見書(案)」について、申し述べます。

私は、同意見書(案)について反対するものではありませんが、ただ、メタンハイドレートの開発に際しての懸念事項があり、その点について若干申し述べさせていただきたいと思いません。

メタンハイドレートは、石炭や天然ガスと同じ化石資源です。天然ガスの主成分はメタンで、メタンガスの燃焼は、石油や石炭を燃焼させた場合に比べて熱効率が高く、燃焼による窒素化合物などが出ないために、少なくとも石油燃焼などよりは地球環境への影響は少ないと言えます。その点では、再生可能エネルギーへ移行するまでの省エネルギー燃料としての活用を図る上で有効なものでもと思います。

しかし、このメタンハイドレートの回収については、経費や技術の開発など、さまざま課題もあります。メタンガスそのものが大気に放出されると、地球温暖化への影響が二酸化炭素の20倍を超えるとされており、メタンハイドレートの採掘の仕方によっては、温暖化を加速させることも懸念されています。メタンハイドレートの開発に際しては、大気中にメタンガスを大量に放出させることのないよう、十分注意する必要があります。

メタンハイドレートの研究、実用化はこれか

らで、ほかの化石燃料と同じように持続可能な燃料とは言えませんが、日本近海に埋蔵するとされているメタンハイドレートに、近い将来のエネルギーとして期待が寄せられてもおり、実用化に向けた取り組みを求めた同意見書(案)に賛成するものです。

以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号から第6号まで採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○外山三博議長 次に、選挙管理委員及び同補充員の任期が本年12月27日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会の決定どおり、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、議長において指名いたします。

まず、選挙管理委員を指名いたします。

後藤田幸也氏、萩原耕三氏、熱田潮氏、後藤仁俊氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

早川烈氏、山口哲雄氏、井手真弓氏、齊藤响一氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人と定めることとし、補充員の順位は、指名の順位とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと21日を残すのみとなりました。当局並びに議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から御祈念申し上げます。

これもちまして、平成24年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時58分閉会

資

料

平成24年11月定例県議会日程

20日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考	
11. 21	水	本会議	開会 議席の一部変更 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 議案委員会付託（議案第31号）	議会運営委員会 9:30	
			常任委員会（総務政策）	議会運営委員会	
			常任委員長審査結果報告、質疑、 討論、採決（議案第31号）		
			特別委員会（地域医療対策）		
22	木	休 会	（ 議 案 調 査 ）	一般質問通告締切 12:00	
23	金		（ 閉 庁 日 ） 勤労感謝の日		
24	土		（ 閉 庁 日 ）		
25	日				
26	月	休 会	（ 議 案 調 査 ）		
27	火	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30	
28	水			請願締切 12:00	
29	木				
30	金			議員発議案締切 17:00 （会派提出）	
12. 1	土		（ 閉 庁 日 ）		
2	日				
3	月	本会議	一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30	
4	火	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 （会派提出を除く）	
5	水				
6	木			特 別 委 員 会	議会運営委員会
7	金			（ 議 事 整 理 ）	
8	土		（ 閉 庁 日 ）		
9	日				
10	月	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30	

215-1255
平成24年11月21日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊 殿



議案の送付について

平成24年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第2号 平成24年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例
- 議案第6号 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 議案第7号 宮崎県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- 議案第9号 宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例
- 議案第10号 宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 議案第11号 宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 議案第12号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 議案第14号 宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 議案第15号 宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例
- 議案第16号 宮崎県職業訓練の基準等に関する条例
- 議案第17号 みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 県道の構造の技術的基準を定める条例
- 議案第19号 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例
- 議案第20号 県道の道路標識の寸法を定める条例
- 議案第21号 都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例
- 議案第22号 宮崎県営住宅の整備基準に関する条例
- 議案第23号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例
- 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 議案第27号 工事請負契約の変更について
- 議案第28号 当せん金付証票の発売について
- 議案第29号 宮崎県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について
- 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 2 6 0
平成24年11月21日

宮崎県議会議長 外 山 三 博 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



議案の送付について

平成24年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第31号 平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 1 2 6 1
平成24年11月27日

宮崎県議会議長 外 山 三 博 殿

宮崎県知事 河 野 俊



議案の送付について

平成24年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第32号 収用委員会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

11月27日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	黒木 正一	10:00～11:00	
2	社会民主党	高橋 透	11:00～12:00	休憩
3	公 明 党	新見 昌安	13:00～14:00	
4	自由民主党	山下 博三	14:00～15:00	

11月28日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	松村 悟郎	10:00～11:00	
6	公 明 党	河野 哲也	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	内村 仁子	13:00～14:00	
8	自由民主党	押川修一郎	14:00～15:00	

11月29日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	日本共産党	前屋敷恵美	10:00～11:00	
10	自由民主党	中村 幸一	11:00～12:00	休憩
11	社会民主党	太田 清海	13:00～14:00	
12	新みやぎ	井上紀代子	14:00～15:00	

11月30日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	自由民主党	二見 康之	10:00~11:00	
14	自由民主党	横田 照夫	11:00~12:00	休憩
15	郷中の会	有岡 浩一	13:00~14:00	
16	自由民主党	井本 英雄	14:00~15:00	

12月3日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	新みやぎ	田口 雄二	10:00~11:00	
18	自由民主党	坂口 博美	11:00~12:00	休憩
19	新みやぎ	渡辺 創	13:00~14:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第31号	平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	可決				

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成24年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）			可決		
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決	可決	
第4号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決		可決	
第5号	病院等の人員及び施設の基準等に関する条例		可決			
第6号	宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例		可決			
第7号	宮崎県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例		可決			
第8号	宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例		可決			
第9号	宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例		可決			
第10号	宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例		可決			
第11号	宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例		可決			
第12号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第13号	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例		可決			
第14号	宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例		可決			

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第15号	宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例				可決	
第16号	宮崎県職業訓練の基準等に関する条例			可決		
第17号	みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例				可決	
第18号	県道の構造の技術的基準を定める条例			可決		
第19号	移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例			可決		
第20号	県道の道路標識の寸法を定める条例			可決		
第21号	都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例			可決		
第22号	宮崎県営住宅の整備基準に関する条例			可決		
第23号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第24号	宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例					可決
第25号	宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例					可決
第26号	工事請負契約の締結について			可決		
第27号	工事請負契約の変更について				可決	
第28号	当せん金付証票の発売について	可決				
第29号	宮崎県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について			可決		
第30号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 2 4 号	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願	不採択				
第 2 5 号	医療費の窓口負担の軽減に関する意見書提出を求める請願		不採択			
第 2 6 号	小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願					継続
第 2 7 号	学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願					継続
第 2 8 号	全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願					不採択
第 2 9 号	ゆとりをもって子どもとふれあえるよう、教職員の増加を求めるとともに、障害の多様化に応じた手厚い人員配置を求める請願					採択

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成24年11月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常 任 委 員 会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常 任 委 員 会	<p>請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願第27号 学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	12月10日・可 決
〃 第2号	平成24年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	病院等の人員及び施設の基準等に関する条例	〃
〃 第6号	宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例	〃
〃 第7号	宮崎県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	〃
〃 第9号	宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例	〃
〃 第10号	宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	〃
〃 第11号	宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	〃
〃 第12号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第13号	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	〃
〃 第14号	宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	〃
〃 第15号	宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例	〃
〃 第16号	宮崎県職業訓練の基準等に関する条例	〃
〃 第17号	みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例	〃

議案番号	件名	議決月日
〃 第18号	県道の構造の技術的基準を定める条例	12月10日・可決
〃 第19号	移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例	〃
〃 第20号	県道の道路標識の寸法を定める条例	〃
〃 第21号	都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例	〃
〃 第22号	宮崎県営住宅の整備基準に関する条例	〃
〃 第23号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	〃
〃 第26号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第27号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第28号	当せん金付証票の発売について	〃
〃 第29号	宮崎県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について	〃
〃 第30号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第31号	平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	11月21日・可決
〃 第32号	収用委員会委員の任命の同意について	12月3日・同意
議員発議案 第1号	宮崎県議会委員会条例等の一部を改正する条例	12月10日・可決
〃 第2号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	〃
〃 第3号	指定廃棄物の最終処分場建設候補地の選定手順の改善等を求める意見書	〃
〃 第4号	患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書	〃
〃 第5号	メタンハイドレートの実用化を求める意見書	〃
〃 第6号	地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書	〃

議員発議条例、意見書、その他

宮崎県議会委員会条例等の一部を改正する条例

(宮崎県議会委員会条例の一部改正)

第1条 宮崎県議会委員会条例(昭和31年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第3条 議会において特定の事件を審査するため、その議決により特別委員会を置くことができる。</p>	<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第3条 議会において特定の事件を審査するため、その議決により特別委員会を置くことができる。</p> <p>2 特別委員は、<u>委員会に付議された事件が議会において審議されている間</u>に在任する。</p>

(宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 宮崎県政務調査費の交付に関する条例(平成13年宮崎県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>宮崎県政務調査費の交付に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、宮崎県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し<u>政務調査費</u>を交付することに<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p><u>宮崎県政務活動費の交付に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、宮崎県議会議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(以下「<u>会派</u>」という。)及び議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することに<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(<u>政務活動費を充てることができる経費の範囲</u>)</p> <p>第2条 <u>政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、</u></p>

広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（政務活動費の交付対象）

第3条 政務活動費は、会派（所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）及び議員の職にある者に対し交付する。

（会派に係る政務活動費）

第4条 会派に係る政務活動費は、月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

2 [略]

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 [略]

（議員に係る政務活動費）

第5条 議員に係る政務活動費は、月額20万円を月の初日に在職す

（政務調査費の交付対象）

第2条 政務調査費は、宮崎県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。

（会派に係る政務調査費）

第3条 会派に係る政務調査費は、月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

2 [略]

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 [略]

（議員に係る政務調査費）

第4条 議員に係る政務調査費は、月額20万円を月の初日に在職す

る議員に対し交付する。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は別に定めるところにより会派結成届を議長に提出しなければならぬ。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定めるところにより会派異動届を提出しなければならぬ。

2 [略]

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月10日までに、別に定めるところにより知事に通知しなければならない。

2 [略]

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通
知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた

る議員に対し交付する。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第6条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は別に定めるところにより会派結成届を議長に提出しなければならぬ。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定めるところにより会派異動届を提出しなければならぬ。

2 [略]

(会派等の通知)

第7条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月10日までに、別に定めるところにより知事に通知しなければならない。

2 [略]

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通
知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた

後、毎四半期の最初の月の10日（その日が宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日に当たるときはその翌日）までに、別に定めるところにより当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、あらたに会派が結成されたとき又は議員となった者があったときは、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務調査費を当該会派又は議員に対し交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分から調整する。

5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならぬ。

6 一四半期の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者（死亡による場合にあつては、その相続人）は、議員でなくなつ

後、毎四半期の最初の月の10日（その日が宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日に当たるときはその翌日）までに、別に定めるところにより当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、あらたに会派が結成されたとき又は議員となった者があったときは、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を当該会派又は議員に対し交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分から調整する。

5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならぬ。

6 一四半期の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者（死亡による場合にあつては、その相続人）は、議員でなくなつ

た日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(政務調査費の用途)

第9条 会派及び議員は、政務調査費を別に定める使用基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書等)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、会派にあっては別記様式第1号により、議員にあっては別記様式第2号により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、年度の途中において、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式第1号により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員が、年度の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、当該議員であった者（死亡による場合にあっては、その相続人）は、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式第2号により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

た日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書等)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、会派にあっては別記様式第1号により、議員にあっては別記様式第2号により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、年度の途中において、会派が消滅した場合は、議員の任期満了により消滅した会派が、当該任期満了による一般選挙により当該任期満了の日の翌日に再び結成された場合を除く。）には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式第1号により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員が、年度の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合は、任期満了により議員でなくなった者が、当該任期満了による一般選挙により当該任期満了の日の翌日から再び議員となった場合を除く。

）には、第1項の規定にかかわらず、当該議員であった者（死亡による場合にあっては、その相続人）は、議員でなくなった日の

属する月までの収支報告書を、別記様式第2号により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならぬ。

4 前3項の収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「証拠書類」という。）を添付しなければならない。

（政務活動費の返還）

第11条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができたる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第12条 第10条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2・3 [略]

4 前3項の収支報告書には、政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「証拠書類」という。）を添付しなければならない。

（議長の調査）

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

（政務調査費の返還）

第12条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるものとする。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第13条 第10条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2・3 [略]

(透明性の確保)

第13条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に關し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

[略]

別表第1 (第2条関係)

会派に交付する政務活動に要する経費

<u>経 費</u>	<u>内 容</u>
<u>調査研究費</u>	<u>会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費</u>
<u>研修費</u>	<u>1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費</u> <u>2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費</u>
<u>広聴広報費</u>	<u>会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費</u>

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に關し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

[略]

要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第2条関係）

議員に交付する政務活動に要する経費

経費	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む）

	。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記

様式第1号(第10条関係)

[略]

別記

様式第1号(第10条関係)

[略]

年度政務調査費に係る収支報告について

宮崎県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第2項）の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

年度政務調査費収支報告書

[略]

1 収入 円
 2 支出 (単位：円)

項目	支出額	備考
[略]		
会議費	[略]	
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
[略]		

[略]

[略]

年度政務活動費に係る収支報告について

宮崎県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項（第2項）の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

[略]

1 収入 円
 2 支出 (単位：円)

項目	支出額	備考
[略]		
広聴広報費	[略]	
要請陳情等		
活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
[略]		

[略]

[略]

様式第2号（第10条関係）

[略]

年度政務調査費に係る収支報告について

宮崎県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

様式第2号（第10条関係）

[略]

年度政務活動費に係る収支報告について

宮崎県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務調査費収支報告書

[略]

1 収入 円

2 支出 _____ (単位：円)

項目	支出額	備考
[略]		
会議費	[略]	
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
[略]		

年度政務活動費収支報告書

[略]

1 収入 円

2 支出 _____ (単位：円)

項目	支出額	備考
[略]		
広聴広報費	[略]	
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
[略]		

[略]	[略]
[略]	[略]

(宮崎県議会基本条例の一部改正)

第3条 宮崎県議会基本条例（平成24年宮崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>政務調査費</u>)</p> <p>第15条 議員の<u>調査活動、広報広聴活動等の調査研究に資するため必要な経費の一部として、宮崎県政務調査費の交付に関する条例</u>（平成13年宮崎県条例第29号。次項において「<u>政務調査費交付条例</u>」という。）で定めるところにより、会派及び議員に<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>2 会派及び議員は、<u>政務調査費交付条例</u>で定めるところにより、<u>政務調査費</u>の用途を明らかにしなければならない。</p>	<p>(<u>政務活動費</u>)</p> <p>第15条 議員の<u>調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、宮崎県政務活動費の交付に関する条例</u>（平成13年宮崎県条例第29号。次項において「<u>政務活動費交付条例</u>」という。）で定めるところにより、会派及び議員に<u>政務活動費</u>を交付する。</p> <p>2 会派及び議員は、<u>政務活動費交付条例</u>で定めるところにより、<u>政務活動費</u>の用途を明らかにしなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の宮崎県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に同条の規定による改正前の宮崎県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、新条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(修正の動議)</p> <p>第19条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならぬ。</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p>第64条 [略]</p> <p>2 議会運営委員会が、<u>法第109条の2第4項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第19条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならぬ。</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p>第64条 [略]</p> <p>2 議会運営委員会が、<u>法第109条第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>第10章 公聴会及び参考人</p> <p><u>(公聴会開催の手続)</u></p> <p>第90条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p><u>(意見を述べようとする者の申出)</u></p> <p>第91条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で、その理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならぬ。</p> <p><u>(公述人の決定)</u></p>

第92条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、その一方に偏らないように公述人を選ばなければならぬ。

（公述人の発言）

第93条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならぬ。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏な言動があったときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第94条 議員は、公述人に対し質疑することができる。

（参考人）

第95条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前2条の規定は、参考人について準用する。

第90条・第91条 [略]

第11章 辞職及び資格の決定

第92条～第99条 [略]

第12章 規律

第100条～第108条 [略]

第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第109条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第91条第2項（秘密の保持）の規定の違反に係るものについては、この限りではない。

第110条～第115条 [略]

第14章 会議録

第116条～第119条 [略]

第15章 協議又は調整を行うための場

第120条 [略]

第16章 議員の派遣

第121条 [略]

第17章 補則

第122条 [略]

別表（第120条関係）

[略]

第96条・第97条 [略]

第12章 辞職及び資格の決定

第98条～第105条 [略]

第13章 規律

第106条～第114条 [略]

第14章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第115条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第97条第2項（秘密の保持）の規定の違反に係るものについては、この限りではない。

第116条～第121条 [略]

第15章 会議録

第122条～第125条 [略]

第16章 協議又は調整を行うための場

第126条 [略]

第17章 議員の派遣

第127条 [略]

第18章 補則

第128条 [略]

別表（第126条関係）

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定廃棄物の最終処分場建設候補地の選定手順の改善等を
求める意見書

昨年3月の福島第一原子力発電所事故によって大気中に放出された放射性物質により汚染されたごみ焼却灰や浄水発生土、下水汚泥等が発生し、この処理が懸案となっている。

放射性物質で汚染された廃棄物について、放射性物質汚染対処特措法（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法）では、8,000ベクレル/キログラム以上の廃棄物を「指定廃棄物」とし、国の責任において処分することを定めている。

また、同法に基づく基本方針では、「指定廃棄物」の最終処分地をそれぞれが排出された都道府県内に設けることとしており、本年9月、国は栃木県矢板市と茨城県高萩市の国有林野を「指定廃棄物」の最終処分場の候補地として選定し、両市に通告した。しかしながら、事前の選定プロセスの段階から国からの説明が一切無い中での通告であったこと、環境への影響、風評被害等が懸念されることから、両市は国に対して計画への反対を表明している。

よって、国においては、「指定廃棄物」の最終処分場の候補地選定にかかる説明責任を果たすとともに、懸念される環境の汚染や人の健康への影響、風評被害等への対策に万全を期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長				殿
参議院議長	平	田	健	二 殿
内閣総理大臣	野	田	佳	彦 殿
環境大臣	長	浜	博	行 殿
総務大臣	樽	床	伸	二 殿
内閣官房長官	藤	村		修 殿

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の 開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

難病といわれる疾病には有効な治療薬・治療法がなく、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）は、医療上の必要性が高く、他の医薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要である。

例えば、遠位型ミオパチーは、体幹部より遠い部分から徐々に筋力が低下していく進行性の筋疾患で、国内400から500人程の希少疾病である。多くは20から30歳代で発症の後、手足の筋力から低下し、やがては寝たきりになる可能性の大きな病気である。患者は、日々進行する病状に計り知れない不安を抱きながら生活しているという深刻な状況に置かれている。

しかしながら、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品については、臨床試験の困難さや市場規模の小ささ等により開発が進まないのが現状である。

よって、国においては、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発を促進・支援するため、速やかに下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。
- 2 遠位型ミオパチーをはじめとする希少疾病に関する研究事業の更なる充実強化と継続的な支援を行うこと。
- 3 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	殿
参 議 院 議 長	殿
平 田 健 二	殿
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 殿
文 部 科 学 大 臣	田 中 眞 紀 子 殿
厚 生 労 働 大 臣	三 井 辨 雄 殿
経 済 産 業 大 臣	枝 野 幸 男 殿
内 閣 官 房 長 官	藤 村 修 殿

メタンハイドレートの実用化を求める意見書

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在、日本では原子力に依存しない新しい国づくりへの取組が求められている。そのためには、新しいエネルギー資源の開発や再生可能エネルギーの利用拡大などで、分散型エネルギー社会を構築することが望まれる。

そうした中で、国内の天然ガス消費量の100年分にも相当するとの試算もあるメタンハイドレートが、新たなエネルギー資源として注目されており、日本では地層中でメタンガスと水に分解し、回収する「減圧法」により世界で初めて連続生産に成功、今年2月には産出試験に向けた事前の掘削作業が東部南海トラフ海域で行われるなど、同開発技術で世界の先頭を走っている。

エネルギー多消費国でありながら、その多くを輸入に頼っている日本にとって、国内で資源を開発し、供給源を求めていくことは、将来のエネルギー安全保障を確立する上で避けられない国家の重要課題であり、原子力発電依存を段階的に縮小していくためにも、メタンハイドレートは貴重な国内資源として一日も早い実用化が求められている。

よって、国においては、メタンハイドレートの実用化を図るため、速やかに下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 現在の掘削事業以外に可能性のある他の海域でも採掘が開始できるよう大胆な予算投入を行うこと。
- 2 掘削技術を中心とした人材の確保や産学連携、民間投資を促す国家的プロジェクトとして事業の安定性に資する予算措置を行うこと。
- 3 単なる開発・研究に留まることなく、将来の経済成長や商業化を見通したマネジメント体制を構築すること。
- 4 開発技術と商用化の方途をモデル化し、他国の資源開発にも貢献できるよう技術とノウハウの輸出も検討課題として推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 殿
文 部 科 学 大 臣	田 中 眞 紀 子 殿
経 済 産 業 大 臣	枝 野 幸 男 殿
内 閣 官 房 長 官	藤 村 修 殿

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を 求める意見書

森林には、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に、地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものが二酸化炭素吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」を今年10月から導入したところであるが、その使い道は、地球温暖化対策の一つであるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制施策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には全く充てることができない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保した上で、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用さらには木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地域経済の活性化と雇用の確保が図られることとなることから、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

よって、国においては、平成25年度の政府予算編成において、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化対策を着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置付け、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するための措置を講じること。
- 2 確保した財源によって、森林と路網の整備を進めるとともに、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスの利用促進や二酸化炭素排出抑制対策にもつながる住宅分野における建築用材など木材の利用への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長			殿
参議院議長	平 田	健 二	殿
内閣総理大臣	野 田	佳 彦	殿
財務大臣	城 島	光 力	殿
農林水産大臣	郡 司	彰	殿
経済産業大臣	枝 野	幸 男	殿
環境大臣	長 浜	博 行	殿
内閣官房長官	藤 村	修	殿

請 願 一 覽 表

委員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 統		
總 務 政 策	1	—	1	
厚 生	1	—	1	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 產	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	4	—	4	
計	6	—	6	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第24号	受理年月日	平成24年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願</p> <p><u>請願項目と趣旨</u></p> <p>1 学費と教育条件の公私格差を解消するために、私学助成をせめて公立並みに増額してください。</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>公立高校授業料の無償化に伴い、私立高校にも平成22年度より「高等学校就学支援金」として月額9,900円が給付されるようになりました。これによって、子どもを私学に通わせ易くなったかという、残念ながら「県立志向」の傾向はますます強くなっています。</p> <p>理由は、私立高校の学校納付金が、まだまだ高額であるということです。</p> <p>例えば、県立高校の入学金が5,650円であるのに対し、私立高校は約10～14万円です。さらに私立高校の場合、入学時に払う「特別施設費」が2～7万円にも上ります。制服・カバン等にかかる費用も高く、公立で6～7万円台、私立は7～9万円台です。父母が入学時に一度に支払わなければならない金額は、ゆうに30万円を超えるのです。(公立は約14万円)</p> <p>さらに、スクールバスや寮費などの必要なケースも多く、経済的理由で進路の選択肢から外されてしまうのです。</p> <p>子どもたちがお金の心配なく学べるように、私学助成をせめて県立高校並みに近づけていくための、保護者の負担軽減につながる措置を講じてください。</p>		

紹介議員	西村 賢 鳥飼 謙二 凶師 博規 前屋敷恵美
摘要	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第25号	受理年月日	平成24年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎市大島町天神前1175番地3 宮崎県民主医療機関連合会 会長 末岡 常昌		
請願の件名	<p>医療費の窓口負担の軽減に関する意見書提出を求める請願</p> <p>医療機関窓口払いの負担の重さが、治療の必要な人たちを医療から遠ざける事態を深刻化させています。医療を無理に切り詰めることは健康を破壊し、命にかかわる重大問題です。誰もが経済的な負担を気にせず受診できるように、窓口負担の引き下げが急がれます。</p> <p>日本医師会が9月に発表したアンケート結果は、高すぎる窓口負担が、患者が医療を受ける機会を妨げている実態を明らかにしました。3割負担を「とても負担だ」「やや負担だ」と回答した人は66.5%に達しました。深刻なのは「過去1年間に経済的理由で受診を控えたことがある」人が10%を超えたことです。「症状が悪化したことがある」人は受診を我慢した人の半数以上になりました。窓口負担が障害になって比較的身近な医療機関でさえ足を運びにくくなっていることを示しています。</p> <p>厚労省の調査でも1,000～3,000円の窓口負担を重く感じる人が年収200万円未満の層で多く、年収400万～600万円未満の層の2.5倍でした。収入が少ないほど窓口負担に苦しんでいることを浮き彫りにしています。</p> <p>受診が遅れ、重症化するほど医療費はかさみます。早期受診・治療が医療費を抑え、医療保険財政の改善にもつながります。</p> <p>以上のようなことから、下記の事項について国に対して意見書を提出下さいますよう請願致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 誰もが経済的な負担を気にせず受診できるように、医療費の窓口負担を軽減すること。</p>		

紹介議員	前屋敷恵美
摘要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第26号	受理年月日	平成24年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>1 小中高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>宮崎県では、現在小学校1年生と2年生については30人以下学級（35人以下の学年は除外）が実施され、ゆとりある教育条件が実現されています。しかし、国庫負担が付かないもとの、宮崎県独自の財政措置を行わずに実施されています。特別な増員なしで実施されているため、高学年では専科教員が配置できなくなるなど、逆に教育条件が低下しています。「これまで少人数学級で過ごしてきた児童たちが、3年生に上がって急に落ち着かなくなった」という実態が聞かれます。</p> <p>少人数学級の有効性が認められてきている今日、教育の機会均等という立場からも、国の責任で「30人学級」を実現していくべきです。2011（平成23）年度から、「小学1年生についてのみ『35人以下』」と法改正が行なわれました。引き続き、国の制度として学年の拡大が実施されるよう求めます。</p> <p>高校の職業科については高度な実験実習を伴うために「25人以下学級」を、また、様々な困難をかかえている定時制については「20人以下学級」が必要です。</p>		

2 義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について国に意見書の提出を求める請願

《請願の趣旨》

2006（平成18）年度より、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられました。そのため、教職員給与費の県の負担が2分の1から3分の2となり、従来の33%も増えてしまいました。そのためか、最近特に臨時的任用の教職員が増えています。また、非常勤講師も増えています。教職員の身分は、安定したものでなければ教育の質の向上は実現できません。仮に、国が30人以下学級制度に踏み出すとしても、国庫負担割合が3分の1の現状では、その財政的な負担は都道府県に重くのしかかり、教職員の増員は困難です。教育条件の低下が懸念されます。

紹介議員	前屋敷恵美 凶師 博規 鳥飼 謙二
摘要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第27号	受理年月日	平成24年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>1 学級編制基準日を、4月1日にしてください。年度途中での学級減、職員減をしないでください。</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>十数年前に行なわれていた「年度当初からの41人学級」はほとんどなくなりましたが、学級編制基準日が現在は入学式・始業式の前日の正午とされているため、職員の配置が直前まで定まらず、新学期の準備に支障をきたしています。</p> <p>また、年度の途中で、児童生徒数に減があり学級そのものがなくなるといった場合に、職員の減員が行なわれるために、学校の全体の教科担任・校務分掌が大きく変動する事態となります。このような場合でも、教職員の減員を行なわずにすむようにしてください。</p> <p>なお、今年度から学級編制が市町村教育委員会からの「届出制」になりましたが、この場合でも、従来の県の役割を効果的に発揮できるよう運用してください。学級編制の基準日は4月1日としても、入学式・始業式の前日正午までの増学級に対しては、県教委の発令で教職員の配置をしてください。</p> <p>2 高校の入学金を不徴収とするとともに、授業料以外の学校納付金を軽減してください。</p>		

《請願の趣旨》

県立高校授業料の無償化は、経済的に困窮している家庭だけでなく、すべての保護者・生徒たちに希望を与えました。しかし、調べてみると、どの高校も毎月の納入額は4,000円台ですが、入学する際には制服・教科書・模試・実習費等、学科により費目は違うものの、平均14万円もの額を支払っているようです。

ここ数年、貧困と格差がますます拡大し、経済的に厳しい家庭が目に見えて増えてきています。小・中学校の段階で例を挙げれば、お金がかかるとい理由で部活動に入らない、修学旅行の費用が出せない、親が昼間と夜間と2つの仕事をして子どもと関われない、朝や夜を子どもだけで過ごすためまともな食事をしていない、・・・等々、生活保護も学用品補助も受けていない家庭にまで、日常の暮らしに困窮しているようすが見られるようになってきています。

今の時代、高校まで卒業していることは働くための最低条件となっており、高校を出ていなければ仕事に就くことは困難です。貧困が貧困を再生産しているという指摘もあります。

すべての子どもがお金の心配なく学ぶことができるよう、せめて入学金5,650円を不徴収とし、学校納付金が少しでも軽減されるよう働きかけてください。

- 3 学校が避難所としての機能を果たせるよう、耐震化をいっそうすすめてください。避難場所の確保や非常用食糧等を整備してください。

《請願の趣旨》

東日本大震災では、多くの学校が避難所となり地域の人々の命をつなぎました。宮崎県でも、地震の他、台風や大雨による洪水、火山の噴火と土石流等の際の避難所に指定されている学校は数多く、いざというときのための備えが必要です。

しかし実際には、段差があつて避難場所まで車椅子が通れなかったり、水や食料・毛布・乾電池などの備蓄が十分でなかったり、耐震化が遅れていたりする現状があります。

地域の防災拠点としての機能が果たせるよう、早急に見直しと整備をお願いします。

また、設備だけでなく、災害時に子どもや地域の住民の安全を確保する避難場所の確定と周知など、体制を整備することも重要です。東日本大震災の教訓を無駄にしないためにも、後延ばしでなく早急に対策を講じてください。

4 米飯を中心に、地元の食材を使った安全・安心の学校給食にしてください。

《請願の趣旨》

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達と国民の食生活の改善に重要な役割を果たしています。「食育」が見直されている今、学校給食への関心は年々高まっています。給食は単に昼食を提供するだけでなく、健康な体作りと学びの場でもあります。

原子力発電所の事故により放射能に汚染された食材が、加工食品として学校給食に持ち込まれているのではないかという声が寄せられています。子どもの健康のためにと宮崎に避難してこられたお母さん方の心配は、とくに深刻です。基準を満たしているからよいというのではなく、地元の新鮮で安全な食材を使った給食を、ぜひお願いします。

米どころえびのでは、ほぼ毎日が米飯給食で大変好評です。ふるさとへの愛着、地域との交流のため、また地産地消・地場産業を応援するためにも、安全な地元の食材を使ったメニューを増やしてください。

紹介議員	前屋敷恵美 凶師 博規 鳥飼 謙二
摘要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第28号	受理年月日	平成24年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>1 全国一斉学力調査の廃止について国に意見書の提出を求める請願</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>もともと児童生徒の学力傾向を把握する趣旨から始められた制度ですが、その当初から目的遂行にあたっては抽出調査だけで十分と言われてきたものでした。問題点は、以下の2点です。</p> <p>第一に、これまで以上に、地方自治体間および児童・生徒間の過度の競争を引き起こす要因となることです。過去、日本政府は国連の子ども権利委員会から「日本の過度な競争教育が子どもたちの人格発達にゆがみを生じさせている」と2度にわたり勧告を受けてきました。全国一斉学力調査の継続は、こうした勧告に反するばかりか、勧告が指摘している「子どもたちの人格発達のゆがみ」をいっそう深め広げる懸念があります。</p> <p>そもそも、日本ではすでに1961年から64年までの4年間、全国一斉学力テストがおこなわれたことがありました。しかし、成績が悪い子をテスト当日休ませたり、教師が子どもに答えを教えたりするなどの、教育とは無縁の事態が引き起こされ、国民的な批判が高まるなかで、とうとう中止に追い込まれたものです。それに近い事実が、現在も繰り返されています。</p>		

第二に、予算のむだ遣いの問題です。これを実施することにより、年間で数十億円もの巨額の予算が投じられています。それを教育現場の施設整備費や備品費、少人数学級の実施等に振り向けてほしいというのが教職員・保護者の声です。

このように、全国一斉学力調査の実施は、数々の問題点を含んでいます。全国一斉学力調査を廃止するよう、国に意見書を提出してください。

2 教員免許更新制度の廃止について国に意見書の提出を求める 請願

《請願の趣旨》

2009年度から本格実施となった教員免許更新制度ですが、民主党政権になってから、一旦は廃止の方向性が打ち出されたものの、制度が継続しています。本制度の導入にあたっては、「不適格教員の排除」と「教員の質の向上」が挙げられました。しかし、教員免許状とは、個人が何を学んだかを公証する制度であり、問題教員への対処については「分限処分」という制度がすでに存在します。

本制度のための法改正にあたり、全国都道府県教育長協議会も「都道府県教育委員会は、教員に対する分限処分等の権限を持っており、そのうえに講習の修了認定等を行う権限を持つことは、好ましくない。」といった懸念を表明していました。

全国都道府県教育長協議会が懸念した問題は、上記にとどまりません。

- 大学等が行う免許更新講習の内容、方法は、それぞれの大学の規模や特色によって異なることが予想され、修了認定に関して公平性を欠くおそれがある。
- （講習免除者に対する）曖昧な基準では認定について判断が難しく、公平性を欠くおそれがある。
- 学校における教育活動の現状において、講師等の臨時的な教員を一定数任用することは不可欠であり、講師が任用で

きない場合は、教育活動に大きな支障をきたす。

- 講習の受講にかかる交通費、宿泊費等は、特に、大学が少ない地域及び遠隔地等の受講者にとって大きな負担になる。
- 毎年10%程度の教員が更新講習の対象に該当するため、多くの学校において同一年度に複数の教員が更新講習を受講することになり、受講機会が限られると、受講時期が集中し、学校運営や授業等に支障をきたすことが予想される。また、土・日、長期休業中等であっても、部活動指導、補充授業等が行われている現状から、学校における教育活動に支障が出るおそれがある。

等々です。

そして、これらの懸念がいまや現実の問題となって、教育現場や関連する機関等の混乱と多忙化を招いております。そして、何より夢やロマンを持って教員をめざし、また勤務している教員を10年という期限付きの不安定な身分に処することによって、教員の生活に対する不安を招き、勤務意欲を減退させ、ひいては教育の土台そのものを切り崩してしまうのではないかととも言われています。

数ある免許の中で、教員の免許を取り立てて更新制にすることは、その他の免許との整合性を欠きます。また特に、公務員制度との整合性を欠くものです。

ぜひ、県議会の中でもご議論いただき、国に対して廃止の意見書を採用していただきたいと思いますと考えます。

紹介議員	前屋敷恵美 凶師 博規 鳥飼 謙二
摘要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第29号	受理年月日	平成24年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>ゆとりをもって子どもとふれあえるよう、教職員の増加を求めるとともに、障害の多様化に応じた手厚い人員配置を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>ゆとりをもって子どもとふれあえるよう、教職員を増やしてください。障害の多様化に応じた手厚い人員配置をしてください。</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>宮崎県では、現在小学校1年生と2年生については30人学級が実施され、成果も上がってきていると思います。しかし、30人学級のための教職員を増やさずに行なっているため、専科教員が減らされてます。専科教員は、音楽や理科や図工などの専門的な教育を担っているだけでなく、出張や休暇などで指導教員が不在となる時間を保障する教員としての役割も担っています。</p> <p>また、高学年と低学年の担任の授業時数のバランスをとるという意味も持っています。専科教員が少なくなるということは、専科教育が手薄になると同時に、高学年の教員の負担が増大します。また、休暇のとりづらい状況も生まれ、病気による休職者も増えています。</p> <p>教職員を増やしてゆとりある教育ができるようにすることが必要です。</p> <p>小中学校では、児童生徒の約6%が発達障害等があるといわれています。各学校にはコーディネーターが配置され、必要に応じて支援員がおかれています。しかし、多動性のある子どもや、車いすを使う子どもなどの支援におわれ、LD（学習障害）やコミ</p>		

	<p>コミュニケーションをとるのが苦手な子どもたちへの支援はほとんど行われていません。学校に一人の支援員ではなく、支援の必要な子ども一人一人へ支援ができるよう人員配置をお願いします。</p>
紹介議員	<p>前屋敷恵美 凶師 博規 鳥飼 謙二</p>
摘要	

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月21日	水	本 会 議	議長挨拶 開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（宮原義久議員、太田清海議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第31号上程 知事提案理由説明 議案第31号委員会付託 ----- 常任委員会（総務政策） ----- 常任委員長審査結果報告（総務政策） 採決（議案第31号）（可決） ----- 特別委員会（地域医療対策）
11月22日	木	休 会	（議案調査）
11月23日	金		
11月24日	土		
11月25日	日		
11月26日	月	休 会	（議案調査）
11月27日	火	本 会 議	議案第32号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（黒木正一議員、高橋 透議員、新見昌安議員、 山下博三議員）
11月28日	水		一般質問（松村悟郎議員、河野哲也議員、内村仁子議員、 押川修一郎議員）
11月29日	木		一般質問（前屋敷恵美議員、中村幸一議員、太田清海議員、 井上紀代子議員）
11月30日	金		一般質問（二見康之議員、横田照夫議員、有岡浩一議員、 井本英雄議員）
12月1日	土		
12月2日	日		
12月3日	月	本 会 議	一般質問（田口雄二議員、坂口博美議員、渡辺 創議員） 採決（議案第32号）（同意） 議案・請願委員会付託

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月4日	火	休 会	常任委員会
12月5日	水		
12月6日	木		特別委員会
12月7日	金		(議事整理)
12月8日	土		
12月9日	日		
12月10日	月	本 会 議	<p>議員の辞職許可(外山 衛議員)</p> <p>常任委員長審査結果報告</p> <p>討論(議案第7号、第30号に反対、請願第24号、第25号、第28号不採択に反対)(前屋敷恵美議員)</p> <p>採決(議案第7号、第30号)(可決)</p> <p>採決(議案第1号～第6号、第8号～第29号)(可決)</p> <p>採決(請願第24号)(不採択)</p> <p>採決(請願第25号)(不採択)</p> <p>採決(請願第28号)(不採択)</p> <p>採決(請願第29号)(採択)</p> <p>採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定)</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第1号～第6号追加上程</p> <p>討論(議員発議案第5号に賛成)(前屋敷恵美議員)</p> <p>採決(議員発議案第1号～第6号)(可決)</p> <p>選挙管理委員及び同補充員の選挙</p> <p>閉 会</p>

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 三 博

宮 崎 県 議 会 副 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 議 員 宮 原 義 久

宮 崎 県 議 会 議 員 太 田 清 海